

## 目 次

1 . 平成 1 8 年 1 2 月 8 日 ( 金曜日 ) .....	3
2 . 議事及び会期日程表 .....	3
3 . 議事日程 ( 第 1 号 ) .....	4
4 . 開 会 .....	7
5 . 日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	7
6 . 日程第 2 会期の決定 .....	7
7 . 日程第 3 市長あいさつ .....	7
8 . 日程第 4 議案上程 ( 議第 1 7 6 号から議第 1 9 4 号まで ) .....	9
9 . 日程第 5 提案理由の説明 .....	10
10 . 日程第 6 報告 3 件 .....	14
11 . 日程第 7 請願・陳情の報告 ( 請第 3 号・陳第 9 号から陳第 1 7 号まで ) ...	15
12 . 日程第 8 決算特別委員長報告 ( 質疑・討論・採決 ) .....	15
13 . 散 会 .....	22
14 . 平成 1 8 年 1 2 月 1 4 日 ( 木曜日 ) .....	25
15 . 議事日程 ( 第 2 号 ) .....	25
16 . 開 議 .....	29
17 . 日程第 1 一般質問 .....	29
18 . 前田議員 質問 .....	29
19 . 横手議員 質問 .....	43
20 . 近松議員 質問 .....	50
21 . 吉田議員 質問 .....	65
22 . 福嶋議員 質問 .....	75
23 . 高村議員 質問 .....	83
24 . 萩原議員 質問 .....	87
25 . 内田議員 質問 .....	90
26 . 散 会 .....	96
27 . 平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日 ( 金曜日 ) .....	99
28 . 議事日程 ( 第 3 号 ) .....	99
29 . 開 議 .....	102
30 . 日程第 1 一般質問 .....	102

31. 田島議員 質問	102
32. 北本議員 質問	112
33. 堀本議員 質問	124
34. 青木議員 質問	142
35. 永野議員 質問	152
36. 江田議員 質問	162
37. 宮田議員 質問	166
38. 日程第2 議案の撤回	172
39. 日程第3 撤回理由の説明	172
40. 日程第4 採決	172
41. 日程第5 議案及び請願・陳情の委員会付託	173
42. 散 会	174
43. 平成18年12月22日(金曜日)	177
44. 議事日程(第4号)	177
45. 開 議	180
46. 日程第1 委員長報告	180
47. 総務委員長報告	180
48. 産業経済委員長報告	184
49. 建設委員長報告	185
50. 文教厚生委員長報告	187
51. 日程第2 質疑・討論・採決	191
52. 日程第3 委員長報告	199
53. 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告	199
54. 日程第4 質疑・討論・採決	201
55. 日程第5 委員長報告	202
56. 玉名バイパス建設促進特別委員長報告	202
57. 日程第6 質疑・討論・採決	203
58. 閉 会	205
59. 署 名 欄	206

第 1 号

1 2 月 8 日 (金)

平成18年第5回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
12	8	金	本会議	<p>開 会 宣 告 午前10時</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 議案上程（議第176号から議第194号まで）</p> <p>5 提案理由の説明</p> <p>6 報告3件</p> <p>7 請願・陳情の報告（請第3号・陳第9号から陳第17号）</p> <p>8 決算特別委員長報告（質疑・討論・採決）</p> <p>散 会 宣 告 （全員協議会）</p>
12	9	土	休 会	
12	10	日	休 会	
12	11	月	休 会	
12	12	火	休 会	
12	13	水	休 会	
12	14	木	本会議	一般質問
12	15	金	本会議	<p>1 一般質問</p> <p>2 議案及び請願・陳情の委員会付託</p>
12	16	土	休 会	
12	17	日	休 会	
12	18	月	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務委員会</li> <li>・ 建設委員会</li> </ul>
12	19	火	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業経済委員会</li> <li>・ 文教厚生委員会</li> </ul>
12	20	水	休 会	
12	21	木	休 会	
12	22	金	本会議	<p>委員長報告（質疑・討論・採決）</p> <p>閉 会 宣 告</p>

## 平成18年第5回玉名市議会定例会会議録(第1号)

議事日程(第1号)

平成18年12月8日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程(議第176号から議第194号まで)
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 報告3件
- 日程第 7 請願・陳情の報告(請第3号・陳第9号から陳第17号)
- 日程第 8 決算特別委員長報告(質疑・討論・採決)

散 会 宣 告

(全員協議会)

+++++

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程
  - 議第176号 平成18年度玉名市一般会計補正予算(第3号)
  - 議第177号 平成18年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)
  - 議第178号 平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
  - 議第179号 平成18年度玉名市下水道事業会計補正予算(第2号)
  - 議第180号 玉名市天水老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第181号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第182号 玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第183号 玉名市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第184号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第185号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について
  - 議第186号 有明広域行政事務組合の規約の一部変更について
  - 議第187号 熊本縣市町村総合事務組合の規約の一部変更について
  - 議第188号 第1次玉名市総合計画基本構想の策定について

議第 189 号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて

議第 190 号 工事請負契約の締結について

議第 191 号 業務委託契約の変更について

議第 192 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第 193 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第 194 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 報告 3 件

報告第 12 号 専決処分の報告について 専決第 11 号

報告第 13 号 専決処分の報告について 専決第 12 号

報告第 14 号 専決処分の報告について 専決第 13 号

日程第 7 請願・陳情の報告

請第 3 号 J R 不採用問題の早期全面解決を求める意見書の提出に関する請願

陳第 9 号 療養病床の廃止・削減の中止を求める意見書の提出に関する陳情

陳第 10 号 安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の大幅増員を求める  
意見書の提出に関する陳情

陳第 11 号 庶民大增税に反対し、国民健康保険の充実を求める意見書の提出に関する  
陳情

陳第 12 号 労働法制の規制緩和策中止を求める意見書の提出に関する陳情

陳第 13 号 障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書の提出に関する陳  
情

陳第 14 号 公的年金改善を求める意見書の提出に関する陳情

陳第 15 号 核兵器廃絶「非核平和自治体宣言」を求める陳情

陳第 16 号 健やかな子どもたちを育てる環境に関する陳情

陳第 17 号 障害者自立支援法の利用者負担軽減に関する陳情

日程第 8 決算特別委員長報告（質疑・討論・採決）

+++++

出席議員（30名）

1 番	萩原雄治君	2 番	中尾嘉男君
3 番	宮田知美君	4 番	北本節代さん
5 番	横手良弘君	6 番	前田正治君
7 番	近松恵美子さん	8 番	作本幸男君
9 番	福嶋譲治君	10 番	竹下幸治君
11 番	青木壽君	12 番	森川和博君

13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	松岡誠也君	事務局次長	梶山孝二君
次長補佐	中山富雄君	書記	和田耕一君
書記	松尾和俊君		

+++++

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	助役	高本信治君
総務部長	村田隆夫君	企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	牧野吉秀君
市民部長	田上敏秋君	福祉部長	元田充洋君
産業経済部長	谷口強君	建設部長	取本一則君
地域自治区 調整総室長	井上了君	出納局長	徳井秀憲君
岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	前田繁廣君	横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	田上均君
天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	望月一晴君	企業局長	中原早人君
教育委員長	坂本清一君	教育長	菊川茂男君
教育次長	杉本末敏君	監査委員	高村捷秋君

午前10時12分 開会

\*\*\*\*\*

議長（松田憲明君） おはようございます。

ただいまから平成18年第5回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（松田憲明君） 会議録署名議員を指名いたします。

13番議員 内田靖信君、14番議員 高村四郎君、以上の両君をお願いいたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第2 会期の決定

議長（松田憲明君） 会期についてお諮りいたします。このたびの会期については、12月1日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から12月22日までの15日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの15日間に決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第3 市長あいさつ

議長（松田憲明君） 次に、市長より発言の申し出がっておりますのでこれを許可いたします。

市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

市長（島津勇典君） おはようございます。

本日は、平成18年第5回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはずいぶんと寒くなり、師走のお忙しい中ではございますが、そろって御出席をいただき、審議を進めていただきますことに対し、感謝申し上げます。

まず、夕鶴等の作品で知られました劇作家木下順二氏が、10月30日にお亡くなりになりました。伊倉で代々続いた惣庄屋の家系に生まれられ、熊本市に移られてからもしばしば伊倉を訪れられ、平成6年の歴史博物館こころピア開館に際しては、木下家の書画や文書などの資料1,500点余りを寄贈いただき、御来臨の上に特別講演までいただいております。御逝去に対し、玉名市民を代表し、心から生前の御功績を称え、謹んで哀悼の意を表します。



去る9月26日に第90代になりますが、安倍内閣が発足することになりました。小泉内閣という極めて個性的な内閣のあとを受けられた安倍内閣でございますだけに、御苦労もひとしおかと思いますが、掲げられた改革の継続、教育、経済、財政、各範にわたる改革への歩みをとどめることなく、「美しい国、日本」の実現のために御奮闘いただくことを期待申し上げたいと思います。ただその中で、ぜひ地方への目線を怠ることなく、地方に一層の取り組み、充実も期待を申し上げておきたいと思います。

昨今、福島県、和歌山県、続いて九州の宮崎県でも知事あるいはその周辺をめぐる官製談合事件が取り上げられ、不祥事が続いております。市町についても、全国的には何人かの不祥事が起こっております。誠に遺憾な出来事であります。一方、夕張市の財政破たんは、唯一の老人ホームの閉鎖や公共料金の大幅な値上げなど市民に大きな不安を与えております。これらの出来事は、せっかく高まっていかなばならない地方分権への動きに水を差す出来事であると、極めて残念に受け止めております。市政を預かるものとして、市民の信頼と負託にこたえるために、改めて気を引き締めて市政の運営にあたる所存であります。

このような中で、私ども玉名市は、合併1年を通過しました。振り返ると、新幹線関連事業や208号バイパス等のハード事業は、私なりに比較的順調な進捗を見たを受け止めておりますが、旧市町間の行政制度や事業の一体的な推進のために、大きな労力を使った1年でもあったと感じております。老人会、婦人会、体育協会等の組織の一本化や検診体制、保険料、保育料などの統一は、合併協議をもとに調整を進め、実現できたと承知してありますが、痛みが先にきた部分やなお調整すべき項目を多数抱えており、市民の一体感と同時に、各種制度や組織が市民生活になじむよう、引き続き努力してまいりる所存であります。

明るいニュースとしては、「菊池川堤防のハゼ並木」が、国の登録記念物としては国内初めて植物分野としての登録に向けて、国の文化審議会から文部科学大臣に答申され、近々正式に登録される予定と聞いております。また、今年の夏から秋にかけて、玉名町小の全国のハンドボール大会で男子が優勝し、女子が準優勝するなど、子どもたちを中心にして、各種目で大変な活躍をしてくれたことは、市民に大きな喜びと感動を与えてくれたと受け止めております。

そういう中での最近の市政の主な取り組みではありますが、新市になって初めての基本構想として、「信頼と勇気ある改革」を基本理念とし、また「人と自然がひびきあう県北の都玉名」を将来像に掲げた総合計画の基本構想案を本議会に提案しており、議決の際は、今後10年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものであります。市民の関心の高い新庁舎建設の基本構想の策定にあたりましては、市民の皆さまの御意見を可能な限り反映させようと9月末に市政フォーラムを開催し、市民代表や有識者の

方々から貴重な御提案をいただいたところでございます。また、それぞれの地域自治区において、10月末から11月にかけて行なわれた地域協議会でも御意見を聴取し、さらに先月24日には、市議会全員協議会におきまして議員各位の御意見を拝聴する機会を設けさせていただいたところであります。今後は、このような場で拝聴いたしました御意見を踏まえ、市民の皆さまにとって関心の強い問題である新庁舎の建設位置について、早い時期に決断し、年度内には基本構想を確定させ、次の段階へ移れるよう進めていきたいと考えております。玉名バイパスにつきましては、現在暫定供用区間2.3キロメートルに加え、起点の寺田から県道玉名山鹿線の2キロメートルについても、平成19年度内供用開始に向けて順調に工事が進捗しております。一方、立願寺から終点の岱明町開田までの4.2キロメートルにつきましても、7月に地元関係者の方々に対し計画説明会が実施され、現在は建物調査や用地測量等が行なわれており、用地買収に向けての準備が進んでおります。今後も引き続き、九州新幹線の全線開業にあわせた玉名バイパスの全線供用を目指し、県と一体となって国に対し働きかけるとともに、総力を挙げて事業推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、九州新幹線関連事業であります、仮称新玉名駅の駅舎デザインについては、幅広い市民等からいただいた御意見をもとに、本年6月、駅舎の建設事業主体である鉄道運輸機構に提言書を提出し、先般その要望を取り入れた内容の駅舎デザインの素案が機構から示されたところであります。機構によりますと、この素案をベースとし、今後市と修正や調整を行ないながら、本年度末までにデザインを固め公表したいとのこととあります。駅名につきましても、玉名青年会議所が中心となり、フォーラムが開催されるなど新幹線開通を契機とするまちおこしの機運が高まりつつあります。その他にも市が取り組むべき各種事業に全力を挙げる所存でありますので、議員各位の格別の御理解と御協力をお願いいたします。

今議会には、一般会計並びに特別会計補正予算案4件、条例関係5件、広域連合の設置1件、基本構想の策定1件、人事案件3件、規約の変更2件、事業の計画概要1件、契約関係2件、報告3件と各方面にわたり多数の議案を御提案申し上げます。具体的な事柄につきましては、企画財政部長、助役等からのちほど御説明をさせていただきます。

以上、いろいろ申し上げましたが、暮れのお忙しい中ではございますけれども、皆さま方の御審議をお願いを申し上げて、12月定例議会開会のごあいさつにさせていただきます。お世話さまになります。

\*\*\*\*\*

日程第4 議案上程（議第176号から議第194号まで）  
議長（松田憲明君） これより議案を上程いたします。

議第 176 号平成 18 年度玉名市一般会計補正予算（第 3 号）から、議第 194 号人権擁護委員候補者の推薦についての議案 19 件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第 5 提案理由の説明

議長（松田憲明君） ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

企画財政部長 牧野吉秀君。

[ 企画財政部長 牧野吉秀君 登壇 ]

企画財政部長（牧野吉秀君） おはようございます。

ただいまから議第 176 号から議第 179 号までの補正予算関係 4 件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。初めに、議第 176 号平成 18 年度玉名市一般会計補正予算（第 3 号）でございますが、今回御提案いたしております補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、御提案をいたすものでございます。お手元に配付いたしております資料を御覧いただきたいと思っております。第 1 表歳入歳出予算補正につきましては歳入歳出それぞれ 4,988 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 278 億 4,800 万円とするものでございます。まず歳入の主なものを申し上げますと、1 款市税は 460 万円の増額、12 款分担金及び負担金は 791 万 8,000 円の減額で、農業施設災害復旧費分担金の減によるものでございます。13 款使用料及び手数料は 1,946 万 6,000 円の減額で、指定管理者制度導入によりましてところの使用料の減が主なものでございます。14 款国庫支出金は 3,778 万 8,000 円の減額で、主なものは、災害復旧費の減とまちづくり交付金 1,919 万 7,000 円の増、住宅費補助金 346 万 8,000 円の増が主なものでございます。15 款県支出金は 1,935 万 5,000 円の増額で、農林水産業費補助金 2,010 万 1,000 円の増が主なものでございます。16 款財産収入は 4,353 万 5,000 円の増額で、土地売払収入の 1,467 万 7,000 円の増と草枕温泉てんすいの解散によりまして出資金の清算分といたしまして 2,885 万 8,000 円の増でございます。18 款繰入金は減債基金からの繰り入れで、2,485 万 9,000 円の増額でございます。19 款繰越金は、前年度からの繰越金で 2,644 万 6,000 円の増額でございます。21 款市債は 1,500 万円の減額で、主なものは災害関係の減によるものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。2 款総務費は 2,760 万円の増額で、草枕温泉てんすい清算金 2,885 万 8,000 円を市有施設整備基金に積み立てることが主なものでございます。3 款民生費は 1,645 万円の増額で、主なものは障害福祉費の障害者自立支援法に係るものと福祉バス購入によりまして社会福祉協議会への補助金 5

20万9,000円の増が主なものでございます。6款農林水産業費は2,058万8,000円の増額で、主なものは農業振興費補助金の増によるものでございます。7款商工費は468万1,000円の増額で、山田の藤トイレ整備の補助金としましてお願いするものでございます。8款土木費は2,950万2,000円の増額で、街路事業、都市再生整備事業、住宅管理事業の増によるものでございます。9款消防費は652万7,000円の増額で、有明広域行政組合負担金の増が主なものでございます。10款教育費は1,561万7,000円の増額で、主なものは玉名小学校、岱明中学校の特殊学級設置による増と、要保護・準要保護生徒就学援助費の増によるものでございます。11款災害復旧費は9,631万2,000円の減額で、農林水産施設災害復旧費8,428万2,000円の減と公共土木施設災害復旧費790万8,000円の減でございます。12款公債費は2,404万5,000円の増額で、簡易生命保険資金の繰上償還として2,485万9,000円の増が主なものでございます。

次に、第2表地方債補正につきましては、変更といたしまして、海岸保全施設整備事業負担金が340万円から460万円に、県営農免道路整備事業負担金が1,760万円から2,020万円に、畑地帯総合農地整備事業負担金が990万円から1,270万円に、まちづくり交付金事業が5億2,500万円から5億2,040万円に、公営住宅建設事業が1,510万円から1,930万円に、災害復旧事業費が1億1,920万円から9,800万円にそれぞれ限度額の変更をお願いするものでございます。

以上が一般会計補正予算の説明でございます。

次に、議第177号平成18年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)でございます。歳入歳出それぞれ1億9,833万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億6,422万2,000円とするものでございます。歳入の主なものは、1款支払基金交付金は1億5,481万9,000円の増額でございます。2款国庫支出金は、医療費負担金2,878万1,000円の増額でございます。3款県支出金は、老人医療費負担金719万5,000円の増額でございます。4款繰入金は、一般会計からの繰入金753万6,000円の増額でございます。

次に歳出の主なものは、2款医療諸費の医療給付費負担金1億9,799万円の増が主なものでございます。

次に、議第178号平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出それぞれ56万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億3,946万円とするものでございます。主な内容は、歳出の建設事業費委託料から工事請負費に組み替えによる増額で、歳入においては、その財源調整のためのものでございます。

最後に、議第179号平成18年度玉名市下水道事業会計補正予算(第2号)につ

いてでございます。収益的収入及び支出の補正につきましては、支出で1款下水道事業費用50万9,000円の減額でございます。

次に、資本的収入及び支出の補正でございますが、収入につきましては、公共下水道事業債750万円と国庫補助金1,000万円の増額でございます。支出につきましては、施設建設費2,035万円と企業債償還金505万円の増額でございます。

次に、企業債の補正につきましては、変更といたしまして、公共下水道事業債5億1,660万円から5億2,410万円に限度額を変更するものでございます。

以上、議第176号から議第179号までの補正予算関係4件につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会におきまして御説明を申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（松田憲明君） 助役、高本信治君。

〔助役 高本信治君 登壇〕

助役（高本信治君） おはようございます。私の方からは、今議会に提出しております議案のうち条例等案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページをお願いいたします。議第180号玉名市天水老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは指定管理者に利用料金を収受させるため、条例の整備を図るものでございます。改正の主な内容は、指定管理者の経営努力による利用料金の増収が図られるとともに、市にとりましても利用者の増加及び会計事務の省力化等の利点があることを考慮して、利用料金収受のための条項を加えるものでございます。

次に3ページ、お願いいたします。議第181号玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、障害者自立支援法の施行に伴い、条例の整備を図るものでございます。改正の主な内容は、法律改正により、医療費の定義を改めるとともに、文言の整備を行なうものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。議第182号玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市立天水中学校の改築移転に伴い、条例の整備を図るものでございまして、天水中学校の位置を改めるものでございます。

次に、5ページの議第183号玉名市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも前号と同じく、玉名市立天水中学校の改築移転に伴い、社会体育施設を学校施設へ変更し、あわせて玉名市横島グラウンドの使用の適正化を行なうため、休場日や使用時間等を定めるなどの条例の整備を図るものでございます。

7ページをお願いいたします。議第184号玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも前号と同じく、玉名市立天水中学校の改築移転に伴い、条例の整備を図るものでございまして、第2条に天水中学校の照明施設を加えるものでございます。

8ページをお願いいたします。8ページから13ページまでですが、議第185号熊本県後期高齢者医療広域連合の設置についてでございますが、これは高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務の一部を広域にわたり処理するため規約を定め、熊本県後期高齢者医療広域連合を設けるものでございまして、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

飛びまして、14ページをお願いいたします。議第186号有明広域行政事務組合の規約の一部変更についてでございますが、これは地方自治法の一部改正に伴い、収入役を会計管理者に、吏員を職員に規約改正するものでございます。

次の15ページですが、議第187号熊本縣市町村総合事務組合の規約の一部変更についてでございますが、これは消防組織法の一部改正に伴い、規約中に引用しております法律の条項を改めるものでございます。

16ページでございます。議第188号第1次玉名市総合計画基本構想の策定についてでございます。これは、市がその市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるには、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。内容につきましては、所管の委員会において御説明申し上げますので、御審議の上御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、17ページ、議第189号土地改良事業の計画の概要を定めることについてでございますが、これは市が土地改良事業を実施するときは、土地改良法第96条の2第2項の規定により、その計画の概要について議会の議決を得る必要があるためでございます。計画の内容ですが、大園地区の排水路の整備を行なうことにより、水田の汎用化及び維持管理の節減並びに農業経営の安定向上を図るものでございます。

19ページをお願いいたします。議第190号工事請負契約の締結についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によるものでございまして、玉名市農業集落排水事業の大開地区汚水処理施設を新設するにあたって、地盤改良及び基礎杭打ち等の土木工事一式を行なうものでございます。11月6日に10業者による指名競争入札を実施し、入札の結果、福岡市の株式会社鴻池組九州支店が2億3,730万円で落札したところでございます。現在、同社と仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきましたのちに、本契約の締結をいたすものでございます。

20ページをお願いいたします。議第191号業務委託契約の変更についてでございますが、これは平成18年8月2日議決の業務委託契約の締結についての一部を変更するものでございまして、国の補助事業で認められなかった児童生徒用パソコン276台及び普通教室、特別教室用パソコン81台を市の単独事業で追加して整備することとしたことに伴い、契約金額が5,103万3,507円の増額になりますことから、議決事件の変更を行なうものでございます。市単独事業でのパソコンの整備につきましても、操作性に違いが生じることがないように、国の補助事業で整備を行なう同一の機種を整備することとし、また機器の調達、接続環境の設定及び動作確認といった作業を一体的に行なうことが望ましいために、増額分につきましても西日本電信電話株式会社熊本支店に委託することとし、同社と変更の仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきましたのちに、本契約の締結をいたすものでございます。

以上が、条例案件等の提案理由でございます。御審議いただき、速やかに御承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

市長（島津勇典君） それでは、議第192号から議第194号までの人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員廣瀬征雄氏が平成19年3月31日をもって任期満了となるため、高井薫氏を、同じく現委員和田恭次氏が同日をもって任期満了となるため、荒木修太氏を、同じく現委員荒木守氏が同日をもって任期満了となるため、同氏をそれぞれ推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくお願いをいたします。ちなみに、先ほどの全員協議会においてお話がございましたので、付け加えさせていただきます。人権擁護委員は、法務大臣に対して各市町村からその委員の候補者を推薦するものでございます。私どもの玉名市の場合に、旧玉名市が5名、岱明町が4名、天水町が3名、横島町が3名、計15名の人権擁護委員を推薦しているところでございます。4日から10日まで人権擁護週間でございますが、主な業務としては、人権にかかわるこういう週間行事でありますとか啓発時等に御努力をいただき、また月に当番日が決められているそうでございますが、法務局の方で人権の相談等に預かっていただき、そういう事柄が主な任務かと承知をしております。法務大臣の委嘱でございますので、いろんなルールは非常にシビアなものがあると受け止めております。以上です。

議長（松田憲明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

日程第6 報告3件

議長（松田憲明君） 次に報告第12号専決処分の報告について、ほか2件の報告があります。

議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[総務部長 村田隆夫君 登壇]

総務部長（村田隆夫君） おはようございます。

ただいまから報告3件について御説明を申し上げます。議案の24ページでございます。はじめに報告第12号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定のより、これを報告するものでございます。内容といたしまして、平成18年8月10日午後6時ごろ、田上敏秋氏が運転する乗用車が六田のドラッグスーパーコスモス店前の路上において、市道敷きに布設している下水道マンホールが突き出ていたため、乗用車の底部に接触し、破損したものでございます。相手方への損害賠償といたしまして、当市は85%に当たる50万6,871円を支払ったものでございます。

次に、報告第13号専決処分の報告についてでございますが、前号と同じく地方自治法の規定に基づき報告するものでございます。内容といたしまして、平成18年7月11日午後11時ごろ、塚川寛樹氏が運転する乗用車が市道六栄線友田踏切付近において、路上に生じた穴に落ち、車両左前輪及び左後輪のホイールを破損したものでございます。相手方への損害賠償といたしまして、当市は60%に当たる33万7,680円を支払ったものでございます。

次に、報告第14号専決処分の報告についてでございますが、これも地方自治法の規定に基づき報告するものでございます。内容といたしまして、平成18年9月23日午後10時20分ごろジャスコ玉名店駐車場において、市職員が運転する公用車が駐車中の木村洋介氏が所有する乗用車の右後部オーバーフェンダーに接触し、破損させたものでございます。相手方への損害賠償といたしまして、当市は100%に当たる7万4,125円を支払ったものでございます。

以上で、報告の説明を終わります。

議長（松田憲明君） 以上で報告の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第7 請願・陳情の報告

議長（松田憲明君） 次に、請願・陳情の報告をいたします。今回請願1件、陳情9件が提出されております。内容につきましては、お手元にその要旨を配付しておりますので説明を省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第8 決算特別委員長報告（議員提出第3号）



議長（松田憲明君） 次に、継続審査となっております議第143号平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第155号平成17年度玉名市下水道事業会計決算についてまでの決算議案13件について、決算特別委員長の報告を求めます。

議長（松田憲明君） 決算特別委員長 林野 彰君。

〔決算特別委員長 林野 彰君 登壇〕

決算特別委員長（林野 彰君） おはようございます。ただいまから決算特別委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。

決算委員会は、10月30日から31日までの2日間にわたり審査を行ないました。今般、委員会に付託されました案件は、議第143号平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第155号平成17年度玉名市下水道事業会計決算までの議案13件であります。今般の決算委員会は、合併後の平成17年10月3日から平成18年3月31日までの半年間の決算であります。合併により、それぞれの旧自治体での決算の執行時期など状況が異なっており、決算項目によっては、収入未済額や不用額が高額になっているものが見受けられました。審査の方法は、執行部の説明の都合上、またよりスムーズな進行のため、別途作成しました平成18年度（17年度）決算分特別委員会審査分割表に沿って審議を進めましたが、ここでの御報告に関しましては、付託されました議題に沿って御報告申し上げます。

まず、議第143号平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算の審査であります。歳入、歳出と執行部より歳入歳出決算書事項別明細書により説明があった後、まず全体的に不用額の金額が高額になっているものが数多く見受けられるため、その内容についての説明が委員から求められました。特筆すべき質疑、答弁は、以下のとおりであります。民生費の社会福祉費、障害福祉費のうち、扶助費の不用額が6,134万円計上されているが、これほど高額になった理由についての質疑が委員から出されました。執行部より、次の答弁がありました。1市3町が昨年10月3日に合併した後、それぞれが有していた福祉予算の扶助費を合算し、12月に本予算に切りかえたものです。執行事業数は26事業であり、予算額の87%の執行率であります。扶助費は福祉行政の根幹であり、合併直後における施策の不足額が発生しないように執行を優先したため、このような不用額の発生に至ったところであります。今後の予算の編成に対しては、かかる事態にならないように最善をつくしたい旨の答弁がありました。同じく民生費の社会福祉総務費のうち、社会福祉協議会に対する負担金補助金及び交付金において、1,080万円と1,028万円の補助金が記されているが、その内容についての質疑に対し、執行部より、岱明総合支所において負担行為により支出命令が合併前に出されており、町社会福祉協議会補助金と明記し、その他のものを社会福祉協議会補助金と分けて計上されているとの答弁でありました。農林水産業費の水産業費、漁港建設費の繰

越明許費 5,000 万円についての質疑があり、執行部からノリの収穫期との兼ね合いから、ノリ養殖終了を待って着手するため繰越明許するものであって、対象漁港は玉名漁港の大浜地区及び滑石地区と岱明町大正開漁港である旨の回答がありました。農林水産業費の不用額についても質疑されました。執行部より、工事請負費や委託料、また需用費など入札残等によるものと答弁がありました。委員から、農業は現在不振が続いており、不用額の出ないような執行を強く要望する旨の発言がっております。玉名市において、台風・大雨による 390 力所に及ぶ災害復旧補正が先の議会でなされたが、災害に備えての予算措置についての質疑があり、執行部から災害復旧費にて対応しているとともに、農地などが崩落した場合には申請額 40 万円以上について国 65%、市 25%、地元 10% の負担にて対応しているとの回答でありました。土木費の道路橋梁費、道路新設改良費のうち、公有財産購入や補償費及び委託料の不用額、繰越明許についての質疑がありました。市道としての用地購入費は、所有者の死去に伴い相続人との協議や委託料・橋梁工事費に関しては、JR に依頼した結果、予定した金額より減額されたことが主な要因との答弁がありました。教育費の社会教育費、博物館費について、平成 17 年度博物館入場者数の質疑に対し、執行部より今般の決算に係る入場者数は 1,195 人となっているが、今年度については、確定していないとの回答でした。教育費の社会教育費、社会教育総務費では、町史編纂委員など報酬が計上をされているが、旧 1 市 3 町の編纂状況の質疑に対し、執行部より、岱明町・天水町及び玉名市は終了しているが、旧横島町については、平成 19 年度刊行を目指すとの答弁でありました。また、関連の質疑応答で、当初企画サイドにおいて旧玉名市の市史編纂作業の一環として、考古編の刊行を予定していたが、執筆調査員の手当てができず、長い中断によって発行に至らなかった経緯があり、現時点において、今後印刷刊行の予定はないとのことであります。その他、社会教育諸団体の合併後の活動状況・団体名、図書館費についてや、教育費、中学校費における心の教室相談員、適応指導員、さらに金栗杯玉名ハーフマラソン大会、玉名市横島町いちごマラソン大会の補助金などについての質疑答弁もなされたことも御報告申し上げます。

以上審査の結果、議第 143 号平成 17 年度玉名市一般会計歳入歳出決算につきましては、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額 175 億 3,455 万 3,000 円、歳出総額 163 億 8,420 万 1,000 円、歳入歳出差引額は 11 億 5,035 万 2,000 円、継続費繰次繰越額は 1 億 1,292 万 5,000 円、繰越明許費繰越額は 4 億 1,301 万 7,000 円、事故繰越し繰越額は 0 円。以上、翌年度への繰り越すべき財源は 5 億 2,592 万 2,000 円、実質収支額は 6 億 2,441 万円であり、採決の結果、全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第 144 号平成 17 年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につ

いて。執行部の説明の後、委員から 歳出の保険給付金、療養諸費の約 8,600 万円の不用額と歳入における諸収入の 8 億 9,231 万円の収入未済額についての質疑がなされました。執行部から、合併前のそれぞれの旧市町分の不用額をそのまま持ち越したために発生した不用額であり、歳入の諸収入の収入未済額については雑入の減額によるものであり、合併前に歳入不足を生じたための措置でありますとの答弁であります。高額医療費共同事業についての質疑があり、県下国保連合会で 80 万円を越えるレセプト報酬、具体的には、腎臓透析や高度医療の手術などが対象になるとの執行部の答弁がありました。以上審査の結果、議第 144 号につきましては、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額 45 億 9,238 万 6,000 円、歳出総額 43 億 8,081 万 2,000 円、歳入歳出差引額、いわゆる実質収支額は 2 億 1,157 万 4,000 円であり、採決の結果、全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第 145 号平成 17 年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算について。執行部の説明の後、委員から歳出、予備費の不用額についての質疑がありました。執行部より、1 億 4,276 万 1,000 円の不用額については、合併後の歳入不足のため予備費で調整したものであり、歳入残を計上したとの説明がありました。そのほか委員から特に質疑はなく、全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第 146 号平成 17 年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について。執行部の説明の後、委員から前述の老人保健事業特別会計と同様に、歳出、保険給付費、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費負担金、及び施設介護サービス給付費負担金に係る不用額についての質疑がありました。執行部より、介護サービス等諸費の不用額合計としての 5,540 万円の不用額について、以下の答弁がありました。

不用額の発生した要因と今後の処置については、居宅介護、施設介護サービス給付費に係る見込みが非常に難しかったことであったが、今後は充分精査し、計上したいとの回答がありました。採決の結果、全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第 147 号平成 17 年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算について。執行部の説明の後、委員から平成 17 年度の玉名市「玉の湯」の入浴者数や指定管理者制度、足湯近辺におけるイベントに伴う駐車場整備計画についての質疑がありました。執行部より、平成 17 年度の「玉の湯」の入浴者数は 18 万 4,678 人であり、指定管理者制度に係る質疑に対して、収益状況や経費の見直し等を充分精査し、検証して半年後をめどに改善すべき点があれば指導する考えを示されました。また、足湯近辺におけるイベント等に対応でき得る駐車場整備計画については、観光客が出入りするための駐車場整備は喫緊の課題であり、現在設計や植栽を市で実施する予定である。平成 18 年度予算に計上している旨の答弁がありました。採決の結果、全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第148号平成17年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について。執行部の説明の後、委員から歳入の使用料及び手数料のうち、使用料としての収入未済額の説明と地域性における特筆すべき事項や課題、さらに普及率や維持管理についての質疑がなされました。執行部より、使用料の滞納状況について平成16年度までにおいて179万円の滞納があり、その内訳は、横島町が55件の157万円、天水町が5件の22万円とのこと。地域性による特筆すべき事項や課題については、横島地区は、平坦地域であり、真空式の下水道施設が必要であり、天水地区は自然勾配による管埋設が可能である、普及率向上のため、大開地区など鋭意工事を進めているとの答弁であります。普及率や維持管理については、当事業においては申請事業であるため、地域により未供用率に差異があるが、各々の数値については、「主要な施策の成果に関する説明書」に記載されているとおりである、具体的には、横島9番地区では、平成10年度より供用開始を行なっているが、景気低迷等の原因などにより低迷している。今後、さらなる推進活動を展開する旨の回答がありました。以上の答弁の後、さらに委員から企業局と地元の連携を強固にとって事業を進めてほしいとの強い要望がなされました。採決の結果、全員異議なく全会一致をもって認定することと決定いたしました。

次に、議第149号平成17年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について。執行部より、事項別明細書により説明の後、委員から事業の概要説明の中の有収率65.76%の説明が求められました。執行部からは、本事業は昭和41年から開始しており、既に40年経過しているため、多大なる漏水が考えられる。昨年12月には、水源池の水を抜いたため有収率が増加した。このことは、上水として排水したが料金としては反映していないとの答弁がありました。採決の結果、全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第150号平成17年度玉名市土地取得特別会計歳入歳出決算及び議第151号平成17年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算については、委員から特に質疑はなく、全員異議なく認定することと決定いたしました。

議第152号平成17年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算について。執行部の説明の後、委員から事業の概要や使用料、手数料についての質疑がなされ、執行部より当事業は、天水町のみ市町村設置型事業であり、個人型の浄化槽整備に関しては入っていない。すなわち、国・県の補助事業により市が工事、管理するものであり、負担金・検査・清掃等に関しても市が委託を受けるものです。また、個人設置の場合、市に申し込みの後、可能なところは合併浄化槽の使用料を徴収することにする旨の答弁がありました。そのほか委員から特に質疑はなく、全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第153号平成17年度玉名市スポーツ傷害補償特別会計歳入歳出決算について。執行部の説明の後、委員から当事業の趣旨についての質疑がありました。執行部から、天水町のみのものであるが、スポーツ傷害補償において本人負担が3割になるという事業だったものであるが、平成18年度から当該事業は廃止し、全国市町村総合賠償保険で対応することとなり、公共施設内でのスポーツ中の賠償に移行するとの答弁でありました。そのほか委員から特に質疑はなく、全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議第154号平成17年度玉名市水道事業会計決算について。決算書の平成17年度玉名市水道事業報告書に沿って、総括事業、業務状況、財政状況及び建設計画の概要等の説明が執行部より行なわれ、委員から水道事業損益計算書の営業外収益、雑収益5,136万円について、またほかの委員から資本的収支に関し、消火栓の設置負担の現状についての関連質疑がなされました。執行部から、営業外収益、雑収益5,136万円について、退職給与を引き当て、引受金を雑収入として計算書に入れているとの答弁であり、消火栓の設置の現状については、小田・梅林地区の6基、上横田地区の1基、糠峰地区の2基、大倉地区の5基、以上4地区の合計14基の設置との答弁でありました。この消火栓設置に関して、ほかの地域について要望のあった地域は残っているのかとの質疑に対し、総務課消防係と連携しながら対応している旨の回答が、執行部よりありました。また、送配水管布設事業の整備促進に係る事業に対し、建設改良積立金として7,700万円計上してあるが、老朽化に対応するときの契約についての質疑に対し、執行部より指名競争にて契約しているとの答弁がっております。さらに給水計画区域の認可を受けているところ、給水戸数等の質疑もあり、採決の結果、全員異議なく認定することと決定いたしました。

最後に、議第155号平成17年度玉名市下水道事業会計決算についてであります。執行部の説明の後、委員から浄化センターの放流水質や改修等や使用料についての質疑があり、執行部より菊池川に旧玉名市分を放流しているが、放流水質は基準内であり、問題はないと考えている。また、改修工事については、平成30年まで計画をしているとのことでありました。また、使用料単価に対し、汚水処理原価が高い状況にあるが、旧玉名市分と岱明町分を合算した単価により計算しているが、42.2%の使用料の格差がある。処理原価をもとに、今後使用料を検討していきたい旨の答弁がありました。採決の結果、議第155号平成17年度玉名市下水道事業会計決算については、全員異議なく認定することと決定いたしました。

以上、特別委員会に付託されました案件の報告を終わります。

議長（松田憲明君） 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

ただいま委員長の報告について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議第143号平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第155号平成17年度玉名市下水道事業会計決算についてまでの決算議案13件については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程の追加についてお諮りいたします。ただいま議題となっております議第192号人権擁護委員候補者の推薦についてから議第194号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの人事案件3件については、議事の都合により、これを先議し、あわせて委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、日程追加として、議第192号人権擁護委員候補者の推薦についてから議第194号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの人事案件3件については、これを先議し、あわせて委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第192号人権擁護委員候補者の推薦について、議第193号人権擁護委員候補者の推薦について、議第194号人権擁護委員候補者の推薦については、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議第192号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第192号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第193号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第193号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第194号人権擁護委員候補者の推薦については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第194号については、原案に同意することに決定いたしました。

議長（松田憲明君） 以上、本日の日程は終了いたしました。

明9日から13日までは休会とし、14日は定刻より会議を開き、一般質問を行います。一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、11日の正午までに事務局に届けてください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時24分 散会

第 2 号

1 2 月 1 4 日 (木)



# 平成18年第5回玉名市議会定例会会議録(第2号)

## 議事日程(第2号)

平成18年12月14日(木曜日)午前10時開議

### 日程第1 一般質問

- 1 6番 前田議員
- 2 5番 横手議員
- 3 7番 近松議員
- 4 23番 吉田議員
- 5 9番 福嶋議員
- 6 14番 高村議員
- 7 1番 萩原議員
- 8 13番 内田議員

散会宣告

+++++

本日の会議に付した事件

### 日程第1 一般質問

#### 1 6番 前田議員

##### 1 福祉と市民サービスについて

- (1) 国保税2割軽減について
- (2) 老人保健での自己負担割合について
- (3) 障害者認定控除証明書の発行について
- (4) 国保資格証明書について
- (5) 後期高齢者医療制度について
- (6) 多重債務者の相談及び救済窓口設置について
- (7) 平成19年度住民税申告会場の配置について
- (8) 住宅リフォーム助成制度について

##### 2 入札について

- (1) 小規模工事等について
- (2) 菊池川堤防の除草工事について

##### 3 今後の総合支所の機能について

#### 2 5番 横手議員

- 1 農業問題について
- 2 境川堤防改修について
- 3 教育問題について

3 7番 近 松 議 員

- 1 高齢者が安心して暮らせるまちづくりについて
  - ( 1 ) 高齢者の実態の把握と生活支援ハウスの活用について
  - ( 2 ) 有料老人ホーム等の実態とケアプランについて
- 2 安心して子どもを産み育てられるまちづくりについて
  - ( 1 ) 多子世帯子育て支援について
  - ( 2 ) 地域子育て支援センター事業について
- 3 活力あふれる玉名市づくりについて
  - ( 1 ) 総合支所方式における問題点について
  - ( 2 ) 協働社会の実現に向けての市の姿勢について

4 23番 吉 田 議 員

- 1 教育問題について
  - ( 1 ) 必修科目の未履修高問題と中学校の実態について
  - ( 2 ) いじめ問題と各校の取り組みについて
  - ( 3 ) 教育委員会について
- 2 仮称「はぜ並木水辺公園」と周辺環境整備について

5 9番 福 嶋 議 員

- 1 県営赤仁田地区畑地帯総合整備事業の進捗状況と今後、他地区への導入の考えについて
- 2 公立幼稚園及び保育所の現状と今後の方針について
- 3 第1次玉名市総合計画の特徴について

6 14番 高 村 議 員

- 1 定住促進対策について
  - ( 1 ) 定住者受け入れのための対策について
  - ( 2 ) 宅地造成及び整備について
  - ( 3 ) 人口増計画への対策について
- 2 通学路の整備について
  - ( 1 ) 通学路の安全対策について

7 1番 萩 原 議 員

- 1 災害復旧工事の進みぐあいと今後の計画について
- 2 二級河川境川の河床にあるコンクリートについて

8 13番内田議員

- 1 合併に伴う職員給与の取り扱いと人事評価・人材育成について
  - (1) 合併時の1市3町のラスパイレス指数と職員の平均年齢・平均給料について
  - (2) 合併協議会における職員給与の取り扱いについて
  - (3) 在職者調整に伴う人件費増と1/3採用における削減額について
  - (4) 人事評価制度について
  - (5) 人材育成について

散会宣告

+++++

出席議員(30名)

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

+++++

欠席議員(なし)

+++++

事務局職員出席者

事務局長 松岡誠也君 事務局次長 梶山孝二君

次長補佐 中山富雄君 書記 和田耕一君  
 書記 松尾和俊君

+++++

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	助役	高本信治君
総務部長	村田隆夫君	企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	牧野吉秀君
市民部長	田上敏秋君	福祉部長	元田充洋君
産業経済部長	谷口強君	建設部長	取本一則君
地域自治区 調整総室長	井上了君	出納局長	徳井秀憲君
岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	前田繁廣君	横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	田上均君
天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	望月一晴君	企業局長	中原早人君
教育委員長	坂本清一君	教育長	菊川茂男君
教育次長	杉本末敏君	監査委員	高村捷秋君

午前10時02分 開議

\*\*\*\*\*

議長（松田憲明君） ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

議長（松田憲明君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことといたします。

6番議員 前田正治君。

[ 6番 前田正治君 登壇 ]

6番（前田正治君） おはようございます。日本共産党の前田正治です。通告に沿いまして、一般質問を行ないます。合併をしましてから1年間が過ぎました。この合併は果たして市民の皆さんにとりまして、よかったのか悪かったのか、今年に開催された校区懇談会では施設利用や補助金、市民サービスなどさまざまな要望や意見が出されておりました。合併によって今まで行なわれていたことが、後退することに対する不満であります。一步後退、二歩前進という言葉もありますが、合併してよかったか悪かったか、結論を出すには私はまだ早いなあ、こういうふうに思っております。しかしここで確認しておきたいことがあります。それは合併を協議するに当たり、当時の総務省が作成しました合併協運営マニュアルであります。その中の第3章市町村合併は誰のためか、という項目の中に市町村合併は誰のためかという問いに対する答えは、自明のことであり、住民のための市町村合併ということにほかなりません。住民のための住民による住民の合併こそが今回の平成の合併の理念であり、目的です。合併は国のためにやるものでもなく、また国が無理やりさせるものでもありません。住民の利益、納税者の利益のために行なうものであります。云々。こういうふうに書かれております。合併してよかったか悪かったか、まだ答えは出ておりませんが、市長や我々議会、議員に求められることは合併してよかったと市民の皆さんが感じるような玉名市をこれから作っていくことだ、こういうふうに思うわけです。

そこで通告に沿って質問に入りますが、質問の第1番目 国保税2割軽減についてであります。国民健康保険税は所得に応じて7割、5割、2割の3段階で税を軽減する制度になっています。7割、5割軽減につきましては住民税の申告あるいは確定申告後、市役所が自動的に軽減するようになっていますが、2割軽減につきましては市民の納税者の申請が必要となります。18年度における2割軽減の対象者とその実施状況はどうなっているのでしょうか。

老人保健でかかっておられる人と70歳以上の方が支払う医療費が今年の10月からまた引き上げられました。現役並み所得者と判定されれば、3割負担になります。

しかしその世帯の状況によりましては、1割の負担になるということですが、そのような対応は担当課におきましてどうされているのか。

障害者控除認定書の発行についてであります。この認定書は確定申告の際に障害者手帳を取得していなくても、市長あるいは福祉事務所長が障害者に準じる者として認定した証明書により、障害者控除が適用されるものでありまして、特に介護認定を受けておられる人にとりましては所得控除が大きくなるわけであります。玉名市における認定書の発行状況とこの制度の周知については、どのようにされているか。

国民健康保険における国保資格証明書についてであります。国保資格証明書は通常の保険証と違いまして、病院の窓口で医療費の10割負担をして後で7割が戻ってくる、こういうものです。ですから資格証明書をもった人は病院に行きたくても足が遠のく、こういう状態が発生いたします。リストラなどによる収入減で、税金の滞納が増え、資格証明書の発行が増加している、こういうテレビ報道もあっております。玉名市における資格証明書の発行数と発行にあたり、こういった点に注意をされているかお尋ねをいたします。

後期高齢者医療制度についてであります。後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者、つまり後期高齢者を現在加入している国民健康保険やあるいは組合健保などから、後期高齢者を被保険者とする独立した医療保険制度であります。平成20年4月からスタートしますが、その準備段階として今度の議会にも広域連合設置議案が提案されています。この制度は後期高齢者の医療給付費が増えれば、後期高齢者が支払う保険料の値上げにつながるという問題や保険料の徴収が介護保険と同じように年金から天引きされる、こういう問題がありまして、高齢者の暮らしと健康に大きな影響をもたらすことが心配されます。玉名市におけるこの制度の対象者は何人いるのか、また保険料の月額、これは一体いくらぐらいになるのか、保険料を軽減する減免の規定はどうなっているか、さらに保険料を滞納した場合、こういった対応がなされるのか。

次に一番、多重債務者の相談及び救済の窓口設置についてであります。国会では昨日貸金業改正法が成立しました。上限金利を最高20%を限度として、いわゆるグレーゾーン金利を廃止いたしました。今日サラ金利用者は全国で約1,600万人、その中で約200万人が多重債務に陥っていると言われております。バブル崩壊後の長引く不況によるリストラや収入減と金融機関の貸し渋りなどによりまして、貸してくれる所はサラ金しかないという社会になり、生きるためにあるいは子どもを育てるために仕方なく高金利の貸し金に手を出さざるを得なかったという人がたくさんおります。多重債務者の大半は社会状況や経済状況が悪くなったために生まれた被害者といっても言い過ぎではありません。そして多重債務に陥ると当然税金の滞納にもつながってきます。平成16年度の不納欠損処分の理由を見ますと、市民税の50%、国保税の66%が低

収入または長期病気療養中で財産なし、納税余力なしと判断されております。一たん多重債務に陥りますと厳しい取り立てを恐れて、収入の大半を返済に充て、将来の展望も見失っていく、自力で解決することが非常に難しくなるそうであります。また多重債務者の多くは、借金生活から早く抜け出したいと思っておられますが、弁護士に相談するにも費用が心配、結局相談して解決する当てもないままずるずると借金を膨らませることになるということです。税務課におきましては、納税相談が常時取り組まれておりますが、滞納を克服する上でも多重債務を解決することはこれは玉名市にとりましてメリットは非常に大きいと思います。多重債務者の相談及び救済の窓口を設置することについて、執行部の見解をお聞きします。

番、平成19年度の住民税申告会場の配置についてであります。18年度の会場につきましては、それまでから大幅に会場が限定されて不便になった、遠くなった、こういう市民の声がありました。先だつての議会でそういったことを私申し上げまして、改善を申し入れたところでありますが、平成19年度の会場につきまして市民の声がどのように活かされているか、会場数は18年度より多くなるのかどうか、お尋ねいたします。

次に 番、住宅リフォーム助成制度についてであります。市長は新幹線開通に伴いまして、人の定住化を打ち出しておられます。人が住み、人口が増えていき、いきいきと生活する、このことが町の活性化につながる一つであることは間違いありません。住宅リフォーム助成制度は現在全国19都道府県の73の自治体で実施をされ、新潟では県が単費事業として取り組んでおります。一般住宅のリフォームを行なう際に市内の業者に依頼すれば、助成をするというもので金額は約10万円前後がほとんどであります。そしてその補助も市内の商店街で使用できる商品券で補助するという自治体もありまして、住宅リフォーム助成制度は地域経済への波及効果が大きいと評価をされております。九州内では宮崎県の日南市、日向市、小林市など6つの自治体で実施されております。ぜひ玉名市でもこの制度の導入に向けて検討されてはいかがでしょうか。執行部の御意見をお伺いいたします。

議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

〔市民部長 田上敏秋君 登壇〕

市民部長（田上敏秋君） おはようございます。前田議員の福祉と市民サービスについて8項目にわたって御質問がありましたけども、市民部関係の質問に対して1項目から5項目についてお答えいたします。まず最初に国保税2割軽減についてでございますけれども、平成18年度の2割軽減の世帯対象者は1,524世帯で内申請件数が1,409件でございます。申請割合は92.5%ということになっております。この事務的な手続といたしましては、税務課において世帯の対象世帯につきまして、軽減申請の案

内はがきを発送し、未請者等につきましては再度案内を発送をしているところでございます。

次に、老人保健での自己負担割合の中で申請により1割になるための対応はどうしているかということについて、お答えいたします。現役並み所得者の判定を受けましても収入額が基準額を下回る方は申請することにより1割負担、または経過措置対象者になることができます。申請には収入額を証明できる書類を添付することが必要ですが、公簿等により確認できるものは省略することができるとなっております。本市におきましては基準収入額適用申請については、広報等で周知を図るとともに毎年7月の定期判定時にはあらかじめ公簿等により確認をし、申請の対象となる可能性のある方に対してお知らせと基準収入額適用申請書を送付し、申請の勧奨を行なっております。申請期限を過ぎても申請されない方に対しましては、電話や書面等において再度申請の勧奨を行なっております。今年度定期判定では対象者99人全員が申請をされておられます。また毎月の世帯異動に伴い基準収入額適用申請の対象となられた方についても再度その都度電話や書面等で申請の勧奨を行なっております。

次に障害者認定控除証明書の発行についてお答えいたします。高齢者の所得税・地方税法上の障害者控除対象者の認定につきましては、本年3月に玉名市障害者控除対象者、判定のための基準を作成し、整備したところでございます。今年の確定申告時、市民からの電話等での問い合わせが数件ございましたが、実際には2件の方の申し出がっております。しかしいずれの方も本年認定証の交付には至っておりません。また本制度については今後來年2月からの確定申告時期に合わせまして、広報等で住民にはお知らせをしたいというふうに考えております。

4番目に国保資格証明書についての御質問にお答えいたします。発行件数でございますけども、一応14年度から申し上げますと平成14年度が191件、平成15年度が235件、平成16年度が259件、平成17年度が255件、平成18年度が284件でございます。国保資格者証の発行に当たっての留意点につきましては、国民健康保険の被保険者の負担の公平を図る観点から、特別な事情がない場合に1年以上保険税を滞納している世帯主の方につきましては、あらかじめ書面で通知の上、被保険者証の返還を求め、これに代えて被保険者資格証明書を交付をいたしております。また特別な事情がある方については除外措置が定められております。

5番目に後期高齢者医療制度についてお答えいたします。まず対象者数と保険料の月額についてでございますけども、玉名市の後期高齢者数は約1万500人ぐらいと見込んでおります。保険料につきましては、国の方から具体的な算定基準が示されておらず、まだ算定の基礎となる詳細なデータ等もないため、具体的な額につきましては今後広域連合の方で決定をされます。



次に保険料の減免規定についてですが、低所得者については世帯の所得水準に応じて保険料の軽減がされることになっております。また今まで保険料を負担されなかった被用者保険の被扶養者の方も保険料を負担されることとなりますので、後期高齢者医療制度に加入された時から2年間保険料が5割軽減になります。滞納者の取り扱いにつきましては、保険料を滞納された場合には国保同様、短期者証が発行され、また滞納発生後1年を経過した滞納者の方については被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することになっております。

以上です。

議長（松田憲明君） 産業経済部長 谷口 強君。

[ 産業経済部長 谷口 強君 登壇 ]

産業経済部長（谷口 強君） 前田議員の多重債務者の相談及び救済窓口設置についての御質問にお答えをいたします。景気好転の兆しが見えてはいるものの、長引いた不況を反映してか、生活苦へと陥った多重債務者が年々増加し、熊本県におきましても多重債務者を含むサラ金、クレジット関連の相談が平成17年度において1,914件、熊本県消費生活センターに寄せられております。本市におきましても市民の方々に対する消費者保護の観点から消費生活相談窓口を商工観光課に設置いたしております。多重債務者の相談に限らず、商品購入などによるトラブルなど消費相談の全般において随時相談をお受けいたしております。相談件数につきましても本年も含め、過去3年間の件数は60件でありました。内最も多いものは架空請求の23件、訪問販売による高価な物品購入に伴うクーリングオフの相談の9件が主なものであります。多重債務についての相談は1件あっております。相談内容につきましては特に慎重に対応しておりますが、専門的な知識を必要とする時、また問題が複雑化しているときは熊本県消費生活センター、弁護士会等とも連携をとりながら対処をいたしているところでございます。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[ 総務部長 村田隆夫君 登壇 ]

総務部長（村田隆夫君） 前田議員の平成19年度住民税申告会場の配置について、会場の増設の検討、改善はなされているのかという御質問にお答えをいたします。御承知のとおり合併後の平成18年度は効率的で適正な事務処理ができるよう光ファイバーを設置し、市内5カ所で申告を実施したところでございます。その後、今年の申告状況等を踏まえ、数箇所の申告会場の増設を含め、検討いたしましたが設備や駐車場が整った公共的会場が見つからず、平成19年度は前年度同様玉名市民会館、桃田運動公園総合体育館、岱明町公民館、横島総合支所、天水町公民館の5カ所で実施したいと考えております。ただ大浜校区につきましては今年の桃田運動公園総合体育館より横島総合支

所が近く利便性を考慮し、横島総合支所への会場変更を計画しているところでございます。さらに市民の皆様には申告期間中、どこの会場でも受付ができますので、日程とともに広報たまなで周知いたします。また、申告受付に要する時間につきましても申告者を待たせないように事前に十分職員の操作研修や申告受付研修等をして時間短縮に努めたいと思います。なお、非課税、年金者のみの方や65歳以上の年金受給者で年金額が148万円以下の方には事前に簡易申告書や申告不要のはがきを送付し、該当される方には申告会場に来られなくてもいいようにいたしております。従来からいたしますと申告会場が遠くなり、市民の皆様には不便をおかけすることもあります。申告がスムーズにそして気持ちよくできますよう、職員一同努めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

〔建設部長 取本一則君 登壇〕

建設部長（取本一則君） 前田議員の定住化に向けた政策として住宅リフォーム助成制度についての御質問にお答えいたします。住宅リフォーム助成制度につきましては、他県の自治体におかれて、個人の住宅をリフォームする際に地場産材の活用あるいは地元の建設業に発注するなどの一定の要件や限度額を定めて、リフォーム費用の1割程度の助成を行なっているところもあり、この助成によって経済的波及効果もあっているところでございます。しかし、現在のところ熊本県内におきましては県を初め県内の市町村でもそのような助成制度を行なっている自治体はございませんし、一般的に見て個人的に受益をこうむるものに対しては、原則的に受益者負担と考えられ、市民の税金である補助金を支出して果たして市民の理解が得られるかは疑問でございますので、今のところは考えておりません。しかしながら今後の社会情勢や経済情勢等あるいは県内市町村の動向を見極めながら調査を行ない研究してまいりたいと考えております。

議長（松田憲明君） 6番議員 前田正治君。

〔6番 前田正治君 登壇〕

6番（前田正治君） 再質問します。 番の国保税2割軽減について対象者が1,524世帯ということで、そのうち申請されたのが1,409世帯、計算すると115世帯ぐらいが申請されなかったのか、あるいは連絡も取れなかったのか、よく定かではありませんが、この2割軽減につきましては確かこれは広報でも知らせがありました。申請の受付というか、その期限も切ったかというふうに思います。それで案内のはがきをやって、それぞれ努力されているようですが、文書で通知をして返事がない人への対応、また期限もありますのでその素早い対応が求められると思います。申請することによって初めてその益を受けられるわけですから、そこら辺も知らなかったというようなことがないようにですね、ぜひ努力をしてもらいたいというふうに思うわけです。

番の老人医療費1割負担については、対象者今のところ全員の人が申請をされてその受益というか利益を受けられているということでありますので、これも知らずに3割払っておったというようなことがないようにですね、ぜひ努力をお願いしたい。

番の障害者控除認定書の発行についてであります。現在は発行していないということでありまして、この制度の周知は今後広報等で知らせると、この控除認定書につきましては、これもまた申請して認定されればそこで初めて所得控除が受けられるという制度でありまして、申請そのものがなければこれもまた生きてきません。私は行政にはいろいろ自動的になるものと申請して初めてなるものというものがありますが、いわゆる申請主義の担保は何かと考えれば、それはやはり周知徹底することだと思っております。この件につきまして、これから広報で知らせるということではありましたが、広報で知らせることと合わせて、要介護の認定者には介護保険の認定者には、こんな制度がありますという通知を、先だって熊本市がそういう通知をしたというのが報道されておりましたが、対象者と思われる人に通知をするというこういうことがやはり障害者控除認定書の発行につきましても、住民サービスの点からこれは必要なことだと思います。通知をすることについて見解をお聞きします。

番の国保資格証明書の発行についてであります。私が調べてもらいました資料によりますと、資格証明書発行世帯の42.6%が年間所得、年間の所得が133万円未満の世帯でありまして、こういうところは恐らく生活費にも苦勞されているのではないかと思うわけです。その資料の中には無申告が36.6%含まれておりますが、大方が所得230万円未満の世帯の方が資格証明書をもっているわけでありまして、払いたくても税金を払えないというそれがこういうところの実態ではないかと思うわけです。そういうところに資格証明書のことをしっかり出かけていきなり、市役所の方に来ていただくなりして説明、理解を求めれば、納税についての合意もとれるのではないかと、そういうふう思うわけです。そうすれば資格証明書の発行は極力抑えることができるのではと思っております。悪質な滞納者ならともかく資格証明書発行につきましても、先ほど答弁ありました特別な事情が十分考慮されているのかどうか、その辺を再度お尋ねします。税金の滞納があれば、これは誰しも市役所の敷居が高くて相談に来るのもちゅうちょする、当たり前ではないでしょうか。資格証明書発行世帯は市役所の中で把握をされておりますので、年に数回病気をしておりますか、困っておりますかというそういう声かけもですね、役所の側からする必要はあると思っておりますが、いかがでしょうか。

番の後期高齢者医療につきましても、保険料はまだ決まっていないということでありまして、これに関して国が示した資料によりますと年間平均7万何がして、当初軽減処置が激変緩和の処置があるから、年間6万円ぐらいを示してあるようなちょっと資料も私見てきました。勉強しました。具体的実際的には今後、広域連合の中で決まってい

くものと思いますが、後期高齢者医療制度につきまして、保険料は家族に扶養されている人も含めて、いわゆる全部の老人の方の年金から天引きするなど、これはもってのほかでありまして、介護保険料と合わせての天引きは生活費をますます切り詰めることを強要するものである、こういうふう思うわけです。さらに保険料が滞納になると病院の窓口での10割負担の資格証明書を発行するなど、高齢者いじめの何ものでもありません。大体国保では、国民健康保険では老人医療を受ける人に対しては資格証明書を発行していなかったわけでありまして、ですから老人福祉に対する大幅な後退と言わざるを得ません。この件につきまして再質問の1点目にこの制度が高齢者の受診抑制につながるかどうか、高齢者の健康対策としてこういったことを今後検討、強化されていくのか。2点目、後期高齢者医療制度の実施主体が熊本県下一つの広域連合になることによりまして、玉名市民の声が果たしてどこまで実施主体である広域連合に届くのか、心配であります。広域連合の議員は熊本県下全域で32名ということでありまして、玉名市から議員が選出されるという保障もありません。市民の声を反映させるための対策はあるのかどうか、お尋ねします。

次に 番の多重債務者の相談及び救済についてであります。何らかの相談多重債務者も含めて、消費問題やいろんな悪徳商法についての問題など、そういった相談窓口を設けておられるということではありますが、この多重債務者のことで私質問するに当たって、弁護士さんにも話を聞いたわけではありますが、弁護士さんによりまして大体5年以上返済を続けている人は法定金利で計算すれば払いすぎている可能性が大きいということでもあります。先ほど国保税滞納で資格証明書が発行されて、病気治療をためらう心配があることを言いましたが、多重債務の解決でサラ金地獄から解放され、過払い金が借主に返還されて、滞納も解決すると、そして自治体の財政改善にも役立つ。こういう例も実際、鹿児島県の奄美市ではあっておりまして、ここでは多重債務者の救済は行政の役割として取り組みがしっかりなされております。行政が弁護士や司法書士と連携を取り、多重債務者の債務整理に当たっているそうでありまして。昨年3月から1年3カ月で回収した過払い金が約2億円、借金が消滅した上、相談者の手元に相当の金が戻り、これがその地域で消費をされ、あるいは滞納の税金として支払われたそうでありまして。多重債務対策は自治体の財政改善、地域経済の活性化にも貢献するものであると、私確信をしております。市民サービスをさらに向上させる上からも多重債務者の相談及び救済に行政の真剣な取り組みを求めるものでありますが、再度見解をお尋ねいたします。

番の平成19年度の住民税申告会場につきましては、検討した結果残念ながら昨年と同じ会場にならざるを得なかったということではありますが、やっぱり広報でどこどこ地域の方は、例えば桃田運動公園とかあるいは市役所とか表に入れてありますと、や

っぱりおかしなもので、どこでも申告はできますよということになっておってもやっぱりそこに行かんと気が済まんというか、心配するとかそういうのがありまして、これから合併後の課題の一つかもしれませんが、いわゆる全市一体感を醸成するというかな、そういう上からもこのこと一つとっても、大事なことだと思いますので、不便にはなったけど近かところならどこでもよかったですよということばですね、大きく打ち出して広報されるということを要望いたしておきます。

番の住宅リフォーム助成制度についてですね、個人の利益に関するようなことで市民の理解が得られるかどうか、疑問であるというそういう旨の答弁もありましたが、この制度は地域活性化のために役立つということで全国73の自治体でも今取り組まれているわけです。そしてですね、全国のあちこちで地域を活性化するためのさまざまな工夫がなされておりまして、玉名でもハロースタンプや子どもの応援券などが取り組まれていることは、もう知られております。合併をしない町宣言をしました福島県の矢祭町では商店街のスタンプ券を集めて、それで税金を支払うということができる、こういう制度も作っているそうです。また違うところでは敬老祝金や報酬、職員退職金の一部を市内の商店街の商品券で支給する制度を作って活性化に役立っているというところもあるそうです。経済活性化、地域経済活性化のさまざまな取り組みがなされております。玉名でもですね、ぜひ地域経済を活性化すると、そういう観点から住宅リフォーム助成制度につきまして今後検討、研究されますことを強く要望いたします。

再質問についていくつかお答えいただきます。

議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

〔市民部長 田上敏秋君 登壇〕

市民部長（田上敏秋君） 前田議員の再質問にお答えいたします。まず国保税2割軽減について、また老人保健での1割対象者に対する催告でございますけれども、この件につきましては、先ほど御答弁をいたしましたとおり再度未申告者につきましては、はがき等ではがきなり電話等でこういう制度があるというようなことを、周知をしているところでございますので、この件につきましては御理解をしていただきたいというふうに思います。障害者認定控除証明書に関してでございますけれども、この対象者につきましても通知をしたらどうかと、熊本市あたりはやっているのではないかとというような御質問でございますけれども、議員も御承知のとおり介護保険法上の認定と介護度の認定と障害者手帳、障害者としての認定というのが、認定の基準というのが違うわけでございます。そういうことでただ単に介護度がもっているから、それを即、障害者控除としての認定をするということにつきましては、大変事務的にも困難が発生するのではないかなあというような気もいたしまして、先ほど御答弁をいたしましたとおり本市におきましては、寝たきり者を対象とした認定の基準を設けているところでございまして、これ

につきましてもそういう申請に基づいて、認定書の交付を行なうというようなことになっているところでございます。事実熊本市におきまして、そういう通知をいたしたところ、これにつきましても相当混乱があっているというようなこともお聞きいたしております。そういうことでこの控除証明書の交付につきましても十分検討していかなければならない問題だろうというふうに考えております。

次に国保資格者証の交付じゃなくて、後期高齢者医療制度、それは国保資格者証の証明につきましても同じでございますけれども、老人に対する健康対策はどのようなことを考えているかというような御質問でございますけれども、これにつきましても高齢介護課の方でいきいき活動支援なり介護予防事業等実施をしているところでございますけれども、高齢者が身近なところでこういう健康運動ができるようにそういうような事業をさらに充実して、健康対策について努めていきたいというふうに考えております。それと後期高齢者医療の保険料に伴う保険料の負担が多くなるのではないかなというようにことで、これが広域連合の方で保険料の決定等されるわけでございますけれども、市民の声がどこまで届くかというような御質問でございますけれども、これにつきましても議員も御承知のとおり広域連合の議会というのがございまして、これには当然市の方からも議員の皆さんからも一応出てもらうのではないかなあというふうに考えております。市議会の方から県下8人が議会の方に議員として出てもらうということになっておりますし、また市長の方も県下8人が出てもらうということで、当然あの広域連合の方に市の方からも出ていただくということで、認識をいたしておりますのでそういう議会あたりを通して市民の声を強く反映させていきたいというふうに考えております。この件につきましては、議員の皆様方もよろしく御理解なり御支援をお願いをいたしたいというふうに思います。

以上です。

議長（松田憲明君） 産業経済部長 谷口 強君。

〔産業経済部長 谷口 強君 登壇〕

産業経済部長（谷口 強君） 前田議員の多重債務者についての再質問にお答えいたします。先ほども御答弁申し上げましたように玉名市では過去3年間で多重債務者の御相談が1件あっているところでございます。玉名警察署生活安全課でも調査をされておりました、平成16年が524件それから平成17年が168件、平成17年が減っておりますけれども、これは振り込め詐欺も含むというような調査結果でございますけれども、先ほど議員御案内ありましたように弁護士の方の話によると5年間返済をし続けると、払い過ぎている人が多いというようなことでございましたが、今後一人でも相談においでいただくようにせつかく市でも商工観光課の方に相談窓口を設けておりますので、今後多重債務者の救済につながるように広報等でも解説のPRをしていきたいと思

っております。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 6番、前田議員。

〔6番 前田正治君 登壇〕

6番（前田正治君） 次に、入札についてというところにいきます。小規模工事と契約事業についてであります。この制度は玉名市が発注する小規模な工事または修繕について、金額は30万円未満の工事などで、いわゆる指名願いを提出していない市内業者に対して公共工事の受注の機会を与えることにより、事業者の経営の安定と市内経済の活性化を図ることを目的としています。中小業者には大変歓迎される制度であります。そこで現在、小規模工事等契約事業者登録者は何名いるのか、また昨年度実績で玉名市発注の30万円未満の工事発注は何件あって、その内小規模工事等で発注したのは何件あるのかお聞きいたします。

2番目、菊池川堤防の除草工事についてであります。広報たまなに入札の結果が公開されるようになりまして、多くの市民が関心を持っております。私もその中の1人です。菊池川堤防の草切りは年に2回ほどされておりまして、昨年はその入札結果が公表されて、昨年はその入札結果が公表されておったようですが、今年は草切りは終了しているにもかかわらず、入札結果が公表されていなかったように思います。工事は完了していますので、どこの業者が工事をした、どこかの業者が工事をしたはずであります。どのような手続でどこが請け負ったのか、また予定価格、契約額、落札率は何パーセントだったのかお尋ねいたします。

次に、今後の総合支所の機能についてであります。合併をして市役所が旧玉名市の役所1カ所になってしまうと、住民サービスの低下につながるということもありまして、総合支所として天水、横島、岱明の役所がそれぞれ現在機能をしております。先に策定されました玉名市集中改革プランでは、職員の数を退職者の3分の1しか新規で採用しない方針を打ち出して、平成17年10月3日合併時と比べて、平成22年4月1日には91人削減する計画になっています。3人辞めて1人のみ採用でありますので、単純に考えると3人の仕事を1人で賄うということになります。平成11年から平成16年までの職員数の増減は旧玉名が6年間で21人減、旧岱明が1人減、旧横島が増減なし、旧天水が7人減であります。合併して5年間で91人減ということがこれは仕事量に対して、果たしてどうなのか大変心配するところでもあります。今後仕事量が減る見通しがあるならともかく、減るところか地方分権がさらに進み、人が減って仕事は増えると思うからであります。新庁舎の建設計画が日程にのぼり、場所の選定が進行中ですが、役所の機能が本庁1カ所になってしまうと住民の顔が見えない役所になってしまうのではないかという心配があります。横島は新築の総合支所、岱明もまだまだ

十分使用できる建物、天水は若干古く感じますが、まだ立派に使える建物であります。新庁舎建設についての討論会が市民会館であった際に、現在の総合支所をどう活用するかも考えた方がよいというような発言をされていましたが、私は思わずそうだそうだと拍手を送りました。今後の総合支所のあり方について執行部の見解をお聞きいたします。

議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

企画財政部長（牧野吉秀君） まずあの入札に關しましての小規模工事等についての御質問にお答えいたします。玉名市小規模工事等契約業者登録につきましては、玉名市が発注します30万円未満の小規模な工事または修繕の契約につきましては、玉名市競争入札参加資格者名簿に登録されていない市内業者に対しまして、公共工事の受注の機会を与えることにより小規模事業者の経営の安定と市内経済の活性化を目的に平成17年4月から施行された制度でございます。登録することができます業種は建設業法で28業種のうち下水道に係ります工事を除く3業種まで登録できるようになっておりまして、現在82の市内業者が登録をされております。小規模工事等の発注件数につきましては、平成17年度の実績で合計431件、2,078万5,000円となっております。内訳につきましては、その内大半が修繕430件で2,060万8,000円でございます。委託が1件17万7,000円でございます。30万円未満の工事につきましては1件ありますが、これにつきましては水道指定店に発注しているところでございます。

次のお尋ねで今後の総合支所の機能についてということで、前田議員御質問の総合支所の機能につきましてお答えいたします。現在の組織及び機構につきましては、合併に際しまして旧1市3町で締結しました合併協定書にも示されております整備方針であります合併の趣旨を踏まえ、合併の効果を最大限に生かすために住民サービスの維持・向上に十分配慮しながら、できる限り統合一元化に努めるということを踏まえまして、随時見直しを図っているところでございます。また旧3町におきます総合支所の現在の事務分担につきましては、新市発足時の機能を維持しつつ、効率性あるいは事務量、職員削減数等を勘案しまして、今年度は地域振興課と総務課を統合したところでございます。今後につきましては先ほど申し上げました、整備方針の下に従来行なわれていた行政サービスに急激な変化をもたらさないよう留意しながら、組織の再編、統合や本庁への機能及び事務の移管などによりまして、効率的な行政サービスの実現に努めてまいらなければならないと思います。なお、新庁舎建設に伴いまして行政全体の組織や機能、それとあわせて岱明総合支所あるいは天水、横島等々の総合支所についてもお尋ねかと思いますが、支所機能につきましてはやはり市民生活に密着したサービスというものは基



本的に例えば証明書発行でございますとか、あるいは届出等の窓口業務を維持した形での検討を進めていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

〔建設部長 取本一則君 登壇〕

建設部長（取本一則君） 前田議員の菊池川堤防の除草工事について答弁いたします。菊池川堤防の除草工事は菊池川左岸と右岸に分けて発注をいたしております。今年度左岸につきましては、株式会社熊野組に発注し、予定価格の144万8,000円に対し請負額136万5,000円で94.26%の請負率でありました。また右岸につきましては株式会社中川組で予定価格224万6,000円に対し請負額210万円で、請負率は93.49%であります。いずれも国土交通省発注の除草工事にあわせ随意契約にて発注したものであります。

議長（松田憲明君） 6番、前田議員。

〔6番 前田正治君 登壇〕

6番（前田正治君） まず 6番の小規模工事等契約事業について、登録者が82事業所おられるということで、こういう小規模の業者の人がですね、公共工事を指名願ひ出していないところが公共工事を発注できる機会をつくって、これも活性化に役立てたいという制度でありますので、これはちなみに全国で331の自治体で今実施をされております。どんどん広がっております。それで30万円未満の工事がですね、この制度に基づいてやっぱり小規模のところ登録した業者の方で優先して仕事ができる、発注することができるということが、この制度を本当に生かすことにつながると思いますので、今後徹底するように要望いたしておきます。

再質問の菊池川堤防の除草工事についてであります。予定価格が144万円と224万円だったと、それで2つとも右岸、左岸とも随意契約でやったということであり。随意契約で工事をしたということであり。随意契約につきましては地方自治法の定めがありまして、ひとつが売買貸借請負その他の契約で、その予定価格が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ、同表下欄に下の欄に定める額の範囲内において普通公共団体の規則で定める額を超えないものとする。で、玉名市はこの額を規則で定めておりまして、どういうふうに定めているかということ、1点から6点までありまして、工事または製造の請負で130万円。 が財産の買入れで80万円。 物件の借り入れ40万円。 財産の売払い30万円。 物件の貸付け30万円。 今言いました前の各号に掲げるもの以外が50万円。じゃあその草刈りの工事が今言いました6つの中のどれに当たるかということであり。予定価格が100万円を超えていると、金額的に随意契約が適正かどうか判断しますと除草は財務につきましてのいわゆるQ&

Aによりますと、これは役務費として取り扱うことが適当とされておりというふうに解説がありますので、玉名市財務規則の随意契約の限度額に照らせば、項目から言えばに当たるのではないかと。しかし金額から言えば該当しない。随意契約する場合は、これは50万円の上限を定めてありますので、したがって予定価格が144万円と224万円でありますので、これは競争入札になるわけで、したがって昨年とはちなみに随契ではなく入札がなされたわけでありまして。菊池川堤防の除草は法に照らしても、玉名市財務規則でも随意契約の用にこれはどう見ても当てはまらないというふうに思うわけでありまして。再質問の1点目として何をもちいて随意契約でいけると判断をされたのか。2つ目が随意契約によるメリット及び経費の削減効果が落札率も94.26と93.49ということでありましたが、効果がどれほどあったのかどうか。3番目、先ほどおっしゃいました請け負った企業は、これは玉名ではいわゆるトップクラスであると思っております。入札につきましては予定価格に応じて指名する企業のランクを設定してあると思っておりますが、小規模な事業も大手に発注した場合は中小の業者は成り立たなくなっていくと思います。業者の健全育成を図る上からもまた市役所自ら決めたルールをしっかり守るという上からも今回の随意契約につきましては、どうも納得がいきません。今後こういった対応をされるのかお尋ねいたします。

議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

[ 建設部長 取本一則君 登壇 ]

建設部長（取本一則君） 前田議員の再質問についてお答えいたします。菊池川堤防の除草工事につきましては、市の堤防は管理、路肩から車道部分、路面を含めまして路肩1メートルまでが玉名市の方で管理をいたしております。これが国土交通省が除草した後、残り部分の玉名市市道敷きの路肩より1メートルを市独自で業者選定し、契約を今まで行なっておりますが、国の除草が終わったあとも路肩1メートル部分が残り、市民の皆様方よりなぜ路肩部分の刈り取りが、除草が行なわれてないのかというようなことをよく御指摘をいただいております。このような状況を解消するためにも国土交通省が行なう同一業者に国土交通省が契約いたしてございました同一業者に発注することにより経費の節減及び工期の短縮が図れるため、随意契約で発注したものであります。随意契約で行なうとどのくらいの経費が削減になるかということでございますけど、市の単独で今までどおり行なっていたものからしますと、この随意契約にしますと約7%程度の経費削減が図られております。別に単独で発注するものと随意契約で発注するものでは7%くらいの経費削減が行なわれております。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 6番、前田議員。

[ 6番 前田正治君 登壇 ]

6番（前田正治君） 今の件に関してであります、国土交通省が発注した工事金額がいくらぐらいになって、どういった企業が受注するのが国土交通省が発注した工事については私存じ上げておりませんが、それでは今おっしゃったようなことからいけば、これからずっと国土交通省がした業者にそのまま随契でさせるといふふうに思ってもそれは仕方がないような答弁になっておとったじゃないかなあと。なぜ随意契約することについては、これこれしかじかのルールが決めてあるのか、それに基づいてなぜほんなら玉名市もきちん決めているのか、その辺ばしっかりやっぱ守っていかんとでけんっていふふうに私は思うわけです。自ら決めたルールをやっぱ逸脱するようなことはです、これはやっぱしちゃでけんじゃないかなあといふふうに思いますが、このことについて再度何かあるなら御答弁いただきたいということと、最後に私の一般質問の最後に申し述べますが、先だって9月の議会で天水老人憩の家に関して私質問しまして、先月天水の担当課の皆さんともども事実の確認をしましたところ、問題のパイプは実際に道路に埋まっておりますが、既に切断をされておまして、中からはいわゆる残った水というかそういうものが流れ出て来たということを確認いたしました。

以上です。

議長（松田憲明君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時27分 開議

議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番議員 横手良弘君。

[ 5番 横手良弘君 登壇 ]

5番（横手良弘君） おはようございます。市民クラブの横手でございます。今回私は3項目についての質問を準備しておりますので、執行部の皆様方の明確な答弁の方をよろしく願いいたします。

それではまず、通告に従いまして質問を始めたいと思います。まず最初に農業問題についてであります、我が玉名市は人口の約2割が農業人口でありますし、それに兼業農家を加えますとかなりの人が1次産業である農業とは切っても切り離せない関係にあるかと思われま。近年は機械化が進み、肉体的には随分楽になったものの常に自然災害との闘いであり、本年も梅雨時の大雨に始まり9月17日に九州地方を襲った台風13号により農作物全般に甚大なる被害をもたらしました。特に我が玉名市における稲作の被害は、当初はあまり目立たなかったものの、いざ刈り取ってみると思った収量の7割程度しかなく、農家の皆さんもがっくり肩を落としたものでした。そこで今年の3

月議会でも質問した担い手対策であります。本年度より農政改革の3本柱であります品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水環境保全対策がスタートすることになりました。担い手農家の育成を大きな目標に掲げた対策になっているようで、昨年あたりまでは何となく思っていたことが、いよいよ本年の麦作から本格的に認定農家や一定の要件を満たす集落営農組織でなければ補助金の対象とならないし、このことは農業の競争力強化のために国が今までのように農家を一律に支援する政策から、大規模農家や集落営農に補助金を重点配分する政策へ、転換を勧めているように思われます。中でも品目横断的経営安定対策の対象者は認定農業者で4ヘクタール以上、集落営農組織で20ヘクタール以上の経営規模を有することが条件であり、このためここに来て全国各地で駆け込みの認定農家の申し込みがあっていると聞きますが、本市においても現在までに認定農業者の育成や集落営農組織の設立を展開されてきたと思えますが、その成果として新規の認定農業者数もかなり増えたのではないかと思われますが、いかがでしょうか。以上のことから次の3点についてお伺いします。現在の認定農業者の申請状況は。2点目に集落営農組織の設立状況はいかがなものか。3点目に現在、設立ができていない地区への今後の働きかけはどう行なわれるつもりなのか。以上お伺いいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

議長（松田憲明君） 産業経済部長 谷口 強君。

〔産業経済部長 谷口 強君 登壇〕

産業経済部長（谷口 強君） 横手議員の農業問題についての御質問にお答えをいたします。認定農業者の申請状況についてでございますが、担い手作りは農政改革の最重点課題であります。市といたしましても本年8月新たに農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定し、農業者の効率的かつ安定的な農業経営の育成に努めているところでございます。この中で農業経営改善計画の認定を受けた農業者、いわゆる認定農業者への農地貸借による経営規模拡大を促進するため、土地利用集積を図るなど積極的に認定農業者の育成に努めております。認定農業者の申請の状況でございますが、11月末現在で998名となっており、認定農業者の総数では県下で1位、九州でも3位に位置しているところでございます。品目横断的経営安定対策に伴い、育成運動の成果として、新規の認定農業者数はかなり増えてきたところであり、本年度は現在までに95名の農業者を新規認定したところでございます。

次に集落営農組織の設立状況についてでございますが、新しい対策の受け皿となる集落営農組織につきましても国の政策転換に合わせて、県を初め、農協、農業委員会と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行なうための玉名市担い手育成総合支援協議会を設置いたしまして、昨年末から各地区で説明会を開き、新しい組織の設立を推進してきたところでございます。その結果、これまでに麦作生産地域を中心として旧玉名におい

ても築山、小田などの8集落と岱明の野口の計9つの集落営農組合が設立総会を開き、発足いたしております。中でも伊倉集落営農組合については200戸の農家が組合に加入し、県下でも最大規模の営農組織であります。また岱明の野口生産集落営農組合は県下で初めての特定農業団体としての設立であり、いずれも県下の集落営農組織の中で注目をいただいているところでございます。

次に現在設立ができていない地区への今後の働きかけはどう行なわれるのかとのお尋ねでございますけれども、本市におきましては担い手の高齢化が進み、後継者不足と耕作放棄地の増加が深刻化しております。地域農業を支える担い手の育成が重要課題であります。今後の働きかけといたしましては、玉名市担い手総合支援協議会の関係機関と連携を取りながら、水稻、大豆の生産地域の集落営農組織育成について、平成18年度の重点的な推進地域である大浜の2地区、横島の神崎、十番ほか7地区、天水の竹崎及び米山、斉藤の2地区を平成19年3月ごろまでに設立予定とし、取り組んでいるところであります。また平成19年度には新たに他の地域の重点的地域を決め推進してまいりたいと考えております。個人農業者に対しましては認定農業者への移行推進を図るとともに5年ごとの再認定につきましても積極的に働きかけを行なってまいりたいと考えております。また農業生産の重要な女性農業者についても農業経営改善計画の共同申請を勧め、女性農業者の積極的な地域農業への参画を促進するため認定農業者で組織する認定農業者協議会においても、女性部の設置に向けても取り組みを進めているところであります。さらに認定農業者に農地の集積を図るため、市単独で推進しております農業担い手規模拡大助成事業につきましても、今回品目横断的経営安定対策の実施に伴いまして、農地の賃借権設定の申請がかなり増加しておりまして、事業の成果が大きく図られておるところでありまして、助成金の大幅な増額を今議会をお願いしているところでございますので、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 5番、横手議員。

[ 5番 横手良弘君 登壇 ]

5番（横手良弘君） ありがとうございます。今後本市においても担い手の高齢化が進むことは確実であり、そのことにより後継者不足と耕作地の放棄が増えるのではないかと危惧するものであります。それを避ける意味からも地域農業を支える担い手の育成が今後ますます重要になり、また現在JAたまなにおいても女性組合員の増強に力を入れておりますし、先ほどの答弁にもありましたように今後も本市におきましても引き続き女性農業者への働きかけもお願いしたいと思います。

認定農業者については、早い人はもう5年がたち、切り替えの時期の人も出てきているかなあとと思いますが、その点もスムーズな切りかえの方をよろしくお願いしたいと

思います。それと今後はますます農業機械も大型化に拍車がかかり、先ほど言われましたように農業担い手規模拡大助成事業は、本市の独自の事業であり、非常に素晴らしいものかと思っておりますので、このことについても今後もっともっと成果が出ますようお願いしておきたいと思っております。それにより農地の集積・集約が図られ、もっともって機械化が進み農業がこれから担い手になる人が出てくるのではないかと思います。よろしくお願いしておきます。

次に境川の改修工事についてであります。今年の梅雨は例年になく、多くの雨が降り梅雨明けも遅かったように思われます。特に6月26日と7月23日の大雨はひどく、1時間に50ミリを超えるという豪雨が3時間以上も降り続き、近年にない雨量になりました。我が玉名市においても随所で支流がはんらんし、道路が冠水し家屋にまで浸水したのはまだ記憶に新しいものであります。そこで私の住んでおります滑石と高道の境を流れている境川でありますけども、滑石の塩浜区のところでは有明海に流れております。通常の雨量のときはもちろん何ら問題がないのですが、今回のように豪雨でありしかも有明海が大潮・満潮のときは塩浜の樋門を閉じないと川に海水が逆流することになり、普段のときも樋門を閉じるのですが、今回のようなときは岱明町大野地区にあります野口排水機場の排水機も川に水をくみ出せずに機械を止めなくてはなりません。それだけでなく今回は上流から水量が多く、私の記憶では小浜と大野地区の堤防をオーバーフローしたのは初めてではないかと思っております。そこで質問ですが、一つ目に現在下流の方から堤防の補修工事がなされておりますが、今後の方向性を見通しについて伺いたします。二つ目に川底に多くのよしや草木が繁茂してはいますが、その除去作業の計画はあるのかお尋ねいたします。

次に教育問題についてであります。このところ連日のように新聞やマスコミで子どもたちのいじめや自殺の問題が報じられておりますが、まことに胸が痛む思いでいっぱいです。昔私たちが小さい頃も多少のいじめはあったように思いますが、現在のように陰湿で陰に隠れたようなものではなかったように思えます。それにちゃんとクラスの中に正義の味方がいて、適当なところで仲裁に入ったものでした。それに家では親父、社会では警察、学校では先生と怖くて権力があり、存在感のある人がいたように感じます。今全国各地で報じられているいじめの問題にしても、国もプロジェクトチームをつくり、本腰をいれて取り組みを開始したように聞いておりますが、本市の教育委員会においてはどのような施策をとられているのかお伺いいたします。それと先日もニュースであっておりましたが、子どもを学校にお世話になり、もちろん給食もあるわけですが、その給食費を払わない人があると聞きました。それなのに本人は親はですね、高級外車に乗っているようなことを言っておりましたが、まさか玉名市においてはそういう人はいないと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上の2点についてお伺いいたします。

議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

[ 建設部長 取本一則君 登壇 ]

建設部長（取本一則君） 横手議員の境川堤防改修の見通しについての質問にお答えいたします。まず2級河川境川は玉名市滑石地先の塩浜樋門より、玉名市築地かずやコスメディア付近の南大門橋までの全延長5.1キロメートルが熊本県の管理河川であります。議員御承知のとおり毎年梅雨時期に入ると河川流域一帯の集落、農地等への浸水被害が発生し、市民の生活基盤に多大な影響を受けているところでございます。そういう状況の中、浸水被害の防止並びに集落の環境整備、農業経営の安定化並びに交通体系の整備を図る目的で昭和60年10月21日に境川改修事業促進期成会が発足し、毎年熊本県土木部へ改修事業の早期完成要望を行なっているところでございます。県は平成元年度より今年まで約11億円の事業費で塩浜樋門より清松橋までの約800メートルの改修工事を実施されていますが、御存じのとおり厳しい財政下で思うように進展しない状況にあります。促進期成会や地元からの強い要望により県も早期改修事業完成のためには国の補助金による国庫補助事業が必要と判断し、平成17年度より河川整備計画策定と新規採択に努力をいただいているところでございます。なお整備計画の内容については平成19年度に本市へ提示の予定と聞いております。

次に川底のよしや草木の除去作業についてお答えいたします。今年7月23日の集中豪雨により早朝より有明広域行政事業組合第1衛生センター上流兩岸の一部堤防越水は私どもも今回初めての経験で被害が拡大せず、安堵しているところでございます。今回の気象庁の降水状況では最大日雨量198ミリ、最大時間雨量72ミリと記録的な数値が発表されております。当然本市でも議員御指摘のとおり各地に多大の被害をもたらしたところでございます。市といたしましても早速県へ状況報告し、対策をお願いしたところ、現河川の排水断面能力は10年に1回程度の降雨を想定した現状断面であり、将来的には50年に1回程度の断面が必要とのことであり、未整備区間については河川の土砂等の堆積状況目視し、部分的な土砂撤去を随時実施し、断面の確保を行なうことでした。市といたしましても今後整備計画の早期実現と土砂等の撤去予防を行なってまいりますので、御理解をお願いいたします。

議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[ 教育長 菊川茂男君 登壇 ]

教育長（菊川茂男君） 横手議員の質問にお答えいたします。いじめ問題に対して玉名市教育委員会がどのような施策をとっているのかということですが、まずいじめ問題は議員も御承知のとおり以前から多少はあったわけですが、最近マスコミで取り上げられるようになって、さらにいじめが表面化してきたとこのように思わ

れております。いじめについて文科省は平成6年に次のように定義をいたしております。自分より弱い立場のものに一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの、そしてその行為がいじめに当たるかどうかはいじめられている児童生徒の立場に立って判断するようにと、指導しております。そのような意味から本人が嫌な気持ちになった場合、いじめられたと感じている児童生徒は多いのではないかと考えられます。先日の県教育委員会の無記名によるいじめ緊急アンケート調査でも玉名市の小学生で892名、中学生で268名が今年になっていじめられたことがあると答えております。今回の調査は無記名であること、また例えばにらまれたとかあるいは押されたとか、嫌なことを言われたとか、あだ名を言われた等ちょっとしたことで子どもがいじめと感じたものにつきましては、すべてあげるようにということになっておりますので、このように多くなったんじゃないかと思われております。いずれにしてもそのような現状の中、教育委員会といたしましてはいじめ問題を喫緊の課題としてとらえ、市内の小中学校に対して11月の6日、いじめ根絶のための取り組みの徹底ということについての通知文を出し、次のようなことについて校長会等を通して指導の徹底を図っております。まず、学校に対してはいじめは絶対に許されない行為であり、傍観的態度も許されない行為であること。2つ目には教師自身の人権感覚を磨くようにすること。3つ目にいじめがどの学校でもどの子どもにも起こりうる問題であることを認識し、早期発見、早期対応に努めること。4つ目に児童生徒の信頼関係を築き、心の居場所となるような学級・学校づくりに努めること。5つ目に生命はかけがえのないものであり、絶対に自らの命を絶ってはいけないこと。人は皆使命を持って生まれてきていることを訴えるように指導をいたしております。

次に家庭に対しては、家庭教育の重要性について本年度策定いたしました玉名市家庭教育憲章を活用しながら、親子のふれあいの時間をつくる、親が社会のルールを教えるなど積極的に訴えるような指導をいたしております。そのほか市内6中学校に非常勤で適応指導教室指導員を、教育委員会に教育相談員を配置して、教育相談活動の充実を図りながら、いじめや不登校問題の解消に当たっております。また各学校で系統性のある指導ができるよう、命を大切にする心や規範意識を大切にする年間指導計画を作成させ、指導の充実を図っております。さらに本年度は各学校で校長先生方が命を大切にする心や規範意識を育むために児童生徒に話をされたものを集めて、命を大切にする心や規範意識を育む校長講話事例集を作成中であります。今後各学校に配付し、児童生徒の心に響く指導に役立てていくように考えております。

次に給食費の滞納についてお答えいたします。玉名市におきましても給食費の滞納は若干ありますが、議員御指摘の高級外車に乗る未納者はおりません。玉名市の未納理由といたしましては、経済的な困窮がほとんどでございます。最近払えるのに払わない



という風潮が増加傾向にあるようですが、給食費は学校給食法により保護者負担と定められておりますので、そのようなことがないように今後も保護者の理解を求めてまいりたいと思っております。また滞納分につきましては学校側より保護者と連絡を取りながら速やかな納入のお願いや、また分納などの措置を講じたり経済的に困窮されている家庭につきましては、就学援助制度の説明を行なう等の対応をいたしておるところです。教育委員会といたしましても学校と連携を取りながら未納者が少なくなるよう努力してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（松田憲明君） 5番、横手議員。

[ 5番 横手良弘君 登壇 ]

5番（横手良弘君） ありがとうございます。境川の堤防の改修の件ですけれども、これは今回のこととは若干違うかと思っておりますけれども、常に校区懇談会の中で出ております堤防の除草の問題となかなか離合箇所の方の整備が進んでいない、対向車が来た場合どちらかの車がですね、よけて止まってなかなかスムーズな離合ができないということも出ておりますので、その離合箇所の方もですね、進めていただきたいと思っております。それと塩浜工区の今501号のちょっと上まで堤防の補強工事がなされておりますけれども、その部分が雨が降ればですね、常に今通っている舗装してある部分が低いために水が溜まって非常に住民の方々から通りづらいということがあります。ですからその辺の改正の方もですね、よろしくお願ひしたいと思っております。それと草などが繁茂している部分ですね、早急に期成会もありますようでございますので、その方面からもうですね、ぜひ何といたしますか、取り除く方策をですね、してもらいたいと思っております。

それと教育問題のいじめに関しましては、いろんな施策が行なわれているようでございましたので、安心いたしました。しかし答弁の中に市内の小学校でも892名ですが、中学校でも268名が今年いじめられたと答えているというようなアンケートの結果が出ております。今生徒数が全体で何人なのか私も把握しておりませんが、相当の子どもたちがいじめられたと認識しているようでありますので、その内容は先ほどおっしゃいましたようにちょっとしたものから大きなものまで大小あるかと思っておりますけれども、言われましたようにいじめも病気と一緒に早期発見、早期対応が必要だと思っております。そして何よりも大切なのは先生たちが威厳を持って毅然とした態度で子どもたちに接することが第一ではないかと思っております。それにその先生方を指導する立場の教育委員会の皆様方が今後も先生方の御指導の方をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議長（松田憲明君） 以上で、横手義弘君の質問は終わりました。ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時03分 開議

議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番議員 近松恵美子さん。

[ 7番 近松恵美子さん 登壇 ]

7番（近松恵美子さん） こんにちは。有明クラブの近松です。合併して1年がたちました。新玉名市の市政が力強くそれでいてきめ細かに、ときに厳しく進められていることを頼もしく感じながらも議員は議員の立場で、監視機能をきちんと果たしていかなければならないと思っております。通告に従いまして、3つの項目で質問いたします。

まず第1番は、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに関してであります。このことに関して高齢者の実態の把握と生活支援ハウスの活用についてお伺いします。生活支援ハウスというのはわかりやすく言いますと、老人下宿みたいなものです。60歳以上の方で一人で暮らすことに不安がある方などが入居することができます。そこでは他の入居者との交流を図ることができ、また生活上の相談も受けることができます。ただし食事、居室の掃除などの家事や介護が必要な場合は介護認定を受けて、居宅介護サービスを利用しながら生活する施設であります。私は予算書を見まして、このような施設があることを初めて知りまして、10月頃にお伺いしてみましたところ、御利用者が定員5名に対して3名でした。合併前には次々に入居され定員を満たしていたそうですが、合併後定員割れが続いていたそうです。組織のあり方が変わったことや、今年の4月より在宅介護支援センターが包括支援センターへとその活動内容もさま変わりしたため、宣伝が行き渡ってないのではないかと感じました。入居者の管理費として約650万円が市から出ていますので、単純に考えますと入居者が3人であるならば1人の高齢者に対して200万円の経費がかかっているというふうになります。お一人に200万円あげたならもっとよい施設に入れるわけですので、もったいない話であります。この生活支援ハウスの存在は玉名市の介護保険の利用の手引きにも掲載されていません。大きな玉名市になったときに行政から忘れられてしまったのではないのでしょうか。このほかにも市は配食サービス、軽度生活援助事業、外出支援サービス、生きがいデイサービスなどたくさんの事業をしていますが、この介護保険外のサービスと対象者を結びつける役割を今はどこが担っているのか、サービスを必要としている高齢者の実態をどのように把握されているのかについてお伺いします。特に今後市の施策を考える上で重要になってくると思われる独居老人の数や高齢者数の数、そのようなことについてもどのように把握されているのかについても合わせてお伺いいたします。

次に有料老人ホーム等の実態とケアプランのチェックについてであります。入所施設の不足から要介護老人を1軒の家で数人預かる老人下宿や宅老所などと呼ばれる施設

が一時期増えてきました。介護する家族もまた要介護の一步手前というような家庭もありますし、外で働く女性が増えたことや子どもが近くにいないなど、いろいろな事情で施設に頼らざるを得ない家庭が増えており、現状のサービスだけでは対応できないことからこのような小規模民間介護施設が増えてきています。しかし中には劣悪な環境で過剰な介護サービスの請求をする施設があったことなどや、公で施設整備をするには経費がかかることなどから、今年の4月より老人福祉法が改正になりました。有料老人ホームは今まで届け出の基準が10人以上であったのが、人数の要件がなくなりました。つまり一人預かって居住空間を提供するだけでも有料老人ホームとして県に届け出をしなければならないようになったのであります。県としては快適な住環境であるか、また契約金など運営面について監視していくようであります。このように有料老人ホームの届け出は県であります。市としてもしっかり有料老人ホームを把握していただきたいと私が考えますのは、住宅型有料老人ホームの利用者は施設内で居宅介護サービスを利用するからであります。自宅にいるときには自分の土俵ですから、掃除など家事サービスの頻度を自分で決めることができます。しかし施設にいますとどうしてもお世話になっているという負い目から自分の希望で介護サービスを選択することができない、断りにくいという面があるのではないかと危惧するのであります。また居住空間も自宅と施設内の居室内では相当違ってきますので、そこでの介護の給付が適正になされているかどうか、ケアプランのチェックが必要になってまいります。そこで現在把握されている有料老人ホームや類似施設の実態とケアプランのチェックはどうなっているかについてお尋ねいたします。

以上、まず2点について、2つの項目についてお尋ねして、また再質問いたします。

議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

〔市民部長 田上敏秋君 登壇〕

市民部長（田上敏秋君） 近松議員の質問にお答えいたします。高齢者の実態把握と生活支援ハウスの活用についてでございます。まず高齢者の実態把握についてお答えいたします。議員も御承知のとおり、ただいま御指摘のとおり、昨年度までは在宅介護支援センターが在宅介護支援事業の中で実態調査を行なっておりましたけども、今年度から地域包括支援センターによりこれを行なうことになりました。地域包括支援センターでの実態把握はセンターの事務量からしまして厳しい状況にありますが、総合相談支援事業を通して地域と交流を図り、情報収集に努めてまいります。また旧3町におきましては独居老人及び高齢者のみの世帯を民生委員の活動の中で把握をされておりましたけども、そのデータを社会福祉協議会が現在保有をいたしております。必要に応じて情報を得ることが容易でございます。合併をいたしまして今年4月から民生委員協議会の事

務局は社会福祉協議会となりましたので、こういう点を新市といたしましても活用し、実態把握に努めてまいりたいというふうに思います。そして真に生活支援が必要な高齢者の漏れがないようにしてまいりたいというふうに考えております。

次に生活支援ハウスについてでございますけども、自宅で生活することが困難で援助が必要な高齢者に対して介護支援を行なうことで高齢者が安心して健康で明るい生活を送るため、介護支援機能、住居機能、交流機能を総合的に提供する生活支援ハウスというのはこういう施設でございます。本市におきましては平成15年4月に社会福祉法人天恵会が天水町に今開設をされた天水生活支援ハウスがございます。市は管理運営事業を委託をしているところでございまして、玉名市天水生活支援ハウス運営事業要綱及び定数5人以下に対する生活援助委員配置基準に基づく常勤職員1名分の人件費等を委託費として支出をしているところでございます。議員御指摘がありました入居者の数でございますけども、この施設の定数は5人となっておりますけども、現在は旧天水町の方が3名、旧玉名市の方が1名、計4名の方が入所をされておられます。現在1名の方から入所の希望の申請が上がっておりますので、近いうちに調整会議をし、入所基準に合うということであれば定数の5名に達する予定でございます。

続きまして、有料老人ホーム等の実態とケアプランについてでございます。有料老人ホームについてはただいま議員からもありましたとおり、老人福祉法第29条で老人を入所させ、入浴、排泄若しくは食事の介護の提供又はその他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設等でないものと定められております。平成18年4月1日施行の老人福祉法第29条の改正に伴い、国の有料老人ホームに対する設置運営標準指導指針が一部改正となり、同有料老人ホームの届けに係る人員要件、これも先ほど議員が言われましたとおり10人以上となっておりますけども、これ人員要件がなくなり情報公開、帳簿の整理等の規定が改正されました。同指針については地域の実情に応じて各都道府県において定めることとされているため、熊本県において今年5月に改正されたところでございます。このように国の法律改正により熊本県では有料老人ホームの登録を現在も行なっているところでございますけども、玉名市の老人ホームとしての、有料老人ホームとして登録されている施設は現在のところ1カ所だけでございます。有料老人ホームの登録は一定の基準が必要であり、人数要件がなくなっても高齢者のアパートがすべて有料老人ホームとなることではございません。市内には高齢者住宅等ができておりますけれども、そこに入所している高齢者で介護サービスを受けておられる方もおられますが、そのサービスが一部の事業所に偏っているのではないかと御指摘もあります。高齢者のためのケアプランが偏ったプラン、過剰なサービスになっていないのか、また不適切なサービスにつながる可能性も考えられ、高齢者の介護費用の一部負担が過重になる恐れもございますので、ケアプランのチ

ェック等が必要であると考えております。ケアプランチェックにつきましては、平成15年度より昨年度まで市内の居宅介護支援事業者への適切なケアマネージメントを活動支援により効果的なサービスが提供され、利用者の自立支援を促し、介護給付の適正化を図るため、適切なケアマネージメント活動支援事業及び介護給付適正化事業を実施し、問題居宅支援事業所や問題ケースのケアプランチェック及び指導や居宅支援事業所の研修会を行なってまいりました。平成18年度は介護保険法の一部改正によりシステムが大きく変わり、地域包括支援センターが開設され、同センターが介護支援専門員の指導、支援を担っております。そのため今年後は玉名市においては、この事業は行なっておらず地域包括支援センターの運営状況を見てまいりました。しかし同センターでは介護支援専門員への指導も手探りの状況であり、玉名市も指導する形で平成19年度から適切なケアマネージメントを活動支援事業及び介護給付適正化事業を実施し、ケアプランチェックや適切なケアマネージメントの研修会の開催を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（松田憲明君） 7番、近松議員。

〔7番 近松恵美子さん 登壇〕

7番（近松恵美子さん） ただいまお答えいただいたことでちょっと1点わからないことがありましたので、質問させていただきます。旧3町では独居老人それから高齢者世帯も把握しているということまで伺いましたけども、旧玉名市についてはそういう情報は整理されていないのかどうかということの後でお答えいただきたいと思います。在宅介護支援センターがなくなったということは大きなことだと思いますので、民生委員さん、それから旧玉名市にあります高齢者相談員さんなどのお力を借りて、やはり今あるサービスが周知されるようにそのようなことをお願いしていきたいと思います。生活支援ハウスにつきましては、空白定員割れの時期もありましたけども、その後入居者が見つかри、もうすぐ5名になるということで安心しました。住宅型有料老人ホームというのを調べましたら非常に高いわけなんですけども、玉名市内に最近それに似たものがありましたのを見に行きましたら、入居費が11万円から13万円ということで、非常に常識的に見たら安くて良心的なところだなあと感じたわけなんですけども、11万円から13万円、これに介護が必要になりまして介護費用が入りますと、15万円は必要ですので、国民年金の収入の方ではとても利用できないというのが実情であります。しかしこの生活支援ハウスは収入に応じた負担でありますので、国民年金の範囲内で利用できますので、この利用に当たっては公平になされるように周知をぜひ多くの方に知られて本当に困っている方が利用できるような方法をまた考えていただきたいというふうに思います。また有料老人ホームの件に戻りますけども、高齢者がほとんど入居している状

態であっても一般の方が入っていたりということで、必ずしも有料老人ホームとしては登録されない場合もありますが、現実にはやはりその居宅、部屋を借りて生活しているということでは、同じような有料老人ホームと同じような施設があると思いますので、その辺のところのサービスが過剰であるかどうかということにはぜひ念頭に入れていただきたいと思います。私1軒だけ、玉名市で有料老人ホームは1軒というふうに聞きましたので、まだあるんじゃないかということで県の方に条件がどうなのかということは今問い合わせているわけですが、このことに関しては県でも広告で把握したりするしか方法がないというふうに言っておりました。しかし市では介護が必要な方には介護認定調査をしておりますので、調査員にこういう条件が、こういう条件を満たしたら有料老人ホームなんですよということを説明して、話しておかれますならば市の方で早い段階でこの有料老人ホームというのを存在を認知することができるんじゃないかというふうに思いますので、どうかその辺を努力いただきたいと思います。ただ私が申し上げましたのは現在あります玉名市の有料老人ホームが非常に疑問であると、そういった意味ではございませんので、それをつけ加えておきます。この数年前に普通の民家に数人集めてそういうことがされてた経過がありまして、問題がありまして、そこが居宅が取り消しになったんだろうと思いますけども、数年前にあったことから注意しておきたいということでありまして、現在のところに疑問を持っているということでの質問ではございませんので、重ねて申し上げておきます。

次に安心して子どもを産み育てられるまちづくりについてお伺いします。多子世帯の子育て支援についてであります。少子化の影響で日本でも人口減少が始まっております。日本では毎年、熊本市が一つなくなっていくようなスピードの人口減であるといわれています。熊本県で考えるならば毎年約1万人、つまり町が一つ毎年なくなっていく、そんな状態だそうで、このように具体的に聞きますとぞっといたします。地球規模で適正な人口はと考えると、人口減少も悪くないのではないかと思います。日本のように少子高齢化という非常にバランスが悪い形の人口減少は、この先私たちの暮らしがどうなっていくのかと不安であります。そのために子どもを産んでくれという考えには批判もあると思います。しかし家庭で子育てしている女性が生活の心配がなく、子育てを手助けしてくれる人が身近にいたり、また女性が子どもを何人産んでも自分の好きな仕事を続けることができるとしたら、子どもがたくさんいるってやっぱり楽しいことだねって、多くの人を感じると思います。ここに妻の年齢別に見た予定子ども数が理想子ども数を下回る理由について調査した結果があります。たしか県がしたんだと思います。具体的に言いますと、例えば理想としては子どもは3人ほしいけど、自分は2人しか産まないと答えた女性のその理由です。1番大きいのが経済的理由となっております。子育てや教育にお金がかかり過ぎるからと答えた女性が20代の女性では80%超

しております。82%ぐらいになっております。なぜか高等教育の教育費がかさむと考えられる40代の女性では50%、59%、57%ぐらいになっております。これを見ますと若い世代が経済的な負担感が強いと言えます。次に多いのが自分の仕事に差し支えるからであり、これは25歳未満の女性では33%にもなっています。ほかの理由、例えば高年齢で産むのは嫌だとか、心理的、肉体的負担に耐えられないからとか、健康上の理由からとか、家が狭いからとかこういう理由は20%以下であります。これを見ますととにかく若い方の経済的な負担が大きいということがわかります。今年の9月の県議会で松田県議が多子世帯の負担を軽減するために保育園に3人同時入所の要件を緩和すべきではないかという質問をされました。それに対して潮谷知事が前向きに対応を考えていきたいと答弁されましたので、その後の対応を県に聞きに行きまいりました。まず現状では3人目の1人入所に対しては県と市が半額補助しており、2人入所の3番目の子どもに対しては国が半額、4分の1を県と市が補助している。さらに3人同時入所の場合に限り、国が9割補助し、県と市が残りを補助しているということでした。つまり3人同時入所の場合に限って、3人目の保育料の保護者負担はないということです。しかし3人同時入所というのは非常に少ないのではないかと思います。そこで同時でなくても3人目の子どもの入所費用、特に負担感が強い、未満児の保育料を免除できないかという質問でありました。この松田県議の質問に対して、県の対応は保育料が高い3歳未満児のみを対象とした場合、県内すべての市町が取り組んだと想定した場合、県の負担額は6,000万円、そこで県内の市町の意味を確認しましたところ47市町村中38市町村が取り組む意思であり、さらにこれはもっと増えるだろうということでした。このような状況を見据えて予算化を準備中とのことであります。少子化対策としてこれだけで十分なわけではありませんし、家庭で保育している方への支援もさらに充実させていかなければなりません。しかし一方で未満児の保育料の高いことに困っている家庭が多いことも事実であります。まずこれも少子化対策の第1歩として高額所得者は除くなどの配慮をした上で玉名市も導入してはどうかと考えますが、いかがお考えかお伺いいたします。

もうひとつは地域子育て支援センター事業についてであります。子どもが少なくなったことや働く女性が増えてきたので、家庭保育しているお母さん方の話し相手が近所にいない、子どもの遊び相手もないので親子ともにストレスが溜まる、転勤でよそから転入して来た人はちょっと困ったときに助けてくれる親、兄弟がいない。どんなところにサービスがあるのかもわからない。こんな悩みに対応してくれているのが子育て支援センターです。現在玉名市には公立が1カ所、民間保育園委託が2カ所あります。事業内容として育児不安の相談指導、子育てサークルの育成支援、特別保育事業などの積極的实施・普及促進、地域の保育資源の情報提供、家庭保育を行なう者への支援の5つ

があり、さらに玉名市の場合1カ所につき779万円の補助が出ている従来型ですので、週5日開設した上、5つの事業のうち3つは取り組まなければならないとなっておりますが、どのような取り組みをされているのか、また利用状況についてお伺いいたします。また事業の実施にあたっては地域の保健センターや民生委員、幼稚園、医療機関などと連携を密にし、とあります。子育て支援センターというのは単なる子育て相談所にとどまるのではなく、地域の中で子育て支援の輪を広げていく中心的役割を担うということが設置の趣旨であります。このような役割を考えますと子育て支援センターの運営協議会と申しますか、連絡協議会みたいなものを作って地域の民生委員、母子保健推進員、幼稚園、地区内の保育園、利用されている母親などの意見を取り入れながらセンターとしての役割を果たしてほしいというふうに考えます。このような協議会の設置に対する考えは検討されていないかどうかについてもお伺いいたします。また現在この779万円の補助の対象になっていないが、機能を果たしている玉名の福祉センターでの子育て支援など、地域で子育て支援を展開している施設もあります。現在のところ週3日開設すればよい小規模型は261万円の補助基準であり、さらに小規模の130万円程度のもも県が考えているとのことですが、市として今後現在の3つの子育て支援センターで市内全域をカバーしていくのか、それとも増設していくのか、そのことについてもお考えをお伺いいたします。先ほどの旧玉名市における独居老人、高齢者世帯の把握もされているかどうかのことも含めて回答よろしく申し上げます。

議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

〔市民部長 田上敏秋君 登壇〕

市民部長（田上敏秋君） 近松議員の再質問にお答えいたします。独居老人、老夫婦世帯の実態の把握についてでございますけども、先ほど申し上げましたとおり旧3町におきましては民生委員活動の中で実態把握をやっておりましたけども、旧玉名市においては十分でなかったというふうに聞いております。

議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

〔福祉部長 元田充洋君 登壇〕

福祉部長（元田充洋君） 近松議員の安心して子どもを産み育てられるまちづくりについて、その中でまず第一番目の多子世帯子育て支援についてお答え申し上げたいと思います。まず現在の玉名市における保育料の状況から御説明をいたしますと、本年7月に旧市町以来の保育料を統一したところでございます。統一しました結果、24%の世帯が増額、21%の世帯が変更なし、55%が減額となりました。増額世帯に対しましては増額分の2分の1を減免する経過措置を設け、急激な負担増を避けるため軽減を行なったところでございます。その保育料表でございますが、国の定める徴収基準額表に比べまして低い水準に設定しているところでございます。それに加えまして個々の児童



の保育料計算に当たりましては、1世帯より2人以上が同時に入所している場合に2人目の保育料は2分の1の額に、3人目以降を10分の1の額に計算することになっており、多子世帯の経済的負担の軽減を盛り込んだものとなっております。今議員の御質問の中にもありましたが、熊本県多子世帯子育て支援事業では、この多子世帯の保育料の軽減、子育て家庭に対する経済的支援の考え方をさらに進め、1世帯から3人以上が同時に入所している場合には3人目以降を無料に、3人未満でも3歳未満児が入所している場合には1世帯につき一人の保育料を半額に減額するものでございます。現在玉名市において実施している事業でもございます。議員御質問の第3子保育料の無料化は制度のさらなる拡充を図るものとなりますが、この制度改正につきましては県において議員もおっしゃられましたが、9月議会で一般質問がなされ、10月に熊本県下47市町に対し意向調査がなされたところでございます。多子世帯の負担軽減は少子化対策の有効策の一つと考えますので、今後制度改正の内容と県の動向を見据えながら検討を対応してまいりたいと思っております。

次に、地域子育て支援センター事業についてでございます。地域子育て支援センターは地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行なうことを目的としております。本市には敬愛保育園で実施されている「子育てネットワーク」、岱明町大野保育所隣で実施されている「くすの木」、天水町小天保育園内の「天水町地域子育て支援センター」の3カ所があります。この事業につきましては、議員もおっしゃってございましたけども、指定施設である従来型指定施設と小規模型指定施設に分類されております。玉名市で実施しております施設は従来型施設でありまして、その内容について申し上げますと目的の中にもありますようにまず、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等など4項目くらいの事業を実施いたしております。それぞれの施設の利用状況は子育てネットワークが4,800人、くすの木が1,400人、天水町地域子育て支援センターが830人、年間延べ約7,000人、相談件数は来所及び電話相談も含め、年間延べ239件になっております。開所日は原則として週5日開所であります。その担当する職員の要件は、児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有するものであって、各種福祉施策についても知識を有しているものであること、従来型指定施設は2名以上配置するようになっております。ただし少なくとも1名は事業専門に担当するものとし、各種研修に積極的に参加し、指導技術の向上に努めることとなっております。これからは子育て支援課としましても地域子育て支援センターと地域内の他の保育所、保健センター、児童・民生委員、幼稚園、医療機関あるいは子育てサークル、子育てボランティアとの連携を密にしまして定期的な講習会等の企画運営を行ない、地域の

子育て中の家庭が自由に交流できるような機会を提供してまいりたいとしております。つけ加えまして、それから議員から今いろいろな御質問をいただきました。まずその中でも各センターごとの運営委員会の設置でありますとか、現在実施されていないところでの子育て支援センターの設立等々の御質問をいただいたところではありますが、合併して1年が経過しまして、子育て支援に対するいろいろな問題が見えてまいりました。一つずつ整理をしながら今後検討を重ねていかなければならないと思っております。例えば、今ありました実施されていない子育て支援センターの設立などにつきましても、現在実施されている他の支援センターから出かけて行って事業を実施するなどやり方はいろいろあるかと思えます。今後もいろいろな方の御意見をお伺いしながら各センターごとの運営委員会の設置等も含めまして、検討を重ねていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思えます。

議長（松田憲明君） 7番、近松議員。

〔7番 近松恵美子さん 登壇〕

7番（近松恵美子さん） 介護保険制度が充実しましても本当にそれだけで足りなかったりするものが独居家庭であります。旧玉名市においては独居老人またそれにつながりやすい高齢者世帯の把握がされていないということです。早急に取り組んでいただきたいと思えます。せっかく民生委員さんの組織と高齢者相談員も設置しておりますので、その情報が市の方にきちんと届きますように、そのようなことに努力いただきたいというふうに思えます。未満児の保育料無料化に関しては、それでも出生率の高いフランスと比べますとまだまだ日本の子育て支援というのは不十分な状態でありますけども、それでもまず第1歩、一つ一つ取り組んでいっていただきたいというふうに思っています。このことに期待していききたいと思います。子育て支援センターに関しては本当に合併して各町のそれぞれのやり方を見ながら全体がわかるだけでも大変な1年であったと思えますけども、この2年目に入り、ぜひ本来の活動ができるように市としてリーダーシップをとっていただきたいというふうに思っています。今日お昼休み、たまたま偶然でございますけども、松本議員より伊倉のまちづくりのたよりというのをいただきました。そこに伊倉の子育て広場というのが載ってまして、伊倉で子育て広場がありまして、毎月15組30名前後の参加があるというふうに書かれてあります。ブックスタート、読み聞かせ、座談会、大変楽しい催し物をされているようです。このように地域で本当に子育て支援の組織を作っても、こちらには補助はほとんどないような状態でございます。こういうグループが玉名市内、旧玉名市内には6つほどあるというふうに聞いております。その6つで30万円ぐらいの補助で運営されていると聞いておりますけども、市が委託してます子育て支援センターは700万、800万円近いお金を使っていますので、本来のやはりその地域の子育て支援のその輪を広げていく、そして

地域づくりをしていくという役割を担うことができるように、さらに活発に活動ができますように市として十分なリーダーシップを発揮していただきますように指導力に期待しまして、次の質問に移ります。

最後は活力あふれる玉名市づくりということです。活力あふれる玉名市であるためにはまず職員が元気、そして市民活動が活発であることが必要であるというふうに私は考えております。そこで職員の士気に関して総合支所方式での問題点について、そして市民との協働についてお尋ねします。合併後、支所の職員が少なくなりまして寂しいことでもあります。その上外部の方より支所の職員に聞くより本庁に行ったほうが早いと聞きましたので、支所の職員の権限はどのくらいなんだろうねと尋ねましたら、もう半分ないだろうねということです。また半分どころではないという声もあります。建設課など地元密着の事業を持っている部署とそうでない部署、さらに予算を1本化しているかどうかによっても権限の違いがあると思います。関連の文書はすべて流れてきて情報の共有化ができてきているのか、会議に出席して直接説明を受ける機会はあるのか、研修の機会はあるのか、支所の業務だけでなく全体を把握できるような会議の機会はあるのか、本流から支流となった場所にいる職員が新市建設に生きがいを持って邁進できる環境であるかというふうなことも含めまして、総合支所方式の問題についてお伺いいたします。人は決定権を持つことで生きがいを感じ成長していけるのではないかと考えております。

次は協働社会の実現に向けての市の姿勢です。私は長いこと仕事として健康づくりに専念してまいりました。正しい知識を得て実践することで、また趣味や生きがいを持つことで人は健康で長生きすることができます。しかしあくまでも生命を追及するこの日本の医療制度が存続する限り、どんなに健康づくりに励んでも医療費の高騰は避けられないと私は感じております。健康づくりに努力することで寿命が延びたり、生活の質が向上することは十分考えられますが、それによって医療費を減らせるかということ、またこれは非常に難しい問題です。100歳になっても病気になればICUに入り、あらゆる手を尽くして命を永らえる、今の医療が続く限り、やはり先ほど申し上げましたように医療費の高騰は続くだろうというふうに考えます。さらに少子高齢化で日本の経済の成長を危うく、その上、このような少子高齢化の影響で医療、年金、介護などの社会保障費がどんどん伸びてくる中で、行政がすべての住民のニーズに対応していくことは困難になってきています。しかし、種々の貴重な経験を持ったお宝のような高齢者が地域に増えてくると考えると悲観することばかりではありません。長い職業生活で養われた貴重な経験を社会の中で発揮していただくことは、地域のためでもあり、また本人にとっては生きがいにもなります。団塊世代の大量定年時代を間近に迎えている今日、このパワーの活用を具体的にどのように考えておられるのか、市の構想をお伺いします。

協働とは住民と役所が力を合わせて住みよい町をつくっていくことと私は解釈しております。その意味で社会教育の果たす役割は大きいと思います。また非常に市民の生活に密接な仕事をしておられる環境、健康づくり、子育て支援、学校教育などあらゆる立場でも市民とのパートナーシップを考えながら進めていかなければならないのではないかと考えておりますので、市として総論的な考えといろいろな現場の立場からも協働についての取り組みのお考えをお伺いします。

議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[ 総務部長 村田隆夫君 登壇 ]

総務部長（村田隆夫君） 近松議員御質問の活力あふれる玉名市づくりについての1番目、総合支所方式における問題点についてお答えいたします。現在本市は旧市町ごとに総合支所を設け、それぞれの地域における行政サービスの提供を行っておりますが、この総合支所方式は合併前の状態に近く、市民にとって違和感が少ないことや庁舎をそのまま利用できるというメリットがございます。その半面で職員数が合併前と同程度必要であり、合併の効果が発揮できない、また新市の一体化が醸成されにくい、さらには命令系統が複雑になり、迅速な対応ができないなどのデメリットが挙げられます。残念ながら本市におきましても、この総合支所方式の弊害が少なからず見受けられると認識しておりますが、新庁舎建設までの間、これは相当期間を要するわけでございますが、職員に関する定員管理と組織機構の見直しを実施しながら、本庁、支所間の一体的運営に努め、引き続き総合支所方式で対応してまいりたいと考えております。また職員配置につきましてもこれまでは合併直後という特殊事情を考慮し、それぞれの総合支所の職員は旧市町出身者を中心に構成しておりますが、新市発足から2年目を迎えたことを契機に現在策定中の人材育成に関する基本方針を年度内に完了させ、本庁、支所間の積極的な人事異動を実施するなど、総合的な人事管理制度を確立することで幅広い視野を持った人材の育成を図り、活力ある市政を実現してまいりたいと思います。

以上です。

議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

[ 企画財政部長 牧野吉秀君 登壇 ]

企画財政部長（牧野吉秀君） 近松議員の御質問に市全体の協働に対します方向性と地域づくりについてお答えいたします。まず協働という言葉でございますが、複数の主体が目標を共有し、ともに力を合わせて活動することを指しております。近年市民と行政の協働、NPOと行政の協働など分権社会における自治体経営における重要なキーワードの一つとなっております。本市におきましても、今後市民協働を進めるため、現在企画課の地域振興係を窓口に市内の約150からのNPOやボランティア団体の実態調査を実施中でございます。また、まちづくり、地域づくりは市民と行政の協働により

進めていくべきものであるという認識のもとに、現在策定中の玉名市総合計画の中でも、「みんなで進める協働のまちづくり」というタイトルで1章設けておりました。今後今年度から取り組んでおります「玉名21の星事業」の推進を初めとして、新たな公共を担うNPOやボランティア団体への支援などを掲げております。また市民参加、市民協働の制度化のため、指針及び条例等の制定についても今後検討していきたいと考えております。

議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

〔市民部長 田上敏秋君 登壇〕

市民部長（田上敏秋君） 近松議員の御質問にお答えいたします。議員も御指摘のとおり市民の健康づくりにつきましては、健康づくり各種団体等の協力、連携等が大変必要になってまいります。そういうことで本市といたしましても、今後地域の健康づくりにつきましては、健康づくり推進協議会を中心に関係団体等々と協議をしながら、食事、運動、休養の生活習慣改善等を中心に進めてまいりたいというふうに考えております。特に高齢者の急速な進展に伴いまして、医療費の動向等が考えられます。そういうことで高齢者の元気づくりについては、今後大変重要なことだと考えております。そういうことで議員も御指摘のとおり、平成18年度の介護保険法の一部改正により介護予防重視型のシステムをつくっていくことが求められております。そこで高齢者で介護が必要な状態になるまでの期間をできるだけおくらせ、元気な高齢者をふやしていくために、また新予防給付等のサービスを受けている方も地域の社会資源を活用し、元気づくりにつながるよう玉名市のどこに住んでいても介護予防ができる介護予防型のシステムを構築していくことが必要であります。そのために介護保険認定者の主な要因であります脳卒中、腰痛、膝関節症、認知症などの予防をできるだけ、できる地域づくりを市民、各種団体、行政、学識経験者などで協働で介護予防型のシステムを構築していくことが望まれます。現在、玉名市では皆で寄って楽しく元気になる「場」を身近な地域につくり出すことができるよう公民館単位で住民主体の介護予防体操やいきいきふれあい活動が普及できるよう支援をしているところであり、特に介護予防体操は今年25カ所以上の立ち上げはでき、心身ともに効果を出しているところでもあります。しかし、合併もあり各支所の取り組みや介護予防の必要性、協働で取り組むことの意識の差など、まちまちであったり各種組織団体などの連携が不十分でおのおので活動している状況であります。そのため平成19年度より介護予防に取り組む各種組織団体、関係する各課、大学などの関係者がお互いに顔見知りになり、介護予防システムの理想的なイメージや目的、目標、課題を検討、共有しお互いが知恵を出し合いながら解決策や役割を考え、連携をしながらできるところからおのおのを取り組むことができるための仮称ではございますも、「高齢者元気づくりネットワーク事業」を行ない、検討する場を設けていき

たいというふうに考えております。

以上です。

議長（松田憲明君） 教育次長 杉本末敏君。

〔教育次長 杉本末敏君 登壇〕

教育次長（杉本末敏君） 近松議員の質問にお答えいたします。一応社会教育課の中でのことに対して、公民館は地域住民の最も身近な生涯学習の場として地域住民の生涯学習を振興し、コミュニティーづくりを進めるという役割を担っています。その活動の一つであります公民館講座は生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりの場や個人、グループの交流の場として、特に重要な役割を果たしていると考えております。また講座は自発的な学習グループをつくるきっかけづくりになり、自主講座として多くの講座が活動されているところでございます。しかし、公民館講座を含めた各種の学習機会を提供するに当たっては住民の学習需要等に基づく学習テーマの設定、開設形態、実施方法の選択などより多くの参加者が得られるよう努めることが重要と考えております。今後は他の市、町の活動事例を参考にさらなる学習内容の充実に努め、今日的課題を重視するとともに地域の特色を生かした学習プログラムの開発や地域性のある学習課題を取り上げ、公民館活動の多様で総合的な学習機会の提供に努めてまいりたいと思っております。御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（松田憲明君） 7番、近松議員。

〔7番 近松恵美子さん 登壇〕

7番（近松恵美子さん） 今お答えいただいたことに対して、再質問させていただきます。NPOボランティア団体への支援などをしていくというふうなお答えいただきました。それから生涯教育の社会教育の立場ではまた今までの生涯教育とまた違った今日的課題も取り入れた講座を開設することを検討していくということですので、それに対して期待していきたいというふうに思います。私は市民の意識と行動を変えるという仕事は最も市の仕事の中で難しい仕事の一つではないかというふうに考えております。そういう意味で市民が本当に力を発揮できるそういうシステムをつくっていくということは、市の財産になるのではないかと考えておりますので、このことは非常に力を入れていただきたいというふうに思っております。今お答えいただいた中で私もうちょっと足りないと思ったのは、社会教育の方はこれはお答えいただきましたけども、やはり人材の発掘とか育成をどうするかですね。現在あるボランティア団体の支援ということも必要ですけども、新たな人材の発掘、育成をどうするかということも力を入れていただきたいと思っております。そのためにそれをねらった講座というのをぜひしていただきたい。今の高齢者の中で自分たちの老後はどうなるんだろうということを心配している方はたくさんおられます。高齢者夫婦なんかたくさんおられます。それに対して安心して暮らせ

る老後なのかどうなのか、例えば先ほどの有料老人ホームの実態はどうか、地域がどうあったら高齢者夫婦でも暮らしていけるのか、そういった講座も今、今日的課題として必要とされているものじゃないかというふうに思います。それから子どものいじめをめぐる報道がありますと私たちも何かできないだろうか、あんなにかわいそうな子どもたちという声もよく聞きます。そういう人たちが力を発揮できる場がありません。このような問題にも対応できるような、そういうふうな人材育成の場を設けていただきたいというふうに思っております。それから具体的な質問なんですけども、この活力ある玉名市にしていくためにこういった方面で公募しまして、講座を開設しましてそこで学習を深めて、今の問題に気づいていただく、そしてみずからの役割を見出すというふうな方法もありますし、もう一つちょっとした強制力で人を集めて、そして改めて今の問題に気づくという役割があります。やり方があります。その一つが今までありました例えば保健推進の制度であり、それから地域婦人会ではなかろうかと思えます。婦人会も面倒で嫌だ嫌だと思いつつながら順番が来たので、嫌だけどしたということで広く自分の視野が広くなり、そして仲間ができたという声も聞きます。保健推進員も同じであります。地域には積極的に自分で探し求めて活躍の場をつくっていく方もおれば、なかなか誘いがなければ出られない方もおります。またまだまだ古い考えの中で女性が出て行くにはやはり何かの委員さんをして、そして書類が来たときに家族に対して大手を振って出て行けるという方もおります。その意味で従来各町にありました保健推進員なり健康推進員なり、こういう地区組織を廃止していくということを聞きましたけども、非常にもったいない役に立っていないから廃止したのかもしれないですけど、それは制度の問題ではなくて、運用の問題ではないか。活用しきれなかったんじゃないかというふうに私は考えております。一度なくしてしまったものをつくりあげるとするのは、非常に難しいことですので、予算面でしたらまたそれは別なところで考えながら、このような地区組織をつぶさないで、そしてこの方たちとともにどうやったら市民活動に結びついていくかを職員が学ぶきっかけにしてもらいたいというふうに考えますけども、この件についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

それから後先になりましたけども、職員の問題はまた総合的に考えていくということですので、ぜひよろしくお願ひいたしたいと思えます。住民の中からもなんだか元気がないねという声が聞かれることもあります。みんな適材適所、本当に力を発揮できる場があれば、それぞれ能力ある職員ですので、いきいきと120%の力が発揮できるのではないかと考えておりますので、積極的に本庁と支所の人事交流をしていただきたいということをお願いしております。

では、今保健推進員のその地区組織のことについてだけ、御回答いただきたいと思います。それから先ほど市民部長が申されました介護予防体操については、非常に玉名

市の方に大きく広がっており、成果が上がってきて地域が元気になってきているということを感じております。

じゃあその1点だけよろしくお願いします。

議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

〔市民部長 田上敏秋君 登壇〕

市民部長（田上敏秋君） 近松議員の再質問にお答えいたします。健康づくり推進員の件でございますけども、議員も推進員の活動等については御承知のことかと思っておりますけども、主な役割といたしましては各種健診希望の取りまとめや受診勧奨、健康づくりに対する学習会や地域への啓発活動、こういうものが健康づくり推進員の主な活動内容でございました。合併に伴いまして、その方向性を一本化するということですが、中でも個人情報保護法の関係上、健診申し込みについてはすべて個人に郵送をし、個人が本庁または支所にそれぞれ提出していただいておりますので、健診の取りまとめについては業務は保健推進員としての業務はなくなったところでございます。しかし地域での健康に対する啓発活動等につきましては、先ほども申し上げましたとおり今後は健康づくり推進協議会や食会、ヘルスマイト、母子保健推進員、そういう健康づくりグループ等もでございます。そういう団体等とも十分協議をしながら健康づくりについては進めていきたいというふうに考えております。推進員の存続についてでございますけども、旧岱明町にあってはもう17年度で推進員の任期が来ているというようなことございまして、横島町が今年度いっぱい、天水町にあっては来年度いっぱい、委員の任期があるというようなことでございます。それぞれ推進員としての研修あたりも受けておられますし、そういう個別の活動等につきましては行政といたしましても十分推進また支援をしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

議長（松田憲明君） 7番、近松議員。

〔7番 近松恵美子さん 登壇〕

7番（近松恵美子さん） いろんな組織を活用しながらやっていくという御回答だったかと思っておりますけども、まだ時間もありますのでもう一度検討していただけるならありがたいというふうに思っています。やはり住民との接点の場をなくしてはならないのではないかということ、健診の取りまとめだけが推進員の仕事ではないというふうに私は考えております。せっかく多くの住民が行政との接点を持った場がなくなるということは、住民にとっても寂しいことでもありますけども、職員にとっても成長の場がチャンスが少なくなることじゃないかというふうに思います。役所にいますとそれなりの役割というのがあるわけですけども、地域の方たちの力、知恵というのもすごいもんだということも住民との触れ合いの中で感じながら、ともに新しい市をつくっていくことが必要



じゃないかと思いますので、これは一つの例ですけれども。住民との協働ということ協働社会の実現ということを大きく市の施策の中で今後も考えていっていただきたい、そういうふうに思っております。

これで私の一般質問を終わります。

議長（松田憲明君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時22分 開議

議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

23番議員 吉田喜徳君。

[ 23番議員 吉田喜徳君 登壇 ]

23番（吉田喜徳君） 有明クラブの吉田喜徳でございます。さきの熊本市長選では有権者は投票の際にどの政策を重視したのかの調査で、20代、30代、40歳代では教育、子育てがトップ、全体でも三大重視の一つに挙げられています。国の教育再生会議も今まさに盛況でありまして、例の高校の未履修問題から端を発し、学習指導要領改訂問題に一層拍車をかけ、いじめ問題が毎日のように報道され、教育委員会のあり方についてまで論議が波及し、教育問題が社会問題や大きな政治問題と化した時代に我が国の将来にまた21世紀を生きる子どもたちの前途に深い憂慮を覚えてなりません。と同時に教育の重要性を改めて痛感いたしました次第であります。1、必修科目の未履修高問題と中学校の実態について。文部科学省は11月22日高校の必修科目未履修問題に関して全国の国公立5,408校のうち、熊本県を除く46都道府県の663校で未履修が確認されたと発表しました。これで履修時間が不足している3年生は10万4,202人、公立は公立全体の9.2%371校、私立は私立全体の21.7%292校ということで、富山の県立高校を皮切りに必修科目の未履修問題は全国の公立高に広がり、補修やレポートを課して卒業を認めることで一応決着しました。この間学習指導要領と大学入試のずれが要因と指摘され、指導要領を無視した学校を見逃した教育委員会の責任を問う声が高まりました。これは各県教委のことですが、結局は入試科目の軽減が未履修につながったと指摘されています。これを中学と高校、つまり高校入試に当てはめて考えてみると、高校入学試験の科目も軽減され、科によって多少異なるものの以前は9科目が11科目、私立はほとんどが国・数・英の3科目がその入試科目となっているため、特に3年生になれば他の科目が軽視されがちで、受験科目すなわち入試科目に集中される重点科目授業が展開されてはいないかと懸念するものであります。公立でも5教科の入試科目であります。もちろん中学校は義務教育単位制ではありませんので、卒

業には直接影響しないが、中学校でも学習指導要領が守られていない実態が判明したのであります。11月6日の衆議院教育基本法特別委員会で伊吹文部科学大臣は、中学校についても実態を調査する方針を言明していますが、全国各地の中学校にその通達が来たものと思われます。たとえ来てないとしても市内中学校に対し、調査する姿勢があってもいいと思います。調査してあれば、その結果はどうだったのでありましようか。中学校の実情についてお尋ねいたします。さきに私は玉名中学校に参り、その実態調査あるいは特に受験するための課外授業等についてお尋ねいたしました。先に述べましたように結局は入試対策のために他の教科がはしょられている、あるいは軽視されてはいないかなどということをお尋ねしてまいりました。その答えは、そういうことは全体としてはないが、いわゆる重点的に課外、受験のための課外授業を行なっている。しかし、前みたいに学校側から指定するのではなく、一同にクラスに集めて希望者のみ質問制によって、その受験勉強、いわゆるこの授業を行なっているということでありましたが、教育委員会の調査ではいかがでありますでしょうか。

2、いじめ問題と各校の取り組みについて。北海道滝川市で昨年小学6年生の女児が級友からいじめられたことを遺書に記して自殺。以来、ごく近ごろでは10月11月だけでも福岡県筑前町町立三輪中学校2年男子生徒がいじめを苦に自殺。福岡県桂川町と同県宗像市で中学2年生の男子生徒が相次いで首をつり自殺。大阪府富田林市で中学1年の女子生徒が、あるいは奈良市で中学3年男子が、また埼玉県北本市で同県本庄市でいじめられていることを苦に首をつったり、飛び降りたりして青春の命を絶ち、その他自殺までには幸い至らなかったが、1年間現金などを恐喝されていたという事件、国語作文教育研究所所長はいじめる側を指導する、命のとうとさを教えるという教育現場で言われたしてから20年にもなるのに、その成果は一向にあらわれていない。まだいじめが全国的に蔓延しているという重い事実だという発言がありました。こうした中いじめを苦しめた自殺予告の手紙が文部科学省に相次ぎ、県内でも11月11日付熊本中央の消印があるのが、伊吹文部科学大臣あてに予告はがきが届いていたことが判明しております。文部省から11月13日ファックスで連絡があり、これを受け県教委は対応を協議、県内の小・中学校を対象に命の大切さを訴える講話の実施や、このはがきの内容に該当する事例がないか確認を求め、調査の結果、特に該当する報告はなかったようですが、県教育はさらにはじめの実態把握が必要として公立の県下全小中高校を対象に児童・生徒への無記名アンケートと各学校のいじめ防止への取り組み状況調査を実施したのであります。午前中の横手議員の質問のお答えにかんがみ、多少ダブると思えますけれども、私なりに質問をさせていただきます。熊本県いじめ問題緊急実態調査と称して通達が来ております。5項目、6項目にわたって調査通達が来ておりますが、1つ2つ、2、3取り上げますと、学校としていじめの防止や早期発見のため組織的にどのよ

うな取り組みをしていますか。保護者に対していじめの防止や早期発見のため、どのような働きかけをしていますか。あるいは今回のアンケートを集計して、先ほど答えにありましたけどですね、小学校800数十人、中学校200数十名ですか。今回のアンケート集計してどのような課題が見つかりましたか。どのような課題に注目がされましたか。その課題に対して、どのような対策をとられましたか。私は通達の内容だけじゃなくて、その通達によってどう小中学校がですね、市内の小中学校が取り組まれているのか、こういうことをお尋ねするわけでございます。これは新聞紙上に発表されていたのでありますけれども、たとえば熊本市立城東小学校の例とかあるいは植木町立五霊中学校の例とか、たとえば校長さんが先頭に立って取り組んでいる、あるいは担任や学年主任の取り組みが詳細に渡って報道されておりましたが、実情はどう対応されているのか。通告はアンケート調査結果と実情について、ダブる点はお答えは結構でございます。

2、学校のいじめ防止の取り組みについて。通達実態そのもの、通達のみじゃなくて、実態そのもの、先ほどから何回も言います。各学校の各校のですね、独自の具体的な取り組み、特筆すべき小中学校、市内の小中学校がありましたらお尋ねをいたしたいと思えます。

3、教育委員会について。未履修問題やいじめ問題が切実で重大深刻化し、教育委員会の存在価値やあり方にまでも波及している中、衆院教育基本法特別委員会は10月30日、安倍総理も出席し、総理と文部科学大臣はいじめによる自殺者が相次いでいることを踏まえ、各自治体の教育委員会のあり方や機能などを見直す必要性を指摘、また政府の教育再生会議が来年1月にまとめる第1次報告の骨格が固まり、その中の柱の一つとして教育行政の地方自治体への分権化促進、教育委員の人数弾力化、あるいは人選見直し等が中心になっております。教育長は教委の機能や権限等、制度全般の見直しについてどうあったらよろしいのか、御所見をお伺い申し上げます。教育委員会の運営方針は従来に対し、新たな方針があれば教育委員長にお答えを願いたいと思えます。

議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

教育長（菊川茂男君） 吉田議員の質問にお答えいたします。必修科目の未履修高問題と中学校の実態についてということでございますが、中学校の学習指導要領の件についての実態調査につきましては、現在のところ市の方まで通知文はおりてきておりません。議員お尋ねの件でございますが、玉名市の中学校におきましては学習指導要領を守った指導が行なわれております。本市には小学校21校、中学校6校の計27校がありますが、本年度は玉名教育事務所に要請した学校訪問が10校、市教育委員会の学校訪問が17校予定されており、現在までに25校が終わっております。あと2校は来年1

月に市教委訪問をする予定になっています。学校訪問ではそれぞれの指導主事が教育課程の管理について、細かくチェックをしております。具体的に申し上げますと、学習指導要領で決められた学習内容が行なわれ、授業時数がきちんと確保されているかを調べるために何をどんな目標で指導するのかを記した週計画案の点検であるとか、あるいは授業時数集計表のチェック、指導要録の点検などしております。中学校に関して申し上げますと中学校6校の学校訪問が終わりましたけれども、どこの中学校におきましても各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間とも予定の授業時数に若干のプラス、マイナスはあるものの、最終的に標準授業時数に達するよう各学校で取り組んでおります。そういった意味から本市では議員が心配されている受験科目に重点をおいた授業は行なわれておりません。それから玉名中学校を視察されて、課外授業を行なっているのではないかというふうなお尋ねもあったと思いますが、これについては課外授業というのはもう一切行なわないということになっておりますし、玉名中学校の場合には質問を中心の補習授業を行なっているのではないかなというふうに思います。そのように委員会としては考えております。

次にいじめ問題と各校の取り組みについてお答えいたします。先ほど横手議員にもお答えしたところでございますけれども、先日の県教育委員会の無記名によるいじめ緊急アンケート調査では、本市におきましても今年になって多くの子どもたちがいじめられたと感じております。細かいことにつきましては、申し上げますがお尋ねの結果、どのような処置を取ったかというようなことであつたろうというふうに思います。学校として組織的にどのような取り組みを行なったかということにつきましては、それぞれの学校で定期的に全校の児童生徒を対象とした子どもを語る会、情報交換会とありますが、そういうのを実施し共通理解を図っております。それから定期的な教育相談の実施、定期的にいじめアンケート等の調査、いじめ不登校対策委員会というのを設けておりますので、それによっていろいろと検討すると。それから道徳や人権教育の授業の実施、中学校においてはスクールカウンセラーや適応指導教室との連携活用を行なっております。保護者に対しては、ほとんどの学校が学校通信とありますが、学校だより、学年、学級通信等での情報提供や情報の交換を行なっております。そしていじめ防止の呼びかけを行なうというような手だてを取っております。また、家庭訪問をして相談活動やそのいじめがあつた場合の対応等を実施しているということでございます。そういった具体的なことをやっております、先ほど横手議員のときにもお答え申し上げましたように、特に校長を中心に命を大切に作る心とか、あるいは規範意識をはぐくむために、児童生徒にそれぞれ話をし、いじめ防止等においてもあるいは命を大切に作るというようなことについても講話等を通してですね、実施をしているということでございますし、また、先ほど申し上げましたように命を大切に作る心や規範意識をはぐく

む、校長講話集を玉名市としてつくりまして、それをそれぞれの学校に配付し、参考にさせていただきまして活用するというような手だてをとってまいりたいというふうに思っております。

最後に教育委員会について、教委の機能や権限、制度全体の見直しについてお答えしていきたいと思っております。昨今いじめ問題等で連日のように教育についての議論がなされており、教育委員会のあり方が問われております。政府は時代を背負って立つ子どもや若者の育成のため、教育再生を国政上の最重要課題の一つに位置づけていますが、教育の基本にさかのぼった改革を推進することで、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を図っていくことを目的として、教育再生会議が設置されておると思っております。その中で教育行政の地方自治体への分権促進等いろいろ論議がなされておりますが、教育に関するさまざまな声を聞き、意見を集約して教育改革はなされるべきであろうというふうに思っております。教育委員会制度につきましてもさまざまな課題が指摘される中で、教育委員会の任意設置化の意見も出て来ております。しかしながら、教育委員会の意義役割について考えるとき、まず教育に求められる要件として政治的中立性の確保、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映があげられます。これらを実現するために教育行政では首長からの独立性、合議制、住民による意思決定が必要であり、これら3つの実現の要請に答えるものとして、教育委員会制度というのは今日においても必要であるというふうに考えております。玉名市の教育委員会におきましては、毎月の定例委員会のほかにいろいろな教育問題等が起きた場合に5人の委員やあるいは職員と常に意見交換や情報交換を行ない、教育委員会としての対策を考えております。教育行政は市と教育委員会との役割分担によって行なわれておりますので、きちんとその役割を果たしていきたいと、このよう思っております。

議長（松田憲明君） 教育委員長 坂本清一君。

〔教育委員長 坂本清一君 登壇〕

教育委員長（坂本清一君） こんにちは。私は吉田議員の教育委員会の運営方針についての御質問にお答えをいたします。今、国レベルでは教育基本法の改正問題や教育再生会議の様子が論じられております。その中で教育委員会のあり方、ただいま教育長が申しあげました機能については、さまざまな問題が投げかけられております。そのような中で教育委員会として今後取り組まなければならないことは多々ありますので、今後検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（松田憲明君） 23番、吉田議員。

〔23番議員 吉田喜徳君 登壇〕

23番（吉田喜徳君） 熊本県いじめ緊急アンケート調査を大体17、18問について調査が行なわれております。生徒に対してですね。今の学年になっていじめられた

ことがありますかと、第1番目に「ある」という人が先ほどの数字が出てたように、それに対して周りの人はどうとめたかとか、あるいはシカトしたとか、無視したかとかですね。あるいは誰に相談をその人はいじめられた人はしたかと、細目にわたって18にわたってアンケート調査が行なわれた。非常に綿密ですからこれはやはり各学校で本当に真剣に一つ一つ研究されてですね、取り組まれればそういう解消にもなるんじゃないかな、いじめ解消になるんじゃないかなと強く私は感じた次第でございます。また教育再生会議や文部科学省はですね、いじめに対する8項目ですね、8項目のいじめ問題、緊急提言というのを行なっております。その中の一つに注目したんですけれども、チームをつくり学校としていじめを解決することと、チームをつくってですね。あるいは教育委員会もチームを結成し、学校を支援していく、支援することと。こういうような通達、学校はいじめを隠さず、学校評議委員などに報告すること。こういうのを提言しております。緊急提言として。教育委員会のチームを結成し、学校もチームを結成し取り組むと、これが私がどう取り組んでいられるのか、実態をということについての中のお答えを期待していたわけでありますが、もし、現在そういうことを行なわれておられれば、また答弁をお願いしたいと思います。行なっておられなければ、また、これからの課題として研究していただきたいと思うわけでございます。私は教育委員会をですね、教育委員会を廃止しろという自論者ではございません。教育委員会をもちろん強化し、その機能をですね、本当に発揮してもらいたいという願いでございます。教育委員長の答弁は何か新しい方針が玉名市の教育委員会としてあられば、御答弁お願いしたいということも申し上げましたけれども、今あられないわけなんですね。答弁にありませんでしたので。そういうことを御認識の上、お聞き願いたいと思いますが、これは教育再生会議あるいは衆議院の教育基本法特別委員会、あるいは伊吹文部科学相の答弁、あるいは談話、コメントですね。あるいは安倍総理の考え方、談話等をですね、何点が申し上げてみたいと思いますので、今後のですね、指針あるいは、教育委員会ですね、参考にしてもらいたいと思います。各自治体の教育委員会のあり方や機能などを見直す必要性を指摘と、強く先ほど申しましたように衆議院の基本法特別委員会で行っております。また教育委員会のチェック機能が働くようなあり方について、早急に議論すべき必要があると。チェック機能をですね。伊吹文部大臣も制度的にかなり見直しをしていかなければならない、本当に見直しされるんじゃないかと思いますね。これだけ国がはまっていますからですね。どこに教育委員会の責任があるのかとか、責任は最終的にどこにあるのかとかいうのがですね、わからない点もあるんじゃないかと思います。また委員会制度改革に関して教育委員会の活動状況を情報公開し、住民・地方議会がチェックする体制整備が盛り込まれる第1の報告書にですね、模様だと。教職経験者に偏らない適材適所の教育長任命など教育委員の人選方法の見直しも考えられておるようで

ございます。市長、おわかりでしょうか。人選についてでございます。また担当室長がですね、この問題の担当室長が各地の教育長の7割近くが校長出身で、問題が起きるとふたをしてしまう。うちの教育長のことを申しているわけではございません。ふたを閉じてしまう傾向があると。教育長や教育委員会、教育委員長はですね、どう機能させるかを研究してもらいたい。あるいは機能しないなら別の方策を考えていくことも必要だと記者団に語っておられます。あるいは最後ですけれども、都道府県教育長の任命承認制度改善のための措置要求は1992年の地方分権一括法ですべて廃止され、責任の所在があいまいな状況になっていると、各自治体にこれは権限が移譲されているのではないだろうかと、こういうようなことも考えるわけでございます。以上のことを御参考に教育委員会のあり方について、機能あるいは制度等について本玉名市教育委員会も真剣に考えていただければ幸いかなと思うわけであります。

仮称、はげ並木水辺公園と周辺環境整備について。本議会冒頭に市長も公表されましたが、平成18年11月18日、熊日朝刊第1面、(玉名市はげ並木)国の登録記念物に文化審答申、植物では初の見出しで報道されました。はげ並木は菊池川右岸堤防沿い3.7キロメートルに自生する237本、江戸時代に栽培され、今も巨木群が並木を形成し、200本以上のはげが残っているのは国内的に例がなく、歴史的価値が高いと評されています。一帯では地元の玉名町校区まちづくり委員会が毎年11月23日、玉名はげ祭りを開き、保存運動を展開、実を使った和ろうそくづくり体験などのイベントを繰り広げて盛況を得ています。本年も並木を保存し、観光にも活用しようと4回目の開催、雨の中祭りに先立ち島津市長を初め関係者代表によって、国内初国登録記念物(植物)菊池川堤防のはげ並木の標柱が立てられ、文字どおり全国的にも貴重な箇所となりました。ところで平成15年9月18日、初玉名町松木水路整備計画、いわゆる仮称、はげ並木水辺公園水路整備計画打ち合わせが組織的に開催されました。15年9月18日には国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所、岡田副所長御出席、行政からも企画課や下水道課や土木課や文化課や関係各課が出席、そしてまちづくり委員会、市民茶会とか松木区の人々、こういう方が参加して初めて行なわれました。その後15年10月3日、15年10月7日、続けざまにその年行なわれました。しかし16年、17年と断片的には個々には行なわれていたようですが、そのまま停滞をしたかに思います。先ほど申しましたように、この委員会には国の機関いわゆる国土交通省からも積極的に参加されて提言ないし、意見を聞いておられます。18年11月12日、松木、六田両区長さんを中心に地元が行政からもおいでいただき、この問題について現状とあるいは将来像について真剣に話し合われ、同時に暗くなるまでの視察が行なわれました。大変成果を得たんじゃないかなと思います。というわけで、先ほど申しましたように11月12日再燃したのであります。つまりこういうことを私は強調したいのであり

ます。さきに述べましたようにはげ並木は県下はもちろん、飛躍すれば全国的に有名になり、また注目され、訪れる人々も多くなることでしょう。ところが右岸道路を越して一歩足を踏み入れ、国土交通省が管理するあるいは市の一部が管理する水路やその周辺は雑木です。雑草等が繁茂し悪臭が漂い、ハエ・蚊が発生するなど、また雨水による被害が甚大となっていて、住環境の悪化を招いています。とてもとてもはげ並木の景観とはほど遠いイメージダウンとなります。またこの地域には老朽化し、今や言葉は悪いんですけど、ふん詰まりしている悪臭甚だしい旧玉名市のし尿処理場が存在し、文化の薫り高いはげ並木水辺とは言えません。はげ並木の景観とはほど遠いイメージダウンとなります。また御承知のとおりこの地域すなわち松木・六田地区は区画整備事業でできた新住宅振興地帯で戸数も400ないし600と玉名市でも突出している世帯数の地帯でもあります。そこで地元の人たちが提言されていることが、はげ並木水辺公園、登録記念物、環境整備、この三位一体のこれは三位一体のものとする考えです。登録記念物、はげ並木水辺公園、環境整備、三位一体のものとする考え、1、水路等の管理当局を明確する。が、地元の人たちあるいはまちづくり委員会の人たちがこういうことを話や提言し、あるいはまたお願い、その他要望にいかれるのが、どこが窓口にされて行かれるのか、していいのかというようなことなんです。2、周辺地域の地勢調査。これはですね、松木から六田いわゆる小浜地域方面が下流とするならば、それまでの調査ですね、あるいはこの一帯にどこに水周りがあり、どうしてこの辺が水没していくのかとか、こういうようなのを調査する地勢調査を。3番、遺失物対策。用水路等のしゅんせつ、昔はしびんちゃや、船小屋そういう水辺の非常にあの和む地帯であったのが、乾いて雨が降ったら逆にそれが水浸しになっていくと、民家が水浸しになっていくという状況ですね。4番、はげ並木水辺公園実現に向けて国・県に市は強く提言を働きかけられることなどであります。市の取り組む姿勢と御見解を承りたいと思います。

議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

教育長（菊川茂男君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。いじめ問題緊急提言の中のチームをつくり学校としていじめを解決、教委もチームを結成し学校支援ということ、学校はいじめを隠さず、学校評議員などに報告と、これについてどうかという御質問であったらうというふうに思いますが、先ほども申し上げましたけれども、いじめだけに限ってチームをつくっているわけではございませんが、校内ではいじめ不登校対策委員会というのを設けております。校長、教頭それから担任、養護教諭、それから相談員等を交えたチームをつくって、その都度いじめとかあるいは不登校に対して対策を練っているというチームがございます。それから教育委員会内にも改めてチームをつくったということではありませんけれども、教育長とかあるいは指導主事とか相談員等が



話し合いを持って、いじめとか不登校等に対する支援を行なうというようなことはやっております。教委と学校と関係機関の連携もこれもチームと考えていいのではないかなあというふうに思っております。それから学校はいじめを隠さず、学校評議員などに報告というふうな緊急提言がありますが、学校評議員等にその都度報告がなされているかどうかは把握はしておりませんが、恐らく何校かはこういうふうなこともやっているというふうに思います。ただいじめを隠すというふうなことについては、学校としてはですね、やっていないというふうに思っております。

以上です。

議長（松田憲明君） 助役 高本信治君。

〔助役 高本信治君 登壇〕

助役（高本信治君） 仮称、はげ並木水辺公園と周辺環境整備についてお答えをいたします。このことにつきましては、複数の部局に関係をいたしますので、私の方からお答えをいたします。はげ並木につきましては、議員お話しのとおり歴史的、文化的景観としての貴重な遺産であり、玉名町校区まちづくり委員会の御尽力もあり、ここ数年玉名市の誇るべき観光資源として認識されるようになり、今年度の国の文化審議会答申によって菊池川堤防のはげ並木が植物としては国内初の登録記念物になることが確実になりました。これからは景観的な面からも各種の機関から検証されることも見込まれておりますので、整備のあり方も景観整備の視点を導入することが必要になると考えております。松木、六田地区の堤防下の水路につきましては、もともとの経緯はお話にもありましたように昭和49年に松木地区の区画整備事業が施行された際に、堤防用地として提供され、国土交通省の所管になっておりますが、長年水路部分の整備が行なわれていないのが現状でございます。このため雑草が繁茂し、水が滞留し、蚊も発生するなど住環境の悪化を招いてきております。これらを解消するため毎年国・県等に対しまして水路の整備について要望をしてきたところでありますが、平成15年になりまして詳細な経緯はわかりませんが、恐らくこの要望を受けてのことと思いますけれども、国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所より市に対して、地域住民との共同による水路及び周辺整備についてのプランの作成依頼がございました。これを受けて平成15年10月から11月にかけて地元住民の方々、玉名町校区まちづくり委員会の委員の皆様方などと市の関係職員による現地視察及びワークショップを行ないまして、はげ並木と水辺と散策道を整備するという素案を作成し、実現に向けての要望を行なったところでございます。その後も菊池川河川事務所に対して、整備の推進を要望してきているところではございますが、国の予算等の関係でまだ手がつけられていない状況でございます。市といたしましても毎年国・県等関係機関に対して要望しておりますが、はげ並木が国内初の登録記念物の指定を受けることを踏まえまして、整備の実現に向けて今後さらに強く

要望をしてみたいと考えております。

次に遺失物対策についてでございますが、議員御指摘の箇所につきましては、玉名市浄化センター東側で豪雨時に排水路よりはらんし、住宅地が浸水いたしますため応急的に下水道管に引き込み、被害を軽減しているところでございます。なお危険防止のため、排水路より下水管への引き込み口にスクリーンを設置しておりますが、一般ごみなどで豪雨時のそのスクリーンを一時的にふさいでいる場合もございますので、現在設置しているスクリーンの構造等を検討し、今年度中に改善をしたいと考えております。また、しゅんせつにつきましては今後検討をさせていただきたいと思っております。国交省とも協議をし、必要な措置を検討させていただきたいと考えております。お尋ねの水路等につきましては市の窓口につきましては、建設部の土木課にすることといたしております。それから周辺の地勢調査、雨水がどのように流れているかの調査につきましては、今後実施する方向で検討をしたいと考えておりますので、どうぞよろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

議長（松田憲明君） 23番、吉田議員。

[ 23番議員 吉田喜徳君 登壇 ]

23番（吉田喜徳君） 教育委員会のあり方についてですね、存在意義について市長、民主党は教育委員会の廃止を党の方針として打ち出しております。このことについて、今日は市長は全然答弁しておられないので、目覚ましのためにもお聞きしたいんですけど、まあいいです。私は教育委員会はずいぶん、やはり先ほど申しましたように存続させて、今よりも一段とですね、いい意味の強化をしていただき、あるいは機能を発揮していただくようなシステム、こういうような状況の教育委員会の姿にさせていただきたいと、こういうようなことを常日ごろ思っているわけですが、頑張っていたきたいと思えます。

この地域に市長も、島津市長もびっくりされたと思うんですけどですね、先ほど触れましたが、旧態依然とした老朽化して悪臭を放つし尿処理場がこの地域にあるわけなんです。風が吹けば並木通りに臭みが漂うというような状況ですけれども、これに対してはお聞きするところによると整備計画を進めなきゃならんのかなとか、あるいはまた進めていただいているのかなとか、見えるような状況をされているようでありますので、大変ありがたいと思えますが、よろしく願いをしておきたいと思えます。昔は高瀬駅といいまして、玉名駅の前は調整池でありました。あるいは駅の西側通りはほとんど調整池等あるいは農業用に使うため池と申しますか、通称、そういうのがありました。地元松木の区長さんはまちづくり委員会のかなめでありまして、事務局長もしておられて非常に頑張っておられる。下流の方の六田の区長さんはその一帯の地域の歴史家とも言われて、いろいろと自ら研究、勉強されておられ、あるいははげ並木を自分の得

意を生かしてですね、水彩で描いておられる。こういう地域の方たちがですね、熱心にこのことを推進されている。これは地元だけのことの問題じゃないと思います。助役さんのありがたいお言葉も、答弁もいただきましたけれども、本当に実現のために皆が頑張っていかなきゃならない地域だと痛感するわけでございます。どうかそのようなことを念じまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（松田憲明君） 以上で吉田喜徳君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 3時13分 休憩

午後 3時26分 開議

議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

9番、福島譲治君。

[ 9番議員 福島譲治君 登壇 ]

9番（福島譲治君） こんにちは。有明クラブの福島譲治です。一番時間的にお疲れの時間でございますが、議員それぞれ精いっぱい思いを込めて質問を用意しておりますので、今しばらく頑張ってお聞きいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

私、今回3つのことについて質問を通告しております。1. 県営赤仁田地区畑地帯総合整備事業の進捗状況と今後、他地区への導入の考えについて。2. 公立幼稚園及び保育所の現状と今後の方針について。3. 第一次玉名市総合計画の特長について。この3つを通告しております。

まず1番目、県営赤仁田地区畑地帯総合整備事業の進捗状況と今後、他地区への導入の考えはということについて質問します。この事業は主に天水地区を中心であります。ミカン産地の担い手育成のために省力化を図り、生産性を上げようという事業だと認識しております。ミカン農家にとりましては長い長い低迷が続いておりました、ただ本年産ミカンの販売価格は想像以上に久しぶりに、本当に久しぶりに高値で推移しております。昨年と比較してみますと、極早生で17年度産販売単価116円に対し、本年度18年度産では211円、早生ミカン17年度産販売単価113円に対し、241円。これは販売単価でございますが、経費を差し引いた手取り価格をちょっと比較してみますと、17年度産の極早生116円から経費、農協経費55円を引きますと手取り単価、農家手取り単価は61円、大まかにですけど61円。それに対し、本年度18年度産では211円から経費80円を引きますと131円、手取りが131円です。早生では17年度産で113円の販売単価から55円の経費を引きますと58円の生産者手

取り、本年度18年度産では241円から経費80円を引きますと161円の手取り。単価の比較では極早生で倍以上、普通の早生で早生ミカンで3倍近くとなっております。聞いておられる方は経費が18年度と17年度では大幅に違うじゃないかという疑問を持たれるかもしれませんが、これは単価が販売単価が高くなりますと当然、市場のマーゲンの率でいきますので、市場のマーゲンが高くなります。それと生産量が少ないということで経費は高くなります。ただ今申しましたように単価の比較では倍、早生では極早生では倍、早生では3倍近くとなっております、ただ出荷量はごく早稲で前年対比74%、早生で46%、前年対比の出荷量が46%となっております。これはちなみに玉名農協、JA玉名の天水選果場でのデータとなっております。裏年ということで、収量が大幅に減っておりますので、この2倍、3倍の販売単価がそのまま農家所得に反映することにはなりません、こういった高い値段が出たということは、ミカン農家にとりまして、これからのミカンの生産に対して希望がわき、少し励みにもなるかなあと思っております。ということで、この事業が生産性を高め、消費者のニーズにあったミカンづくりに寄与すると信じているわけではありますが、現在の進捗状況と今後のスケジュールがどうなっているか、またこの事業が完了したあと、ほかの地域への導入の考えはあるのかを質問します。ちなみにどの事業かわからない方が、いらっしゃると思えますけれども、そこの屋上に出ますと三の岳、熊の岳ありますが、熊の岳の方に赤くその開墾したみたいところが広く天気の良い時に見えます。あの事業のことです。大体あの場所を。はい、わかりました。

次に2番目の質問として、公立幼稚園及び保育所の現状と今後の方針について、質問します。現在玉名市には一つの市立の玉名市立の幼稚園と11の玉名市立保育所があります。幼稚園と保育所ではそれぞれ担当部署が違うのでひとまとめに話を進めるのはおかしくなるかと思えますので、まず玉水小学校に併設されている幼稚園について教育長に質問します。玉水幼稚園の現況と特徴、問題点などあるのかなのか。ほかの県内の中でほかの公立幼稚園などはどうなっているか、伺いたいと思います。市長には私、公立の幼稚園として、この幼稚園はそれなりの成果もあるのかなあと思いますが、同じ天水地区内での平等性など疑問に思っている市民もたくさんおります。そういうことを含めまして市長にこの幼稚園のこれからの方針なり、どういう方向付けを考えておられるのか、財政なども絡めてお答え願います。それと次に11ある玉名市立の保育所についても現況また公立であるところの利点、欠点、特徴などを担当よりお答え願います。市長にはこの公立の保育所についても考えを述べていただきたいと思えます。まず2つの質問について答弁をいただいてから3番目の質問に入りたいと思えます。

議長（松田憲明君） 天水総合支所長 望月一晴君。

〔天水総合支所長兼天水自治区事務所長 望月一晴君 登壇〕

天水総合支所長兼天水自治区事務所長（望月一晴君） 福嶋議員の県営赤仁田地区畑地総合整備事業の進捗状況と今後、他地区への導入の考えについてお答えいたします。この事業は熊本県が事業主体として実施するものでございまして、生産基盤を整備することにより機械等の導入を可能とし、省力化とコストダウンを図るとともに、他事業との組み合わせで極早生温州や早生温州の新品種への改良を進め、担い手農家の育成と農業所得の安定向上を図るものでございます。実施年度につきましては平成17年度から20年度までの4年間の継続事業であり、総事業費は約1億7,500万円でございます。負担割合といたしましては、国が5割、県が3割、玉名市1割、受益者1割でございます。事業計画といたしましては、測量、用地補償及び農地を集団化させるための区画整理を行なうものです。工事の内容といたしましては整地工として9.7ヘクタール、支線道路新設工事延長130メートル、耕作道路工事としてコンクリート舗装工延長1,875メートル、排水路工事として延長315メートルの整備を実施いたします。また土砂流出防止や防災面を考慮した排水対策といたしまして、調整池を設置する計画です。進捗状況は平成17年度において実施測量及び換地事務を1,500万円で行っております。18年度において、実施測量それから用地補償、整地工事、耕作道路工事及び排水路工事を1億4,200万円で行います。19年度以降につきましては支線工事、付帯工事及び換地事務を実施する予定です。18年度終了時点での進捗率は事業費ベースで約90%になる予定でございます。植栽につきましては、強い農業づくり交付金の生産総合事業において平成18年度に実施いたします。天水地域全体としては赤仁田地区を含めて受益戸数70戸、改植面積約20ヘクタール、事業費4,850万円です。これの負担割合は国が5割、県が1割、受益者4割です。品種につきましては肥のあかり、肥のあすかを植栽いたします。また議員お尋ねの他地区への導入につきましては、地元住民の要望や防災面での安全性を十分に考慮し、赤仁田地区の今後における事業効果等を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。また価格低迷の続く温州ミカンの振興につきましては、在来系統から高品質への更新を進めて、消費者ニーズにあった高品質ミカンの生産と園地整備による省力化、機械の導入及び規模拡大によるコストダウンを図りながら経営の安定化を推進してまいります。また市単独事業による担い手規模拡大助成事業及び農業機械等整備助成等を併せて推進し、担い手の育成、ミカン農家の経営安定を図り、ミカン産業の振興を推進してまいります。

以上です。

議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[ 教育長 菊川茂男君 登壇 ]

教育長（菊川茂男君） 福嶋議員の質問にお答えいたします。玉水幼稚園の現況と特

徴、問題点などあるのかと、ないのか。県内の様子はどうであるかということでございますが、まず県内の様子からお答えいたします。熊本県内の公立幼稚園の現状につきましては、公立幼稚園の数につきましては、平成15年度が45園、平成16年度が42園、平成17年度が42園、平成18年度が41園でありまして、年々わずかではありますけれども、減少している状況であります。また園児数におきまして平成15年度が3,155名、平成16年度2,996名、平成17年度2,953名、平成18年度2,824名でありまして、幼稚園の数と同様に年々減少しております。公立幼稚園の減少につきましては、原因といたしまして、少子化や市町村合併によるものと思われる。園の廃止後は他の公立幼稚園や私立の幼稚園に入園しているようでございます。以上が県内の公立幼稚園の現状であります。玉水幼稚園の園児数につきましては、平成15年度10名、平成16年度14名、平成17年度9名、平成18年度12名で、ここ4年間、大体同じような数で推移をしております。また今後5年間の玉水地区の幼児については、あまり増減はありません。なお、19年度の入園申し込みにつきましては、平成18年12月20日といたしております。幼稚園の目的、目標につきましては、学校教育法で定められておりまして、幼児期における教育は家庭との連携を図りながら生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものであり、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して生きる力の基礎を育成するよう規定されております。玉水幼稚園におきましては幼小の連携、家庭地域との連携を図り、環境構成に努め、生涯にわたる生きる力の基礎を培い、健康で明るい子、思いやりがあり仲よく遊べる子、よく考え自分なりに表現できる子に育てることを目標に定め、教育を行なっております。また玉水幼稚園は玉水小学校と同一敷地内にありますので、例えば運動会であるとか、あるいは小学生による読み聞かせ等一緒に行なっておりまして、小学校に入るときにスムーズにいくことができると、そういった点で他の公立幼稚園と比べ違う特徴があるというふうに思っております。問題点として考えられることは入園数が減少傾向にあることではなからうかなというふうに考えております。

以上です。

議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

〔福祉部長 元田充洋君 登壇〕

福祉部長（元田充洋君） 福嶋議員の公立幼稚園及び保育園の現状と今後の方針についての中での保育所の現状について、お答えを申し上げたいと思います。議員の御質問の中で公立の保育所ということで、限って御質問でございましたけれども、保育所は公立、私立ともに児童福祉法に基づき保育にける乳幼児を親にかわって保育するということでは大きな違いはございませんので、公立、私立合わせたところでの答弁ということでお許しをいただきたいと思います。現在、本市におきましては公立が12園、私立

が8園の合わせて20園の保育所がございます。入所児童は現在定数が1,405名に対しまして1,665名の園児が入所しております。全国的な諸問題となっております待機児童は今のところゼロでございます。保育サービスの充実を図るために玉名市次世代育成支援行動計画に基づき事業を展開しているところでございますが、特別保育につきましても延長保育や一時保育の拡充や保育サービスに関する情報提供に努め、子育て支援を側面から支えているところでございます。また本年度からは休日保育事業のサービスを開始し、保護者の皆様からも評価を得ているところでございます。現在、延長保育が13園、一時保育が6園、休日保育が1園の保育所で行なっておりますが、今後は平成21年度までにはこれをそれぞれふやしまして、事業を拡大する予定で計画しているところでございます。今後も様々な保育ニーズに対応するため保育所、行政、それぞれの役割を認識し、連携を深めてまいりたいと考えております。

議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

市長（島津勇典君） 議員の皆様御苦労さまでございます。初めて登壇をさせていただきましたので、今日とりわけいじめの問題が複数の議員から提示されて議論がいろいろございました。私の感想を一、二申し上げたいと思います。まず教育委員会の対応でございますが、教育長の両議員に対する答弁を聞きながら、極めて内容のあるきちっとした対応をとってくれていると私にはそう聞こえましたし、非常に安心をしたというのが私の実感でございます。教育委員会が立ち上げられるときに合併協議のときの思いもあって、各3町からお1人ずつ旧市から2人、こういう形で立ち上がりました。校長経験者ばかり並べたみたいな話がありましたが、決して意識してそういう形になったとは私は受けとめておりません。今後、いろいろルールが合併時の教育委員会のでき上がり方についてルールがございますので、それに従ってやっぱりいろんな時代に適応した姿にとき折々の時勢を反映した教育委員会が構成されて、そして的確な玉名市のとりわけ小中の教育を中心とした管理なり指導なりがなされていくと受けとめております。いじめの問題がいろいろ言われました。私は常々感じておることはやっぱりこれこそ三位一体の対応が必要なんではないか、三位一体というのはやっぱり学校において先生たちがもっともっと子どもたちの間に入ってほしい、あの私はどっかの機会で県の教育委員会の方にも申し上げたんですが、学校の先生というのは事務員じゃないんだから、あんまりもう余分な事務は押しつけなすなよ、もっともっと子どもたちと触れ合う場、触れ合える時間が持てるようにしてあげたほうがいいと、そういうことを申し上げましたが、もっと子どもたちの中に先生方が入っていただきやすい、そういう意識を持ってもらわなくてはならないし、そういう環境をつくっていかなくちゃならん。同時に家庭においてもですね、子どもに向き合う、じゃあ奥さんの方にばかり押しつけて、子どもの

悪かつはお前が悪かと私も言ったことがあるような気がするんですが、それじゃまずいのかなあと両方ともどもに、もっと家庭の中でも子どもたちと向き合わなきゃならん。同時に地域にあっては先ほどもちょっと出ましたある地域でこういうクラブがある、子ども会であるとか、そういう子どもたちを意識したグループもありましょし、そうでなくてもそこには老人会もあるかもしれませんし、あるいはいろんな趣味の会もあるかもしれません、そういう人たちが一緒になって、地域の子もたちを見守っていこうという雰囲気を高めていくことは極めて大事なことである。こういう学校、家庭、地域が三位一体となってその地域の子もたちを見ていくときに、決して言われているようないじめの実態がはびこったり起きたりすることはないだろうと、私はこの玉名市内においてそういうお互いの思いが一つ一つ高まっていくことを皆さんともどもに願っています。今、福嶋議員からありましたので、教育長と福祉部長の方から答弁をいたしました。私にあえて登壇をなさいとおっしゃったのは、恐らくもっと端的に言えば玉水幼稚園どうするんですかと、廃止するんですか、続けるんですか、とまあ率直に言えばこういうお尋ねだろうと思うんです。私は教育長が答弁いたしましたけども、やっぱり非常に特徴的な公立幼稚園だと認識をしています。私がちょうど県議会に出る前の年だったと思うんですが、もうそろそろ24、25年になります。これは玉水校区、玉水校区に限った子どもたちで、年長児だけを対象にした幼稚園ということで歩み始めてきました。20数年たちますからそれなりの歴史と経緯があります。地域の方々もなじんでこられた部分は率直にあったと思っています。しかし全体の流れの中で、今後ともこういう状態がいいのかなと問われれば、私はやはりここはひとつ地域の方々の御意見を聴しながら、いつどうするかということは別ですよ。地域の方々の理解がない中で事柄を進めていったんでは、それは教育現場に、幼稚園の現場に、あるいは地域に混乱を残しますから、そういう努力は続けなきゃならんと思いますが、方向としてはそういうことではないのかなというふうに感じております。保育所についても同じことが言えるので、旧市の場合は既に公立保育園は民営化するんだということが松本市政時代に一つの規制方針として決められております。3町の方では、3町といってもとりわけありますのは岱明町それと天水の1園だけでございますけれども、その2町においてはそういう規定とか歩みはありませんけれども、方向性としては私はこの公立保育園もですね、やはり民営の方向に向かって動いていった方がいい、そのことが時代のニーズに応えられる保育事業の展開につながっていくのではないかなと受けとめております。しかし、これも先ほど申し上げたように、だからといって強引に突き進みますと、いろいろ問題を惹起しますのでそういうことのないようにしっかり地域の皆さんと話し合いながら、地域の理解の上にそういう方向性を目指すというのが基本的な方向であるべきだろうと、そういうふうには思っております。



以上です。

議長（松田憲明君） 9番、福嶋議員。

[ 9番議員 福嶋譲治君 登壇 ]

9番（福嶋譲治君） 市長には私の質問以外にも詳しく答弁いただきましてありがとうございました。私はスピーディーな質問をしようと思ひまして、4時には終わろうかなと思ひておりましたが少し時間を過ぎるかもしれません。幼稚園、保育園の問題につきましては私の認識不足の点もありまして、ちょっととんちんかんな質問になった分もあつたのかなと反省しております。ただそういうことがわかつたということで質問してよかつたなと今思ひております。それと市長の考え方でありまして、私もどつちかというと同感でありまして、私がどういふ判断を出すということじゃないんですけれども、まず地域住民の理解というのが非常に重要となつてくると思ひますので、市長の答弁にもありましたように地域住民の理解を得ながら、いいリーダーシップをとつていただきたいと思ひます。後先になりましたが、1番目の質問の畑地総合整備事業の問題は天水町の場合は熊本市河内町と違ひまして、非常に早い品種に活路を求めて早生よりも極早生、極早生よりももうひとつ早いやつ、さつき支所長より名前の出ました、肥のあかりというのは9月の20日から25日ぐらいから出荷する品種なんですけれども、今年などはそういうのよりも今まで必ず11月に最低の値段を出してゐた早生ミカンがその極早生の高い値段が出るという非常に奇妙な現象になりました。そういったことを含めまして長期的な先を見据えた間違ひのない品種構成とか、そういうことも指導力を農協とタイアップしながら連携しながら、いい指導力を発揮してもらいたいと思ひます。まただんだんさつきから農業問題で出ております担い手の老齡化、高齡化に伴ひまして、省力化、やりやすい園地に改造していかなければいけないと思ひますので、その辺への援助、努力をお願いしたいと思ひます。

3番目の質問といたしまして、第1次玉名市総合計画の特徴について質問したいと思ひます。今議会に基本構想10年間、基本計画5年間の第1次玉名市総合計画が提案されています。これからの玉名の発展を左右する大変重要な構想だと認識しております。この構想で、玉名の人と自然、地域が生かされているのかどうか、この構想の特徴、特に玉名としてこういう特徴を持っているんだ、こういう特徴を出すんだというのがあれば答弁願ひたいと思ひます。特に活力ある玉名市を目指すには経済面が伸びなければ、福祉にしましても教育にしましても、まず経済力をつけなければいけないと思ひますので、そういう面も含めまして農業、商業、工業などに対する構想などもどういふふうに入つているのか、答弁願ひたいと思ひます。まず市長に大きな骨子を答弁願ひたいと思ひます。

議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

市長（島津勇典君） 福嶋議員の質問にお答えいたします。これはこれをきちっと読んでお伝えをいたします。総合計画については、約1年間作業を進めてきたわけですが、総合計画策定審議会において10月25日にその基本構想の答申をいただき、地方自治法に基づき今回御提案したところでございます。本構想は合併後初めての計画策定ということもあり、1市3町の速やかな一体化を促進し、新市の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指すものでございます。本構想では将来像の実現に向けた基本的な姿勢を信頼と勇気ある改革と定め、その目指す将来像を人と自然が響きあう県北の都玉名と掲げております。この理念、将来像につきましては市民と行政が信頼のきずなを深め、市民の創意工夫により市民が主役のまちづくりを進めるとともに、豊かな自然を舞台にし、自然が響き合い栄えていく、同時に県北をリードする拠点都市を築き上げていくという思いが込められております。本計画は市政の方向性を示す計画であり、魅力ある玉名市を実現するためのものであります。御理解をいただき御指導をいただくようお願いをいたします。

議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

[企画財政部長 牧野吉秀君 登壇]

企画財政部長（牧野吉秀君） 福嶋議員御質問の第一次玉名市総合計画の特徴的なものについて御説明申し上げます。本構想の計画期間は先ほどお尋ねの中でもおっしゃっていましたが、平成19年から平成28年度までの10年間といたしております。本構想は合併前に作成されておりました新市建設計画を基本とし、さらにその中に新たなニーズを取り入れた計画といたしてありまして、便利で快適なまちづくりを初め6つの施策体系で構成されております。特徴的な施策を申し上げますと便利で快適なまちづくりにつきましては、1市3町が合併し市域の一体的な推進を図るため中心市街地、まあこの市役所周辺でございますけども、この市域のどこからでも15分以内で到達できる15分構想をうたっております。また住環境の整備につきましては、高齢者から子どもまで多様な世代が交流できる住環境の整備を推進してまいります。人と自然に優しい環境のまちづくりにおきましては、地球規模の環境の変化が進む中、市民の意識啓発を図るため菊池川流域の9市町による菊池川流域同盟の環境保全活動を核とし、イベントなどへの参加者3倍増計画に取り組み、環境の先進地、環境立都玉名として全国へ情報を発信し、環境啓発を推進してまいります。そのほか、人をはぐくむまちづくりでは学校教育に関するものとして、子どものいじめや不登校など心の問題に対し、家庭や家族の本来持つ機能や役割について見つめ直し、家庭教育の推進を図るものでございます。また産業の分野では活力とにぎわいのある産業のあるまちづくり、安全で安心な農作物の提供とともに玉名ブランドの確立や工業団地の整備による優良な企業の誘致活動を推

進みます。さらに生き生きと暮らせる福祉のまちづくりでは、九州看護福祉大学と連携した専門性を生かした共同研究システムの構築を図ってまいります。皆で進める共同のまちづくりに関するものとしましては、21星の事業を初めとする市民がまちづくり活動に気軽に参加できる仕組みづくりを確立することなどが基本施策として網羅されているところであります。最後に基本構想における目標人口につきましては、全国的に人口減少傾向が予想されますが、本構想におきましては九州新幹線開業によります交通拠点機能向上の効果を活用するとともに、企業誘致の促進や住環境の整備を図り、定住化の促進や広域観光の推進などに取り組み、魅力あるまちづくりを推進することによって増加する政策人口を4,000人と設定し、10年後の目標人口を7万5,000人としております。これからも安全で住みやすい夢のある玉名づくりに御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 9番、福嶋議員。

[ 9番議員 福嶋讓治君 登壇 ]

9番（福嶋讓治君） いろいろ具体的に目標を掲げられて、これが一つずつ実現していくのかなと、実現していかなければいけないんじゃないかと思っております。最後に部長からあった人口増加の問題、特に経済の発展には人口の増加が一番大切だと思いますので、このことは是が非でも数字目標に達するように頑張りたいと思えます。いろいろほかの議員からも質問、意見が出ておりましたが、心の問題、体の問題、そして経済の問題が健全で豊かな玉名市に、この構想、10年の構想よりも早くなることを願ひまして、私の一般質問を終わります。

議長（松田憲明君） 以上で、福嶋讓治君の質問は終わりました。

引き続き、14番、高村四郎君。

[ 14番議員 高村四郎君 登壇 ]

14番（高村四郎君） 声の大きい福嶋議員の後に声の小さい高村が質問させていただきます。定住促進対策についてであります。一部新聞報道によりますと今、東京、大阪、名古屋など都市部に集中している団塊世代の受け入れによる地域活性化を目指そうという気運が高まっております。とりわけ人口減少に悩む北海道では、いち早く同世代の移住促進のために施策を積極的に打ち出し、注目されております。もちろん九州各県でもこうした動きは活発になってきました。わが熊本県では民間と行政がパートナーシップを組み、地域住民促進プロジェクト市町村連絡協議会を立ち上げ、単に団塊世代だけでなく、対象を大きく拡大した移住促進のための相談に応じる考えを示唆しております。そこで新生玉名市における定住促進対策の状況はいかがなものでしょうか。振り返ってみますと、島津市長は市長就任直後の所信表明の中で新幹線開業を視野に入れ、2

08号線、バイパス整備を初め幹線道路の整備促進、観光PR等企業誘致など新しいまちづくりの基本計画を披瀝され、鋭意努力されていることはまことに頼もしい限りです。また、人口増のための定住促進対策についても積極的に取り組むことを表明されており、私も多くの市民同様、大いに関心を抱いております。第一次玉名市総合計画は市長の思いが十分反映され、先日できました。その中で第5章、目標人口と土地利用の件に絞ってお尋ねをしたいと思えます。まず1点、定住受け入れのための対策でございますが、定住者を受け入れるためには宅地造成や宅地の提供などもろもろの準備、体制づくりが必要かと思われます。玉名市の現状は民間で供給されているようです。生活圏域の広がりや都市化の進展によって、最近では市街地からスプロールしているように思われますが、市の計画及び具体策はどうなっているのでしょうか。2点目は宅地造成及び整備について、天水町が公設による宅地造成整備をされています。興味を持って注目しているところです。玉名市にはこのような公設で宅地造成及び整備はこれまであったのか、これから先計画があるのか、そしてその経済効果を検討されたことがあるのか、お尋ねします。次に3点目は、近隣市町村では若者や退職者など定住促進について、どのような施策を行なっておられるのかわかる範囲で御指示いただきたいと思えます。

お答えをいただきまして、次の質問に移りたいと思えます。

議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

企画財政部長（牧野吉秀君） 高村議員の御質問にお答えいたします。まず定住者受け入れのための対策についてでございますが、現在策定中の総合計画の基本構想、基本計画の中で平成28年度の目標人口7万5,000人としまして、4,000人の先ほども御案内しましたけども、定住人口増加像を見込んでいますところでございます。これにつきましては交通機能の向上やあるいは新駅周辺整備並びに企業誘致促進などの都市機能の充実を図るとともに住環境の整備でございますとか、あるいは子育て支援の充実さらには広域観光推進などの魅力あるまちづくりの形成を推進することによりまして、目標の人口を目指すものでございます。また本年2月熊本県と玉名市で締結されました新玉名（仮称）駅周辺地域等の整備に関する協定書におきましても新駅周辺の開発構想とともに定住促進策の具体化につきまして重要項目として位置づけられております。現在新玉名（仮称）駅周辺地域開発構想等検討会議の中でも熊本県からの御指導をいただきながら定住促進構想について、議論をし、計画を進めているところでございます。そのような中、本年度中に玉名市定住化構想を策定することとしておりますが、本構想では特に本市の優位性を確立し、新幹線通勤・通学の補助など新幹線を生かした定住化とともに宿泊体験でございますとか、あるいは農業体験などソフト事業を通して交流による定住化についても検討しているところでございます。平成17年の国勢調査によります

と、荒尾市や玉名郡4町につきましても同様でございますが、玉名市におきましても人口減の厳しい状況となっておりますので、熊本県が予定されております定住促進連絡会議におきまして、県との連携を図りながら定住化施策の推進に向けてさらに努力してまいりたいと考えております。宅地の造成及び整備状況についてでございます。過去にそういう、そういった整備があるかということでございますけども、当然玉名市あるいは町等におきましても、先ほど高村議員の方からは天水の方の御紹介がございました。近隣ではこれは玉名市ではございませんけども、荒尾の方でもかなり大規模に平成8年からそういう分譲開始をされているようでございます。さて、玉名市本市におきます今後の宅地整備につきましては、現在、玉名農業共同組合が宅地整備を計画されております。このような民間の力と申しますか、技術を生かした事業に対しまして今後、市いたしましても一体的な取り組みを視野に入れながら、宅地開発等を目指してまいりたいと考えております。そういう中で事業推進に必要な行政の役割、協力の範囲でございますとか、あるいはそういった開発に対する魅力でございますとか、そういった内容につきましても今後、定住促進構想の中で先ほど若者に対するアプローチと申しますか、そういったものも含めてですね、十分検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

市長（島津勇典君） ちょっと少し部長答弁に補足をさせていただきますが、今、宅地造成の分でJAが宅地造成に取り組んでいるというような印象の話がございました。これ少しニュアンスが違うんで、JAは今年の総会の折に玉名市が定住化構想についての考えを持っておられると、市と呼応してJAも取り組みたいという議案を提案をしておられます。場所も特定をして、自分たちが持っているこの土地を中心に市と呼応してここに定住化のための団地造成をしていこうと、こういうのが今年のJAの総会において決議されております。あくまでも玉名市と一緒に呼応してこれから進めていこうと、こういう話でございますが、既に何か不動産屋みたいなことをやっているという意味ではございませんので、私の方から補足をさせていただきます。

議長（松田憲明君） 14番、高村議員。

〔14番議員 高村四郎君 登壇〕

14番（高村四郎君） ありがとうございます。10年後には人口7万5,000人という具体的な目標も出ております。宅地と職場を提供すれば定住者が増え、人口増につながるのではないのでしょうか。若者には雇用を、移住者には宅地を提供することが定住者促進対策にもっとも必要なことと思います。そのためにも計画的に土地区画整理事

業などを活用され、安価で良質な宅地を提供できるように努力していただくことをお願いいたします。

次の質問に移ります。通学路の安全について、次に通学路安全整備の状況についてお尋ねいたします。玉名市内においては各地で通学路の整備が粛々と行なわれております。充実することはまことに喜ばしいことでありますし、しかし市道はあるいは農道と通学路を隔てる側溝、歩道の整備についてまだ危険箇所があるようです。特に広域農免道路、天水の小天東から荒尾の府本までつながる道路では日ごと車の量が増しているように思います。梅林小田地区では交通事故も多発しています。主な幹線との交差点には信号もまだなく、横断歩道もないような状況で児童の通学も大変危険な思いをしております。そこで信号機の設置の予定はあるのか、予定があればいつごろかお聞きします。また立願寺東区、山田、蛇ヶ谷公園、看護福祉大の周辺道路はアップダウンが激しかったが、その一部が緩和され、車での走行がよくなりました。しかし歩道に面した側溝のふたが設置がなされていません。事故注意などの看板を設置をしておられますが、その予定はどうなっているのかお尋ねいたします。

最後にもう1点、築山小学校の東側にある交差点に設置されている押しボタン式の信号機であります。いつも利用されている地区の方のお声によりますと、交通量も増えわき道から侵入車や右折車などでの大変危険を感じているそうです。なぜ普通機能の信号にできないのでしょうか。規定なり理由があればお尋ねします。

議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

〔総務部長 村田隆夫君 登壇〕

総務部長（村田隆夫君） 高村議員の通学路の安全対策についての御質問にお答えいたします。初めに梅林校区のあそこのコンビ二横の県道瀬川玉東線と市道玉名橋高城線の交差点の信号機の設置につきましては、今年度18年度に設置の予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。また小田校区の通学路であります市道上小田、下小田2号線と県道瀬川玉東線の交差点の信号機及び横断歩道の設置につきましては、市を經由して要望書を警察署の方に提出しているところでございますが、これは県の公安委員会で設置箇所における交通量の状況等を調査いたしまして、危険度の高いところから年次計画により設置されている状況でございますので、これが今の段階でいつになるというようなことはまだはっきり申し上げられません。そういうことで御理解のほどよろしくお願ひいたします。

それから最後に築山小学校横の点滅信号についてでございますが、これは交差します市道の幅員が立願寺築地線は16メートルあります。対する境川山田線の幅員は約5メートルでございます。大変狭くなっておりまして境川山田線上に自動車が赤信号で停車をいたしますと、対向車の離合ができなくなるという状態になるそうでございませ

て、現在の押しボタン式の点滅信号によって交通の流れをスムーズにするように図っているという説明が警察の方からございました。そういう理由で点滅信号方式にしてあるということでございます。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

[ 建設部長 取本一則君 登壇 ]

建設部長（取本一則君） 高村議員お尋ねの市道青木小岱線における側溝のふたについて答弁いたします。蛇ヶ谷公園付近の道路整備につきましては、以前アップダウンがきつく走行に大変支障を来しておりましたが、平成14年度より国の補助事業で整備を行ない、本年度で完了をいたしております。議員御指摘の側溝のふた布設につきましては、本年度市の単独事業として計画しており、早急に整備する予定でございますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

議長（松田憲明君） 14番、高村議員。

[ 14番議員 高村四郎君 登壇 ]

14番（高村四郎君） 大変ありがとうございました。さまざまな規制や事情があるかと思いますが、交通事故での児童の被害が全国的に多発しております。玉名市内においても事故を未然に防止するためにも今後の対応のお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

議長（松田憲明君） 以上で、高村四郎君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 4時26分 休憩

午後 4時37分 開議

議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番議員 萩原雄治君。

[ 1番議員 萩原雄治君 登壇 ]

1番（萩原雄治君） 皆さん、こんにちは。有明クラブの萩原雄治です。通告に従いまして一般質問を行ないます。今回の質問は災害復旧工事の進みぐあいと今後の計画についてと、2級河川境川の川床にあるコンクリートについての2つです。まず初めに災害復旧工事の進みぐあいと今後の計画について質問をいたします。6月27日火曜日と7月23日日曜日に70年ぶりの豪雨に見舞われました。この豪雨で玉名市全体では約390カ所の被害があったと聞いています。9月定例議会におきまして田島八起議員が「水害常襲地の解消に向けて」と題して早期完成を含め、水害常襲地の解消に向けた取り組みについて3点についてお尋ねをされています。その中で田島議員の質問1点に取

本建設部長は今年も例年にない異常気象で6月、7月にかけて集中豪雨によりまして、多大な被害を受け土木関係災害復旧費で1億8,400万円の補正をお願いしているところでございます。と答弁をされております。この1億8,400万円の補正予算の執行状況をお尋ねします。そして被害を旧玉名市、旧岱明町、旧横島町、旧天水町に分けてまた災害の程度に分類して詳しい説明をお願いいたします。

議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

[ 建設部長 取本一則君 登壇 ]

建設部長（取本一則君） 萩原議員の災害復旧工事の進みぐあいと今後の計画についてお答えいたします。今年6月26日、7月23日の災害復旧工事についてお答えいたします。まず災害の復旧方法といたしましては、早急の対応策が必要であると判断いたします。道路、河川及び住宅等の災害復旧費として全体で249カ所、復旧費2,982万3,000円であります。内訳といたしまして、玉名市総合支所で191カ所の2,442万3,000円、岱明総合支所で14カ所の209万8,000円、横島総合支所で6カ所の42万4,000円、天水総合支所で38カ所287万8,000円であり、これらにつきましては既に地元の区役と市の機械借上料で復旧済みとなっております。次に道路河川の一部崩壊に伴う復旧方法といたしましては、復旧費60万円以上が補助災害、それ以下を単独災害で対応し、現在請負工事により工事発注済み及び契約準備を行なっているところでございます。市全体の災害箇所では107カ所で復旧費1億3,634万9,000円で、執行状況といたしましては44%となっております。内訳といたしましては、玉名総合支所34%、岱明総合支所92%、横島総合支所57%、天水総合支所46%となっております。なお残る箇所の復旧につきましては、年度内の完成に向けてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いをいたします。

議長（松田憲明君） 1番、萩原議員。

[ 1番議員 萩原雄治君 登壇 ]

1番（萩原雄治君） 大変わかりやすい説明ありがとうございました。再質問いたします。細かい質問になりますけども、私が住んでいる築山校区だけの災害復旧状況と今後の工事予定がわかれば教えてください。引き続き2つ目の質問に入ります。2級河川境川の川床にあるコンクリートについて質問をいたします。玉名市六田から岱明町野口にわたる境川の上に新しく橋がかかりました。その橋の名前を境橋といいます。この境橋と玉名長洲線の中の境川の中に川幅いっぱい南北に約6メートル、高さで約50センチメートルで3段になっています。ですから合計したら南北に18メートル、高さが1メートル以上にもなるコンクリートがあります。境川にはこのコンクリートから数十メートル上流まで砂が堆積しています。それから9月議会の田島議員の質問にも水害常襲地として国道208号線の日本たばこ付近と出てきます。このようにこのコンクリー



トから上流に水害常襲地があります。ですからこのコンクリートのおかげで砂が堆積したり水害に見舞われるのではないかと地元住民より声が上がっています。そこで質問です。1. 一体このコンクリートはいつ誰が何のためにつくったのか。2. 現在も必要なのか。3. 必要がなければ撤去はできないものなのか、また雨が降れば毎回被害をこうむる地元春出1区の皆様の要請で高本助役と吉田議員が現地を視察されています。その後の経過もあわせてお答えください。

議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

[ 建設部長 取本一則君 登壇 ]

建設部長（取本一則君） 萩原議員の再質問にお答えいたします。築山校区だけの災害復旧状況と今後の工事の予定についてですが、まず機械借り上げによる早急な災害復旧箇所でございますが、全体で15カ所の復旧費178万9,000円であります。内訳といたしまして道路12カ所、その他3カ所は既に復旧済みとなっております。次に請負契約による災害復旧箇所は全体で18カ所、復旧費1,981万6,000円となっております。内訳といたしましては、補助対象8カ所の1,228万9,000円及び単独経費10カ所752万7,000円で、現在8カ所の工事契約及び準備を行なっているところです。残る10カ所の工事箇所につきましても年度内完成に向けて準備を行なっているところでございます。

次の2級河川境川の河床にあるコンクリートについてお答えいたします。この施設は熊本県玉名地域振興局が昭和37年度から昭和61年度に建設いたしました一般県営かんがい排水事業で、玉名市、熊本市ほか1町の関係市町が受益面積4,149ヘクタールの農業基盤の確立を図り、農業経営の安定、向上に資することを目的として、建設された施設であります。施設の管理運営につきましては、玉名市河崎地区に事務所があります玉名平野土地改良区でございます。議員お尋ねのコンクリート施設は玉名市月田地区にあります菊池川白石頭首工より自然取水し、菊池川の右岸を導水路を通し流下し、両迫間幹線用水路として2級河川境川を暗渠横断し、岱明、長洲の農地へ送水している水路でございます。構造はコンクリート暗渠で縦1.6メートル、横2.5メートルのボックス暗渠で上部をコンクリートで被覆した施設でかんがい用として毎秒3.15トンを送水している非常に大切な施設であります。施設の設置高については境川計画河床高よりオーバーしないよう県土木と協議を踏まえ建設されていますので、今回議員の御質問での上流地区の被害がコンクリート構造物による砂の堆積が直接の水害被害をもたらしたとは言えないかと存じます。9月の田島議員の質問でも答弁いたしましたように、現在県では平成17年度から平成18年度の2カ年間で河川整備の基本方針、整備計画の策定を行なっているところであります。平成19年度には水害常襲地の解消に向けた整備計画を本市へ提示予定と聞いておりますので、御理解のほどお願いいたします。

す。先ほど助役と吉田議員が現場に行ってみられたその後のということですが、あそこは今の青果市場のところあたりのこの間水害でつかった場所と聞いておりますが、そこについては先ほども答弁いたしました河川改修全体の計画のもとにですね、そこらあたりの改修計画を考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

議長（松田憲明君） 1番、萩原議員。

[ 1番議員 萩原雄治君 登壇 ]

1番（萩原雄治君） 再質問のお答えありがとうございました。残りの復旧工事の方、速やかによりしくお願いをいたします。それから2つ目の質問に関しては再質問ではなく、お願いをいたします。午前中、横手議員より境川堤防改修工事についての一般質問がありました。この件も同じ境川の問題であります。あわせてお願いをいたします。それから境川改修期成会に大先輩の堀本議員や作本議員も会員としておられますので、両先輩議員のお力を借りながら期成会会員全員でバックアップしてまいりたいと思いますので、住民の地元住民のために早期完成に向け、なお一層の御努力をお願いをいたしまして、私の今回の一般質問を終わります。

議長（松田憲明君） 以上で、萩原雄治君の質問は終わりました。

引き続き、13番 内田靖信君。

[ 13番 内田靖信君 登壇 ]

13番（内田靖信君） 13番内田でございます。本日最後の一般質問を行ないます。それぞれの自治体が合併をしまして、約1年が経過をしております、合併した市町村におきましては合併1周年記念式典が開催をされておまして、当市におきましても去る10月3日に玉名市民会館におきまして華やかにその記念式典がとり行なわれたところでございます。このような時期をとらえまして、熊日新聞におきまして合併後の自治体を検証しております、「合併その後」がシリーズで報道をされております。その中で去る10月20日の熊日新聞におきまして、合併後の給与の取り扱いについて大きく「上にあわせた人件費増」との見出しで報道されておまして、その大筋は合併の一つの大きな目的でございました人件費を削減することによって、財政基盤を強化し、できる限り各行政サービスを維持、向上させるとの趣旨に玉名市の現状は反しているのではないかと論調だったと記憶をしております。そこで、合併に伴います職員給与の取り扱いと人事評価、人事育成についてお尋ねを申し上げます。まず、合併をしました1市3町は、それぞれ独自の自治体として長期間にわたり給与を初めとする人事制度を運用して合併に至ったところでございます。1市3町ともそれぞれの地域性があります。また給与制度におきましても人事院が示すその範囲内におきまして、それぞれの考え方あるいは給与と実態の様々な事情などを考慮してその運用が行なわれてきたところでございます。それにより1市3町の給与体系には相当の格差が生じておまして、1市3町

が合併した時点での国を100とした給与水準でありますラスパイレス指数が旧玉名市においては96.7、旧天水町においては92.2との報道がなされております。ラスパイレス指数はその自治体の給与水準をあらわすものでありまして、職員の年齢構成とも関連があるものと考えておりますが、合併当時の1市3町のラスパイレス指数と職員の平均年齢、平均給与についてお尋ねをいたします。また当時の県下11市のラスパイレス指数についてもお知らせをいただきたいと思いますと考えております。

2点目に新聞報道によりますと、合併協議の段階でこの給与調整につきましては、職員の給与などは公正に処理しなければならないことを確認され、具体的、実質的な協議は合併自治体幹部でつくる人事連絡協議会にゆだねられたとしております。この職員給与の取り扱いにつきましては、その人事連絡協議会において旧玉名市を標準に在職者調整と上乘せすることを決定し、基準額を上回る職員は、新市基準に並ぶまでその給与を据え置く経過処置も決め、それを最終決定機関である合併協議会です承されたとのことですが、以上のことを含めまして職員給与全般にわたる合併協議会の了承事項はどのような項目であったのかをお尋ねいたします。

3点目に新聞によりますと、旧3町の職員を中心とする約70人に定期昇給時に2,000円から8,000円を在職者調整として上乘せをし、在職者調整に伴う人件費の増加につきましては早期退職や昇進で額が変動し、総額はわからないとし、増大するのは短期間、新規採用減と2008年度からの団塊の世代の大量退職により将来は人件費は下がるとコメントされております。その在職者調整にかかる資産の複雑さや、団塊の世代の大量退職に伴う人件費が削減されるであろうことは理解はできますものの、在職者調整にかかる必要額や退職に伴います新規採用を3分の1とすることによる人件費の削減額も、試算も公表されておられませんで、市民の声として住民サービスのカットより、人件費を見直すのが先ではないか、増大額も試算もなく予算に盛り込むのは甘すぎるとの報道もされておりますが、この批判はしごく当然のことと受けとめております。この在職者調整に要する経費はどの程度なのか、また、退職に伴う新規採用者を3分の1とすることによる削減額はどの程度になるのかお尋ねいたします。

議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

〔総務部長 村田隆夫君 登壇〕

総務部長（村田隆夫君） 内田議員御質問の合併に伴う職員給与の取り扱いと人事評価、人材育成についてお答えいたします。委員御指摘のとおり、先般、熊日新聞の記事で「合併その後」をシリーズで報道され、その中で「上にあわせた人件費」の見出しで、本市の給与の取り扱いが放送されました。この記事の内容を見たときに、合併効果の最大の要因の一つである人件費の削減が全然見えてこない、それどころか逆に人件費増と勘違いするような記事になっているような感じを私も受けたところでございます。

合併協議の中で1市3町の議員、議会議員の方々や三役、教育長など諸先輩の方々が真摯に御協議いただいたおかげで合併ができたわけでございます。人件費を削減し、財政基盤の強化を図ることは新市にとりまして極めて重要なことと考えております。まず御質問の合併時の1市3町のラスパイレス指数と職員の平均年齢、平均給料についてでございますが、平成17年4月現在で玉名市のラスパイレス指数は96.7で、平均年齢、給料が42歳11カ月で34万1,200円、岱明町は93.7で40歳8カ月、30万4,600円、横島町は95.2で41歳11カ月、32万2,000円、天水町は92.2で43歳、32万6,700円でございます。なお当時の県下11市の状況を申し上げますと、これは平成16年4月の資料であります。玉名市が96.4に対し、熊本市は100ちょうどであります。その他八代市、人吉市、本渡市はほぼ玉名市と一緒にございます。このことは当時の旧玉名市の指数としては財政規模、人口規模からいたしまして、ほぼ標準といった数字だと理解をしております。次に合併協議会における職員給与の取り扱いについて、協議会で承認された事項については、職員の給与については市町村の合併の特例に関する法律第9条第2項により公正に処理するとなっております。また身分保障、現給保障、いわゆる新市でも職員として保障することや、合併前の現在の給料額を保障するということが、新市は部長制としてその給料表は9級制とすることなどを承認されています。議員御指摘の新聞報道によると人事連絡協議会で旧玉名市を標準に在職者調整として上乘せすることを決定し、合併協議会で承認された後の記事ですが、この記事の内容は少し違っております。事実は合併協議会組織の中の市町長会によりゆだねられた人事検討委員会会議で、職員の給料については地域の実情により職務、職種など差異があることからこの処理を行なう上で新市の組織、人事等と一体的に公正に処理する必要があることを確認し、新市で実施する9級制の昇格運用に照らし合わせて職務に応じた給料を支給することとしたもので、旧玉名市に合わせて調整したということではございません。なお、新市の昇格運用に照らし合わせて支給したとき合併前の職員間での給料の追いつきなどが発生した場合、在職者調整で対応することとしたものでございます。次に在職者調整に要する経費はどの程度かと、また退職者に伴う新規採用職員を3分の1にすることによる削減額はどの程度になるのかというお尋ねですが、在職者調整に要する必要経費は18年度が572万円で、これは年々少なくなりまして5、6年で完了するものと考えています。また新規採用職員を退職者数の3分の1にすることによる給料の削減額は、18年度から向こう10年間に削減する職員数は185名の見込みで退職者の平均給料から概算で算出しますと、10年間で約40億円の削減効果があると試算しております。これは1年あたり平均で約4億円程度となります。そういうことで人件費の削減を図ることとしておるところでございます。

議長（松田憲明君） 13番、内田議員。

[ 13番 内田靖信君 登壇 ]

13番(内田靖信君) ただいま総務部長から報告がございましたが、合併前それぞれの自治体における給与水準には相当の格差が生じておったようでございます。これは長年の各自治体の給与制度の運用、特に先ほど申されました旧玉名市は9級制を採用しておりました。また、特別昇給の運用あるいは地域経済の状況等々でこの格差に大きく反映をされているものと察しております。このようなことから、合併協議会における給与、職員給与の取り扱いについては、身分保障、現給保障そして旧岱明町、旧横島町、旧天水町においては8級制の給料表であったものを、新市においては玉名市が採用しておりました9級制とすることが定められたとのこととあります。また、自治体職員の格差是正については合併特例法で認められております公平処理の原則に基づいて行なうことが承認されたとのこととでございます。当時の市町長会の付託組織でありましたこれは人事検討委員会でしょうか、人事検討委員会では合併時の人事と職員の給料の取り扱いが検討されて、現在の給料調整を行なわれているところとありまして、非常にこれは難しい事業でも事務でもあるかと承知しておりますが、また、できる限り早く到達すべき課題と考えておりますが、この合併に伴う給与格差の是正をどの程度の期間かけて行なわれる計画なのかをお尋ねいたします。また、新聞紙上ではこの給与調整について旧玉名市職員と旧3町職員間にあつれきがあるような、また不公平感が深まっているような報道もなされてありまして、全員一丸となって合併事業等に取り組むべき時期に職員の士気にも影響はしないかと心配をしております。職員の皆さんに合併協議を踏まえた職員給与の取り扱いについてさらに周知し、理解を深めていただければと考えておりますが、その見解をお尋ね申し上げます。また、合併協議会で定められました3分の1採用は相当の人件費削減に寄与するものと見受けますが、新聞にはその削減効果や削減額の見通しなども発表されておらず、市民の方からも厳しい声があつておりました。報道機関や市の広報などにおいて、できるだけの数値を提供し、それにより合併効果を説明し、合併事業を初めとするさまざまな事業につきまして市民の皆さんの理解と協力を仰ぐことが重要になってくるものと考えておりますが、この点につきましてどのような見解をお持ちなのかをお尋ねを申し上げます。

それでは4点目の質問に移ります。この在職者調整の実施を受けて、仕事は変わらないのに何で8,000円以上も上がるのか、実績が反映される制度にすべきだ、また旧市職員の方が仕事密度はかなり高いのに、などの報道があつて、不協和音が旧自治体間の職員にあるかのように報道されておりますが、これをどのように受けとめられているのかをお尋ねいたします。また、このような背景には在職者調整に対する旧自治体の職員間の認識の相違とともに人事評価制度が十分に機能していないのではないかと思います。特に昨年の給与条例等の改正によりまして従来の普通昇給と特別昇給は廃止をさ

れておりまして、昇給はすべて勤務実績に基づく昇給となっており、職員間の公平、不公平感をなくすためにも、また、職員モラルを高め、公務の率を高めるためにも勤務成績の評定が必要となっていると考えておりますが、現在どのような方策をとられているのかをお尋ね申し上げます。

次に、人材育成についてお尋ねいたします。現在、公表されております市職員の推計表によりますと、平成18年4月1日の職員数が682名で平成28年4月1日には517名となり、10年間で約165名の人員削減がなされることとなっております。これは合併前の旧天水町の職員数の約2倍に相当しまして、合併の一つの大きな目的でありました人件費の削減に大きく寄与するものと考えておりますが、一方職員数が大幅に削減される中、高度で多様な行政事業の増加や地方分権に伴います権限移譲等に対応すべく職員の少数精鋭化が強く求められ、それぞれの職員の人材育成が今まで以上に大きな課題となってまいってきております。今議会の議決に付されております第1次玉名市総合計画におきましても、職員の資質向上のための研修計画の策定が掲げられておりますが、合併後どのような研修計画のもと、職員研修が実施されているのか、また今後の研修計画についてお尋ねを申し上げます。

議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

〔総務部長 村田隆夫君 登壇〕

総務部長（村田隆夫君） お答えいたします。先ほどお答えをいたしました在职者調整に伴う人件費増に関連いたしまして、職員を今後10年間3分の1採用した場合、どれだけの人件費の削減につながるか、こういったことを主といたしまして計画を立てているところでございますが、こういったことについては十分に広報たまな等で市民等に周知すべきだという御指摘でございますので、ぜひ我々といたしましてもそういった方法で市民の方々にお知らせをしたいというふうに考えております。

次に、人事評価についてでございますが、初めにこの在职者調整の実施を受け、旧自治体の職員間に不協和音があるというふうに報道されたところでございますが、このことにつきましては確かに職員の関心の大きい給料等のことですし、不信感を持った人も多かったというふうに思っております。在职者調整につきましては、各総合支所、総務課職員へこれは2度にわたって市の本庁の人事課の方が説明をしておりますけれども、まだ全職員が十分に理解するまでには至っておりませんので、今後何らかの方法で再度、説明会を実施するようになりたいというふうに考えております。この人事評価制度につきましては、議員御承知のとおり、昨年の給与構造改革による人事評価制度でございますが、この制度は職員の勤務状況に関して主に業績面と能力面で評価を行ない、人材の適正配置、有効活用、公正な処理に資することを目的とするものでございます。この実施については現在評価制度の構築に向けた準備を進めているところでござい

まして、平成19年度に評価項目の検討及び評価シートの作成等の制度設計を完了し、平成20年から一部施行、平成21年度から本格実施を考えております。なお、本年度につきましては勤務成績の評定について、職員への十分な周知が整っておらず、各職場においても混乱を招く恐れがあるため、旧玉名市で実施していた勤務評定を元に本年度は実施する予定でございます。

次に、人材育成についてでございますが、議員御指摘のとおり、大幅な職員削減を行ないながら、高度で多様な行政運営に対応できるパワーアップされた職員をつくり上げることが大きな課題であります。そこで現在、玉名市人材育成基本方針という本市の職員を育成していくに当たっての方向性や方策等をまとめた方針の策定作業を現在進めているところでありまして、今年度中に完成する予定でございます。この方針は玉名市に必要な職員や職員の能力開発、人事評価に関する方策等を示したものでございます。今後、戦略的に総合的な人事制度を構築していく上での根拠となるものであり、玉名市の人材戦略ともいえるものでございます。今後はこの基本方針に基づいた計画的な職員研修の実施など総合的で戦略的な人事制度を展開していくことで、職員の少数精鋭化を図り、また高度で多様な行政需要や地方分権の推進に伴う権限移譲等に対応のできる職員を育成していく方針でございます。なお、現在の職員研修につきましては市町村職員中央研修会への派遣研修や新規採用職員にかかる前期・後期研修、また、全課の担当者を対象とした法制執務する研修等を実施しているところでございますので、御理解と今後も御協力、御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（松田憲明君） 13番、内田議員。

[13番 内田靖信君 登壇]

13番（内田靖信君） 従来、企業や国を初めとします地方公共団体などにおいては長らく年功序列制度を基本とした人事体系を採用してきたところでございますが、この年功序列制度においては組織を活性化させ、あるいは業績を上昇させ、また、有能な人材を育成することが難しいものとされておりまして、現在はほとんどの企業や団体で人事評価制度を導入しております。その評価により昇給・昇格の格付を行ないまして、職員間に競争原理を導入することによって組織の活性化や人材の育成、業績のアップが図られております。民間企業と自治体における人事評価を同一に論ずることは多少無理するところもあり、また、人が人を評価し、それを給与や昇格に反映することの難しさは私も経験上理解をしているつもりでございますが、人事評価制度を導入することにより管理職員もまたそれぞれの職員も緊張感を持って職務に臨み、そのことにより組織が活性化され、より市民サービスも向上するものと考えております。この人事評価制度につきましては、先ほどの答弁で20年度からの一部施行、21年度からの本格施行ということで少々対応の遅れが気になるところでございますが、いずれにしましても各関係機

関とも協議を重ねられ、1日も早く人事評価制度の定着を図られ、また、職員の皆さんにもその内容等十分に周知されますよう望むところでございます。また、人材育成基本方針が紹介をされたところでございますが、御承知とはございますが北海道のニセコ町では職員研修費に相当の予算を計上され、独自の先進的な研修制度が創設をされておりました。また、民間の研修期間などを活用して職員の資質向上を図る自治体も増加しております。このような事例も参考とされ、人材育成に取り組まれますよう希望いたします。私の一般質問といたします。

議長（松田憲明君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明15日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5時15分 散会



第 3 号

1 2 月 1 5 日 (金)

# 平成18年第5回玉名市議会定例会会議録(第3号)

## 議事日程(第3号)

平成18年12月15日(金曜日)午前10時開議

### 日程第1 一般質問

- 1 24番 田島議員
- 2 4番 北本議員
- 3 27番 堀本議員
- 4 11番 青木議員
- 5 19番 永野議員
- 6 17番 江田議員
- 7 3番 宮田議員

### 日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

#### 散会宣告

+++++

本日の会議に付した事件

### 日程第1 一般質問

- 1 24番 田島議員
  - 1 学校用務員問題について
  - 2 学校におけるいじめ問題と対策について
  - 3 後期高齢者制度の発足と問題点について
- 2 4番 北本議員
  - 1 障がいのある子どもたちの環境について
  - 2 障がい者(児)の実態調査とその取り扱いについて
  - 3 「妊産婦にやさしい環境づくり」の推進について
- 3 27番 堀本議員
  - 1 新庁舎の建設と市長の指導力について
  - 2 議会軽視の風潮の台頭について
  - 3 新農政移行に対応する施策について
  - 4 庁内諸問題のその後について
- 4 11番 青木議員
  - 1 子育て支援策について
    - (1) 地域による子育て支援の拠点づくりについて
    - (2) 放課後子どもプランについて
  - 2 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進について

3 玉名市の慣行の取り扱いについて

5 19番 永野議員

- 1 玉名平野の排水路整備について
- 2 里山保全と整備について
- 3 少人数学級について

6 17番 江田議員

- 1 新庁舎について
- 2 まちづくりについて

7 3番 宮田議員

- 1 天水町玉水ニュータウンの販売状況と今後の販売計画について
- 2 玉名のお宝、願行寺の文化財指定について
- 3 県下最大納税企業「本田技研」の貢献に対して、熊本県内の行政としての関わり方について

日程第2 議案の撤回

日程第3 撤回理由の説明

日程第4 採決

日程第5 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

+++++

出席議員（30名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 萩原雄治君   | 2番 中尾嘉男君   |
| 3番 宮田知美君   | 4番 北本節代さん  |
| 5番 横手良弘君   | 6番 前田正治君   |
| 7番 近松恵美子さん | 8番 作本幸男君   |
| 9番 福嶋譲治君   | 10番 竹下幸治君  |
| 11番 青木 壽君  | 12番 森川和博君  |
| 13番 内田靖信君  | 14番 高村四郎君  |
| 15番 大 勇君   | 16番 松本重美君  |
| 17番 江田計司君  | 18番 多田隈保宏君 |
| 19番 永野忠弘君  | 20番 林野 彰君  |
| 21番 高木重之君  | 22番 本山重信君  |
| 23番 吉田喜徳君  | 24番 田島八起君  |
| 25番 田畑久吉君  | 26番 小屋野幸隆君 |

27番 堀本 泉 君  
29番 杉村 勝吉 君

28番 松田 憲明 君  
30番 中川 潤一 君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	松岡 誠也 君	事務局次長	梶山 孝二 君
次長補佐	中山 富雄 君	書記	和田 耕一 君
書記	松尾 和俊 君		

+++++

説明のため出席した者

市長	島津 勇典 君	助 役	高本 信治 君
総務部長	村田 隆夫 君	企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	牧野 吉秀 君
市民部長	田上 敏秋 君	福祉部長	元田 充洋 君
産業経済部長	谷口 強 君	建設部長	取本 一則 君
地域自治区 調整総室長	井上 了 君	出納局長	徳井 秀憲 君
岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	前田 繁廣 君	横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	田上 均 君
天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	望月 一晴 君	企業局長	中原 早人 君
教育委員長	坂本 清一 君	教育長	菊川 茂男 君
教育次長	杉本 末敏 君	監査委員	高村 捷秋 君

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

議長（松田憲明君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

日程第1 一般質問

議長（松田憲明君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

24番、田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

24番（田島八起君） おはようございます。社民党の田島八起です。今年もあますところあと半月となりました。本当に月日のたつのは早いもので、昨年10月に合併してから1年あまり過ぎました。この間、市民の間からは不満の声も聞こえ、現状を見ればそうだと思うところもありますが、地方財政の厳しい状況の中で合併を選択したこともあり、もう少し大きな目で見つめてほしいと思うところであります。しかし、そうは言っても一般会計の当初予算においては270億円近くの予算があるわけですから、島津市長におかれても市民の来年の予算編成においては、市民の声も生かしながら効率的な予算を提案していただくようお願いをいたします。さて質問に入ります前にひとつ訂正させていただきたいと思えます。私の通告では3項目が後期高齢者制度となっておりますが、これは後期高齢者医療制度についてでありますので、そのように訂正をさせていただきます。質問に入ります。

まずは、学校用務員問題についてであります。この問題については前議会からの続きになりますが、再び取り上げました。私は前議会で学校用務員の廃止に対しては継続拡充の方向で進めるべきだとの質問をしたところですが、答弁としては行革の一環であり、廃止について理解をしてほしいとの答弁でした。その後市長と用務員さんの話し合いや教育長による用務員さん全員との個人面談等も行なわれており、教育委員会としても再検討していただいたものと思えます。したがってそれらの経過を踏まえてどのように御検討いただいたか、現在の御見解をお伺いします。

次は学校におけるいじめ問題と対策についてであります。この問題については昨日横手議員と吉田議員から同様の質問もあっており、教育長の答弁では教育委員会としては本市においてもいじめ問題は存在するとの認識に立ち、これまでの取り組みとして教員に対してはいじめに対して傍観的立場に立たず、人権感覚を身につけ、早期発見に心がけるよう、また定期的に子どもを語る会、相談、道徳、人権教育等に取り組み、保護者に対しては学級通信、家庭訪問による対策、命の尊さについて校長の講話集をつくり

配布をするということまで考えておられるようで、また市長におかれても教育長の答弁のほかに先生たちがもっと子どもに接する機会をつくるべきだとの見解も述べられていますし、このような取り組みや考え方を聞くと本市のいじめ対策についての理解もできるところでありまして、重複する点につきましては省き、次の点について御質問をいたします。

御存じのように北海道から始まった学校内のいじめによる子どもの自殺から同様の事件が全国的に広がり、特に8月以降、愛媛、福岡、岐阜、埼玉、大阪、山形などへ広がり、深刻な社会問題となりました。このような現状を踏まえて政府としても安倍総理の直属の機関である教育再生会議がいじめ問題の解消を目指す緊急提言をまとめて発表するに至っています。11月29日に発表だったと思います。この子どもの自殺に関する問題に対しては、熊本県内からも文部科学省に対して自殺の予告があるなど、身近な問題として存在することを伺わせるところとして、本市においても決してありえない事象ではないと思っています。

まず、質問の一つといたしまして学校におけるいじめによる自殺が多発し、また事件が起きた学校においてはいじめを隠すような言動が目立っています。学校のこのような体質がいじめを増長すると思われまます。マスコミを通じての印象ではありますが、教育長としてはこのような現象をどのように受け止めておられるか、その御見解をお願いいたします。2、教育再生会議のいじめ問題の緊急提言についてであります。安倍首相の直属の教育再生会議は11月29日、いじめ問題に関する緊急提言を8項目にまとめて発表しました。その内容はいじめ問題の第一義的責任は校長、教頭、教員にあり、さらに家庭や地域の一人一人が当事者意識を持ち、いじめを解決する環境を整える責任を持つ、教育委員会も学校のみならず、関係者、保護者、地域を含むすべての人々が社会総がかりで早急に取り掛かる必要があるとの認識に立った提言となっています。この前段の記述にせよ、8項目の提案にせよ、あまり実効性のあるものはなく、ただ問題児への対応といじめを放置助長した教員に懲戒処分を適用する程度のものでしょうか。したがってまして本市の教育委員会としては、この緊急提言の中から、これから本市のいじめ対策に取り入れられる内容はどんなものがあるのか、その御見解をお伺いいたします。3、緊急提言にある言葉の解釈についてお尋ねいたします。提言の中には教員の懲戒に関して、東京都や神奈川県に倣いと記述されています。またクラスマネジメントという教育にあまりふさわしくないような表現もあります。その意味することはどんなことか、さらに出席停止とはどんな内容か、これはいろいろ論議があったようですけれども、結果的には表現から外されて提言から外されたところですが、なぜ外されたのか、その点についての御所見をお伺いいたします。

まず教育問題に対する答弁をお聞きしまして、次に進みたいと思います。

議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

教育長（菊川茂男君） おはようございます。田島議員の学校用務員問題についてお答えいたしたいと思います。合併当時から学校用務員の廃止問題が取り上げられておりましたけれども、今年の9月議会の一般質問でもお答えいたしましたように、平成19年度からは行政改革の一環で廃止の方向であるということに変わりはありません。しかし、現在雇用いたしております用務員の方々の再就職につきましては、再雇用を希望される方について再検討をしてみたいと、こういうふうに思っております。具体的に何歳までの方を雇用し、どのような業務をしていただくかにつきましては、今後検討を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

次に、教育問題についてお答えいたします。学校におけるいじめ問題とその対策についてということでございますが、いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得るものですが、決して許されないことであるという認識を思っております。いじめは昭和55年代に社会問題化に最悪期の昭和60年には中学生のいじめ自殺が9件も起きております。その後、数の上ではいじめは減少傾向にあり、昨年度の文科省の調査によると小中高のいじめの発生は約2万件で10年前の3分の1になっております。しかし、それは大人には見えないところで陰湿ないじめが進行し、それに気づかない親や教師が増えていたのではと考えております。いじめに当たるかどうかは児童生徒の立場に立って判断する、この視点で教師は今一度子どもたち一人一人を見つめ、子どもの発するサインを見逃さないようにしなければならないと思っております。いじめでかけがえない命を亡くすということが断じてあってはならないと考えております。いじめの3原則といわれるものがありますが、「いじめを許さない、いじめられる子を責めない、見て見ぬふりをしない」これを徹底して今後とも指導してまいりたいと思っております。いじめ問題につきましては自殺といじめを結びつける証拠がはっきりしていない場合やいじめとの因果関係について断言するのは難しいケースもあるかと思っております。しかし、子どもが自殺をした場合は当然何らかの原因があったわけですから、学校としては調査をきちんとして隠すことなく情報を公開することは大事なことであり、かように思っております。

本市におけるいじめの現状とその対策については、昨日、横手議員と吉田議員の質問に対して答弁しておりますので、ここからは省略いたしたいと思いますが、教育再生会議のいじめ緊急提言から、教育委員会として取り入れるものにどんなものがあるかということでございますが、玉名市教育委員会からの通知文には、いじめ緊急提言の中の4項目とかかわりのあるものを載せて指導しているところです。すなわちいじめが絶対に許されない、どんな小さなサインも見逃さない、チームをつくって対応する、家

庭の責任も重大であるというようなところは大体同じだというふうに考えております。

4点目の次の緊急提言である東京都、神奈川県に倣いとはこの2つの教育委員会では児童・生徒へのいじめまたは児童・生徒間のいじめ、教師が加担若しくは助長と行なった場合は減給や戒告の懲戒処分が適用されております。さらにその内容が悪質である場合には児童・生徒の苦痛の程度が重い場合、免職や停職の懲戒処分が適用されております。そのことが東京都、神奈川県に倣ってという意味であります。クラスマネジメントというのは学級経営、学級づくりにあたるものと思います。子どもたちは学校においては学級を単位として生活をしております。その学級づくりがうまくいかなければいじめや暴力が起こってくるのは当然のことです。つまり学級づくりがいかに大切かという意味からクラスマネジメントという言葉が掲げられているというふうに考えております。

次に出席停止がこの提言から外されたことについてどう思うかということでございますが、児童生徒の出席停止につきましては、学校教育法の中に規定がしてありまして、したがって現在でもできるわけですが、いじめ問題は事実関係を確定するのがなかなか難しく、また教育権の問題であるとかあるいは出席停止から学校に戻ってきた子どもの友達関係がどうなるのかとか、いろいろと問題があり慎重にすべきであるというようなことから明記されなかったものと、こういうふうに考えております。

議長（松田憲明君） 24番、田島議員。

[ 24番 田島八起君 登壇 ]

24番（田島八起君） ただいま御答弁をいただきました。まず学校用務員の問題についてでありますけれども、用務員を廃止をすると方向には変わらないけれども、再就職を希望される方には今後再雇用を検討するという御答弁だったと思います。そういう意味では来年の3月31日をもってすべて契約満了解雇ということだけは避けられるのかなあという思いがいたしております。今後検討するということでもありますから、具体的にも進められるというふうに思いますけれども、一つはですね、今御答弁で気になったところが、確かに今回の現在の用務員さんの年齢構成を見ていると62歳、64歳、73歳、74歳と60歳を、60歳定年とすれば定年をオーバーした方もおられますし、どっかで線を引きたいということについてもですね、理解ができないところでもないわけですが、今日、公的年金の厚生年金や共済年金等の支給年齢が引き上げられておりますし、一つはそういう中から公務員においてもですね、対象60歳定年後の再雇用の問題が対応としては出てきておりますので、一つはそういうことも考慮に入れてですね、ぜひ考えてほしいという思いがいたしますし、またあと一つは再就職を何らかの形で検討される場合に、現在の労働条件をですね、下回らないようお願いをしたいというふうに思うところですが、そこら辺の見解をですね、再質問という形で



御答弁をお願いしたいというふうに思います。

それからいじめ対策についてで、まず第一番目の問題については、端的に言いますけれども、隠すことなく、そういう事件が起きたならば隠すことなく公開すべきと思うという明快なお答えをいただきましたので、そこら辺の姿勢について評価をするところであります。

それから2つ目の教育再生会議のいじめ問題の緊急提言から教育委員会として、本市の教育委員会として取り入れるのはどんな点があるかということで4項目について言われましたけれども、これはもう玉名市としてはもう既に今まで取り組んできておられた中身ではないかと、昨日の答弁からしてもですね、そういう印象を私は受けたところです。これは11月のまだ発表されてから緊急提言があってからですね、2週間ぐらいしか経っていない中で昨日の答弁を聞いておったわけですがけれども、大体もうあの提言に今4項目言われましたけれども、既に玉名市としては既に取り組まれておったと。だからそういう意味で私はあんまり8項目、首相の直属機関の日本で最高の教育問題のグループかなあという思いがしておったところですがけれども、それにしてはですね、内容としては本当にあまり「おお、これは」ということは出ていないんじゃないかという思いがしたところでありまして、そういう印象を答弁をいただいて余計持ったところであります。

それから出席停止の問題ですがけれども、これは私はある校長先生と2時間ぐらいいろいろな話を最近したところでありましてけれども、その中でも出席停止というのは単に子どもを学校に来させないということではなく、その実際は家庭において学校の授業と同じことをですね、家庭でさせると。だから言うならば先生が誰か出て行ってですね、きちとした指導を家庭でやるんだと、そういう中身を含んでおるといってお話を聞いてですね、何でこの出席停止が緊急提言の中から除外されたのかなあと、そこまでとても学校で対応できないのじゃないかという思いがあってですね、そういうことも考えられてそこまで踏み込むことはできなかったんじゃないかという思いがしておるところです。緊急提言についてはそういう思いもしながらですね、本当に身になるようなというよりも今実践されておるのをですね、まとめて提言されたというふうな印象が強いところがありますので、本市における取り組みについては昨日から聞いておりますので、それを着実にやっていければですね、いいんじゃないかという思いがいたしました。

したがいまして、ちょっと学校用務員さんの問題の再質問を受けてですね、次の質問にいきたいと思います。

議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

教育長（菊川茂男君） 用務員さんの問題につきましては、私もお一人お一人にお会

いして、いろいろとお話を伺いました。個人個人にとりましては本当に大切な問題でありまして、長年学校教育に貢献をしていただいたことに対して心から感謝を申し上げ、労をねぎらうといえますか、そういうことをいたしたわけですが、年齢につきましては議員がおっしゃるようどこで線引きをするかというふうなことでですね、今いろいろと検討しているところでございます。先ほど申し上げたとおりでございます。雇用条件につきましては、現在の雇用条件を下回らないようにはしてまいりたいと、こういうふうに思っております。いじめ問題等についての緊急提言のことにおふれになりましたが、玉名市においてはその提言が出る前に通知文を出しておりまして、いろいろと取り組んでおるわけでございます。出席停止等の問題もありますけれども、先ほど答弁いたしましたようにいろいろと問題がありますので、玉名市としてもそういうようなことについてはあまり考えておりません。これは答弁外のあれでございますけれども。今後は検討課題だとはいうふうに思っております。

以上です。

議長（松田憲明君） 24番、田島議員。

[ 24番 田島八起君 登壇 ]

24番（田島八起君） 教育長の答弁をいただきまして、これからそういう点も含めて十分御検討をお願いしたいというふうに思います。

次は後期高齢者医療制度の発足と問題点についてであります。この問題についても昨日前田議員の質問もあり、少し重複するところがあるかと思っておりますけれども、通告のとおり質問をいたします。これは75歳以上の高齢者を対象に介護保険に次ぐ高齢者医療制度として、平成20年4月より発足するとされています。しかし、そのためには来年2月には熊本県内の47市町村で構成するこの制度の事業主体となる広域連合を発足させねばならず、今議会にはそのための条例の提案もされています。少子高齢化社会が進む中で高齢者医療が厳しくなるのは理解できるところですが、だからといって次々と新しい制度をつくり、負担を求めることに対しては疑問を持つものです。老人医療がパンクするからといって介護保険が発足してまだ6年しか経っていません。そしてこの制度です。しかもこの制度を知ったのは9月議会の全員協議会の説明を受けただけで、社会的にもほとんど論議がされておらず、いささか政府の早急なやり方に怒りを覚えるところですが、したがって、この問題に対しては7点についてお尋ねいたします。

1、後期高齢者医療制度がなぜ必要かということについてであります。いただいている後期高齢者医療制度の概要によると、健康保険法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い云々とされていますが、これまでの制度を大きく変えるわけですから、もっときちとした説明があって然るべきと思うところですが、その点不親切と思いません。執行部としてはどのように受け止められていますか。その御見解をお伺いします。

2、新たな高齢者医療制度の創設とともに保険者の再編、統合等所要の措置を講ずるとされていますが、どのようなことを検討されているか、その検討内容がわかっておればお知らせください。3、現在75歳を対象とする老人医療保険があります。この制度はどのようになるのか、また財政はどうなるか、その御所見をお伺いします。4、保険料の仕組みと徴収方法についてであります。新制度の発足とともに保険料が徴収されることになっています。保険料については国が示した試算によると保険料は応益割と応能割とになっており、その比率は5対5となっています。平均保険料は年金収入で年額208万円、月額に直すと17万3,000円で応益割3,100円、応能割で3,100円、合計6,200円となっており、年金年額79万円以下では応益割の900円のみで、それに低所得者の軽減措置として、失礼しました。年収208万円で6,200円、それから年金額79万円以下については軽減措置として7割、5割、2割の軽減措置がありますので、900円というふうになっております。しかし、この算出がどのような形でされるのか、その仕組みが理解できないところがありますので、わかっておればこの保険料の料率の仕組みとまた徴収の方法についてお伺いします。5、国民保険税との関係についてであります。現在、国民保険税を支払っており、これからは国保税プラス介護保険料プラス後期高齢者保険料となるのか、その御所見をお伺いします。6、将来的な保険料の負担についての見通しについてであります。75歳を対象とする保険ですからこれからも加入者はどんどん増えることが予想され、また病気にかかる率も高くなることは明らかです。またこの制度の費用の総負担の説明では、国や県や市町村が5割、残りの5割を国保や各被用者保険で4割、残りの1割を高齢者の負担となっています。しかも保険料の設定については2年ごとに見直し、2年後の見直しにおいては若者の減少率の2分の1を高齢者の負担増とすることとし、若者の減少と共に後期高齢者の負担を増やすことが方向付けられています。この点も考え合わせると導入時の負担はともかくとして、2年後からは相当の負担増になることが予想できます。この点を執行部としてどのように見ておられるか、その御所見をお伺いします。7、新しい制度は介護保険より高い負担を求めながら国民にはほとんど論議がされなかったように思われます。市民への周知徹底はどのように考えておられるか、その御所見をお伺いいたします。

議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

〔市民部長 田上敏秋君 登壇〕

市民部長（田上敏秋君） おはようございます。田島議員の後期高齢者医療制度についてお答えいたします。

まず最初に後期高齢者医療制度の発足と問題点についてでございますけども、75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度はなぜ必要かというような御質問でございます

けども、これにつきましては世界的に例を見ない少子高齢化の進展に伴い、医療費の増加が見込まれ将来にわたり医療保険制度の持続的かつ安定的な運営を確保すると、そういうことが必要であるとして、新たに今回後期高齢者医療制度が創設されたところでございます。

2番目の高齢者医療制度の創設とともに保険者の再編、統合等所要の措置を講ずることとしているとされているが、どのような検討がされているかについてでございますけども、保険財政運営の規模の適正化や地域の医療費水準に見合った保険料水準の設定を図るため、都道府県単位を軸とした保険者の再編、統合を推進しているところでございます。中でも政府管掌健康保険の保険者として国から独立した公法人を設立し、都道府県単位での財政運営や市町村国保の都道府県単位での広域化を推進しているところでございます。

3番目の現在の老人保健医療制度はどうか、財政についてはどうかというようなことでございますけども、現在の老人医療保険制度は平成20年4月から老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、原則75歳以上の後期高齢者を対象とした国民健康保険や被用者保険から独立した医療制度となります。財政面につきましては、まず国民健康保険への影響は具体的に国から算定方法が示されていないため、どのような財政への影響があるか現時点ではわかりません。しかし、大まかには優良な納税者である高齢者の方が脱退することにより収納率の低下が懸念されるところでございます。

次に新しく保険料が徴収されるが、保険料の仕組みとその徴収方法についてでございます。保険料の仕組みにつきましては高齢者の保険料を1割、現役世代からの支援金を約4割、公費を約5割の負担割合で賄うことにより、高齢者の保険料と支え手である現役世代の負担の明確化を図っているところでございます。徴収につきましては市町村が担当する事務とされており、特別徴収と普通徴収とに被保険者を分けております。特別徴収につきましては年額18万円以上の年金受給者を対象に保険料が年金から天引きされることになっております。ただし介護保険料と合わせた保険料額が2分の1を超える場合には普通徴収となります。また、国の見通しでは被保険者の8割程度が特別徴収ということで見込まれております。次に国民保険税との関係でございます。これについては議員の方から国保、介護保険料、後期高齢者保険料となるかというような御質問でございますけども、これにつきましては後期高齢者につきましては介護保険料、後期高齢者保険料というふうになります。

次に後期高齢者は今後も増加の一途を辿ると思われ、病気の罹災率も高く加入者も増えることを考えると保険料はどんどん高くなると思われる。どう見通しされているかについてでございますけども、保険料の見通しについては予想しにくいところでござい

ますけども、現時点でははっきり御答弁は申し上げられませんけれども、今後の見通しとしては財政の均衡を保つ必要があるため、2年間の療養給付費、財政安定化基金拠出金、特別高額医療費共同事業拠出金などを見込み、広域連合で2年ごとに見直すこととなっています。

最後に新しい制度と介護保険料より高い負担を求めながら、国民にはほとんど論議されなかったように思うと、市民への周知はどう考えているかについてお答えいたします。広報につきましては、広域連合と市町村とで役割を分担しながら次のような要領で行なうことにしております。まず広域連合におきましては、新聞等への掲載、ポスター、被保険者証を配付時に折込用の個人用のパンフレット等を作成し、医師会等関係団体への周知を行なうということになっています。各市町村に広域連合で作成したパンフレット等を配布します。ホームページによる情報提供を行ないます。市町村におきましてはホームページや広報紙等を活用して適宜市民への周知を行ないます。そして国の広域連合の方から配布されましたポスター等々の掲示を行なうということになります。

以上です。

議長（松田憲明君） 24番、田島議員。

[ 24番 田島八起君 登壇 ]

24番（田島八起君） ただいま御答弁をいただきましたけれども、後期高齢者医療制度がなぜ必要かということについては、少子高齢化社会の進展が予想以上に早いと、したがって保険制度を安定させるためということですが、大体介護保険料の同意のときもですね、老人医療がパンクをするからこのままでは支えきらんということで、できたところですけど、わずか6年しか経っていないわけですね。だからそこら辺のその反省なり見通しの甘さというのも本当はきちっと前段で述べながらですね、こういう新しい制度を取り入れるというその説明ぐらいあって然るべきじゃないかと。ただ苦しい苦しい、だから負担してくれじゃですね、もうそこには政策というのがあまり感じられない気もするわけですけども、そういう問題がですね、ひとつ前提にあるというふうに私は思っております。それから将来に向けては規模の適正化、医療制度の規模の適正化、県内を単位とする、今社会保険庁も再編の問題が出てきておりまして、その中では保険と年金を切り離して、その保険の部分県単位にという、そういう方向が検討されておるといふ答弁ではなかったかというふうに思うところです。それから弱小の国民健康保険、こういうところもまとめるというふうな御答弁だったかとも思いますけれども、国保もそういう県内一つにという方向で検討がされておるのかどうか。そこら辺がはっきり聞き取れませんでしたので、国保についてもそういう論議がされておるのかどうかというのを、御見解を再質問でお願いをしたいというふうに思います。

それから保険料の徴収、仕組みについてがですね、なかなか例えば年収300万円、年金300万円の人は大体どの程度の負担になるのかというのが、その国の平均的なという形ではその900円と平均的に6,200円だということだけしか示されていないわけでありまして。大体介護保険のときもそうでしたけれども、玉名市では介護保険のときは全国平均からすると当初は全国平均を500円ぐらい高い料金に設定になって、3年後の見直しのときには1,000円ぐらい平均よりも高くなるというふうな傾向を示しておりました。そういうことを考えるとですね、全国平均からすると熊本はやはり賃金水準が所得水準が低い関係で、少し高く設定されるんじゃないかという危惧もするところですが、なかなかそういうやつがはっきりしない中でですね、もう見切り発車的に広域連合の条例が今議会にかかっていると、どのように判断すればいいのかというのは私自身迷うわけです。中身を理解できないときにですね、ただ手を挙げていいのかという思いもありますし、お尋ねしたところですが、なかなかそれ以上のことは出てこないという御答弁だったかと思えます。

それから国保等の関係については私もちょっと初め、国保と介護とさらに負担を高齢者医療と3つもなるなら大変な負担になるという思いがあったわけですが、それは75歳以上の人は国保からは脱退をする。したがって介護保険料と後期高齢者医療保険料になるということでは、この場合負担は現在の国保と高齢者医療保険とどうかということについては、ですけれども出発当時はそう大きな負担になるか、逆に安くなるかということの判断については今の段階では私自身できないところですが、先ほどもこの保険料の設定の中で現役世代が4割、残り1割が後期高齢者の負担と、この割合というのが少子高齢化が進むと現役世代が少なくなる関係でですね、後期高齢者医療財政の概要という政府のつくった資料を見てみるとですね、2年ごとに見直して減少、若者が減った、現役が減った分の割合の2分の1をですね、高齢者が保険料として負担をします。だから今は4対1ですが、それが3.8対1.2、3.5対1.5というふうな形で負担をするという方向はですね、はっきりと位置づけられておるようですから、出発当時はそう負担はないというところであるけれども、そういう負担がですね、増えていくというのが道筋として示されておるところにいささか不安を感じるところでございます。

そういう中身ですからですね、本当にそしてあまりその中身が、中身というよりもこういうことが取り入れられるということがまだ今からの徹底にはなるとは思いますが、ほとんど議論されないままにですね、今回出てきたということに対して非常に性急なやり方じゃないかという思いがしてなりませんけれども、今質問を、再質問をしたところをお答えいただきたいというふうに思います。

議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[ 市民部長 田上敏秋君 登壇 ]

市民部長（田上敏秋君） 田島議員の再質問にお答えいたします。

まず今回の後期高齢者医療制度につきまして、十分住民にも説明がないままこういう制度が発足したというようなことで、この件につきましては私たち行政に携わるものといたしましても議員の意見と同感でございます。これにつきましては先ほど御答弁申し上げましたとおり、国の方で今年の4月に老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正をされまして、そういう中で後期高齢者医療が新たに設置をされたところでございます。そういうことでまあ行政といたしましても、この件につきましては大変今設立準備会を設置をいたしまして、この事務の遂行につきましては事務の方で準備設立会の委員会の方で進めているところでございます。そういうことで今後の保険料の仕組みとか、先ほど議員から再質問されました点等につきましては今後広域連合の中で、十分検討をされますし、また私たち事務執行者といたしましてもいろんな事務問題あたりをですね、提供しながら広域連合の中で論議をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

また国保、介護保険、こういう制度との一体化、こういうことも広域連合設置の段階でいろいろ論議がされているようでございます。しかし今回の法律改正に基づきまして、まず後期高齢者医療制度の事務につきまして推進をしていく、それからこういうことを検討していくというような方向で広域連合準備室の方でも検討されておりますし、また県の方の指導としてもそういうような方針が示されておりますので、いろんな問題につきましては今後広域連合が設置された段階で詳細に検討されるというふうに伺っております。

以上です。

議長（松田憲明君） 以上で、田島八起君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時06分 開議

議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番、北本節代さん。

[ 4番 北本節代さん 登壇 ]

4番（北本節代さん） おはようございます。一人会派の北本節代です。通告に従いまして一般質問を始めます。

今回の質問は、障がいがある子どもたちの環境についてということで、障がいを中心に質問いたします。このたびは障がい者自立支援法の施行に伴う利用者の1割負担の

軽減措置を玉名市も早々に2分の1負担を実現していただきました。来月から実施とのことで関係者の皆さんも大変喜んでのことだと思います。まず一步前進、感謝申し上げます。

2004年に障がい者基本法が施行され、障がい者の権利、尊厳は大きく変わりました。地域の小学校に行かせたい、お友達と一緒に学ばせたいと訴えても地域の小学校へ行くことができなかった時代から、この基本法の成立により障がいがあっても養護学校にするか、地域の学校にするか選べるようになってきました。すべての障がい者はこの基本法はすべての障がい者は個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい保護をされる権利を有する、またすべての障がい者は社会を構成する一員として社会、経済、文化のほかあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる。「何人も障がい者に対して障がいを理由として差別をすることを、このほかの権利を侵害する行為をしてはならない」とあります。また三障がい、身体、知的、精神をひとまとめにした障がい者自立支援法が今年10月に本格的に稼働されたことは先ほど申し上げましたが皆さん御承知のとおりです。その1年前2005年4月に発達障がい者支援法が施行されています。この法律は三障がいの中には入っておらず、これまでに法律や制度の谷間に置かれていて、支援の対象とならないあるいは支援が受けられないまま放置されていた子どもたちが、この施行により発達障がいに対する社会的な理解が大変広がりました。この発達障がいとは御承知のように自閉症、アスペルガー症候群、そのほか学習障がいLDと呼ばれていますが、注意欠陥多動性障がい、そのほかこれに類する脳機能の障がいであって、症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものです。この発達障がい者支援法ができ、発達障がい者を持つ本人はもとより家族への支援体制の整備の期待が持てるものと思っております。私は今回玉名市内の小中学校において、特殊学級をすべて訪問してみました。合併直後に3町の小中学校を訪問しておりましたので、今回は11校を訪問させていただきました。障がい児の特殊学級は24クラスです。玉名市内には小中学校合わせると255のクラスがありますので、約1割の割合で特殊学級が小中学校においてあります。学校を訪問する中でそれぞれに特徴があり、大変勉強になりました。子どもたちも精いっぱい頑張っている姿をみせてくれました。また親学級でほかの学級の仲間と一緒に学んでいる子どもたちもお会いしました。先生方も模索されながらも一生懸命やっておられる姿は真に伝わりました。バリアフリーになっていない今までの学校建設では障がい児が入学するたびにいろいろなところを整備、予算計上しなければなりません。今議会には玉名小学校のバリアフリーの予算と岱明中学校の難聴教室の予算が計上されております。また三ッ川小学校からは健やかな子どもたちを育てる環境に関する陳情がPTA保護者、地元の皆さんから上がっているのは皆さんも御承知のとおりです。来年度特殊学級のクラスの許可新制を熊本県の方に



出されたのは5学級と聞いております。5学級認可になるのを願うばかりですが、現実の問題として質問いたします。特殊学級の新設に伴う予算が県より降りなかった場合、市の対応とその対策についてです。2つ目に発達障がいの子どもたちに対して大変個性があり、対応もさまざまです。この状況の対応策は考えているのかもあわせてお願いいたします。今年4月より通級の障がい物が学習障がいまたは注意欠陥多動性障がいの児童生徒のその障がいの状態に合わせて行なわれる通級の指導の改正がされ、自閉症、情緒障がい、学習障がい、または欠陥多動性障がい者に改正されました。現在どのくらいの対応でしょうか。通級の現状をお尋ねいたします。この1点目の3つは教育長に答弁をよろしくお願いいたします。

2点目、発達障がい者の早期発見の取り組みについてです。障がいを持つ子どもたちの早期発見は本人はもとより親御さんにとっても大変に助かることです。発達障がい者支援法の中で児童の発達障がいの早期発見の条文に、市町村は母子保健法の規定する健康検査を行なうにあたり発達障がいの早期発見に十分留意しなければならない。また就学前健康診断にも同じく早期発見に十分留意しなければならないとあります。そこで健診時の結果をお尋ねいたします。1番、3歳児健診などでわかったケースはどれくらいでしょうか。同じく、就学前の健康診断でわかったケースはどれくらいでしょうか。3番、LD学習障がいは3歳児健診では見つけにくく、就学前か5歳児のころにわかるケースが多いようです。このことを見まして5歳児の健診の実施が必要だと思えます。5歳児の健診の実施についてどのように判断されますか。発達障がいを持たれた本人のリハビリや療育は大変重要なことですが、親や家族に対して発達障がい者の支援をどのように進めるかは大きな課題です。保健、福祉、教育と各課がどれくらい連携をされておられるかをお尋ねいたします。5つ目、発達障がいについて多くの人に理解をしてもらうために玉名市はどんな取り組みを考えているか、また実施されてこられたか。

次に障がい児の一時預かりについて現在障がい児の一時預かりがございましたが、この制度が変わったときになくなったと聞いております。療育事業に変わられたと聞きましたが、そもそも預かりの役割と療育の役割は違って、障がい児の一時預かりはどのようになったのかを質問いたします。また一時預かりの送迎に関してはどのようになっているのでしょうか。お聞きしたところによると子どもを預けるために一旦学校にお迎えに行き、また一時預かりの場所に預けてまた職場に戻らなければならないという原状があるとのことですが、これもあわせてお答えください。

続きまして、発達障がいを含む三障がいの就労支援についてお尋ねいたします。これは玉名市長にお尋ねいたします。ノーマライゼーションの理念を追求し、障がいがある人といない人が共に働き、生活できる社会を実現するために取り組むべき課題はたくさんあります。現在玉名市内の精神科で取り組まれている病院内での軽喫茶、入院患者

さんの洗濯など就労と社会復帰を目指した取り組みが行なわれています。熊本市内の病院でも知的障がい者の軽食喫茶に取り組んでおられました県営の売店、議員サロン、いろんところで障がい者就労支援を目にするようになりました。障がい者は精神障がいであったり知的障がいであったり発達障がいであったり、または母子福祉の支援であったりとさまざまです。玉名市は現在希望の家とわかば作業所の通所作業がありますが、なかなか社会参加までは行かないのが課題となっております。誰もが生きててよかったと思える地域社会にするためには積極的な就労支援に取り組む必要があると思います。現在玉名市が持つ建物の中に玉名市市民図書館、市民会館、運動公園、プール、市役所、支所、地域の福祉センターなどなどちょっとしたスペースに障がい者の就労支援を考えていくことは玉名市としてはいかがでしょうか。具体的には軽食の店であったり、パンの販売店であったり、ケーキ屋さんであったり、いろんな形が考えられると思います。障がい者の社会参加は共に生きることをより深く理解できるだけではなく、障がい者にとっても社会参加のリハビリにもなります。これから合併したことで新しい施設、新庁舎の建設も予定されています。また新幹線玉名駅舎も新しく設置されます。助成金を配付していただくだけの支援ではなく館内に1カ所障がい者の就労支援としての場所を提供する、玉名市においての取り組み、福祉が息づく町に大きく近づくと考えられます。

先日、熊本市の障がい者の採用試験がありました。市長も御存じのように熊本県でも長年障がい者の別枠の採用試験を実施されております。障がい者雇用について私も議員になって玉名市の雇用状況を質問いたしました。答弁では普通の採用試験の枠内で同じように受け入れていっています。今のところ障がいを持っている方が採用試験に来られたことはありませんとの答弁でした。もちろんこの玉名市でも障がい雇用率は達成しておりません。玉名の身体障がい者の実態調査では就労している人は身体で26%、知的で21%、精神で27%となっています。約7割強の人は自宅で過ごすと言われております。就労の状況では給料が知的障がい者は3万から7万円が30%が一番多く、15万円以上の収入がある人はいない現状です。授産院施設や小規模作業所では身体、知的障がいでは5,000円未満が5割を超えております。共に生きる玉名市に住んでよかったと思えるようなことを考えていただきたいと思います。答弁、よろしくお願いたします。

議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

教育長（菊川茂男君） 北本議員の質問にお答えいたします。まず特殊学級が新設できなかった場合の対応についてでございますが、特殊学級を新設するには県教育委員会の同意が必要となっております。近年は地域の学校に就学させたいと希望される保護者が多く、平成19年度は特殊学級の新設を小学校9学級、中学校1学級、計10学級申

請いたしております。今の時点ではまだ幾つ特殊学級ができるかわからない状況でございます。平成18年度は8学級申請いたしましたが、新設できなかった学級が2学級ありましたので、市費による補助員を配置して学級の支援を行なっているところでございます。平成19年度も新設できなかった学級には市費による補助員を配置して学級の支援を行なうように現在検討しているところでございます。

次に、特殊学級に障がいを持った児童が増加した場合の対応についてであります。1学級当たりの定数というのは公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律によって定められております。この法律により特殊学級の定数は1学級8人と決められております。8人を超えれば2学級となりますが、しかしながら8人以内であっても多学年にわたって比較的人数の多い特殊学級もあり、特別支援を要する子どもが入るような場合も市費による補助員を配置して学級の支援を行なうよう検討をいたしておるところでございます。

次に、通級指導教室の現状についてお答えいたします。平成18年度築山小学校にADHDいわゆる注意欠陥多動性障害などの発達障害に対応する通級指導教室が設置されました。通級による指導というのは通常学級に在籍し、障害の程度が軽度の児童に対して各教科の大部分は通常の学級で行ないつつ、障害に応じた指導を特別の場でいわゆる通級指導教室で行なうものであります。通級指導では生活や学習を改善または克服するために支援を行なっております。現在4名の児童がこの通級指導教室に通級をいたしております。

以上です。

議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

〔市民部長 田上敏秋君 登壇〕

市民部長（田上敏秋君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

障がいのある子どもたちへの環境について、3歳児健診の発見状況につきましてまずお答えをいたしたいと思います。3歳児健診等の現況につきましては1歳児半健診、3歳児健診を毎月1回ずつ実施をしているところでございます。17年度の実績について報告をさせていただきたいというふうに思います。1歳児半健診が531名、3歳児健診が624名、その中で異常なしが約70%で要指導、要観察、要精検、要治療など病気や身体発育状況など何らかの指導を要する割合が約30%であります。そのうち発達障害に関しましては発達障害等を診断された児が25名、ダウン症児4名、発達の遅れのある児35名などを含め、約64名の方が支援を要する子どもとしておられました。このような方々につきましては、専門の医療機関や療育事業を紹介しており、保護者や周囲が障害を受けられることはなかなか時間を要することもあり、その子どもにあった療育を受けてもらうため保健師の家庭訪問を実施したり、医師、心理判定員での乳

幼児発見相談を以前は保健所で実施をしていたところでございますけれども、平成17年度から有明地域で合同で実施をしているところでございます。

次に5歳児健診についてどう思うかというようなことでございますけれども、先ほど議員の方からもありましたとおり平成17年4月に発達障害者支援法が施行されまして、発達障害者の障害の早期発見、乳幼児健診、就学健診、早期発達支援等が施策としてあげられております。発達障害の早期発見の一つの方法といたしまして、最近モデル的に取り組まれている事業であります。そのこのモデル事業のその背景につきましては、発達障害の中でも軽度発達障害として注意欠陥多動性障害、アスペルガー症候群、高機能自閉症、LDといわれております学習障害等が解明をされてきたものであり、これらが年々増加している現状にあります。その軽度発達障害児は現在の3歳児健診では、発見が困難と言われていることや、周囲の人々から障害に対する理解が得られにくいことから就学後不登校などの二次的な不適応に発展したり、保護者や子どもの問題が障害からくるものではなく、家庭のしつけに原因があるのではと不安を抱いたり困惑していることが多いようでございます。このような背景からモデル的な取り組みとして今始まったところでございますけれども、実際に5歳児健診を実施していく上には健診担当の医師の確保や健診制度の維持、向上、健診後の就学に向けた連携体制等の確立などまだまだ課題は多く残っております。現在県下では平成18年度から城南町及び富合町の2町がモデル的にこの事業を実施しております。全国的には鳥取県では全市町村が5歳児健診を実施しているというようなことございまして、市といたしましてもこれからの早期発見、早期支援並びに地域の子育て支援強化を念頭に置きながら現在の3歳児健診やその後のフォローの充実を図り、健康保険課、特に保健センター、福祉課、教育委員会等々の連携を密にしながら種々の課題等を検討しつつ、今後の体制づくりについて努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

福祉部長（元田充洋君） 北本議員の障がいのある子どもたちの環境の中での特に発達障害、その一元化の取り組みについてということでお答え申し上げたいと思います。3歳児就学前、小学生、中学生などそれぞれの相談を成長過程を通しての一元化への取り組みにつきましては、現在、本市では発達障害児に対して特別の対応はいたしておりませんが、今後は現在毎月1回実施されております保健連絡会での対応はもちろんのこと、来年度実施予定の地域福祉計画策定段階において、発達障害は決して普遍的なものではなく、適切な療育により発達を促し改善していけるものとして各課連携するとともに、それぞれの課においても一元化への取り組みを検討してまいりたいと考えております。

す。

次に、障害児の一時預かりであります。障害児の一時預かりにかかわる事業といたしまして実施しておりますのが、日中一時支援事業であり、その送迎につきましてお答えをいたしたいと思っております。日中一時支援事業の役目は障害者及び障害児を一時的に預かることにより日中活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る事業であり、10月から地域生活支援事業の一環として実施しております。障害児の10月の利用実績は5カ所の施設で15名の利用がありました。そのうち放課後デイサービスとして利用された方が9名おられます。10月からの法施行前の放課後デイサービスの登録者数は7名でしたので、利用者も増え日中一時支援事業の役目は果たされていると考えられます。次に送迎についてありますが、市内のNPO法人においては就業後事業所から無料で養護学校まで迎えに行かれておりますが、他の事業所については行なわれてはおりません。玉名市の今後の取り組みといたしましては、国において利用者が利用しやすくなるよう通所についての送迎を加算する案が出ております。内容が明らかになり次第、内容を把握した上で広域圏域で検討し取り組んでまいりたいと考えております。

次に、就業支援の取り組みについてお答えいたします。障害者の就労支援に関連しまして、現在玉名所管内の民間企業における障害者の雇用状況は53の企業が雇用し、その内訳として身体107名、知的40名、合計147名の障害者の方が雇用されておられます。障害者の就労支援につきましては、関係の福祉施設との連携は非常に大切なことだと思っております。幾つかの方策を取り上げてみますと、就労移行支援事業予定者との連携の確立、ハローワークが行なっている就労移行支援事業、トライアル事業でございますが、おいて障害者の円滑な就職や離職した障害者の再チャレンジに向けた継続的な支援を図る、またジョブコーチ支援実施機関との連携、ジョブコーチとの日常的な連携の確保に努め、障害者の円滑な就職及び職場適応を図る制度がございます。一方本市といたしましては、先ほど議員も質問にお答えになりましたが、新しくできる建物、例えば市庁舎などにおきまして、障害者が就労するスペースの確保を関係局課と協議をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

教育長（菊川茂男君） 就学児健康診断についてお答えしておきます。就学児健康診断は学校保険法第4条及び学校保険法施行例第1条により就学予定者に対して健康診断及び知能検査を行ない、心身の状況を把握し入学に備えております。知能検査は年齢に応じた点数で判断の目安にはしておりますけれども、この検査で発達障害等はわかりにくいと思われれます。支援を要するお子さんの就学に当たりましては、保健センターや保

育園、幼稚園など関係機関と連携をとりながら事前に就学相談を行なっております。今後も教育委員会といたしましては、十分な就学相談を行なってまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

市長（島津勇典君） お答えをいたしますが、市の公共施設、代表的なのはこの市役所かもしれません。確かにバリアフリーという意識言葉がなかった時代に建設されたものが多いと思いますが、これからの公共施設はやはりバリアの理念が生かされた建物である、あるいは工事である。これはもう随分と進んできているものではないかなと。ある人に言わせると熊本発信だと言って威張っている人もいましたが、熊本発信かどうかは別にしてバリアフリーという理念がもうずっと深まってきているという認識を強く持っています。今後玉名市が公共施設を準備していく中で、この理念は欠かすことのできないものであろうと思っています。

その中で今障害者の就労支援を意識しなさいというお話がございました。例えば新幹線の工事の中でとりわけ玉名市が責任を持たなければならない部分がございます。そういう事柄について具体的にどんな形にするのかという協議に入らなきゃならん時期にきつつあります。あるいは新庁舎もそうかもしれません。そういうふうな就労支援という考え方に立てば、単なるバリアということではなくて、やはりそこには職場としてのスペースなり、準備なりが必要だろーと思っていますので、その辺をいよいよ具体的な協議に入ろうとする時期に努めて協議していかなきゃならんと思います。

障害者雇用については、部長の方からおおむね答弁を申し上げました。部長が申し上げたようにこの玉名という地域社会全体の中でも障害者雇用についての理解、認識は随分と深まっているという認識を私は持っております。市の機関に障害者の雇用枠を設けるべきではないかという主張だったかと思いますが、このことも意を踏まえて検討をさせていただきます。

議長（松田憲明君） 4番、北本節代議員。

〔4番 北本節代さん 登壇〕

4番（北本節代さん） 総合的にですね、すごく前向きな答弁をいただいたかなあと思っております。本当に感謝申し上げたいと思います。通級の方もですね、私からのこれはお願いですけど、通級が築山小学校であっているというふうなところの部分をもたその普通学級にいらっしゃる方たちに本当に通級というのは、やっぱり親が連れて行かなくちゃいけないというか、そういうふうな現状があります。どうか通級も受けやすい状況をですね、これからつくっていかなくちゃいけないかなあというふうに思っておりますので、そのことも含めて情宣もしていただきたいし、親御さんの負担が少なくなるよ

うな方法手段も考えていっていただきたいなあというふうに思います。それから県の申請がおりなかった場合は、今までは市の市費によってされているというふうな答弁でしたので、おりなかった場合の補助員のですね、市費を使つての補充をどうか本当によろしくお願ひいたしたいと思います。

それから3歳児健診と就学前健診のところでは私も数字的には大変驚きました。64名ですね、30%の方たちが3歳児、1歳児半健診で見つかっているというふうなことでした。それも今発達障がいを診られる先生が熊本県内にですね、すごく少ないということで、今もそれが大きな課題になっているようです。就学前でも教育長の方から難しい状況にあるというふうにおっしゃられましたので、1歳児、3歳児健診で探された、本当に発見された64名の方たちの連帯をですね、組まれて就学前の健診に生かせるようなシステムをつくっていかなければならないかなあというふうに答弁をお聞きしながら思いました。総合的には市民部長の方、そして福祉部長の方から各課ですね、連携・連帯を密にしていかなければならないというふうなことをしっかりおっしゃっていただきましたので、特に発達障がいの方、子育て支援もそうだと思います。今の縦割り行政の中ではなかなか答えが出しにくいし、私の答弁にあたってもどこの課がするかというふうなことを考えなくちゃいけない、いろんな課にまたがってしまうという部分では昨日市長の方も機構改革というふうな言葉おっしゃってましたけど、機構改革の中でどこかの課を設置するというのはもう不可能だと思いますので、各課が連携・連帯、本当に密にしていくことをですね、切にお願いをいたしたいと思っております。64名という数字が出ておりましたけど、それに関しても就学前に必ず継いでいっていただくというふうなことを思いましたので、再質問はいたしません。

次の質問に移らせていただきます。障がい児の実態調査とその取り扱いについてということで。障がい者の基本法の改正に伴い、市町村は障がい者基本計画を実態調査を踏まえて、策定しなければならなくなっております。玉名市でもその取り組みをされているところです。障がい者(児)の実態調査を実施し、8月に調査結果が出されております。御覧になった方もいらっしゃると思いますけど、これは地域福祉計画、玉名市の障がい者基本計画を策定するのに基礎となる資料です。おおよそ60%の有効回収だったようですが、現在利用者のニーズを基本とした福祉という声が大きくなっている中に、できる限り効果的にそして有効に活用して、住民本位で地域の特徴を生かした福祉が実現されることが望ましいと思っております。まずは1点目、障がい者の基本計画の策定委員会について、構成メンバーはどのようになっていますか。障がい者福祉計画策定に当たっては広く住民のニーズを把握し、まちづくりという視点を広めていくことが必要であると思っております。その策定委員は公募はされましたでしょうか。市民の参加はどのようになっていますか。三障がいの状況もあわせてお願ひいたします。2点

目、この実態調査を含めて委員への多様な情報の提供は必要ですが、策定委員会のあり方についてお尋ねいたします。3点目、この実態調査とは別に自由回答があります。その中に障がい者の本音が書かれてあります。自宅にいて医療費がかかること、自分の障がいの進行、地域で孤立されている不安、また障がい児の代筆で書かれている育成医療を持たれている保護者の気持ちで、私が死んだらこの子はどうなるのだろう。親と一緒にあの世に逝く方がいいのだろうか、この子の将来を思う、障がい者を持つ親が安心して死ねる世の中になってほしいと12ページに及ぶ自由解答欄が埋め尽くされています。この障がい者への対応措置はどのように考えられていますか。

それから先ほどから障がいというふうに言っておりますが、障がいについての表記の変更についてのお尋ねです。障がいの表記、障がいの「障」は漢字で「がい」はひらがなで表記の変更についてお尋ねいたします。昨年も同じ質問がっておりますが、そのときの答弁ではまだ検討するまで至っておりませんとありました。表記においては皆さんの身近なところでは、高齢者の認知症、今認知症と呼ばれておりますが、以前は「ぼけ」ぼけではない、そのあとにできた言葉が「痴呆」痴呆でもおかしいということに認知症ということに変わりました。「精神分裂病」が「統合失調症」に「精神薄弱者」が「知的障がい」にどれも漢字の意味を持つ偏見や差別により、その言葉から来るイメージを偏見を与えない、まさしく言葉の差別の奪回でありました。障がいの「害」とは災いです。公害や災害の「害」と同じ意味を表します。現在では文字の持つ差別や偏見をなくす問題として福岡市はもとより北海道、千葉県など多くの自治体や団体が個人が、このことに取り組んでおります。近隣市でもお聞きしましたが、統一はしておりませんが、担当課として「害」を使わないような配慮をしておりますと答えられました。この表記を変えることは何らかの混乱をきたすとは思えません。できることからやり始められないかということの表記に対するお尋ねです。

次の質問までいかさせていただきます。最後に妊産婦のやさしい環境づくりについての質問です。マタニティマークを御存じでしょうか。妊産婦にやさしい環境づくりの推進として、今年7月に厚生労働省、国土交通省が発表いたしました。玉名市の健康保険センターにも置かれてありました。このマークは妊産婦に対し、理解がある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保などについて国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要であるとなっております。お腹が大きくなる妊娠後期ではわかりやすいのですが、一番危険が多い妊娠初期は外見から妊娠しているのかどうかわかりづらいことから、周囲からの理解が得られない状況にあります。熊本県において乳幼児死亡率がワーストワンになった県でもあり、長年このことは言われておりました。玉名市においても母子手帳配付時にこのマタニティマークのステッカーを配付し、妊産婦にやさしい環境づくり



を推進したらどうかと思います。具体的に玉名市ができること、玉名市でも働く企業へ、妊産婦の理解を広げるためにこのマークを掲示する、または優先的に伝える、現在身体障がい者の駐車場がありますが、妊産婦の皆さんもステッカー掲示により使用が可能にする。妊産婦は病気ではありませんので、目に見えない分状態が悪いときも無理をする傾向があります。どちらでも譲って使えるようにはできないだろうかと考えます。また働く職場での活用、交通機関での活用を多くの人に知っていただくためにこのマークを生かせることを思います。玉名市の見解を質問いたします。

議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

〔福祉部長 元田充洋君 登壇〕

福祉部長（元田充洋君） 玉名市の障害児の実態調査とその取り扱いにつきましてお答えいたします。1点目の障害福祉計画策定委員の構成メンバーにつきましては、学識経験者、関係行政機関の職員は言うに及ばず幅広く障害者関係の方々の参加がなされております。メンバーである策定委員数は14名の中に身体・知的・精神の三障害の施設の代表者、さらにサービスを利用している本人、また保護者の参加もなされて意見の集約を図っているところでございます。2点目の障害福祉計画の委員会のあり方につきましては、本年度3回行なう予定で、既に9月6日、12月6日に実施しており、来年2月に3回目の策定委員会を実施し、関係者の意見の取りまとめを行なう予定であります。3点目に障害福祉計画を策定する中で実施した実態調査の生かし方につきましては、御存じのように現在実施しています玉名市障害福祉計画策定の基礎資料として障害者の生活実態や福祉サービス等の利用状況、利用意向また行政に対する要望を把握する目的として実施したところです。現在、福祉部や関係各課及び関係機関等にも配布をし、障害児・者の生活上の不安や悩みを捉えるとともに今後の支援を図っていく上での参考資料といたしております。またこの調査結果は冒頭北本議員もお触れになりましたが、来年1月1日より本市が実施予定であります自立支援法におきます地域生活支援事業の1割負担の軽減にも活用したところであります。

次に障害の「害」を「障がい」と表記する取り組みについてでございますが、「障害」という漢字の表記をひらがなを入れての「障がい」にしてはどうか、また既にその取り組みを始めている自治体とその意義について今御紹介をいただきましたが、障害の捉え方につきましては議員も御承知のように本来、障害の表記変更のみならず、まずは障害を持つ人たちを地域社会の構成員として受け入れ、共に生きようとするノーマライゼーションの意識を十分に育てなければならないと思っております。本市といたしましては、障害者の社会参加を目指した共生社会の行政運営に心がけ、障害を持つ人が自分の住む地域で自立し、安心して生活できる環境づくりを目指してまいりますとともに、障害の表記変更につきましては、他市の状況等も参考にし検討してまいりたいと思ってお

るところでございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

〔市民部長 田上敏秋君 登壇〕

市民部長（田上敏秋君） 北本議員の御質問にお答えいたします。先ほどマタニティマーク御存じですかというような問いかけがございますので、議員の皆様方にマークを一応お知らせをいたしたいというふうに思います。こういうマークでございます。

議員も御承知のとおり21世紀の母子保健分野の国民運動計画である健やか親子21ではその課題の一つに妊婦出産に関する安全性と快適さの確保をあげております。御承知のとおりマタニティマークは特に妊娠初期などのお腹が目立たない妊婦がマークをつけることにより、電車等で席を譲る、たばこを吸わないなどの配慮を促進するのが目的となっております。現在、全国各地の自治体においても少しずつその広がりをみせており、利用者からは喜びの声が聞かれております。玉名市といたしましても保健センターにポスターを掲示し、窓口にはチラシを置くなどの啓発に努めております。母子手帳交付時のマタニティマークの配付につきましては、十分検討し、早急に実施の方向にもっていき妊婦にやさしい環境づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。また企業等への働きかけ、また市としてできる市役所の駐車場の配慮等につきましては、関係各課と十分協議をしながら検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（松田憲明君） 4番、北本議員。

〔4番 北本節代さん 登壇〕

4番（北本節代さん） 今回は障がい者のことを中心に一般質問させていただきましたけど、発達障がい支援法や障がい者自立支援法も含めてですけど、法律が次々に新しい法律が変わっていきます。そのことで基本計画も変わっていきます。追いついていけないという執行部のですね、いろんなことも理解できると思います。しかしやらなければならないことはやっぱりやらなければならないというふうなことで、今回私は各課のですね、先ほども言いましたけども、本当に各課、教育・福祉・保健そして労働までですね、各課が連携をしていく、いつでもそのことを情報を共有できるというですね、ことをぜひ進めていただきたいというふうに思っております。まとめといたしまして切に要望しながら私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（松田憲明君） 以上で、北本節代さんの質問は終わりました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時03分 開議

議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

27番、堀本泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

27番（堀本 泉君） 御指名をいただきました堀本でございます。ただいまより一般質問をいたします。あらぬうわさか知りませんが、堀本が市長ばやっつけるといいうわさが最近広がって、私が市長からいじめられよつとが現実でございます。出るのはため息でございます。

まず、第一項目に挙げております新庁舎の建設と市長の指導力、これはあくまでも庁舎に関する指導力という限定ではございません。全体的な指導力にも言及をしていきたいと思っております。まず、新庁舎建設と市長の指導力についてと題して伺います。今、玉名市民の話題は70億からなる予算の投入と周辺住民の生活圏を左右するであろう新庁舎の建設予定地に新幹線以上の関心が沸いております。それにいたしましても日ごろ潤達な自己主張をされる意見を述べられる島津市長がこの問題に関する限り、何と申しますか、自分の気持ちを表さずにまず市民の声を聞くというソフトな軟着陸なやり方をやっておられます。1市の長たるものとして自分の考えを表明し、市民の批判をいただくということはいわば選挙の公約を表明して、それに対する投票を受けて当選していく、あい通じる問題だと私は考えます。市民の半数以上の反対者が最近わかって、ようやく選挙に勝って気が弱くなっておられるかとも思いますが、まだ1年の、就任1年の市長が、やれフォーラムとかシンポジウムとかを先行させ、あたかも言葉があたるか何か知りませんがEM菌のばらまきをして、それでソフトになったところで乗り出すという、いわゆる政略家的政策を徴用されるやり方は、あなたを熟知したつもりの私もいささか期待が外れました。市長の指導力というか政治力を逆に弱める方へ直通することになりはしないかという危惧をしております。まず市長が本来自分としてはどこがよかかなあというぐらいのことは言うべきだと思いますが、あくまでも最後の最後までそれは言いませんが、お尋ねをいたします。

また現在地を排除、排除という言葉は何ですが、どこかの適地を見つけると言われるならば、その主な理由は何なのか。あなたは公約にもそうですけれども、中心市街地の活性化、精いっぱい努力するぞというような公約をされて、少なくともこの付近の票は何十票か何百票かは入っておると思います。私に言わせれば180票はこの辺で入っとなじないかと思っております。お答えをいただきます。

関連いたしまして、私なりの今もう言うたついでですけん、申し上げさせていただけます。この庁舎建設のA・B・C・D案、一般の方はどうか知りませんが、項目を挙げて候補地を出して検討ということで、先日も全員協議会の中に出ていたそうござ

います。つまり県事務所、総合庁舎の跡地という言い方はまだ建っとつとですけんね。跡地にはどうだろうかというような提案が現在も続いております。私に言わせると相変わらずですが、まやかしじゃないかと、いわゆる消去法の当て馬じゃないかと思っておりますが、天下の公的な機関玉名市がですね、堂々と県事務所跡地と名指して何千平米かをですね、ほかのところはまあ大まかなことでいいでしょう。しかし行政違いの県の出先機関のあれをやる以上は公文書での売却依頼ですか、もう長うなるけん買うちくれんかと、あたげが買うてくれる方がよかというような依頼があっているかどうか、確認にも行きました。確かに皆さんが御承知のとおり町村減ってですね、出先機関としての機能が薄れたということで八代あたりはもう村は町は氷川町がいっちょあるぐらいで、全然ないと。玉名市の方も鹿本地区に移転するかここに残すかのあれを内部的にはやりよるけれどもというようなお話は聞いてきました。要するに出先機関の統合計画が云々されていることは私なりに漏れ聞いている現実、昨日確実な調査をしましたぐらいで、漏れ聞いている状態でございますが、何遍も言うように市長は玉名市を情報発信の中心地と、やはり城北の中心地にすることが念願というのがかねがねおっしゃっておられますが、その言葉と裏腹にですね、出先機関がたったいっちょあつとばよそにおつとってもらうような、おれはもう市役所建てなんけん出てくれというような方に、裏腹に発言をされていると思いますが、これは市長がそういうふうな帰謬法的な行政のやり方を意図的に変えておられるのか、ひょっとすればここへ建つうごつたとば言われんけん、そがんとこば出してそがんとこされんじやなかかというふうにまとめるための高度なですね、謀略というとまた腹かきなはるけん何ばってん、作戦なのかとも思いますね。しかし、前回の議会でも申し上げましたように県議時代のあなたはそういう性格じゃなかった。堂々と言うてどがんでんよかぞって、こかすならこかせとおっしゃっておった島津さんだったですけどね、市長になるとそがんやっぱやわらしゅうならなんかなという同情哀れみも持っております。どっちにしたてちゃですね、この当て馬に出すには他の行政機関だからですね、ちょっと問題があると思います。しかも公式にこの議会に、まちの人たちに、区長さんも見えて聞いておるが、どう思うかなあと。これはよかだと思います。しかし議会にかける以上は後段でも触れなんですけどね、議会軽視の兆候がありはせんかということでございますが、どうもちょっとおかしいと私は思います。田島議員さん流に言えば私はそういうふうに思います。

またA案というのはここに建てるという案でございますが、A案におけるリスクの説明の中で本庁舎も同時に解散する、解散せんならプレハブはいらんわけだから、プレハブ費用が何億とかかるとか、まあメンテナンスじゃないその何ですかインターネットのあがんと配置がえせなんどうこうというような説明がっております。全面的にこの面を一丁八反を利用するというだけが前向きに先行しているようでございます。私は

日ごろから言っておりますけれども、この駐車場の南に4階ないし5階建てを計画し、現庁舎は2年間そのまま使うというような想定がなぜ浮かばんのか。プロジェクト何とかチームまでつくってですね、いわゆる中央権力者の集団もわざわざ、牧野先生がおられて何ですがな、つくって、なぜそういうイージーな我々がだれでん素人の考えるようなことが浮かばんのか、面積が足らんという判定はまだ出ておらんはずだから、案としていわゆるリスク説明をするときはそこまで挙げて問うのが議会に対する親切でもあるし、市民に対する親切じゃないかと思います。

改めて提案をしますが、現本庁舎はそのまま利用し、別館跡地に建設すると。今も見てきましたけど、南側の民間駐車場あたり、あの名前は何ですけども、ありますが、御存じの方はあると思います。あの辺の間口を17メートルぐらいあけて、玄関は南向きにすると。建設を機に職員さんの駐車場あたりは今のうちから全車民間駐車場に回すと、荒っぽい提案をいたしますが、市長のお考えをちょうだいされればですね、堀本さんよか考えなあっておっしゃっていただければ結構かと思います。70億のプロジェクトの割には事務員さんたちの計算が甘いような気がいたします。その一つに現在地を空にするという計算ができておとならですね、空っぽのままではあとはようだいなことだろうと思います。つまり現在地を空地にした場合の跡地には何を誘致というか建設するか。ただ緊急時の玉名大地震に備えて、いざというときは人間は来なんけんがヘリコプターもおりらんけん、何もつくりなしに更地にしておくとおっしゃればそれで結構です。ここの価値観をそのときは財政課の方に幾らがつぐらいの現存価格があるのかですね、そういうふうに切りかえて伺いますが、そこまで言わんでも市民に説明をする以上は跡地には何をすると。そのときの費用はこのくらいかかるというのを同時に提案してですね、いわゆるA案、B案、C案の比較の対象にするために。相手方の値段な中途半端でこっちだけこがんかかりますじゃおかしいと思います。だから甘いという表現をいたします。これはここに市役所があるということで、おどんが中心地に住んでおっただけんということで固定資産税、都市計画税が多額です。私も資産評価額は持ってきてよかですけど。多額の額を何十年で払ってきた人に対して不親切きわまりない。しかも先ほど申しますように玉名市の中心地域の活性化については頑張りますよということも言うたあなたがですね、今にして世論、所論に迎合したそれこそ脆弱な体制になると、またのときはほんなこて厳しかろうと私は思います。頑張らなくちゃなんとも思いません。何か申しますように甘いというのを私流に言うとアバウトすぎるのじゃないか。国家戦略を言う割にはですね、アバウト過ぎる。先ほどの県事務所の跡地の問題も含めてですね、この計画の予算の計上は申しますように比較論を展開する以上は最低の必要物だと思います。いかがでしょうか。現在地以外に新庁舎を建てるための嫌がらせじゃないばってん、やらせじゃなかろうかと、私は考えております。

皆さんにお断りすることもないと思いますが、実はですね、玉名市役所の通称というか侍がおることを発見しまして、今度の議会は私にとりまして有意義な議会になっております。通告を各課の先生方が聞きに来るから漫才じゃなかったから、私の質問の要旨はほとんど6割は市長に向いておるから秘書課に持って行って、秘書課長、あの方で集約して聞き取りはそっちでなさいと、私はこういうふうと言おうかと思うとるけん、要約を言うけんメモして、それによってやってくれと言ったら、課長いわく、私は天水時代も反対派の何とか議員どんが来たってちゃ、聞き取りとかしよらんじゃったもんなど、こう言いよります。ああおれも反対派と思われるとか。なら、よかばん、かたらんばんと言って帰ったことはあります。私は妙な意味じゃなくして侍は侍ばいなあと思いました。今回も、昨日も市長がここで嫌がらせば、学校ばかりじゃなか議会にもあるって言ってわあわあ言いよらしたけんですね。私が嫌がらせをされよとじゃいじめられよとじゃなかなあと言うたら、やっぱり私がいじめよるといようなですね、話でした。だから打ち合わせはあっておらんけん、私はもうどういふ答えが出たてちやもう何とも言えんと思ひます。聴衆の皆さんがですね、ちょっと微に細にわたり打ち合わせしておるとはほんなことかとおっしゃられれば、まあ私は断らんなあと思ひております。内容がずれることはもう覚悟してあります、私は。市長に指導力の欠如が、欠如ということで疑問があるのは何も先ほどから言う庁舎問題だけではないということをお断りしておきます。

例えばいろいろ当たりさわりますけれども、間もなく供用開始、19年度に供用開始になる寺田河崎、現在の名前は仮称、新玉名大橋のネーミング、名前の問題ですが、話では寺田河崎大橋ということで議会関係も大体一定したと、決まったという話は聞きませんが、聞きました。私は大きな不満があります。この件については過年、501号線にかかった新大浜橋のとき、何で有明大橋なんとなつくとよかると、新大浜橋でなからんかという苦情を建設省にも持っていきました。反対運動を起こしました。なぜかと言うと、橋げたば言うなら滑石にも建っておりますと、上に大浜橋があるけん、今度は滑石橋というふうにするなら平等だという意見です。それが建設省はそのときは新橋をかける場合は上下流アバウトで300メートルぐらいのときは慣例として旧橋に新をつけて、ずっとネーミングをやってありますと、御理解くださいという説明でございます。その点で言うなら、今度は上に玉名橋もあるから、下は高瀬橋ばってん新高瀬橋か新玉名橋でいいはずです。それなら文句はない。市長はそがんとにはですね、市長、言われんとかいなあと思ひます。例えばあたの副案、細かつか太かつか、ちつとどま太かつば小岱越橋というようなのをつけんかとか、そがんいう。昨日は、公文書での玉名市に依頼かどうか、なぜかならば今日も会わんですが、一安室長か担当者には、答えは玉名市の決まったなら市長の印鑑の押さった公文書でですね、返事はもらわんと

動きはでけんというようなことですね。そんなら局長、公文書で玉名市もやっておると、控えば見せてくれと、それはないと。それなら地元という判断は、今は申しませんが、橋げたの建っておるところは地元なのか。ところが1地区がまたがっておらん場合、玉名市から熊本市に相手があるようなところは別として、自治体の中の橋ならばですね、あくまでもその自治体が地元という判断をしております。これ間違いないですよ。これ全部向こうの名前は聞いておりますから、この課長の名前、寺本さんはずっと聞いておりますから、間違いない。というような御返事でした。そこまであたたちが決めておとなら、やはりトップはいささか貧弱と言うといかんばってん、市長はおっただけん、島津という市長が。あたどんが先輩県会議員しておるじゃなかって。なぜ島津市長、いっちょ決めちくれんかいというようなことをなぜ直接言わんか。担当課と話をすることかと言いました。その点については今後、担当課ともばってん、島津先生にも話をしますというようなお答えでございました。あとの心が出んと、なぜあらわれんかですね、区長さんあたりも惑うとっと思えますよ。つき合うとならおれば覚えとってくれてだっでん言うですもん。市長はなぜそらのいわゆる情熱はないのかですね、よかごとせれせれて、その辺についてよければですな、聞きたい。指導力の欠如になるかならんかは各位の判断です。私はほかにもいろいろとあります。しかしあんまり言うのですな、目付ばあさんのごつなるけん、言いません。

それからここの市役所の問題ですけれども、1日に担当課からもずっと聞き取りしましたけども、横島あたりは20、30人の来館者、来庁者ということですが、玉名市はさすが本庁ということで1日に900人を超える来客者があるようでございます。しかしその中身はやはり各窓口業務、市民課窓口は350人とか、福祉関係が何十人とか分かれております。その900人についても重複してばあさんばこけ連れてきて、こっちもというようなこともあると思われまして、実数は約6割だろうと思えます。来館者は、皆が車で来るわけじゃないから、車は恐らくその50%だろうと、いわゆる約400人近くの人が8時間にわたって出入りしておるわけですね。その人の計算が、今度の新庁舎の計画では250台の来館者の予想だったでしょう。よくはメモを持たんけど。今度新しく建てる場合に必要駐車場の台数は、それにしても職員の駐車場の面積が350台ですか。あつかましさにもほどがあると思えます。その提案をされた段階で市長には来んとですかなあ。市長さん、こがんでございますというような。まだ反対派がおっとかいた、市役所の中には。もう昔は選挙のときは7割からの反対があったつは知っておりますよ、私も。しかしもうですね、長が決まったんだからやっぱりそういう詳細はですね、矛盾しちゃうおらんですか、大体。そうは思いなはらんですか。1日に300何十台、300台以上の車が来よつとは、今でんはつきりしとつだからな。逆にですね、逆論的にコンピュータの時代になるから減つとばいということなら、何も言う

ことありません。市長のお考えはそがんとときチェック的に働かんのか何かですね。もうあなた任せでいかれるのか、その辺もよければですね、知らなかったのか、知っておるのか、そういう詳細はですな。もう私は素人だけが市役所の中まではわかりません。まず、まだいっぱいあるばってんが、こしこ聞いてからですね、あとに進みます。わかったですか、項目わかりますか。

議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

市長（島津勇典君） 昨日お手やわらかにお願いしますよと言ったら、御本人の方から全然情は通じてないみたいで、シビアな御指摘をいただきました。まあちょっとふくそういたしますが、まず後先になりますけれども、新大橋の名称の件ですが、御存じない議員の皆さんもおられると思います。バイパスが来年東半分が開通する。その際にこの橋に名称をつけなきゃならんという話が現場監督サイドから出たようでございます。先般、玉名バイパス建設促進特別委員会と期成会の方々が陳情されました。そして視察もありました。その折に私どもの執行部の方から国交省の方からも地元の意向を大事にしたいと、名称を地元の方で検討してくれませんか、こういう話があっただと、ということで、その席で話題に出したというふうに聞いております。そのときに今堀本議員が指摘をされたような地元の区長さん方も入っておられますから、地元としてはやっぱりそれは地元の名前がかかった名前がいいですねと、そういう話が出たようございます。そのことは私もそういうふうに承知しております。しかし基本的にはこれは国交省がお決めになることでございます。

ですから、この話し合いがあった、その玉名バイパス建設促進特別委員会の皆さんがお集まりの中で話し合いがあったときにそういう名称が示された、地元の意向としてはこうですよというふうに示されたことは事実だと承知していますが、だから即そういうふうに決まるとは私は承知しておりません。基本的に国交省の方が地元の意向を大事にしようという姿勢を見せていただいたことについては、非常にありがたいと思っておりますが、だからといってそれで即決まるとは私は理解をしておりません。それからこの問題について私自身がまだちょっとさっき公務という話が出ましたが、県の方とちょっと話がごっちゃになっているのかなあとと思いますが、これは県は関係ありません。これは国交省の方ですから、国交省の方々とこの橋の名前についてまだ私は話をしたことはございませんが、近々もうそういう時点に来ているとすれば、話をしたいと思っております。後ほどもまたちょっとその今日の質問の一番趣旨である、こういう際に市長はどうして自分の意志を示さないんだと、こういう指摘があなたの考えが見えんじやないかというのが堀本議員の一番大きな指摘だろうと思っておりますから、トータルな形で申し上げなきゃならんと思っておりますが、私は私なりにもちろんこの橋の名前についてのイメー



ジを持っていますよ。持っておりますけれども、私が持っていることと地元の皆さんのそういう気持ちを無視していくということとはまた別だろう、それはそれで地元の皆さんがそういう期待を持たれるのも私はうなづけるような気がします。しかしそこは国交省の方とよく話をしまして、国交省には国交省のね、やっぱり気持ちがあると思いますよ。菊池川にかかっている橋の中では最大級の橋です、これは。玉名から菊池まで含めてですね、一番立派な大きな橋になるわけですから、それはそれなりに国交省としてはイメージをお持ちなんではないかなあと私は想像をしています。ですからそういう雰囲気踏まえて、国交省の方ともどうお考えになっているか聞きながら名称の決定にも関係ないとは言いませんよ、地元市長ですから。強い関心を持ちながら協議をしてまいりたいと思っております。

新庁舎の進め方の問題でございますが、自分の考え方は示さないで回りの意見、フォーラムみたいな形をやって意見を聞いていくというのは、言うなればひきょうじゃないかとそういうことですよ、趣旨は。もっと自分の考えをおれはここがいいということを示さないということですが、それは受けとめ方の違いじゃないでしょうか。それは堀本議員は市長としてここがいいと言うた以上は発言した以上はそこに向かって進めるように努力をしなげきやなりません、そうするのがリーダーシップの発揮の仕方だとおっしゃっている。私は極めて大事な問題、今日的じゃない将来にわたって極めて大事な問題、そして市民の関心も高い事柄ゆえ広範な市民の皆さんの御意見を伺った上で、そして私としての考え方をきちっとまとめる、これが私に課せられた責任であると、そういうふうに私は受けとめる。この辺はちょっと受けとめ方の違いというふうにとっていただければありがたいかなあと、そういうふうに思います。そういうフォーラムや何かを開いて、広範な市民の意見を聞くということが市長の指導性あるいは手法として市長の手法だという指摘、これについては少々そうですかねと、私はやっぱりそういうあり方があってしかるべきだと思っておりますというふうに答えさせていただきます。

地域振興局をなぜ取り上げたか、あの辺ずっとあの当時考えられる地点をあげてきて、そしてさっきいろんなおかしいじゃないかという指摘もありましたが、いろんなこの地点ではこういうメリットがあります、こういうデメリットがありますというのをずっと洗い出した形で候補地を挙げて皆さんに御議論いただいたと思いますが、今地域振興局についてはこれは率直に言いますね、堀本議員のそういう指摘に対してその論理を踏まえれば、私自身も配慮が足りなかったのかなあと率直に受けとめております。

以上、またどうせ何かいろいろお話がありましようから、どうぞひとつよろしくお願いたします。

議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

[ 企画財政部長 牧野吉秀君 登壇 ]

企画財政部長（牧野吉秀君） 堀本議員のお尋ねの中で市役所の南側になりますでしょうか、仮庁舎の必要性、建築の方法でですね、仮庁舎の必要性のお尋ねもあったかと思えます。これにつきましては、現在の第1及び第2別館を取り壊し、そして駐車場付近に高層の庁舎を建設すれば仮庁舎の費用につきましては、不用ではないかという御質問かと思えます。両別館に勤務します職員の数が合わせて現在76名おりまして、これは現在の岱明総合支所の3階に配置しております教育委員会あるいは企業局等の職員数70人よりもさらに多い人数でございます。現在のところこれだけの人数を配置できるスペースが総合支所を含めた庁舎の中にはございませんということと、仮に他の市有施設でスペースが確保できたとしても、電気とかあるいは電話とか電算のLAN関係でございますとかあるいは引っ越し費用に要します経費等が相当必要になってくるのではということでございます。それと土地の評価についてのこの現有地ですね、お尋ねがあったかと思えますけれども、当然現在のこの市有地、仮にですね、仮に市民会館周辺あるいは他のこのA地区以外のB、C、D、Eの地区に庁舎が移設した場合に、ここの固定資産の評価がどういうふうになるのかというお尋ねであったかと思えます。当然そういうこういう評価の中にですね、その不動産の鑑定あるいは評価の中に公共施設までの距離という項目がございますので、そういったところが出てまいりますと、駅あるいは商店街あるいはこういう公共施設というところで接近の状況というところですね、そういう路線価の比較の中でそういう路線価の決定の中に影響が出てくる部分はあろうかと思えます。

それから駐車場のお尋ねがあったかと思えます。基本構想案に掲げます駐車場の台数が多いのではないかというお尋ねでございました。先ほど駐車場で来客数250というふうにお尋ねだったかと思えますけれども、来客が逆に170でございまして、職員の方が210から最大で350という幅を持たせております。で、この170のですね、まず来客の根拠でございますけれども、来庁舎が少ない日やあるいは時間帯によっては現状でも空いているところがありますので、ごもっともな御指摘かと思えます。しかしながら雨天時や議会開催時には恒常的に不足している状況でございます。これにつきましてはだれもが感じておられることかと思えます。今回の駐車場の台数の積算につきましては、最大滞留量のちょっと言葉があれですけど、近似的計算法ということですね、1日当りの駐車台数に滞留する、要するにとまる時間とかあるいは集中率等を掛けまして、必要な駐車場の台数を求める方法で求めています。ほかの自治体にもこのような事例があるところでございます。そういう計算に基づきまして窓口部門で73、それから窓口以外、要するに来客とかですね、会議とか打ち合わせとか、そういったのでおいでになる数を合計しまして171台ということで170台を来客用の駐車場ということ

で設定しているところでございます。それから職員の駐車場につきましては、現在の庁舎にさらに職員にですね、さらに企業局でございましてとか教育委員会等が新庁舎ができますと合流いたします。そういった分を加味したところでそういう台数を示しているというのが現在の駐車場の状況でございます。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

市長（島津勇典君） 先ほどお答えいたしました中で、跡地の問題が強く指摘がありました。触れませんでしたので、追加させていただきます。中心市街地の活性化とこの市庁舎の移転等を絡めた議論をいたしますと、ちょっとぐあいが悪いのかなあと私はまだこの時点で思っています。中心市街地の活性化というのは市庁舎の問題があるかなかなか極めて大事な問題だという認識を持っております。ただ、まだそのどこにどうするという方向性を決めてない段階で跡地の問題を踏み込みますとね、また決めてもおらんとにと言われることは明らかでございます。またそれはちょっと僭越な話だろうと思います。もし方向性が決まってこの場所は移った方がいいという判断に立った折には当然のこととして、跡地利用を含めた中心市街地の問題について広範にあるいは専門的に御意見を伺う必要性は出てくるときが来るんだろうと、そういうふうにと受けとめております。それから議会へまだ何にも提案はしてないわけです。先日、全員協議会が開かれましたが、これはこれまでやってきたことを報告をして、そして議会の皆さんの一人一人の御意見をお伺いをしたということであって、こうしたいという提案を申し上げているわけではありません。これはそういう手順を踏まえた上で新庁舎についての議会への提案は極めて慎重に準備をして御提案をさせていただきたいと、そういうふうにして思っております。

議長（松田憲明君） 27番、堀本議員。

〔27番 堀本 泉君 登壇〕

27番（堀本 泉君） 今日は野党になってしまいますが、市長との意見が真っ向から違いますので、政治生命に及ぶか何かは別としてですね、私なりの意見を述べさせていただきます。今、2番前にありました跡地の問題ですがですね、これに私が固執しますといわゆるここを退去することを前提とした話になりますから、固執はしません。しかし私が申し上げるのは、その比較論で出しておる材料がですね、比較論で建設費ここでするなら70億、その場合のリスクは何だとか、仮庁舎がいるからこうだとかですね、比較論を言うならですね、ここに建てれば土地代も何もいらんわけだから、その跡地を有効に利用することのリスクは向こうにあるわけだ。どっか知らんばってん新幹線の駅に行くならば、ここは解体するわけだからそのときのいわゆる跡地の利用する予算

とか、項目次第では反対運動がここへパチンコ屋ば建てるってどん言うならわあわあ言うわけだからな。そこまで極論をせんでもそのリスク計算が正しい、ただし書きを載せてA地区以外に建てる場合は、A地区が空っぽになるわけ、そのときの跡地費用は22億なら22億、あるいは物件次第ではさっきも言ったように震災時の非常災害あれで、むしろ補助金もらって原っぱにするというようなことならばですね、また話は逆論です。そういうことでの意味を言いよつとだから、ねちこちは言いません。

それと今申し上げたいことは先ほどちょっと言ったように、固定資産税あるいはいろいろある中であの辺というと、外部の山つきの土地が今いわゆる農振地になっておるか何かは別にして、固定資産税とか何とかの評価ですね、宅地並みに課税になっておるのか、田んぼ課税か、それが市の計算では何年間で、例えば岐阜羽島駅の駅前が17年もかかってどうにか町らしくなったという、今の当時以上の商店街とか何とか形成される、そのときになって初めて固定資産税が入る。その前にはこちらはもう錦館じゃないけど廃墟になっている、固定資産税ば払えるかという運動でも、こういうことは必要です。そういういわゆる税金の収入のギャップは幾らぐらい見ているのか。10年間でですね。もうあっちゃんなおるといふならこの辺のもんな後継者もおらんだろうし、おのずから店はつぶれてしまう。あんたが店持っているけん言うとかと云いよるやつば、私も今市役所・市長から取り上げられよるけん、それはするかせんかはまだ決めとらん。市役所どんなかごつなるならもうやめてはってく。田舎で苺どんつくった方がよかということになります。そういう苦境の人間に対して、もう少し愛想あるあれを市長として聞きたいと私は思います。それとこれと絡ませるとやりにくかもんなとおっしゃるなら、もうあなたが政治だけん、私は市長になられんとだけん何も言いません。ばってん、本来ならやっぱりそこまで田舎のおっちゃんも市民、街のばあさんも市民ならですね、やっぱり今まで多角的に最初言ったように固定資産税も払ってきておる、都市計画税も払ってきておる。1坪何十万の評価の中の10何パーセント払ってきておるとだから計算すればすぐ出ますよ。しかし、そっじゃあ我がこつが言いよるごたるけん言いません。私たちも誠心誠意文句たらたらばってん、税金も納めてきておるとだから、もう少しやっぱりコクのあるというかラーメンの味じゃないけど、お答えをいただきたいと思うが、この件についてはもうこれで打ち切ります。まだいろいろありますけどですね、よかです。

先に進みます。議会軽視の風潮の台頭というきざな、市長を腹かかせるようなタイトルにしていますがですね。先日議長のもとに、今も読んでましたけど、1日も早く政治倫理条例をつくるべきであると、しかも2親等までに規制すべきだというような、ありがたい要請がっております。自称オンブズマン、私、背後霊じゃないかという見解を持っていますが。今のところ言いがかりとか要求、要望はないと思いますが、各位御

承知のとおりですね、私たち議員は国法にのっとり、日本国憲法の中のいわゆる選挙をいたしております。好かんもんな入れんとよかったからですね。いわゆる選挙として一生懸命、大げさに言えば日夜市民のために努力している集団でございます。そこに何で新聞記者まで帯同してですね、受け取りによったことじゃないかと言っても仕方のないような、本人たちが来るのは自由でございます。それを何で新聞社が応援せなんかということで、結果論を報道するのは新聞のそれは基本的なあれだろうと思います。しかし極端に言うならやらせ。昔、私は県庁に泥を塗ったときですね、R K Kが熊日だったか電話しまして、トラブルの起こるとは間違いなかけん、記録しておいてくれと言うたことはあります。そういう意味での帯同ならわかります。しかし、善良な議会に意見を持って来るのにですね、新聞社に電話してどういふこつかという、その電話が市役所がやっております。秘書課広報があがんで陳情のあるけん出席しないかと、内容はわかりませんがですね。新聞社から逆切れで怒られましてですね、逆じゃないかと。私たちは市役所から連絡があったから行きましたということですが、これは市長、議会は事務局もあってですね、人事権でんそれはあが決めるときだつて、やっぱ議長、市長はどがんだらうかという相談があつてしかるべき、私も議長したから。そう確信を持っています。これは高寄旧玉名市長さんともめたんだから裁判どんするぞという人事権、任命権はあが持つておるばつてんですね。そのくらいの格式がある議会に対してですね、何で秘書課が行きなつせ行きなつせというような連絡をするのかですね、解せんから。おらあぬしゃ議会ばなめとりやせんかというて秘書課長とはいまだにもめておりますが、いかがですか。おれば入れんだつたけん、そうよ与党になつておるけんが、何ば言うかという体制なのかどうかですな。ちょっと私は気に入らんからお尋ねします。それ以上のことは言わん方がよかろうと、いっぱい書いておりますばつてんが、ちょっとですな、ほんなこて野党にならんけんな。さっきの昨日の共産党さんの今も確認ばしたんですが、質問の最後にですね、前議会での質問のこれは天水の支所長にやかましゅう言つたと、あただつたかな。私は共産党さんが例の何とか町長のことの名前まで言つて言つたのかなあと思つて、誣告罪で告訴するぞということで向こうとも会つていろいろ作戦を立てよりました。ところが調べてみたら市役所が答えとつとですね、名前まで出してですね。ところが昨日共産党さんはそういう土管はあつたと、布設した形はあつた。いわゆる結果を認めた発言だったのです。そういう調査結果とか何とかは、本来質問者が言ってですね、共産国になつたのか知らんがそういう制度です。聞かれたあがが答えておつとだから調べたところはこうでしたとか、なかつたとか言つて前田さんは断わらんとじゃなかですか。言い過ぎましたとか、結果ありませんでしたとか。ところが今聞いたところがあつたばいと、どつちがほんなことですか。議会を軽くあしらつてもらふと困る。まあ議長がおられるし、私は責任者じゃないけんばつてんですね、議

長はあととはどがん思うとるか。それは懲罰でん何でんかけてよかつじゃなからうかと。言うとして我がで答えを出すというようなことは議会で許されんと思ひますが、いかがですか、支所長、どがんですか。答えはあたがせなんと思ひ。こがん言われて調べたばってん、なかつたですとか、昔は引いてあつたばいたとかいう答えをですな、あたが方から結果報告をせなだらうと思ひが、いかがでしょう。この辺を含めてやっぱちいと議会は軽くみておるなあとこの気はいたします。ずっとそれでもう糖尿病の高かごつ腹かいとります。もう報告は要りません。

さて、農政問題と移ります。昨日も何人かの人々が提言や質問やらありました。今日の農業政策はまことに目まぐるしく国の制度メニューの説明すら言い過ぎかも知れませんが、担当者によつても明解にできないような目まぐるしい変化であります。私はこの壇上のみでなく、日常的に国は大型農業者や団体あるいは認定農業者については手を尽くしているから、むしろ単位自治体、行政はそれに届かない認定農業者でもない老齢農業者あるいは通称一反百姓等々についての愛の手を伸べるのが、先決じゃないかということをおはばたく申し上げております。申すまでもなく横島出身を自称される自負される、市長は農家の実態、現状等々については十分以上熟知のはずであります。そこで2、3の質問をいたします。まず、島津市政として玉名周辺のいわゆる零細な農家支援のための玉名市独自オリジナルなメニューは何かありますか、いっちょどまあるか、2つどまあるか、お知らせを願ひます。その2、前回の台風による海岸の被害は何も佐賀ばかりではない。皆さんも御承知のとおりであります。それにしても現在でも、まあうちの部落のことしか言ひませんけれども、立ち枯らすといひますか、もう刈つたっちゃ赤字ということで、かなりの面積がもう火つけると燃える状態で立っております。市長は御存じでしょうか。担当課においてはそれらにその見回りというか、あいさつぐらいあつているのかどうか、また現在にして共済の話もありません。共済がどこ出るのか、どがんだ算定なのか。その論拠とした新聞社もおられますが、玉名地方は80何パーセントですか、有収率というかな、佐賀は46%という、ような比較論です。ところがそこの数字が出たてそぜとらんところも山手にはあるわけだから、海岸のそぜかたはそれこそ目を覆う状況と。そがんだ部分的な差別的な接遇はするなと言われれば、聞きましょう、いつでも。現実にやられておるところは無理なもん。私の米の伝票を昨日奥山さんに見せたが、それは稲刈り賃のコンバインのかわりでんない状態です。泣きはしませんけど、好きでしよつとだからですな。そういう農家の状態を市長は御存じなのか。仮にうわさだけでも知つておるなら、「おい、共済はどがんなつておるかいた、たいがい出さんならぬしゃ精米のかわりでん、払いきらんで堀本がわあわあ言ひよつたぞ」というようなことでも言ひていただくならありがたいと思ひます。玉名市のいわゆる零細農業者に対する何かのメニューはどういうのがあるかと、そういう慰勞の気持ち

が市長はじめおありかどうかですね、これを伺いたい。

その3、現在あの一部の方御存じだと思いますけど、後継農業者がおらない、それでこのままにしておるなら農地が荒れる、これは地域の財産として守ろうじゃないかという趣旨から国が主張して、あれは市もつけなんとかな。とにかく市も関連して農地、水、環境保全のいわゆるチームづくり、私たちは共和地区環境保全支援隊、兵隊のごたる名前つけてやりよりますが、まずやるなら玉名市のモデルになろうじゃないかという気概を持ってスタートしております。なかなか大ごとです。暇暮らしです。この辺について議員の皆さん方にも百姓じゃない方もおられますから、よければですね、わかっているしよかですか。ちょっとさらっと説明をお願いします。制度としては今申しましたように玉名市の独自でなくてもですね、市がはまって応援していただくならそういう制度もあるのはあるです。私の言うのはやはり愛情あるこういうつづれかけておっとの救済は、これは行政の責務だろうと思いますから、なかなか新しい制度をつかって、例えば一寸ソラ豆の応援とかイチゴの何とかの応援とか、やってもらいたいと思います。今、きゃあ言いましたが、その4に書いております。もともと高齢者の健康づくりと玉名市の一品づくりのためにということで、当時65歳以上の高齢者が一寸ソラ豆をつくる場合には種の必要代金の3分の1だったかな、玉名市が独自の資金で補助してしりをたたいた時代もございました。その後出荷が全部東京に目をむいて大田市場に向いておるもんだから企画をやかましく言い過ぎてですね、もうそがんせからしかなら、かたらんばんということで、減ってしまっております。その辺に対する状況は全市的にはどうなのか、私は滑石のことは知っておるばってんですね、やはり先ほどもデータ見よったけど、熊本県は全国の1番が、まあレンコンとかいろいろある。玉名はその中でもイチゴとかトマトとかあるようでございます。その中に加えてせっかく育てているソラマメ等についてですね、今一口の支援をする考えはないか、これは知んなはらん人は知んなはらんばってん、簡単なことだけん、答弁はでくると思います。将来の考えを伺います。

時間が長くなりましたけど、最後の問題。これはもう通告のとおり、何も原稿も何もございません。庁内におけるたばこの問題等々について、市長はちょっと時間をくれというようなことでもございましたので、もう時間切れももう年度が変わりますけんですね、正月前にどがん考えなのか、どがんしようてと思うとなはるかですかね。それはどっちでん。よかです。よかですか。それと先ほど来言っております駐車場、これは職員の幹部の方をお願いしてあつたつばってんですね、これを機に今なら間に合う終列車じゃないけど、マルシヨク跡地も3,500円で貸しよるようです。マルシヨク跡地も。市長が買いきらっさんけんですね。関係者もおられてなんですが、内田商店の石油屋の裏あたりもただいま募集中という看板が、料金は知らんけど、それはまとまってで

すね、100台150台の借地ができると思います。職員の中に4,600円も通勤手当もあって、ただでふん座ったらいかんばんという気がもしもありませんね、これだけ何回も言いよつとだから、さっき言いよつた侍があってもよかつじなかるうかと思ひます。この辺について駐車場の占有権が市役所職員にあるのかないのかです、これは重要なことです。私は反対運動起こします。トラックば持ってきてとめるけん、あたどんが出されんごつ。これが一番早かつばいた。おれもとめられたただけんな。はっきり言って。それくらいのことしますよ、私はやります。一応御検討をここでお願いします。

以上です。

議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[ 総務部長 村田隆夫君 登壇 ]

総務部長（村田隆夫君） 堀本議員の議会軽視の風潮の台頭についての御質問にお答えいたします。議会は住民の直接選挙により選ばれた住民の代表者であります。議会執行機関である首長と対等独立の立場を持つ議決機関であるという認識のもとに、30名の議員各位に敬意を抱いて行政運営に臨んでいるところでございます。

御質問のまず、広報の件であります、自治体の広報ということで、政治、宗教、営利目的関係の記事は広報紙にも掲載しませんし、各報道機関への通知等も率先して行なうものではございません。玉名市役所には記者クラブがございます。よりよい記者クラブとの関係を考えながら、また常駐されていない関係上、記者クラブから依頼があった場合は報道機関と行政との立場を考えながら内容を吟味いたしまして、できることは報道機関、便宜を図っているところでございます。しかし今回のすなわち市民オンブズマンからの議長あてへの陳情をファックスしたことにつきましては、まことに遺憾に感じておりますし、職員に対しましても私も厳重に注意をいたしました。今後このような対応がないよう十分に気をつけてまいりたいと思ひます。

ちょっと順番が前後いたしますけれども、たばこの喫煙問題についてお答えいたします。これは6月、9月議会で市長の方からも答弁があったとおりでございますが、その後協議を重ねてまいったところでございます。庁舎における喫煙につきましては、喫煙者が個人の嗜好に強くかかわるものとして喫煙に対して寛容な社会的認識がなお一層一部に残る中にありまして、職場における喫煙対策を推進するに当たりましては、喫煙者と非喫煙者が相互の立場を尊重することが重要ではなかるうかというふうに思っております。県内の各市の状況をちなみに見てみただけですけれども、庁舎内禁煙を実施している自治体、これは県下14市でございますけれども、玉名市を含めて3市でございます。それからこれは9月1日の官庁速報の情報によりますと、全国47都道府県の庁舎内禁煙、これは12県が実施をしております。したがってそういうことから見ますと本



市の庁舎内の禁煙というのはかなり進んでいるというふう感じたところでございます。このようにこれまでの措置により健康増進法のいわゆる受動喫煙防止対策、この点についてはクリアをしているというふうに出ております。議員お尋ねの喫煙の是非とか、喫煙場所の適否、こういったことにつきましては喫煙者個人の、幾つかその方策がございます。検討する中で喫煙をしない人そして喫煙をしている人に、それぞれこれは事情聴取を行っております。その中で考えられますのは喫煙者個人のモラルにゆだね、できるだけ喫煙回数時間を減らすことが必要でございます。それからもう一つは喫煙回数、時間を執行部の方で指定をする、例えば午前1回ですよ、午後1回、時間は5分以内と、こういった場所、時間の指定をすること、それからもう一つは勤務時間中の喫煙は全面的に禁止をすると。あんまりでございますか。そういうことを検討いたしました。私も以前は喫煙者でございましたのでですね、喫煙をする人の気持ちはわかります。ちょっと午前が大体3時間45分でございます。午後が4時間15分、4時間前後の勤務時間をぶっ続けて仕事をいたしますとなかなか頭の回転も悪くなりますので、中に1、2回はその休息といいますか、休養をとる時間も必要じゃなからうかというふうに思うところございまして、しかしながらそういった喫煙に対する意見もまちまちでございますけれども、この最終的に結論を出すのはなかなか難しゅうございます。まずは現段階ではですね、喫煙者個人のモラルにゆだねてできるだけ喫煙回数を減らす、そして時間も短縮すると、こういった取り扱いが一番いいのではないかというふうにいたしまして、各課長が各課の職員を管理・指導するというふうにしたいと、今のところはそういうふう考えております。市長の方からは職員の勤務意欲をそがない程度、そして市民の皆さんから見て特別に悪い印象にならない形での喫煙、このような喫煙のあり方がよいのではないかというようなお答えをしたところでございますけれども、まず今の段階では課長が管理監督者ということで仕事に支障を来さない、そして市民の皆さんから見ても見苦しくないような喫煙のやり方で取り組んでまいるならばというふう考えております。

次に駐車場の問題がございました。来客用の駐車場につきましては、庁舎の北側、こちら側でございますけれども、こっちに41台ございます。これは障害者2台を含んでおります。また南側の立体駐車場の2階に33台ございます。そして第1別館前に10台、合計84台の来客用駐車場があります。しかし合併によりまして来客、来庁舎も増加しまして、会議会合等が重なった場合には駐車できないで、迷惑をおかけしているところでございます。また一方職員駐車場でございますけれども、これは本庁舎勤務の自家用通勤者が298名おりますが、そのうち押し込み式、南側の駐車場がございますが、そこで139台、それから武道館に81台、第3別館に10台、合計230台の駐車場がございます。そのほかはこれでは当然足りませんので、周辺の有料駐車場や菊池

川の河川駐車場等を利用して通勤している状況でございます。議員御指摘になりました駐車場は職員の駐車場はこれだけ来客用の駐車場が不足しているのだから外部に求めるべきだというような御指摘がございました。私どもも2キロ以下でございますから、なるだけ迷惑をかけないように民間に駐車場を借りております。絶対的にこういった来客用の駐車場が不足するということでもありますので、やはりこれは何らかの対策を講じて職員駐車場の有料化を含めまして、いろいろ検討をしなければならないというふうに思っております。そのほかの自治体はどういうふうに行っているのかという研究する過程で調べてみたんですけれども、ほかの市役所、例えば荒尾市役所は67台、来客用があるんです。それから山鹿市が80台、そういったことでですね、ほかの市役所もあまり駐車場は公用的な駐車場は持っていません。そういうことでやはり職員の場合は外部に駐車場を求めたりしているというふうに思うわけなんです。できる限りですね、幹部職員あたりは特に駐車場が外にございますからですね、そういうことも部課長会あたりで要請をするならばというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（松田憲明君） 産業経済部長 谷口 強君。

〔産業経済部長 谷口 強君 登壇〕

産業経済部長（谷口 強君） まず堀本議員の新農政移行に対する施策について私の方から御答弁させていただきます。来年度より農政改革の3本柱であります品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策及び農地・水・環境保全対策がスタートすることになっております。担い手育成を大きな目標に掲げた対策となっているところでございまして、このことは我が国の農業者の減少、高齢化を初め外国との農業交渉で国際ルールの強化が進む中、これまでのすべての農業者の方を一律的に対象としてきた施策を見直し、19年産からは意欲のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る施策に転換するものであります。しかし、議員御指摘のように小規模農家の切り捨て施策になってはいないかということでございますけれども、現在新しい対策の受け皿といたしまして、集落営農組織の推進をしております、小規模農家や高齢者も集落営農に参加すれば助成を受けられるという制度でございます。

次に小物野菜についての補助の件でございましたけれども、旧市におきましてはこれまでの高齢者の生きがい対策として一寸ソラ豆やオクラ等の小物野菜の推進も図ってまいりました。現在でも米の生産調整の転作作物の特別推進作物として一寸ソラ豆、それにオクラなどを指定いたしまして助成金加算、10アール当たり5万円ということでそれまでの推進を図っているところであります。この新しい制度に対応いたしまして、すべての集落で地域農業の将来像を描く地域水田農業ビジョンを作成する必要がありますので、その中で農業団体等と話し合いを通じ対策を講じてまいることになるかと

思っております。それから農地・水・環境保全対策の取り組みについても御質問ありましたけれども、この対策はこれまで地域の農家の方々がみずから行なっていた農道や農業用の用排水路など資源保全のための共同活動について、今後の高齢化の進展や非農家住民の増加によって将来にわたって続けていくことが困難になることが予想されることから、この共同活動への支援を行なって、農業政策のための基盤を確保するためにあわせて農業農村の持つ環境や景観などの多面的な機能の向上を図ることをねらいとされております。玉名市におきましては、土地改良区の議員さんや今日お見えでございますけれども、区長さん方々を通じて各地区での地元説明会を行なってきたところでございますけれども、県に報告するまでの期間が非常に少なく心配をいたしておりましたが、玉名市での現在での参加団体についてであります。玉名市全体で36団体、面積で田んぼが2,112.2ヘクタール、それから畑が211.7ヘクタールとなっております。旧玉名市では11団体、それから旧岱明町では2団体、それから旧横島町では13団体、旧天水町で10団体を取り組まれるようになっております。この事業につきましては5年間という期限付きの事業でございます。この事業を利用することで農家と非農家の方々との地域が一体となった共同活動により大切な農道や農業用の用排水路の保全、向上が図られるものと期待をいたしております。それから補助でございますけれども、全体的には10アール当たり4,200円で国がその2分の1、あとの2分の1、1,100円ずつが県と市の負担ということになっております。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

市長（島津勇典君） 今日の質問は、今日は基本的に市長と考え方が違うというようなおしかりを含めて御指摘がありました。しかし、この新農政に対する市の取り組み、これはまさしく同感であります。玉名が市政として農業問題を考える折に今心うべきはこの大きく変化をしようとしている国の農政に対して、そのやっぱりそのはざまを埋めていかなきゃならない部分が非常に多い、そのことに集中して考えるべきであろうと思っております。3本柱による改革が示された折に私は基本的な方向性としては納得できるというようなごあいさつを何力所かでした記憶があります。今もそう思っております。ただこの方向性の中で御指摘があったように、あるいはそれになじみにくい地域であると年代層であるとかということがある。これをしっかり抑えて、それではその辺の対策をどうするかという視点が、この三大改革の中には抜けているとは言いませんが、やっぱり薄かったのではないかなあと思っています。今、水環境の問題が部長の方から詳しく補助率等も説明しましたが、市は県あるいは農業団体と一緒にいろいろな努力をしておりますが、それにしても県にしても私どもの玉名市にしても裏打ちの財

源等々も結構これは大きなかなめになっていくわけです。しかしそれでもこの新農政が移行しようとするならば、これには厳しい財政状況の中でも対応していく姿勢がまず必要である。そういうふうな認識を持っております。ですから先ほどあった、じゃあどんなことを具体的にやるのかというお話がありましたが、新年度の予算を議会に提示する時点までにはこがんことでその振興策になるかと、また言おうと構えている人もいるかもしれませんが、私どもなりにはしっかり考えて、市としてこのはざまをどう埋めていくかということに重きを置いた検討を進めてまいりたいと思いますので、御了解をお願いします。なお、この夏の潮害被害についてのお話がございましたが、私もしょっちゅう共済の玉名地域の責任者の方々とは会ってはおりますので、よく話が出てまいります。その辺の事情を知らないはずはありませんので、よく承知をいたしておりますことを申し上げて答弁にさせていただきます。

議長（松田憲明君） 27番、堀本議員。

〔27番 堀本 泉君 登壇〕

27番（堀本 泉君） まだ22分持ち時間あるそうでございますので、まだと思いますが、正直言ってお疲れの御様子ですので、ただ答えの欲しいところが1つ2つありました。まず部長の自動車の問題ですね。私が言ったのはここで宣誓せれとは言わんけれども、この機を利用してというか、はっきり職員の中に侍はらんかというようなことを言ったのは、この辺でそれなら今合計220何台かおっしゃったが、そのうちのせめて50台でもですね、30台でもここを空ければですね、不平不満は私は消去すると思うとですよ。菊池市が何台、かん台とおっしゃったがですね、やっぱり来客者は日の一日市役所の連中のごつ、とめるわけじゃなかけんな。帰らなん、だけんその道路もつくらなんし、今50台のときに50台分はとれんわけだから、それを踏まえてやっぱり何台かがのけてくれればですね、皆さんもこうして、私は昨日も自動車の入れるところのなかったけん、大事な品物もいろいろ乗せておるけれども、かぎをつけてですね、置かせてもらいました。そがんせんとすぐとめられるけん。職員の気持ちをここで鼓舞してくれという意味で言うたつもりであります。しかし全然それは出ないなあ。あたま置こごつなかつたろう、よそにはな。一口、職員に今からお願いをしますとか何か出るばいと思ったら、出んですなあ。私のおしっこのごたる。（「さっき言ったでしょう」と呼ぶ者あり）いや、ここで言ってもらいたかつたつ。そういう検討しますか。もう一遍言ってください、そんなら耳の遠なつたですもん。

それと私と市長と意見が今後もずっと平行するだろうと思いますが、私は市役所の庁舎は商店街ここを中心にまとまってきた玉名市の中心街とあくまでもリンクして考えるべきだと思います。堀本が店持っておるけんとそういうちゃちなこつなら、今日でん私は店は閉店します。もうしょんなかけん、あたげへ加勢するなら店はやめなんとだけ

んなあ。何のこつはわかんなはらんばってん。それでただ平行線のままで優柔不断という言葉は当たらんとは思いますが、長としての決断力と何もかんも出てからやるのが長としての決断なのかですね、極端に言うならばかんでくるじゃなかですか。そうよが決めた後に「はい、異議なし」と言うてよかったですね。そっじゃいかんと思います。やっぱりさっそうとして県議幹事長でやりよったあの勢いでですね、「おい議員、職員どがんかい、おれはこがん思うとるがねえ」って言うてもらいたかったですばってん、やっぱり出んですか。まだ時期尚早という、なら一人でしゃべったって漫才になりますけん、やめます。

以上で終わります。

議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

[ 総務部長 村田隆夫君 登壇 ]

総務部長（村田隆夫君） 議員の御質問にお答えいたします。職員駐車場の中で職員がかなりのスペースを占めておるといようなことから来客者の駐車スペースが狭くなっております。そういうことで職員がみずから庁舎外に駐車を求めるべきだといような御提言がございました。先ほども私はお答えをいたしました。私自身、通勤距離が2キロもございませんもんですから、私は八幡さんに今借りておまして、そのほかここに出席しております部長連中もですね、もう知っているだけで元田部長、田上部長初めですね、ほかに有料駐車場を求めましてですね、なるべく市役所のスペースが空くように努めております。そして先ほども申し上げましたように部課長会ががございます。せめてその幹部職員でも庁外にそういった駐車を求めるように提言をしまいたいといようなことを先ほども申し上げましたが、改めて申し上げます。

議長（松田憲明君） 以上で、堀本泉君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時36分 開議

議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

11番 青木 壽君。

[ 11番 青木 壽君 登壇 ]

11番（青木 壽君） 公明党の青木でございます。通告の順に従いまして、一般質問をいたします。

まず初めに子育て支援策について、2点ほどお尋ねします。まず1点目、地域による子育て支援の拠点づくりについてお尋ねします。近年、核家族化の進行に伴う家族形態や地域社会の変化など子育てをめぐる環境が大きく変わってまいりました。そんな環

境の中で今や家庭のみでは子育てを負いきれなくなっており、これからは近隣など身近な地域社会での助け合いネットワークが有効に機能することが望まれております。こうしたことから近年、地域全体で子育てをサポートしようという事業が進められております。その一つ「地域子育て支援センター」は地域の拠点となる保育所等で保育士など経験相当の知識を有する職員が育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援を通し、子育て家庭に対する育児支援を行なうものとして地域で有効に活用されております。玉名市では現在、敬愛保育園、小天保育園、大野保育所で実施中ですが、その利用状況について、またそれぞれの保育所、保育園入所者以外の利用状況もお尋ねいたします。また一方、「つどいの広場」というのがあります。これは主に乳幼児、ゼロ歳から3歳を持つ子育て中の親とその子どもが気楽に通い、打ち解けた雰囲気の中で語り合ったり学びあったりすることで精神的な安心感をもたらし、日常の問題解決への糸口となる機会を提供する場となっております。特に在宅で子育てをする親が密室育児による孤独感や閉塞感から子育てへの不安や精神的負担感を増大させ、育児ノイローゼになったり、ネグレクト、これは育児放棄といいますが、ネグレクトや児童虐待にいたるケースもあることからその予防対策としても効果があるとして導入をされております。商店街の空き店舗や学校の余裕教室などのスペースを活用した身近な場所への設置が進められております。厚生労働省では地域による子育て支援の拠点整備に力を入れるべく「地域子育て支援センター」と「つどいの広場」について平成19年度までに合わせて6,000カ所を設置することを目標にしております。そして平成21年度までには1万カ所設置の予定になっております。平成17年度実績では両方合わせてまだ3,665カ所ですので目標の6割程度ということになります。そこで質問ですが、玉名市の子育て支援センターは3カ所ですが、新たに設置するなどの拡充の計画はあるのか、また「つどいの広場」の設置についてお尋ねいたします。

次にファミリーサポート事業についてお尋ねをします。この事業については旧玉名市において平成13年の3月定例会でも同様な一般質問をこの場でいたしました。この事業は1994年、当時の労働省による仕事と育児の両立支援事業として発足いたしました。育児の援助をしてもらいたい依頼会員と育児を援助する人、いわゆる援助会員がそれぞれ会員登録し、センターに常駐するアドバイザーや会員の世話役として活動するサブリーダーがニーズに合わせた時間など調整を行ない、子育て支援サービスのあっせんなどを行なう仕組みであります。事業者の対象に関しては以前は雇用労働者に限定されておりましたが、現在は規制緩和をされ、専業主婦や自営労働者らにも広められております。一般質問当時の市民部長の御答弁は、本市も条件が整えば取り組みは可能でございますとの答弁でした。またさらに今後のニーズの高まりにより補助事業としての可能性が出てくれば十分検討してまいりたいと考えておりますという答弁でありました。

先般の9月議会でも近松議員も同様な質問をされ、執行部の回答は国庫補助要件である100名以上の会員の確保が最大のポイントであることを踏まえ、答弁で平成19年度にこういうふうな国庫交付金の最低ポイントの対象人数を確保できるようにひとつ努力して頑張ってもらいたいというふうに思いますとの回答でありました。すべての家庭を対象とした地域による子育て支援環境づくりとしてファミリーサポート事業の現在の進捗状況をお知らせ願います。

次に、放課後子どもプランについてであります。これは全く新しい事業でございます。放課後子どもたちが安心して楽しく過ごせる居場所づくりを促進するため文部科学省と厚生労働省は「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」が連携し合う「放課後子どもプラン」を創設いたしました。2007年途中に全国のすべての小学校区で具体的には空き教室などを利用し、教員OBや大学生、地域のボランティアが勉強やスポーツを教えます。また空き教室終了後の夕方も共稼ぎ家庭でおおむね10歳未満の児童は従来の学童保育も受けられます。この事業の背景には一つとして1番目、放課後対策をスピードアップさせる。2点目に子どもの安全を確保するとのプランとの観点からプランの実施については学校の協力は不可欠と判断され、基本的には教育委員会が指導し、福祉部局との連携のもと実効性ある放課後対策としていく必要があると思っております。具体的には校長や教頭を構成メンバーとする運営組織の設置、福祉部職員や教員を目指す大学生、教員OB、地域ボランティアなど協力を得て、子どもたちを預かることになると思います。場所などについては当面児童館や公民館なども認められ、将来的には小学校で実施しているようですが、玉名市としてのこの事業を実施するためにどう現在対応されているのかお尋ねします。放課後児童対策として厚労省が進めてきた放課後児童健全育成事業は児童福祉法に基づき、保護者が仕事などで昼間家にいない小学1年生から小学3年生を対象として全国的に現在1万5,000カ所で実施され、質量とも充実をしております。玉名市では大倉幼稚園やこのほどスタートした横島小学校の空き教室などを利用するこの事業は、今全小学校区で拡大をしております。この事業そのものは福祉部子育て支援課がされております。一方これから行なわれる子ども放課後プランは教育委員会主導であります。

そこで教育委員会と福祉部の放課後対策の事業の連携について、1番目、事業連携の基本的な方向性、2番目に今後の事業の進め方などにどう対処されるのかお尋ねいたします。そして最後に今後の児童のさまざまな環境づくりについて全般について市長の御見解をお伺いしたいと思います。

議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

福祉部長（元田充洋君） 青木議員の地域による子育て支援の拠点づくりに関する質

問についてでございますが、現在本市では次世代育成支援行動計画において、「地域における子育ての支援」を取り組みの柱に子育て支援サービスの充実を図っておりますが、議員の御質問にあります子育て支援の拠点となるべき事業であります地域子育て支援センター事業は、昨日もお答えいたしました、家庭における育児不安の解消や子育てサークルなどの育成・支援を行なう事業で、3カ所を実施しております。年間の利用状況は敬愛保育園の「子育てネットワーク」が4,800人、大野保育所に隣接の「くすの木」が1,400人、小天保育園の「天水町地域子育て支援センター」が830人になっております。相談については主なものが子どもの食事や睡眠などの生活習慣、身体発育、保育サービスの照会など年間239件を受けております。地域での子育て支援を図るため平成21年度までに5カ所を実施する計画であります。次に「つどいの広場」、「ファミリーサポートセンター」についてであります、これは児童福祉法の特定14事業に位置づけられており、平成21年度までに実施する計画で進めておるところでございます。まず「つどいの広場」は主に0歳から3歳までの乳幼児を持つ子育て中の親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで子育ての不安などを解消し、精神的な安心感をもたらし、子育て中の親の問題解決の糸口となる機会を提供する広場でございます。少子化におきまして0歳児から2歳児までの昼間の居場所はほとんどが在宅で子育てをされている方が多いため、公的支援が必要と考えられ、これも1カ所を設置する計画で進めておるところでございます。また「ファミリーサポート事業」は核家族や雇用環境の社会変化に伴い、急な用事や仕事など子どもを預かってほしいと思ったときに、子育ての援助を受けたい方と援助を行ないたい方を会員を組織化し、会員の相互協力と信頼による子育ての援助をする活動でございます。計画の実現に向けまして、家庭、地域社会、行政がそれぞれの役割を認識し連携を深めながら子育てしやすい環境を整備してまいりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

教育長（菊川茂男君） 放課後子どもプランについて青木議員の質問にお答えいたします。来年度から実施される放課後子どもプランにつきましては、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」が一体的あるいは連携して実施する総合放課後対策事業で、地域社会の中で放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するために実施されるものであります。この放課後子ども教室推進事業に関しましては、原則として全国の公立小学校区において放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施してまいります。また放課後児童健全育成事業の対象児童に対しましても本事業の活動機会を提供



できるものでありますので、一体あるいは連携を強め、協力体制の構築を図ることとなっております。玉名市におきましては「放課後子ども教室推進事業」の実施について、今後県の指導のもとに市内小学校1校を選定いたしまして本事業の効果や成果を十分に研究するために、来年度に向けたモデル的事業の実施を計画いたしております。また来年度から「放課後児童健全育成事業」が市内すべての小学校を対象に実施されることもありまして、教育委員会と福祉部で十分に調整を図りながら地域の実情に応じて検証し、適切な取り組みをしていく所存であります。今後ともひとつ御理解、御協力をお願いいたしておきます。

議長（松田憲明君） 11番 青木議員。

[11番 青木 壽君 登壇]

11番（青木 壽君） 子育て支援センターについてお尋ねしました。昨日の近松議員の質問の中で、子育て支援センター、これについては玉名市は従来型と小規模型というのがあるんですけど、すべて従来型というお話を聞きました。従来型というのは保育士が2名以上、そして国から示されている事業5つあるんですけど、その5つのうちの3つ以上しなければならないということなんで、ちょっと再質問ですみませんけれども、ここの支援センターの事業内容について後ほどお尋ねしたいと思います。

放課後子どもプランについては非常にまだまだ先が見えていない。最もな話です。昨年9月にこの話が出てきまして、まだ本当に詳細にわたってできていない、私が聞いたかったことはまだ、学校運営であるとか、一週間に何日やるのかとか、時間は何時までやるのかとかそういうことを具体的に聞いたんですけど、まだ煮詰められてないと、早急な話でこれから来年度に向かってあまり時間がありませんので、どうか万全な体制をとっていただきたいと思います。

続けて質問します。2番目に「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進について。文部科学省は親と子どもの豊かな育ちを支援するために、早寝・早起きや朝食をとるなど子どもの望ましい基本的習慣を育成し、生活リズムを向上させる「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の全国展開を推進しております。今年4月にはこの運動に賛同する個人や団体、すなわちPTA、子ども会、青少年団体、スポーツ団体、文化団体、読書、食育推進団体、経済界等が幅広い関係者による「早寝・早起き・朝ごはん」全国協議会が設立されたところです。子どもたちが健やかに成長していくために適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養、睡眠が大切ですが、近年「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期の子どもにとって、当たり前で不可欠な基本的生活習慣が大きく乱れ、それが学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されております。例えばテレビを見るなど夜更かしすると体内時計と実際の時間とのずれが生じ、時差ぼけのような状態になってしまう。そうなると体調が崩れ何事にも意欲が低下し、生活の悪循

環が固定化される最悪の事態になると指摘をされております。そこで家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域において一丸となった取り組みが重要な課題として「早寝・早起き・朝ごはん」運動を今盛んに展開されるようになりました。最近の調査では就寝時間が午後10時以降という小中学生が過半数を占め、子どもの生活の「夜型化」が進行しており、朝ごはんの欠食率、朝を食べない率は、小学生が約15%、中学生では約22%に上っているのが実態であります。今、文部科学省としても基本計画を練り、項目別に目標値を掲げ、各自治体への推進を呼びかけています。この「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進についていかがお考えでしょうか。当局の御見解をお尋ねします。

次に3番目、玉名市の慣行の取り扱いについてお尋ねをします。現在、全国で約700の自治体のうち9割近くに「市民憲章」が制定されております。これまであまり注目をされたり話題になることもなく、ただ飾り物のような存在でありましたけど、数年前から見直しが進められるようになりました。その要因は7つあるそうであります。1つ目がイギリスの市民憲章に倣って行政サービスの見直しが進められつつある。2番目に地方分権の流れに沿って地方自治条例が具体的に検討されつつある。3番目にまちづくりへの市民参加意欲を喚起するツールとして使用されつつある。4番目、声を出して読む美しい日本語の例として市民憲章の文章が見直しされている。5番目、地域における生涯学習や初等教育のテキストとして利用されつつある。6番目、日本人の国民性にあった法規表現を根本的に検証する材料として注目しつつある。7番目に市町村合併の際の協議事項の一つとして検討の必要に迫られている。このように市民憲章は一人一人の日本人が21世紀の日本の社会を考える上で大きな意味を持つものと言えます。ここ2、3年に合併した自治体を見ますと、菊池では1周年式典で発表制定、山鹿市も市民憲章と言わず愛市憲章、愛する市と書きますけど、愛市憲章と名前こそ違いますが、策定済みです。合志市では政策審議会で今審議中であります。また阿蘇市、宇城市も策定済みであります。玉名市では市民憲章の策定計画について玉名市の計画についてお尋ねします。次に、市民憲章とワンセットなのが市の花・木・市の鳥であります。玉名市のイメージとなるこれらは、平成16年11月20日の玉名地域1市3町合併協議会で慣行の取り扱いとして議題に上りました。市章については御案内のとおりもう策定済みで、花とか木とか鳥については市民憲章と同様に新市において新たに制定することが決定をされています。合併1年を経過し、この市民憲章また市の花・木・鳥についての策定はどのようになっていますでしょうか。ちなみに旧玉名市、旧岱明町、旧横島町、旧天水町におきます花・木・鳥を比較しますと、花は肥後ショウブ、コスモス、ミカンの花、木は小岱松、楠、キンモクセイ、桜、鳥では旧玉名市と天水町では策定はしていませんけど、旧岱明町はメジロ、旧横島町ではヒバリとなって、なるほどなあとうなづけ

る制定がされております。これの調整もまた至難の技ではありますが、御答弁をよろしく  
お願いいたします。

議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

〔福祉部長 元田充洋君 登壇〕

福祉部長（元田充洋君） 青木議員の再質問にお答えいたします。敬愛保育園の「子育てネットワーク」と小天保育園の「天水地域子育て支援センター」では、まず1番目に育児不安等についての相談指導、2番目に子育てサークル及び子育てボランティアの育成支援、3番目に地域の需要に応じた保育サービスの積極的実施普及促進、4番目に地域の保育資源の情報提供等の4事業を実施しております。岱明町大野保育所隣の「くすの木」では、まず1番目に育児不安等についての相談指導、2番目に地域の需要に応じた保育サービス積極的実施普及促進、3番目に地域の保育資源の情報提供との3事業を実施しております。先ほども申し上げましたが、相談内容につきましては主なものが子どもの食事や睡眠などの生活習慣や身体発育、保育サービスの紹介などが主なものであります。議員も触れておられましたが、制度の内容ではありますが、従来型の18年度補助基準額は1カ所当たり年額773万円、小規模型が基本分1カ所当たり年額251万3,000円で加算分として週のうち3回、保健士や看護師が保健相談などを受けることにより保健相談等を加算分として1カ所あたり年額135万2,000円が加算されるようになっておるようでございます。

以上です。

議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

教育長（菊川茂男君） 青木議員の「早寝・早起き・朝ごはん」の運動の推進についてお答えいたします。文部科学省もこの国民運動に参加する省庁の一つとして名を連ねております。家庭地域の教育力の向上に関する特別委員会の中では子どもの生活リズムの向上のため、「早寝・早起き・朝ごはん」運動は誰にもわかりやすく、またこのことが学力の向上と関連があることを認識していただきますと、親の関心も高まり協力も得やすくなると、そのように書いてあります。また「早寝・早起き・朝ごはん」というリズムの中で早寝というところがポイントでありまして、友達と遊んだり体を動かし汗をかいてぐっすり眠るといふ睡眠の大切さを強く訴えていきたいと思いと、そういうふう整理をされております。

さて、玉名市の現状を申しますと合併後2月に実施されました「熊本県就学前教育振興充実にかかわる実態調査」から玉名市の小学1年生、2年生、3年生の就寝時刻の実態を申し上げますと、午後10時以降に寝る児童の数は小学1年生で671名中104名で15.5%となっております。2年生で690名中153名で22.2%、3年生

では703名中205名で29.2%となっています。また朝食を食べてこない児童は小学1年生で16名の2.7%、小学2年生で30名の4.3%、小学3年生で12名の1.7%となっています。この結果から睡眠時間について考えてみますと学校の始まりは午前8時20分ぐらいですので、通学等の時間も考えますと2時間ぐらい前には起床しなければならないと思います。そうしますと午前6時20分に起床ということになり、これらの児童にとって睡眠できる時間は長くて8時間程度です。また実際に床に入ってすぐ眠れるかどうかもわかりませんので、6、7歳の児童にとりましては睡眠不足となってくるものと思われます。睡眠不足になりますと疲れが取れない、気分が不快になる、物事に集中できない、胃腸障害が起こりやすい、こういったことで体に変調をきたすようになると考えられます。また朝食の欠食についても朝から脳にエネルギーが送れませんので、学校での生活にも大きな支障を来すようになってくると思われます。このようなことをもとに市内の小中学校では生活のリズムを身につけさせるためにこの「早寝・早起き・朝ごはん」運動を進めているところでございます。具体的な取り組みで、取り組み例を一つ挙げますと、ある小学校では児童自身が健康状態を自己管理できるように昇降口に全員分の一覧表を掲示して、午後10時までに眠れたか、朝は早く起きたか、朝ごはんを食べたかなどについて自分で点検するようになっており、自分の早寝・早起き・朝ごはんを自覚し、自分でできるように促しております。このほかにも保健の授業など機会をとらえて指導いたしております。また子どもの生活習慣は幼いほど保護者に依存しておりますので、家庭と連携して推進するために学校便りや保健便りを活用して啓発にも努めております。教育委員会といたしましても平成18年4月1日に制定いたしました家庭教育憲章の基本理念の一つ、「責任ある子育て」の中に、「いつも子どもの姿を見つめ、正しいしつけと責任ある子育てで心身ともに調和のとれた人間教育に努めます」と提唱し、その具体的な取り組みの中に「子どもに基本的な生活習慣・生活能力を身につけさせます」と、これを掲げこの運動の推進に努めているところでございます。また各校が進めるこの運動については全面的に支援をしてまいりたいと考えております。

議長（松田憲明君） 総務部長 村田隆夫君。

〔総務部長 村田隆夫君 登壇〕

総務部長（村田隆夫君） 青木議員御質問の玉名市の慣行の取り扱いについて、お答えいたします。議員御承知のとおり市民憲章、市の花・木・鳥につきましても、合併前の1市3町におきまして市民憲章、町民憲章、市・町の花・木はそれぞれ制定され、町の鳥につきましても旧岱明町と旧横島町において、制定されていたところでございます。市民憲章、市の花・木・鳥の制定につきましては、合併協議会の協議の中におきまして新市において新たに制定するように決まっておりますが、まだ制定はいたしてお

りません。市民憲章は市の発展、市民の幸福、人づくり等を進めていく上で産業・文化・教育・福祉・経済など広い範囲での規範となるものであり、また市の花・木・鳥につきましては、玉名市のイメージをあらわし、シンボルになるものと考えております。これらの制定の時期につきましては、現在準備に入っておりますが、来年の合併2周年をめどに制定する予定でございます。制定の方法につきましては公募を行なうか、あるいは制定委員会で制定するかなど、幾つかの案を考えておりますが、それぞれ十分に検討を行ない市民の方々が誇れて、そして末永く愛されるような憲章、市の花・木等にしたいと思っておりますので御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

市長（島津勇典君） 前議会でもあったと思いますが、やっぱり市長答弁の急に来ますと慌てますので、よろしく願いしておきます。

おおむね3点、4点についての質問がありましたが、この昨日近松議員さんが質問された地域支援センター、子どものね、これは合併前に玉名市に1カ所、岱明町に1カ所、天水町に1カ所というふうに1つの行政体に1カ所という形で設立された。横島ありませんでしたが、設立された。これがそれぞれに800万円近い補助金が出て運営をされている。昨日近松議員にどうでしょうね、合併したことですから、これ3つを1つにしてもっと充実した仕組みにしたら考えられないかなあと言ったら、それもいいかもしれませんが、合併したら何でんかんでん統一してしまうと言われて、ますます市長いけませんよという近松議員の感じ方、アドバイスもあっております。ただ行政が1つになった、これ私のかつての仲間の諸君がやっているから、私もちょっと触れにくい部分があるんですが、その合併前は別々にやっていたんですよね。しかし合併したら1つの行政体の中の組織、事業ということですから、やっぱりこれは窓口がしっかりリーダーシップをとってですね、やっぱり活動を検証しながらそのせっかくの事業ですから、充実を図っていく必要があると受けとめております。

子どもプラン、放課後プランですが、国もどうもやっぱりその辺についての定かな確信が子育てなりあるいは少子化なりについて、どうも確信が持てた考え方が整理されていないんでしょうかね。何か時々ぼっと屋上屋を重ねるような計画なり事案が出てくるような気がしてなりません。これ全小学校、全クラスでこれを実施すると教育長、そういうことになっているようですが、極めて難しい問題をはらんでいるのではないかなあ。ですからそれは福祉の方の学童保育とのかかわりもあって、その辺の整理がなされないまま文科省は文科省、厚労省は厚労省として打ち出されてきたきらいが、私の受けとめ方ではないわけではない。しかしまあ教育委員会としてはそれが国の一つの方針として打ち出されたわけですから、これ対応はしていかなきゃならない。しかし先ほ

ど答弁もあったように、また御指摘もあったようにきちとやっぱり整理をしていく、それはやっぱり教育委員会と福祉という違いはあるにしても市のやっぱり整理の仕方が大きく絡んでくるのかなあと自覚をしております。

「早寝・早起き・朝ごはん」は子どもだけじゃないですよ。大人もやった方がいい。いいことです。ですから皆さん議会でもぜひ「早寝・早起き・朝ごはん」運動を広めていただきたいと思います。

市民憲章の問題ですが、部長が答弁したとおりでございます。やっぱりできれば簡明である、市民が親しみやすい、あるいは総務部長の答弁は誇りに思えるというような話でしたが、あれは書いてあるけど、何か皆が意識もしないような市民憲章じゃああんまり意味がないかもしれませんね。市民憲章を決める以上は、市民みんなが親しみやすい、そして口に出して、声に出してできる、そういう市民憲章が期待をしたいなあと思っておりますが、部長から答弁申し上げたように合併2周年をめぐり準備をさせていただきたいと思っております。憲章とあわせて市の花、市の木、鳥、これは旧市町にいろいろありましたから、逆にこのことも調整にあるいは気を使わなきゃならん部分があると思いますが、もう1市としてスタートしたわけですから、できるだけその辺はかつての行政の垣根を超えた形でしかるべき機関、あるいは市民の方々が新しい玉名市としてのシンボル、象徴をお決めいただく手順を執行部の方で整えていく、そういうことが大事かなあと受けとめております。

以上です。

議長（松田憲明君） 11番、青木議員。

[ 11番 青木 壽君 登壇 ]

11番（青木 壽君） 福祉部長の方から再質問のお答えいただきました。これは現在は3つから4つという事業でございますけども、全部5つやってもこの運営費の補助金の777万3,000円には変わりませんので、なるべく一つでも多くできたらいいなあと感じます。ただし、市長のお話の中で、1カ所でどうだという話も私もこれから10年先とかいろいろ考えますと、基本構想の中でも15分計画なんていう話も出ていますので、15分ですね。市内からどこでも中心地に15分で来れるという話も聞きましたから、それも一理あるなあと今気がしております。あと慣行についてはわかりました。ただ気になるのはですね、慣行と直接関係はないんですけども、玉名市のホームページ見ますとまだいまだに玉名市の花は肥後ショウブというように表現されておりますので、私は肥後ショウブで大変嬉しいんですけども、それもちょっと検討してください。

以上で、終わります。

議長（松田憲明君） 以上で、青木壽君の質問は終わりました。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

引き続き、19番 永野忠弘君。

[19番 永野忠弘君 登壇]

19番(永野忠弘君) 市民クラブの永野でございます。通告に従って質問をしたいと思います。しばらくお付き合い願いたいと思います。

玉名平野の排水路整備についてから質問いたします。九州新幹線推進事業につきましては、関係当局の努力により着々と進んでいるように思います。玉名平野部分でも新駅予定地より大坊トンネル出口まで橋脚工事も大分でき、菊池川堤防より県道玉名立花線までも工事進捗中で、玉名平野の景色も変わり周辺地域では騒々しい毎日を過ごしているというのが現状です。新幹線新駅周辺整備については以前より一般質問でも取り上げられ、活発な意見、提言等を述べられておりますが、今回私は地域に住んでいる者として玉名平野の排水路整備について質問したいと思います。この問題につきましては、私も17年6月の旧玉名市の一般質問でも取り上げ、新幹線推進特別委員会でも質問もあり、また春の市政懇談会の玉陵校区の場でも地元の区長さんより発言がっております。そのほかの場でも玉名平野の排水路整備については問題になっているように聞いております。地域の者として気になる点を玉名バイパスを境に北と南に分けて取り上げてみたいと思います。

北側の駅前広場整備4ヘクタールについてと線路の雨水については調整池、調整タンク等に対応するという事でまず安心ですが、新幹線は玉名平野を横断するわけで、その工事により大雨のときには田伝いに流れ出た雨水も遮断されるのではないのか、6、7月の集中豪雨のときには工事中の現場でそのような現象も現実になりました。アクセス道路でもある県道玉名立花線は玉名小より北へ玉杵名大橋まで新設、また駅前広場より県道玉名八女線まで新設、この線も盛土で玉名平野を東西に横切り、集中豪雨のときが心配です。特に県道玉名立花線の道路新設で少ない水田を盛土し、堤防と裏山に囲まれた元玉名地域の排水はどうなるのでしょうか。また山砂採取や宅地造成など土地利用の変化もあります。そういう上流地域の変化に玉名バイパス下流域の排水路の整備計画はあるのでしょうか。玉名平野380ヘクタール以上ある流域の菊池川への自然排水は大小2つの樋門であり、緊急時にはその中の裏川排水機場も入れて3カ所に対応しているのが現状のようです。メインの裏川機場は近年にできた最新鋭の設備で毎秒5トンの排水能力があり、河崎機場1トン、岩崎機場3トンとの排水能力があるように聞きました。緊急時には3カ所の排水機場を使っても集中豪雨のときには大洪水になるのでしょうか。岩崎排水機場は県の所有で市が委託を受け、玉名平野排水組合が管理していると聞いておりますが、昭和30年代にできた緊急時でも2台ある機械も1台しか動かず、始動するまで何時間もかかるようなありさまで機能を発揮できていないのが現状の

ようです。岩崎機場までの秋丸・岩崎地区の水路の汚さには驚きです。何年前にしゅんせつしたかわからないぐらい流れは悪く、浮遊物、水草、ヘドロでいっぱい夏場には悪臭がひどいそうです。この場所は玉名市が誇るしょうぶまつりが行なわれる裏川と商店街をはさんで北側に位置し、住宅も多いところでもあります。しゅんせつでもしたら水の流れは随分よくなるはずですが、ぜひ担当者の方も見てもらいたいと思います。先週友人2人とこの流域を見て回ったわけですが、下流域の排水を見た中で裏川から上がって玉名平野土地改良区の用水路との交差している一番集中している排水路周辺を改良し、整備したり先ほどしてきました岩崎機場までのしゅんせつをしたりしたら、今の排水事情も随分よくなることと思います。しかしパイパスより下流域も、西側には立願寺横町線の新設で埋め立て、またこのあたりは新庁舎建設の候補地でもあります。まだ決まってはおりませんが、有力候補地であるように思いますし、今後も優良地域でありますので、何ができてもおかしくないのがこの地域だと思っております。今後この平野は玉名平野は大変変化していく地域だと思えますし、玉名の中心地域としてしっかりした長期的に見た都市計画をつくらなければいけないのではないのでしょうか。そういう意味で排水路計画を市の重要課題として取り組んでいただき、この玉名平野が変化していく中でますます玉名の中心地域として魅力ある都市になることを願うものです。

そこで質問ですが、玉名平野の課題の排水路問題を市の重要課題として取り上げてもらいたい。岩崎排水機場の老朽化した設備への対応。元玉名地域の県道新設による排水事情への対応。秋丸・岩崎地区の用排水路の早期のしゅんせつ。

以上です。

議長（松田憲明君） 助役 高本信治君。

〔助役 高本信治君 登壇〕

助役（高本信治君） 玉名平野の排水路整備についてお答えをいたします。昨日もございましたけれども、この問題につきましては複数の部に関係をいたしておりますので、私の方から答弁させていただきます。

まず玉名平野の現状でございますけれども、御案内のとおり玉名平野は菊池川と繁根木川に囲まれた約300ヘクタールの平坦な水田地帯で、狭い水路が網目状に広がり排水路が十分整っていない状況でございます。また排水先は県管理河川裏川を經由して、1級河川菊池川に至るルートと繁根木川を經由するルートとになっており、排水機場は裏川、岩崎、河崎に設置されております。これまでに玉名平野の圃場整備は行なわれておらず、水路は用排水兼用になっています。このため取水時には堰を設け、豪雨になると水路は水であふれ、水田も冠水し田や道路を越えて水が流れ、道路交通に支障を生じるところもあるのが現状でございます。

次に玉名平野の排水路計画の経緯についてでございますが、昭和58年に玉名平野



約200ヘクタールを対象とし、農業用排水路や農道などの基盤整備を行なう圃場整備の事業計画がございましたが、農業後継者不足や小規模経営のため、同意率が低く事業化できずに今日に至っております。また玉名平野に国道208号が玉名バイパスの計画がされた際、盛土により平野を分断することになるため、バイパスを横断する水路改修が課題となりました。そこで平成5年度に平野全体の排水を対象にバイパスの横断排水の断面を検討し、バイパス横断部分のみ水路改修が行なわれました。ただこの計画当時は新幹線事業や新駅周辺整備の計画もまだ明確でなかったため、平野全体を水田として継続利用することを前提としたものでございました。平成10年3月に仮称新玉名駅の設置が明示され、平成14年度に玉名市で新駅を含む、ただいまお話がありました約35ヘクタールの新駅周辺整備構想を策定いたしましたところであります。その後平成平成16年4月に構想を具体化すべく基本計画実施計画を検討し、新幹線工事完成が2年前倒しとの情報が濃厚になった状況で駅前広場、アプローチ道路、駐車場など開業までに整備する実施計画では下流域に支障を来さぬよう調整池で対応することといたしました。なお調整池は公園ですとかロータリーを兼用し、土地利用の効率化を図るものでございます。また平成18年2月に仮称新玉名駅周辺整備の役割分担を明確にした協定を熊本県と玉名市で結び、その中で熊本県の支援策といたしましては新駅周辺整備の骨格となる東西道路を整備すること、また新駅周辺整備下流域の排水路につきましても、引き続き検討することとなっております。

次に玉名平野の排水の課題でございますが、ただいま申し上げましたように玉名平野はバイパスや新幹線、東西道路などの交通網や新駅周辺整備など開発の方向に動き出しております。また玉名平野排水路の流域は後背地の集落や丘陵地を含め約400ヘクタールでございますが、近年は上流の地域で山砂採取や宅地造成などの開発による河川や水路の流域拡大、森林や農地の減少など土地利用の変化による保水力の低下も見られております。このため後背地や平野の環境の変化から生じる水問題を従来の農業排水路のみで対応することは難しいと考えております。本市といたしましては、玉名平野全体の将来像を描き、土地利用のあり方を考え、土地利用増進や農地保全を含めた玉名平野の排水計画を市の重要課題として早急に検討する時期にきていると認識をいたしております。今後の対応についてでございますが、玉名平野全体の土地利用が大きく変化し始める前に平野流域全体を対象とした排水対策について、早急に検討いたしたいと考えております。また一方で玉名平野全体の土地利用の将来像を描き、新駅周辺整備にとどまらず、将来の平野全体の開発と保全の方針を定め、今後都市的土地利用と農業土地利用の調整、段階的な開発計画の検討、時間軸を設定した整備シナリオの作成を行なう必要がございます。排水計画につきましては、開発規模や段階に応じた排水対策、事業計画の作成、事業費比較、事業メニュー検討などにつきまして、地元の皆様や用排水、河川管

理者など関係機関の方々と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

そのほか議員お尋ねの岩崎排水機場につきましては、昭和27年から32年に県営事業で計画実施された排水機場でございます。昭和31年に熊本県と玉名市土地改良区とで管理委託契約が交わされ、地元の排水管理組合で管理をされております。市としての対応は毎年電気料、水道料、燃料費、管理費等、合計34万円を補助いたしております。また施設の簡易な修繕等につきましては玉名市において実施をいたしておりますが、大きな施設改修につきましては、まだ財産としては県有物になっておりますので、関係機関と十分協議して進めていく必要がございます。玉名平野の排水問題は大変重要な課題と認識をいたしております、岩崎排水機場も個々の問題としてではなく、平野全体の課題としてとらえ、今後取り組んでまいりますので御理解をお願いいたします。議長（松田憲明君） 産業経済部長 谷口 強君。

[ 産業経済部長 谷口 強君 登壇 ]

産業経済部長（谷口 強君） 永野議員の元玉名地域排水事場への対応について と についての御質問にお答えいたします。まず、元玉名地域排水事場への対応についての御質問でございますけれども、現在、元玉名地区に県道玉名立花線の改良計画があります。事業に伴って地元より地区の排水整備要望がありました。なお、校区懇談会におきましても同様の要望があっているところがございます、県といたしましても道路整備がメインであります、地区の排水対策についても検討をなされております。玉名カントリークラブも含め、周辺開発に伴う雨水排水の変化への対応につきましては、ただいま助役からも御答弁がありましたように新駅周辺整備を含んだ玉名平野の土地利用総合計画の中での排水調査等を実施し、検討しながら県と一体となって関係各位協議しながら進めていきたいと考えております。

次に秋丸・岩崎地区用水路の早期のしゅんせつについての御質問でございますが、この御質問の用排水路しゅんせつにつきましては3年前、岩崎排水機場から石坂デンキ裏まで市の機械借上費でしゅんせつをいたしております。しかし何分勾配がございますので堆積をしているものと思います。早急な対応が必要でありますと関係者と現地立ち会いをいたしまして対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 19番 永野議員。

[ 19番 永野忠弘君 登壇 ]

19番（永野忠弘君） 排水路整備につきましては、助役から大変丁寧な答弁をいただきありがとうございます。玉名平野の排水問題は重要課題として岩崎排水機場も含めて、玉名平野全体の課題としてとらえ、取り組んでいくとの答弁と受けとめました。ちょっと進んだかなあという思いです。この問題は大変大きい課題で大きい事業になるこ

とと思いますが、企画課あたりは先頭に立って、各関係各課連携を取り合い、庁内一つとなり取り組んでいただきたいと思います。この排水路問題は流域住民全体の願いでもあります。ひとつよろしく願いいたします。

それじゃあ次の質問に移させていただきます。里山保全と整備について。東に木葉山、菊池川、西に小岱山、繁根木川に囲まれた玉名平野の中に九州新幹線新玉名駅（仮称）ができることになっておりますが、その北側に東西に小高い里山が連ねております。その里山には歴史ある玉名大神宮があり、その一帯が玉名の地名の発祥の地といわれているところです。大和朝廷時代に日置氏が最初に活動の中心としたのが、「玉杵名邑」です。7世紀ごろは初期の「玉名郡衛」（役所）が置かれ、政治・宗教・文化の中心であったと考えられているところでもあります。玉名大俵まつりのシンボルであります玉世姫が祭られているのもこの玉名大神宮であります。また国指定にもなっている5つの装飾古墳もあり、そのほかにも貴重な史跡を抱えている歴史的にも重要な里山と思うものです。東に菊池川、西に小岱山、繁根木川に囲まれた肥沃な玉名平野、その北側に東西に横たわる里山はその地域の歴史を詰め込んでいる浪漫あふれる場所でもあります。ぜひこの里山は後世に残さなければいけないと思っているところです。新玉名駅（仮称）駅舎関連検討会での駅舎のイメージについての提言の一つに自然を感じさせる「森」の中にある駅をイメージした駅舎とありました。提言をイメージするなら新駅の北側に位置する森であるこの里山は絶対に必要だと思います。国指定の装飾古墳は整備が終わっている箇所もありますが、ほかにもまだ眠っている史跡もあるようで、これらを発掘・整備し、この里山全体を観光資源としてとらえ、「たまきなの里」として保存できないかと願うものです。この里山から繁根木川沿いに北へ行きますと国指定ナギノ横穴古墳群があり、里山の反対側に横穴観音、頂上には神社跡、古墳等もあり、こども里山全体が史跡そのものであります。また西に行けば富尾地区の古墳群、その西へ九州看護福祉大学、玉名温泉と続くこととなります。月瀬の青木神社の梵字もそう遠くありません。菊池川も繁根木川も流れております。これらを散策道でつなぎ、九州新幹線開業には湯の町玉名の歴史めぐりとでも名づけて観光ルートでもできないかと思うところです。この里山保全の観光資源としての取り組みについては地元の有志の方々も検討をなされているところです。明るく夢を持たれるこの里山も問題を抱えている場所でもあります。この里山も南側、新駅の方からはまだ原形に近い形で見えますが、北側、広域農道から見てみますとかなり変形しております。これはこの里山は良質な山砂が豊富であることから山砂採取の現場であり、山は削られ地肌むき出しの荒地となり、採取後の土地が山砂崩壊、土砂流出等の危険いっぱいの地域になっております。新幹線新駅整備事業でも埋め立てが始まるようですが、どこから砂は持ってくるのでしょうか。今期の整備は4ヘクタール、その後3.2ヘクタール、構想として30ヘクタール全部の土

地を1.5メートルの高さに埋め立てたとしたらどのくらいの里山がなくなるのでしょうか。山砂採取は現在、玉名、月瀬、石貫、三ッ川と行なわれております。採取現場はどこも似たような問題を抱えているようですが、今後も山砂採取は公共事業等利用に欠かせないとは思いますが、計画的な認可場所の検討の必要と採取後の土砂災害等の危険性と荒れ地の解消をぜひ考えなければと思うところです。もう一つの問題は南側の集落地帯の急傾斜崩壊危険区域であります。先の6月、7月の集中豪雨のとき、永安寺地区で2カ所の土石流が家屋まで流れ出し、幸い大事には至りませんでした。家族の方々はもちろんですが、区長さん初め関係者の方々は大変御苦労なさっておられます。今回は2カ所の土石流で済んでおりますが、今後集中豪雨でもあれば崩壊するのではないかと思えるところは、何箇所もあります。心配されるような危険急傾斜のもとで生活しておられる方々の気苦労は大変なものと思うのですが、予防対策等はないものでしょうか。

そこで質問です。里山保全という課題を文化財保護という視点からと観光資源としても残すことができないか。山砂採取場所の認可を計画的にできないか。旧玉名市議会17年6月議会一般質問での私の質問の答弁の内容はどのように検討なさったのか、内容をお聞かせください。今年も年1回の立入検査があっていると思いますが、問題点はなかったのでしょうか。急傾斜崩壊危険区域への防災対策の計画はあるのでしょうか。

以上です。

議長（松田憲明君） 永野議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時50分 休憩

午後 4時01分 開議

議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

教育次長（杉本末敏君） 永野議員の里山保全と整備についての質問にお答えいたします。玉名の山砂は九州でも指折りの良質なものであり、県外からの需用も非常に多く、次々に採取されてきております。このため永野議員御指摘のように玉名地区の里山の荒廃は昭和30年代後半から急速に進んでおります。文化財側から見ますとこの地区には国指定史跡の大坊古墳や永安寺、東・西古墳が残されはしましたが、1500年前の装飾古墳2基を初めとし、6基の古墳が失われてきた残念な経緯があります。またつい最近では500年前の集落の跡、山城の跡が一部山砂採取にかかわって発見されまし

た。これらも従来型の対処法を続けていくなれば、里山とともに消滅することが確実なことと思われます。立ちどまって、この玉名地区のことを考えますときに玉名の地名伝承の一つでもあります「玉世姫」の鎮座されるところでもあります。先ほどの山中の集落跡や山城はあるいは「玉世姫」と深いかわりがあるのかもしれませんが。その点からもこの地区は玉名市にとって心のふるさととも言える大切な地域だと考えております。

しかし、そのような地区にもかかわらず、里山は消滅しようとしています。教育委員会は今、国土への愛、ふるさとへの深い愛を持った子どもたちを育成する必要があると考えているところでもあります。黙視できない事態であると考えております。したがって何らかの違った観点からこれらを検討する必要があるように思われます。里山はどのようにすれば保全・保護ができるのかということですが、里山はそこに住む人たちの日常的ななりわいの中で保全するものであり、他人の力では限度がありどうしてもできない部分が多いという現実があります。既に山中には昔の段々畑が竹林や雑木林となって放置されていますし、高齢化が進んでいる中での保全・保護活動には限界があるように思います。それでも行政として手をこまねいているわけにはいきません。議員の御指摘に優れた文化財を含みます里山を観光資源として保全活動はできないかというものがございますが、玉名地区の里山は新幹線新駅にも近い里山でもあり、近隣にも青木、石貫などの文化財が抱負でそれらを結びながら玉名温泉にもつながる観光ルートの開発を視野に含めて検討したいと思っております。また幸いにも里山を守る有志の会があるそうですから、その方々とも論議を議論を交わしながら、そして何よりも議会の御意見を拝聴しながら里山保全の方策について、庁内関係各課ともに検討してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（松田憲明君） 産業経済部長 谷口 強君。

〔産業経済部長 谷口 強君 登壇〕

産業経済部長（谷口 強君） 里山保全と整備についての中の山砂採取に関する御質問にお答えをいたします。山砂を採取するには砕石法第33条に基づき、熊本県知事の認可が必要であります。認可に当たっては砕石法に基づきまして、市に対して意見が求められ、庁内の関係各課から意見を聴取したものを取りまとめた上で市の意見書として県に提出いたします。その後、県において最終審査の後認可されます。山砂採取の認可を計画的にできないかという御質問でございますが、確かに無秩序な山砂採取は環境の破壊や災害の発生を誘発することが懸念されますので、そういうような状況が起こらないよう計画的な採取について、県による強い指導を行なっていただくよう働きかけてまいりたいと考えております。また年に1回の現地調査についての問題はなかったかという御質問ですが、今年も7月に県・市による山砂採取現場への立入検査があったわけで

ございますが、計画書どおりに採取が行なわれているか、排水施設に問題がないか、採取付近の道路、水路等に土砂が流出していないか、採取土積量は妥当なものか、採取跡地の整地は行なわれているかなどの災害防止の観点から検査が行なわれましたが、早急に改善を要するような指摘はあっておりません。

山砂採取地の緑地保全に関するその後の対応についてでございますが、緑地の保全につきましては隣地において山砂採取等の開発行為を行なう場合、森林法に基づき林地開発許可申請が必要でございます。この中で許可条件として、緑化については申請者が緑化計画に基づき、確実に実施することとされておりますので、県を初め関係機関と一体となり指導及び監視体制を強化してまいったところでございますが、今後もより一層森林保全対策については県とともに採取業者に対する指導・監視を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

〔建設部長 取本一則君 登壇〕

建設部長（取本一則君） 永野議員の里山保全と整備についての急傾斜崩壊危険地域への防災対策の計画について答弁いたします。現在、玉名市には急傾斜地崩壊危険箇所が玉名総合支所で197カ所、岱明総合支所で9カ所、横島総合支所で6カ所、天水総合支所で28カ所の計240カ所があります。今年の6月、7月の豪雨による裏山崩壊が玉名総合支所で87カ所発生し、土砂廃土を市の機械借り上げ等で対応してまいりました。今回御質問の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、熊本県が各自治体からの申請を受け、採択基準に適合したものに限り危険区域の指定を行ないます。また、区域指定に必要な土地を無償提供していただくことが前提条件となっております。議員御指摘の箇所は県の採択基準に適合せず、現在復旧方法が見通しがつかないところでありますが、玉名市も単独急傾斜地崩壊防止工事の採択基準を現在調整中であり、今後進めていきたいと考えております。現在の玉名地域振興局内の現況といたしましては、市・町からの要望箇所は増えていますが、予算は毎年減少傾向にあり、今年度の単県急傾斜事業費は約5,300万円で施工箇所は7件で非常に厳しい状況と聞いております。今後も単県事業での採択要望を強く働きかけを行なっていきたいと考えておりますので、議員の御理解のほどをよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 19番、永野議員。

〔19番 永野忠弘君 登壇〕

19番（永野忠弘君） 里山保全の件でございますが、これは本当に玉名地名の発祥の地でもありますので、何とか残さなければいけないんじゃないかというふうに思いま

す。地元の有志の方々ともですね、いろいろ検討しながらまた行政とも相談しながら何とかいい方向にいくように頑張っていきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ってまいります。少人数学級について。国会では今日でも改正教育基本法が成立するようです。今回の玉名市議会でも教育関係の質問が一番多いようで、教育問題は今の世の中、一番の関心事のように思うところです。玉名市小中学校の生徒数の資料を見ますと小学校21校のうち、全校生徒数100名以下が7校あります。60名以下が4校で、単純に計算しても1学年10名以内です。複式学級も本年度も3クラスで来年度は6クラスになるようです。教育関係者に聞くところによりますと理想の1クラスの人数は25名ないし30名とのことでした。まあ異論もあるかとは思いますが、そうやってみますと玉陵中校区の6校と豊水小、小天東小も全校生徒数が少ないように思います。少人数学級に対してその地域の父兄の方々はどうなふうに受けとめておられるのでしょうか。大変関心のある父兄もおられて多人数の学校で学ばせたいとおっしゃる父兄もいらっしゃいました。そういう人が何人かおられますと人口が減っていくこととなります。それがその地域の過疎化にもつながるんじゃないかと思うわけです。少子化はまだ進んでいくと思います。

そこで質問ですが、少人数学級を玉名の教育委員会としてはどうとらえて、どういった教育方針のもとに取り組んでおられるのか。また少人数学級では非常によいところもあると思いますが、反面デメリットもあるのではないのでしょうか。私は少なくとも2クラスはあり、学校生活にも成績にも切磋琢磨するところがあって、人間的にも学問も向上するのではと思いますので、今後の取り組みとして学校の統合も考えてほしいと思いますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

教育長（菊川茂男君） 永野議員の少人数学級についてお答えいたします。現在玉名市において、議員のおっしゃる少人数学級については、今議員がおっしゃったように玉陵中学校区の小学校6校と豊水小、小天東小学校が対象になるのではないかなあというふうに思っております。それらの学校を念頭におきまして、お答えをしてみたいと思います。

まず、少人数学級についてどういう考えをもっているかについてでございますが、学力面から見ますと標準学力検査の結果からこれらの学校の子どもたちは、全国平均よりも高い数値を出しております。例えば学力検査の数値は50が平均でございますが、この8校の平均が国語が54.3、算数が54.0となっております。これは大変高い数値を示しております。一番高い学校では国語が57.8、算数で58.2、一番低い学校でも国語の50.5でありましてこれは1校のみで残りは高い数値を出しております。

この学校でも算数は高い数値でありますし、50.5といっても全国平均よりも高くなっております。検査の種類もいろいろありますけれども、NRTという難しい方の検査でありますので、これらの学校が子どもたちの学力を伸ばすために大変努力をしているということが伺えます。また今年度それぞれの学校を訪問し、子どもたちの学習の様子や生活の様子を見てまいりましたが、大変意欲的に学習をしておりますし、規律のある学習が展開されておりました。あいさつ、掃除、靴箱の整理等々の基本的な生活習慣につきましても大変すばらしいものでありました。また保護者や地域とも密接に連携し、開かれた学校となっており地域文化の拠点としての機能も果たしていると思われました。以上の点は、少人数学級のメリットであると思えますし、各校ともそれを十分に生かし一人一人の子どもたちの能力を先生方が十分に引き出していると考えております。デメリットとしては議員もおっしゃるように少人数ですので、集団としての取り組み、例えば体育面ではチーム編成等において困難をきたす面があり、また切磋琢磨する機会が少なく子どもたちがたくましく育っていかないのではないかと御心配や人間関係が固定してしまうのではないかと御心配もありますが、このことにつきましても各校で校内研究等を通して、子どもたちに悪影響を及ぼさないよう取り組みを進めているところでございます。例えば1時間の学習の中で堂々と自分の意見を出し合い、学び合う場を設定しておりますし、人間関係の固定化につきましても道徳の時間であるとか、あるいは人権学習の時間などを中心にして学習生活の場で生かされるように学校教育全体で取り組みを進めているところでございます。デメリットと考えられる面につきましても、教育委員会といたしましても今後ともできるだけ支援をし、また指導もしてまいりたいと考えておりますので、議員の御理解をお願いいたします。

次に少人数学級であるために転校する保護者がおられたり、そのことがひいては過疎化につながるのではないかと、またこの機会に学校の統合問題を視野に入れてみてはどうかという議員の御指摘でございますが、教育委員会といたしましては学校統合につきましては今のところ考えておりません。現在ある学校を大切に、保護者から預かりました子どもさんたちを精一杯伸ばしていくように指導をしていきたいと、こういうふうと考えておりますので、この点につきましても議員の御理解をお願い申し上げます。

議長（松田憲明君） 19番、永野議員。

[19番 永野忠弘君 登壇]

19番（永野忠弘君） 教育長ありがとうございました。少人数の地域が学校が8校ばかりですかね、あるように思いますが、デメリットもわかっての教育をなさっているようですので、今後もよろしく御願い申し上げます。私は教育は皆平等に受ける権利があると思っておりますが、もし時代の変化等でそれができないようになるなら、教育環境の



整備も考えていただきたいと思うものです。地域資源の一番は人だと思っております。今後の玉名市の教育委員会の御努力に期待しているものです。

以上です。

議長（松田憲明君） 以上で、永野忠弘君の質問は終わりました。

引き続き、17番、江田計司君。

〔17番 江田計司君 登壇〕

17番（江田計司君） こんにちは。有明クラブの江田です。遅くまで傍聴の皆様ありがとうございます。お疲れさまでございます。

通告に従って、新庁舎建設について質問をいたします。前回9月の定例会において新庁舎の建設に関する質問を幾つかいたしました。新庁舎の必要性や建設の時期、規模、市民の意見の活用などについてお尋ねをし、答弁いただいたところですが、その後市民会館でのフォーラムや地域協議会など市民の意見を聞く機会を設けられ、幾ばくか進展しているようですので、再度新庁舎の建設について質問いたします。堀本議員と重複するかも知れませんが、まず1点目として新庁舎に付加する機能についてお尋ねします。一般的に考えられる最低必要な行政機能のほか、どのような機能を付加するかお尋ねをいたします。またその際には市民の意見を生かすのかお尋ねをいたします。

次に2点目として、新庁舎の建設位置についてお尋ねをいたします。策定中の基本構想案では最終的に1カ所に絞り込む予定のようですが、具体的にどのような方法で絞り込むのか、またいつの時期に絞り込みを行なって決定するのかをお尋ねします。位置の問題については市民それぞれも高い関心を持っていると思います。明確な答弁をお願いします。

続いて3点目として、市で考えておられる新庁舎建設にかかわる今後のスケジュールについてお尋ねします。今後どのようなスケジュールで進められるのか、お答えください。

以上、3点につきまして答弁をお願いします。

議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

企画財政部長（牧野吉秀君） 江田議員の質問にお答えいたします。新庁舎には多様な市民ニーズや高度化する行政事務に対応できる機能はもとより、市民に親しまれまちづくりの中心的な役割を果たす機能を持つことが求められます。そのためにも市民が気軽に集え、利用できるスペースを確保するなどといった配慮が必要かと思えます。また昨今の異常気象や天災などによる甚大な災害が発生した場合の防災拠点としての機能を確保する必要もあります。建設地によりましては、十分な盛土や地盤改良などの措置が必要ですし、防災資材、用品を保管する倉庫及び配布に必要なスペースを確保する必要

もあります。さらに議会につきましても現在不足しております委員会室の面積の確保など、議会運営に支障を及ぼすような問題の解決を図り、議員活動の拠点としての機能を充実させることはもとより、今後の合併などによる議員定数の変更にも対応可能なスペースを確保することが重要であると考えております。これらのほか来庁者にとっても職員にとっても利用しやすい機能を持つ必要があります。例えば、十分な面積を確保した駐車場や駐輪場の整備、ユニバーサルデザインの視点に立った設備の充実などがあげられます。これら新庁舎に付加する機能についてはこれまで市政フォーラムなどでお伺いした市民の皆さんの御意見はもちろん、今後策定予定の新庁舎建設基本計画の策定過程においてもさらに意見をお聞きした上で精査していきたいと考えております。

次に、新庁舎の建設位置については策定中の基本構想案の中で5カ所の建設候補地を掲げ、皆さんの意見をお聞きしてまいりました。例えば9月に実施した市政フォーラムや旧市町ごとに設けられた地域自治区の組織である地域協議会で市民の意見を拝聴し、さらに先月の市議会全員協議会で議員の皆様の御意見を拝聴したところでございます。これらお伺いした意見のほか、より客観的で公平に判断できるよう数値化したデータを得るために、基本構想案にも掲載しております「新庁舎建設に係る評価シート」によりまして候補地ごとの評価を行ないました。評価は多面的な視点から30数点の評価項目を設定しまして市の幹部職員がそれぞれの立場において評価を行なっております。この数値化したデータと市民の皆さんから拝聴した意見、また市議会での御意見を総合的に判断してなるべく早い時期に建設候補地を1カ所に絞り込むことと考えております。

続きまして、今後のスケジュールについてでございますが、先ほど申し上げましたとおり今回の議会での意見も含めまして建設候補地を1カ所に絞り込んだ後はその旨を基本構想案に掲載しまして、最終的には構想案とし市民の皆さんに対してパブリックコメント、意見の公募を行ないます。方法としましては、市のホームページに構想案の全容を掲載し、1カ月間程度の期間を設定しましてメールなどの方法により意見を募ります。このパブリックコメントの結果を踏まえまして最終的には市の行政運営の重要事項について審議する機関でございます庁議で最終決定に至る予定としております。基本構想の確定後、来年度以降のスケジュールといたしましては、より具体的な計画である基本計画の策定を考えております。その後基本設計、実施設計と移ってまいりますが、建設地によっては用地の取得や調査が必要ですので、市民の皆様の御理解と御協力を賜りながら早期建設に向けて努力していく必要があるかと考えております。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 17番、江田議員。

[ 17番 江田計司君 登壇 ]

17番（江田計司君） 平成18年10月20日、島津玉名市長宛に玉名商工会議所徳永会頭名で玉名市新庁舎建設に関する提言が提出されていると思います。この報告書は本年5月より商工会議所内に新庁舎など検討特別委員会を立ち上げ、6回の勉強会を重ね、新庁舎の位置の検討だけでなく、これからの行政のあり方や新庁舎像にも触れており、基本的なものを取りまとめたものだと思っています。その中でまず現在地での建設の可能性を十分に検討していただき、その上で他の候補地とともに選定作業に移っていただきますよう玉名商工会議所として要望する次第であります。また新築移転ということとなれば中心市街地の機能として、現庁舎跡地の活用が重要であると認識しており、窓口業務の維持、文化センターとの複合施設や周辺道路整備により賑わいの継続を求めるものです。ぜひ新庁舎と平行して検討していただきますよう重ねてお願い申し上げます、と要望がなされているところであります。新庁舎建設問題の検討資料として活用いただけたらと思います。また、現在地での庁舎の建てかえについては仮庁舎を建てなくても建設できるのかも含めて検討していただきたい。

次にまちづくりについて質問いたします。まちづくりは範囲が広いわけですが、今回は今後のまちづくりに関連した新たに生じる地域住民のつながりについて質問します。今後まちづくりを展開する上で行政と住民、行政と地域とが一体となり住民参加のもとどのように具体化するかが重要であり、また求められております。行政指導型から住民が主体へと大きな転換期を迎えております。そのような中、市民の方々へどのような組織づくりを進めていかれるのか、どのような手法で住民提案型のまちづくりを展開させようとお考えなのか伺います。また新幹線開業に伴う周辺整備や新庁舎建設にかかわるハード事業の促進については、複数の課にまたがることは当然のことであり、綿密な調整が必要となってきます。現在、市の状況を見ても場合によってはいわゆるたらい回しとなっているケースも耳にしております。私はそこで提案するわけですが、市が主体となって運営するプロジェクトにおいてチームといいますか、協調を図るための組織づくりが必要ではないかと考えます。縦割り行政でなく横の連携を綿密にできるような体制づくりをぜひともお願いしたいと提案しますが、市の考えを御答弁お願いいたします。

議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

企画財政部長（牧野吉秀君） 地域住民と行政のつながりについてお答えいたします。今議会に提案しております基本構想の中で「人と人、人と自然がふれあい、活力を生み出す交流の都づくりを明記しております。その具体的な基本目標として、市民参加や市民と行政の協働により地域づくり」を進めていくことをお示しいたしております。またNPOやボランティア団体等による市民活動に対して資金や人材、拠点の確保、情

報提供などの適切な支援措置を検討してまいります。また地域の自治、自立を図り、コミュニティづくりを推進するため、地域の住民と関係団体がともに活動できる新たな組織づくりを検討いたします。また協働する上ではそれぞれの立場や役割、責任を明確にし、住民主体で取り組むことが大切ですので、市民協働の指針やマニュアルの作成も検討してまいります。また商工会議所や市民団体、また企業等の民間団体の先進的な御意見や新鮮な情報を取り入れながら連携、協力を図ってまいります。このような地域住民の思いや願いなどが十分に反映できるような協働のまちづくりを積極的に推進してまいります。

次に市役所内の連携をもっと綿密にできないかの御質問にお答えいたします。現在本庁に36課、岱明などの総合3支所に24課、これは会計課分室、教育課を含むわけでございますけども、合わせて60課ございまして、事業を進捗する上で複数課にまたがるものがほとんどでございます。必要に応じて会議や打ち合わせなどを関係各課集まって協議を行なっている状況でございます。まちづくりを推進する業務一つをとりましても企画、商工、観光、土木、都市計画などなどの多数の課で協議をしながら方向性を導いております。公正かつ効率的に仕事を進めるのは当然のことでございますが、事業を推進するに当たって短時間で処理すべきものや広い角度から判断する必要があるものなど多岐にわたっております。こうした意味で議員御指摘のとおり庁内組織の連携をさらに深め、協調しながら事業の推進を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 17番、江田議員。

[ 17番 江田計司君 登壇 ]

17番（江田計司君） 力強い御答弁をありがとうございました。建築士会荒玉支部では新幹線新駅周辺整備計画の研究会ができ、早速開業10年目の長野新幹線を10月に視察に行っていました。大成功の長野の佐久平駅、そしてまだまだ駅前は閑散としていた群馬県の安中榛名駅、大政治家の中曽根、福田元総理のふるさとですが、乗降客も少なく大変寂しい限りでした。周辺整備の大事さを改めて痛感いたしました。まちづくりも取り組み方次第では、あの夕張市のようになりかねません。コンサルタントに頼むことも必要であります。責任転嫁の口実にする事なく前例にこだわらない大胆な発言を期待しております。提案を積極的に行なう民間と今後積極的に接触を図り、協議をしていかれるようお願いをいたします。いろいろなことで役所に相談に行きますと、いやそれはできませんとすぐできない理由を言われます。素晴らしい頭脳をもう少し活用していただきたいと思っております。石橋を叩いて渡ることについてはさすがと思えますけれども、中には叩いても渡らない人もおられるように見受けられます。それによ

って進まないこともたびたびあります。タウンミーティングのようにみんなで渡れば怖くないではちょっと困りますけど、と私は思っております。私たちが何で新庁舎、新幹線に取り組んでいるのかといいますと、何回も申し上げているようにこの2大プロジェクトには莫大な費用がかかります。このことによって天水、横島、岱明町のまちづくり、そして住民サービスなどにしわ寄せがこないよう地域も含めたまちづくりを官・民が力を合わせて、合併してよかったと言われるような素晴らしい玉名を目指して島津市長のリーダーシップに期待して私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（松田憲明君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

引き続き、3番、宮田知美君。

[ 3番 宮田知美君 登壇 ]

3番（宮田知美君） 有明クラブの宮田知美です。12月議会最後の一般質問者です。よろしく願いたいします。皆様方大変お疲れさまです。通告書どおりまいりたいと思います。一番初めは天水町玉水ニュータウンの販売状況と今後の販売計画についてでございます。

平成13年から2億6,000万円かけて29戸の宅地分譲が始まった玉水ニュータウンは17年度までに20軒ほどのきれいな住宅が建ち並び、土・日などお休みの日は少子化の進む田舎では珍しく子どもたちとお父さんたちがキャッチボールをしている姿などとてもほほ笑ましいことだと思えます。しかしまだ宅地分譲の残り戸数も何戸かある中、当初の販売から5年、6年とたつにつれ、販売の予算も削られていき、販売の速度が鈍り売れ残りが放置されれば、何億も投資した税金が中途半端な投資になり借金だけが膨らんでいきはしないかと危惧するところです。またいつまでも売れない場所は雑草が生え、子どもたちにも危険な場所となり、新たな問題が発生する恐れがあります。したがって早期の完成を望んでおります。以前の宅地分譲検討委員会では玉水ニュータウンは平均坪数が100坪を超えますので、今の若い人たちには広すぎるのではという意見もありました。しかし大量退職組の団塊の世代の方々にとっては家庭菜園ができる広さが魅力だとも思えます。よって、さまざまなニーズに合った広さの区画設定が新たに必要ではと思っております。現在の販売状況と今後の販売計画について質問します。ちなみに玉東町が分譲されているオレンジタウン木葉駅前は1年半前から7.6ヘクタールの広さに82区画が造成され、現在32区画が販売済みだそうです。平均の坪数は80坪、平均の坪単価は7.7万円、天水町の玉水ニュータウンの平均の坪単価大体4万円前後です。ただ販売戦略の中に住宅建築奨励金が50万円、定住奨励金として1人の子どもさんにつき20万円などもあり、かなり頑張っておられます。今後の対応について明快な答弁を求めます。

次に玉名のお宝、願行寺の文化財指定についてお尋ねいたします。私がこの願行寺を文化財に指定したいと思ったきっかけがあります。それは去る11月23日、JR九州さんが企画した「ちょい旅」ウォーキングラリーが玉名で開催されました。近年毎年開催され、人気があるみたいです。玉名でのテーマは「玉名はぜ祭り」と天神様巡りと西南の役をたどる」でした。参加者は山口、福岡、長崎などから年齢は60歳以上の方々400名ほどの参加でした。私も玉名観光ガイドボランティアの会員として官軍墓地の案内係として参加をいたしました。コースは玉名駅から今回玉名市が国の登録記念物になるはず並木のある菊池川の堤防を通り、西南の役の折、薩摩軍を率いて戦死した西郷小兵衛の碑を見て、また高瀬商人の生活を見守ってきた7つの天神様を一つ一つ拝み、有栖川親王がお泊りになった高瀬菖蒲庵や高瀬蔵を見て、料理屋さんの天運さんの裏側の願行寺、官軍墓地を歩いて足湯までのラリーです。その日は朝から大雨でとっても寒い日でした。私はウォーキングラリーで来られるお客様を官軍墓地で傘を差しながら待っておりました。「ちょっと説明しますので、寄っていかれますか」と言いましたが、雨が降っているせいか誰も寄っていかれません。私はとても暇でした。皆さんゴールを目指して足湯の方に早速行かれました。お昼ごろになり、前の願行寺に雨宿りの方々同じボランティア活動されている竹下さんのところに手伝いに行きました。しかし雨が大雨なために皆さん願行寺も通り過ぎて行かれます。私はちょっともったいないなあと思いましたので、お客様に急がれるお客様に「このお寺は鎌倉時代後期に建てられ、日本最古級の椅子に座っておられる木造の仏像がありますよ」とか、これはどういうことかといいますとですね、最古級の仏像というのは木造でつくった場合、虫が食ったりですねして腐ったりして長く保存ができないということで、こんなにきちっと残っているのは少ないということですね。ですから平成16年にちょっとばらばらになったこの木造の仏像をですね、住友財団の助成によってですね、復元をなされたものです。そんな木造の仏像がありますよとか、「1587年太閤秀吉が九州征伐に24万人の兵を率いて高瀬に入った際、陣宿として指揮を執ったお寺ですよ」とか、「その時の証拠に秀吉が打ち鳴らした陣太鼓が置いてありますよ」とか言いながら、寄っていかれるように誘いますと年配者の方々が多かったせいか、皆さん非常に興味を持たれ、頭から被っていた雨合羽をわざわざ脱いで、私のときは1人もおられませんでした。わざわざ脱いで願行寺を拝見されました。そしてほとんどの方が「これは歴史的にも学術的にも素晴らしいですね」とおっしゃい、「玉名に来てよかった。この仏像はそのうち国立博物館に行かんと見られん代物」と言われる方もおられました。それで私はこれはぜひ多くの皆さんに知ってもらうためにも文化財指定に推薦してもらい、長期保存してもらいたく質問をいたします。

文化財指定には価値づけがあります。まずは市指定をし、県内でも貴重と認められ

れば県指定に格上げされ、またこの仏像は国内でも貴重な価値があると判断されれば、国の指定になっていきます。ただ指定になったからといってお金がすぐ入ってくるわけでもありません。日頃は管理者が管理をし、修繕などが発生した場合に補助金がおりてくるわけです。ですからせっかくの日本最古級の木造の仏像が目の前にあるわけですから、長期保存し有名にするためにはぜひ国指定を目指して推薦されるよう質問いたします。

まずここまでで答弁をお願いします。

議長（松田憲明君） 天水総合支所長 望月一晴君。

〔天水総合支所長兼天水地域自治区事務所長 望月一晴君 登壇〕

天水総合支所長兼天水地域自治区事務所長（望月一晴君） 宮田議員の天水町玉水ニュータウンの販売状況と今後の販売計画についてお答えいたします。まず本事業の概要について申し上げます。玉水ニュータウンは定住人口の増加を図り町や地域を活性化することを目的に、平成11年度から一部臨時経済対策債を活用して事業を実施してきています。総事業費3億1,750万円で2.7ヘクタールを造成し、分譲面積は1万1,504平方メートル、分譲総価格は1億4,535万1,000円でございます。1区画の分譲面積は大体500平方メートル前後で、分譲価格は500万円前後とお手頃で車庫や庭や家庭菜園もできるなど、ゆったりとした田舎のよさを感じられるものを計画しています。また当地は大塚古墳や経塚古墳等のある古墳群が近くにある高台で眺望が素晴らしいところでございます。平成13年8月から分譲を開始し、現在まで20世帯78人の方々が居住され、町外からは52人の方が定住されております。総区画数29区画のうち現在まで21区画の分譲が終了し、8区画が残っている状況でございます。年度ごとの分譲実績は平成13年度10件、14年度2件、15年度3件、16年度3件、17年度2件、18年度は現在まで1件でございます。残り8区画につきましては、これまでどおり担当課職員による除草作業や美化作業等の管理を行ないながら、小学校や中学校に近く、玉名の中心街や熊本市へのアクセスのよさなどをPRしてまいります。また土地条件や形状等を考慮した上で、価格の見直し等も視野に入れながら今後早期の完売を目指す所存でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（松田憲明君） 教育次長 杉本末敏君。

〔教育次長 杉本末敏君 登壇〕

教育次長（杉本末敏君） 玉名のお宝、願行寺の文化財指定についてお答えいたします。議員御承知のように高瀬新町にある願行寺は豊臣秀吉が九州征伐の折、宿舎として使用したこともある由緒ある時宗、踊り念仏の寺院です。このため古い資料や秀吉ゆかりの品々がたくさん保有されています。歴史学会では願行寺文書として江戸時代から有名でした。最近では鎌倉時代から南北朝時代にかけての木造の僧形倚像や坐像が何度も

新聞紙上に掲載されています。また秀吉関連では秀吉から拝領したと伝えられている陣太鼓もございます。このような願行寺ですから観光面でも注目され、高瀬町の散策コースにも取り入れられているほどです。教育委員会といたしましても過去に何度も支援をしてみましたが、市からの補助は指定物件以外にはできませんので、民間の助成事業に採用されるよう最大の努力をしております。例えば先ほど話しました僧形倚像と坐像の修復には初年度は県立美術館から推薦文をいただき、2年目には同館から断られましたので、九州大学名誉教授に推薦文を書いていただき、無事に助成を得ることができ、このような協力を現在しております。御理解のほどよろしく申し上げます。

さて、指定の件ですが、昭和59年から調査を始めまして、僧形倚像と坐像が時宗彫刻の中でも特別優れたものだと認識し、指定の相談をいたしたこともございます。しかし、前の住職から信仰の対象だから指定される意志はないとの回答を得て断念した経緯があります。最近そのことは事情が異なっているようだとの報告を受けておりますので、改めて相談してみたいと考えております。しかし現在1市3町合併しまして4自治体106件の指定文化財の見直しを現在進めております。したがってこの願行寺の一件もその見直しのスケジュールの中で進めてみたいと考えておりますので、議員の御理解をよろしく申し上げます。

議長（松田憲明君） 3番、宮田議員。

〔3番 宮田知美君 登壇〕

3番（宮田知美君） 玉水ニュータウンにつきましては、残り8区画となっておりますけれども、これをまたですね、何年も延ばして一つ一つ売っていくんじゃなくて、集中して販売していただきたいと思いますので、そして完売を即できるようにこの玉名市役所にお勤めの方々にもですね、ぜひ家を建てられる方はこの辺で玉水ニュータウンに来られるよう宣伝の方々もよろしく願いいたしておきます。

それと玉名のお宝、願行寺の件なんですけど、皆さん御存じではない方もおられるようですので、場所はですね、皆さん御存知なのは天運さん御存じですね、食堂の。あそこの真裏ですので、ぜひ行かれてください。素晴らしいものに出会えると思います。玉名のお宝ですので、ぜひ国指定になるまで頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次の質問にまいりたいと思います。県下最大納税企業、本田技研の貢献に対して熊本県内の行政としてのかかわり方について質問いたします。日本の企業は今、工場を一つに集めて技術の向上、生産コストの削減を図っています。先日、本田技研が二輪の生産工場をすべて熊本に移し、マザー工場をつくるとの報道がなされていきました。本田技研は本田の発祥地、浜松の生産工場を閉鎖してすべて熊本に、このことは熊本にとって非常に喜ばしいことでもあります。そのおかげで御当地大津町は地方交付税を



いただかない県内有数の豊かな自治体です。その上に今度はマザー工場に格上げされる。大津町はますます豊かになり、他の市町村との格差は広がり町民の税金はいらなくなり、雇用は安定、今はいるんですよ、町民の税金は。しかしその内いらんかも知れんということですね。雇用安定、住むなら大津町となり非常に羨ましい町にひょっとしたら展望するかも知れません。そこで本田技研がどれほど熊本に雇用や税金などで貢献してくれているのか、また貢献してくれている本田技研に対して熊本県、いわゆる自治体はどれほどの対応をしているのか、両方を調査してみました。まずは本田技研、熊本製作所下請けの数110社。2番目、本田技研熊本製作所関連従業員1万1,000人。3番目、本田技研熊本製作所従業員数直轄3,434人。4番目、本田技研熊本製作所県工業支出高出荷高3,000億円。5番、本田技研3月期県下法人税額46億円。これほど本田技研は熊本に対して貢献しております。しかしこれはまだマザー工場のできる前の金額です。これに対して熊本県の対応として、県庁の公用車シェアを調べてみました。1位日産の36%、2位トヨタの16%、3位スズキの12%、4位三菱8%、やっとここで5位ホンダ6%。県下最大の納税企業に対するの対応としてはどうなのかなあという数字ではないでしょうか。市長は県会議員も長うございましたので、これに対しては御存じかと思いますが、本田技研は相当熊本県に貢献しております。ですから県の県庁の公用車がこんなにホンダに対して御無礼な数字とはいかがなものでしょうか。先日マザー工場決定の際に知事の潮谷知事が御礼と感謝の言葉を述べておられました。玉名市は直接的にあまり恩恵はありませんが、同じ県内の行政として全然構わないのはいかがなものかと思えます。今一度玉名市としても公用車をチェックされてみてはいかがですか。また玉名にはブリヂストン、凸版印刷の工場など大きな企業が誘致されています。それは玉名市へ税収や雇用など大いに玉名市に寄与しています。もし熊本県から県下最大の納税企業本田技研がいなくなる、また玉名市よりブリヂストンや凸版印刷が浜松市のように撤退したらどうしますか。新幹線、高速道路など交通や流通が便利になればいつでも企業はほかの地域に流れてしまいます。今現在、企業がその町にあらゆる面で貢献してくれていることに感謝をしなければならないと思います。その対応は具体的でなくてはなりません。市としての見解をお聞かせください。答弁を求めます。

議長（松田憲明君） 企画財政部長 牧野吉秀君。

〔企画財政部長 牧野吉秀君 登壇〕

企画財政部長（牧野吉秀君） 宮田議員の市の公用車として県下最大の納税企業であるホンダの車をもう少し導入できないかという御質問についてお答えいたします。公用車の購入につきましては、入札または見積もりあわせにより契約を行なっておりますが、ホンダ車でのお応札、見積書は出るもののこのメーカーでの落札は少ないのが現状でございます。しかし、本年度ホンダの車は財政課でハイブリットの共用車を購入いたし

ました。総務課の青色パトカーのこれは寄贈でございますけど、が入っております。導入されまして、ホンダの車が市役所全体で9台を所有しております。消防積載車を除きました公用車が154台でございますので、先ほど県の事例6%というふうにおっしゃいましたけども、玉名市の場合は全体の5.8%が玉名市のホンダの車ということになるわけでございます。先ほど御指摘のように御案内のように本田技研は熊本県にとって最大の納税企業であっても、本市には事業所はございませんので法人市民税等直接の税収はありませんが、玉名市における県の整備事業や県からの補助金による市の事業もございまして、その財源をなしていると考えれば議員御指摘の貢献という意味も理解できるものでございます。

しかしながら市の契約におきましては、市民の行政に対する信頼確保のため公正性、公平性、競争性に留意し、適正な契約の事務処理に努めていかなければなりませんので、メーカーを指定するのには厳しいものがございます。したがって本田技研並びにホンダ車販売店に価格の面で努力をしていただくということになろうかと思いません。なお、本市に事業所を有します企業等につきましては、地場企業の育成という観点からも受注機会の増大と一定の配慮等をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（松田憲明君） 3番、宮田議員。

[ 3番 宮田知美君 登壇 ]

3番（宮田知美君） 今私が席に着くなり隣の中尾さんからホンダの回し者かと言われましたが、決してそうではありません。私は単に貢献しているものには足で踏みつけるんじゃないで、やはりそれなりの対応をしなくちゃいかんと、ですから玉名市においてはブリヂストンや凸版印刷など素晴らしい工場がありますので、そういうところにもちゃんとした対応をしないと浜松みたいにものがずっと、あそこはですね、この前見たらホンダだけじゃないですよ、スズキもすべて飛んでいくようにはなくなっていくんですよ。どうしますか。大変なことになると思いますので、しっかり対応してもらいたいと思います。

それとですね、願行寺の件なんですけど、先ほども言いましたように皆さんよく今度は天運の裏ですので、見に行ってもほしいと思います。そしてまた新幹線開通にはですね、開通までにはですね、整えるものは整えて観光面、いろんな面ですよ。整えて新生玉名をですね、皆さんと一緒に売り込まなければならぬと思いますので、皆さん方の御協力を切にお願いして、私の一般質問終わります。

お世話になりました。

議長（松田憲明君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 5時09分 休憩

午後 5時27分 開議

議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12月8日、市長から提出された議第190号工事請負契約の締結について、本日付をもって撤回したい旨の申し出がありましたので、議第190号の撤回の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第190号の撤回の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第2 議案の撤回

議長（松田憲明君） 議第190号工事請負契約の締結について、撤回の理由の説明を求めます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第3 撤回理由の説明

議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

市長（島津勇典君） まず昨日、今日と2日間にわたりまして長時間の御審議を一般質問をいただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでございました。ただいままた議長から御案内をいただきましたように、本議会において御承認をいただきたく、議第190号で大開地区処理場施設基礎土木工事の工事請負契約の締結について御提案をいたしておりましたが、仮契約中の株式会社鴻池組の名古屋支店職員2名が平成18年11月29日に談合容疑で逮捕されたことを理由に仮契約相手方の鴻池組九州支店より12月11日付で辞退届けが提出されました。それにより議第190号工事請負契約の締結についての議案を撤回するものであります。どうぞよろしく願いいたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 採決

議長（松田憲明君） お諮りいたします。議第190号工事請負契約の締結について、撤回の件はこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、議第190号の撤回の件は、

これを承認することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 議案及び請願・陳情の委員会付託

議長（松田憲明君） 次に、議案及び請願・陳情を付託いたします。

議第176号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から議第189号土地改良事業の計画の概要を定めることについてまでと、議第191号業務委託契約の変更についての議案15件、請願1件、陳情9件については、お手元に配付しております議案及び請願・陳情付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

---

#### 議案及び請願・陳情付託表

##### 総務委員会

- 議第176号 平成18年度玉名市一般会計補正予算（第3号）  
（総則・第1表歳入の部・歳出の部、総務費〔3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、消防費、公債費・第2表地方債補正 変更）
- 議第186号 有明広域行政事務組合の規約の一部変更について
- 議第187号 熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更について
- 議第188号 第1次玉名市総合計画基本構想の策定について
- 議第191号 業務委託契約の変更について
- 請第 3号 J R不採用問題の早期全面解決を求める意見書の提出に関する請願
- 陳第 12号 労働法制の規制緩和策中止を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 15号 核兵器廃絶「非核平和自治体宣言」を求める陳情

##### 産業経済委員会

- 議第176号 平成18年度玉名市一般会計補正予算（第3号）  
（歳出の部、農林水産業費、商工費、災害復旧費中2項農林水産施設災害復旧費）
- 議第189号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて

##### 建設委員会

- 議第176号 平成18年度玉名市一般会計補正予算（第3号）  
（歳出の部、土木費、災害復旧費中4項公共土木施設災害復旧費）
- 議第178号 平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第 179 号 平成 18 年度玉名市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

文教厚生委員会

- 議第 176 号 平成 18 年度玉名市一般会計補正予算（第 3 号）  
（歳出の部、総務費中 3 項戸籍住民基本台帳費、民生費、衛生費、教育費）
- 議第 177 号 平成 18 年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 180 号 玉名市天水老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 181 号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 182 号 玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 183 号 玉名市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 184 号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 185 号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 陳第 9 号 療養病床の廃止・削減の中止を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 10 号 安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 11 号 庶民大增税に反対し、国民健康保険の充実を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 13 号 障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 14 号 公的年金改善を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 16 号 健やかな子どもたちを育てる環境に関する陳情
- 陳第 17 号 障害者自立支援法の利用者負担軽減に関する陳情

議長（松田憲明君） 付託を決しましたので、各委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

21 日までは委員会審査のため休会とし、22 日は定刻より会議を開き各委員会の報告を求めることといたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5 時 32 分 散会

第 4 号

1 2 月 2 2 日 (金)

平成18年第5回玉名市議会定例会会議録(第4号)

議事日程(第4号)

平成18年12月22日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
  - 2 産業経済委員長報告
  - 3 建設委員長報告
  - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
- 玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決

閉 会 宣 告

+++++

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
  - 2 産業経済委員長報告
  - 3 建設委員長報告
  - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
- 玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決

+++++

出席議員(30名)

- |    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 萩原雄治君 | 2番 | 中尾嘉男君  |
| 3番 | 宮田知美君 | 4番 | 北本節代さん |

5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木 壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大 勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野 彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本 泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	松岡誠也君	事務局次長	梶山孝二君
次長補佐	中山富雄君	書記	和田耕一君
書記	松尾和俊君		

+++++

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	助 役	高本信治君
総務部長	村田隆夫君	企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	牧野吉秀君
市民部長	田上敏秋君	福祉部長	元田充洋君
産業経済部長	谷口 強君	建設部長	取本一則君
地域自治区 調整総室長	井上 了君	出納局長	徳井秀憲君
岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	前田繁廣君	横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	田上 均君
天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	望月一晴君	企業局長	中原早人君
教育委員長	坂本清一君	教育長	菊川茂男君



教育次長 杉本末敏君

監査委員 高村捷秋君

午前10時02分 開議

\*\*\*\*\*

議長（松田憲明君） 全員お揃いいただきありがとうございました。

ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 委員長報告

議長（松田憲明君） 各委員会に付託してあります全議案を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 本山重信君。

[ 総務委員長 本山重信君 登壇 ]

総務委員長（本山重信君） 改めまして、おはようございます。ただいまから総務委員会の審査経過と結果を報告申し上げます。

総務委員会に付託されました案件は、議第176号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第3号）から陳第15号核兵器廃絶「非核平和自治体宣言」を求める陳情までの議案5件、請願1件、陳情2件であります。

初めに議第176号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第3号）ですが、総則として歳入歳出補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,988万円を追加し、予算の総額を278億4,800万円とするものです。まず歳入では、1款市税は株式譲渡所得の伸びが顕著であったことによる増と固定資産税の評価替えにかかる現年課税分の減額により市税の補正額としては、460万円の増額であり、11款交通安全対策特別交付金は200万円の増額です。12款分担金及び負担金は791万8,000円の減額で、農業施設災害復旧費分担金等の減によるものです。13款使用料及び手数料は1,946万6,000円の減額で、指定管理者制度導入による使用料の減であります。14款国庫支出金は3,778万8,000円の減額で、主なものは災害復旧費の減とまちづくり交付金1,919万7,000円の増、住宅費補助金が346万8,000円の増が主なものです。15款県支出金は1,935万5,000円の増額で農林水産費補助金2,010万1,000円の増が主なものです。16款財産収入は4,353万5,000円の増額で土地売払収入の増と草枕温泉てんすいの解散による出資金の精算分として2,885万8,000円の増です。18款繰入金は減債基金からの繰り入れで2,485万9,000円の増額です。19款繰越金は前年度からの繰越金で2,644万6,000円の増額です。20款諸収入は公共施設の建物共済統一加入により、他の共済分を解約したことにより925万7,000円の増額です。21款市債は1,500万円の減額で主なものは災害関係の減によるものです。

次に歳出についてであります。2款総務費は2,760万円の増額で、主なものは草枕温泉てんすい精算金2,885万8,000円を市有施設整備基金に積み立てや、岱明総合支所の空調工事入札残1,444万円の減額、それから交通安全対策費の修繕料200万円の増、諸費の償還金利子及び割引料で高齢者介護関係等に係る償還金が1,513万円の増、農業委員会委員選挙費の797万円の減額などであります。9款消防費は652万7,000円の増額で、有明広域行政組合負担金の増が主なものです。次に12款公債費は2,404万5,000円の増額で簡易生命保険資金の繰上償還として2,485万9,000円の増が主なものです。次に第2表の地方債補正につきましては、変更といたしまして海岸保全施設整備事業負担金が限度額340万円から460万円に、それから県営農免道路整備事業負担金が1,760万円から2,020万円になりました。それから畑地帯総合農地整備事業負担金が990万円から1,270万円になるものでございます。まちづくり交付金事業が5億2,500万円から5億2,040万円に。それから公営住宅建設事業が1,510万円から1,930万円になります。それから災害復旧事業費が1億1,920万円から9,800万円にそれぞれ限度額を変更するものです。

以上執行部からの説明に対して、委員から5つほど質疑が出ております。まず1番目ですが、天水公民館のアスベストに係る質疑、2つ目が地方債の利息の動向と基金の繰り上げ償還について、3つ目に嘱託員の報酬の増に係る世帯数の増額の状況、4つ目にいちごマラソンの広報について、5つ目が台風や強風後のカーブミラー等の点検について。その5つの質疑があり、執行部より次のような答弁がなされました。1つ目の天水公民館のアスベスト除去に係る補助事業は優良建築物等整備事業、アスベスト改修型であり、事業費が265万円のうち3分の1が国土交通省からの補助金である。また玉名市の公共施設等に残るアスベストの使用の施設はないとの答弁であります。2つ目の地方債の借入利子は平成17年度までは県からの許可制であったものが、平成18年度からは協議制に移行している。現在協議を進めている段階であるということでありませう。借入率については昨年とほとんど変わらないが2%前後である。なお借入金の据え置きが据置期間が償還期間によって、多少異なるが2%から2.34%で推移しているとのことであります。基金繰入金については住宅新築資金等貸付事業の繰上償還に係るものであり、郵政資金の監査にて個人の償還に係る繰上償還は個々に精査して減債基金に積み立てるよう指摘を受けているとのことあります。この減債基金は平成17年度現在で6億8,600万円との報告もありました。また昭和42年から平成8年までに実施した住宅新築資金等貸付事業338件のうち起債に係る残りの元金は8,964万8,000円で93件とのことあります。3つ目の嘱託員の報酬の増に係る世帯数の増加は年度当初と比べて562世帯の増加であります。それから4つ目の委託料の中で

F Mたまなの閉局といちごマラソンの広報についての関連質問については、平成19年度からは県内のF M局への依頼等の方針との答弁がありました。それから5つ目の台風、強風後のカーブミラー等の点検については、担当職員の巡回や各校区の交通指導員からの連絡等により点検を実施しているものの、広範囲にわたり多大なる件数となる。交通安全対策設備の修繕とあわせて迅速に対応したい旨の答弁がありました。そのほか何点が質疑応答もありましたが、採決の結果、議第176号につきましては、全会一致にて可決いたしました。

次に議第186号有明広域行政事務組合の規約の一部変更についてですが、内容は収入役を会計管理者に、吏員を職員に規約改正するものであります。委員からは特に質疑はなく、議第186号については全会一致にて可決されました。

また議第187号熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更についての内容は、消防組織法の一部改正に伴い、規約中に引用をしております法律の条項を改めるものです。委員からは特に質疑もなく、議第187号については全会一致にて可決されました。

次に議第188号第一次玉名市総合計画基本構想の策定についてであります。市議会の代表として8名の議員が玉名市総合計画基本構想策定審議会委員として参画され、審議をいただいております。その内容の詳細については先の全員協議会にて執行部から縷々説明があつていたところであり、委員会でもさらに詳しく説明を受けました。基本構想策定審議会の要望を踏まえましての提案であるとの経過説明もあり、委員からは特に質疑はなく、議第188号につきましては全会一致で可決されました。

次に議第191号業務委託契約の変更についてですが、平成18年8月2日議決により契約締結した西日本電信電話株式会社熊本支店との業務委託契約の一部を変更するもので、内容としては国の補助事業で認められなかった児童生徒用パソコン276台及び普通教室、特別教室用、教師用パソコン81台を追加した結果、契約金額が5,103万3,507円の増額変更を行なうとの説明が執行部よりありました。委員からは全体的な配備の状況、パソコンの耐用年数、追加契約の金額の積算方法、追加契約の経緯と理由についての質疑があり、執行部から次の答弁がありました。今般357台の整備を行なう予定であるが、当初、児童生徒用が440台、教師用が54台の合計851台を整備し、ほぼ配備が完了したと考えている。また耐用年数は総務省の補助金交付規則によれば4年と明記されているが、6年ぐらいいは使いたいと考えている。それから教師用のパソコンに関しては市内27校のうち、教員が635名、職員、事務職員が県職で29名の合計664名であるが、更新のとき教師の職員用パソコンとして、順次整備整備交換をもって対応したい旨の回答がありました。追加契約の金額の積算方法、追加契約の経緯と理由については、当初契約の入札率を勘案して金額を積算しており、追加整備

分の契約の経緯についての答弁は次のようにありました。追加契約に係る本事業のパソコンの整備については、学校で授業のパソコン機器が異なった場合、キーボードの配列等が一貫していないため、操作性に違いが生じるなどの授業自体に支障を及ぼす恐れがある。そのため本補助事業で整備を行なう同一の機種を統一整備する。またパソコン整備とネットワーク構築には一体性が必要であると。このことは仮に個々に導入したことなので、障害が生じた場合の責任の所在が不明確となる恐れがある。したがって、総合的にかんがみ、機器の調達、接続環境の設定及び動作確認について作業を一体的に行なう必要があると考慮したとの答弁がありました。また、追加契約の金額については当初契約の入札率を勘案したところから追加整備の金額を積算し、契約を締結する旨の答弁がありました。さらに5,100万円という高額な追加が慣習的に良いのかという疑問も感じる等の質疑応答がありました。採決の結果、議第191号につきましては全会一致で可決いたしました。

次に請願・陳情についてであります。請第3号JR不採用問題の早期全面解決を求める意見書の提出に関する請願についてであります。委員からこの件については司法にゆだねられ審議されている係争中の問題であり、意見書の提出に関しては地方議会ではなじまない事項ではないか等の考察があり、判断しかねる旨の意見がなされました。委員からはまだ検討の余地があるため、請第3号につきましては、全会一致をもって継続審査すべきものと決定いたしました。

陳第12号労働法制の規制緩和中止を求める意見書の提出に関する陳情については、地方議会の範疇で判断すべき事項ではないかとの委員の意見があり、さらに労働法制の規制緩和策が具体的に示されているということでもなく、国の動向を見きわめなければならないとして、陳第12号は、全会一致をもって不採択といたしました。

最後に陳第15号核兵器廃絶「非核平和自治体宣言」を求める陳情についてであります。委員から、非核宣言に関しては全国民が願っていることでもある。旧1市3町はそれぞれ非核平和宣言議決を行なっており、平和宣言は継続されていると解され、市政になっても改めて宣言の必要があるのかとの意見もありました。宣言に係る決議は玉名市として独自に成すべき事項と考察し、必要であるという意見が醸成されれば議会で取り上げることとする旨の発言もありました。最終的に委員会として、採決の結果、県下の合併した新市の状況等を参考にしなければならないと同時に、玉名市としての主体性を持たなければならないとし、陳第15号核兵器廃絶「非核平和自治体宣言」を求める陳情については全会一致をもって不採択としました。

以上、総務委員会の報告を終わります。

議長（松田憲明君） 引き続き、産業経済委員長 永野忠弘君。

〔産業経済委員長 永野忠弘君 登壇〕

産業経済委員長（永野忠弘君） おはようございます。今期産業経済委員会に付託されました案件は、議案2件であります。その審査の経過と結果について御報告いたします。

議第176号玉名市一般会計補正予算（第3号）中、付託分についてであります。6款農林水産業費は2,058万8,000円の増額であります。主なものは園芸産地かつりよく強化対策事業等の農業振興費補助金が1,703万7,000円の増額で、いちご栽培技術利用組合、主に横島の農家で高設育苗ベンチ、夜冷施設の整備を行なうものです。担い手規模拡大事業補助金は平成19年度から始まる品目横断的経営安定対策の実施に伴い、農地の賃借権の設定申請が増加し、事業の効果が大きく推進されているための増額で、本事業は借り手に1万円、貸し手に5,000円の助成を実施するものであります。また、強い農業の農業づくり交付金はトマト、苺等の産地の競争力の強化に向けた生産コストの削減のために玉名攪拌扇利用組合、主に天水、横島、玉名で攪拌扇を導入されるもので、この機械の設置によりハウス内の温度分布がよくなり、燃料を節約できる効果があり、原油高騰対策の一環としての事業であります。7款商工費は468万1,000円の増額であります。主なものは山田の藤のトイレ整備補助金であります。山田神社内にある山田の藤は県の天然記念物に指定され、近年、藤の開花期には市内外からの来訪者も多く、本年は3万人ほどが来訪されております。特に設備が不十分でありましたトイレを改修するため、神社内に公共的トイレを設置するため補助するものであります。11款災害復旧費2項農林水産施設災害復旧費は8,840万4,000円の減額であります。農地の災害補助申請で災害査定の結果による減額であります。補助災害申請地区の36地区が査定により、25地区の採択となったものが主なものであります。委員から神社、仏閣の敷地内に対し、公共行政がトイレを設置することに問題はないのかという質疑に対し、執行部から過去にも伊倉の寺院や繁根木八幡宮に地域の催しや商店街など市民生活、利便性の向上のため、適当な敷地がないのをお願いし、設置させていただいています。今回の山田神社の件については、山田の藤を地域住民が自ら育て管理し、保存する地域活動の拠点となっており、特に藤の花の開花の期間中は地域の方々が地域全体を盛り上げた形の中で努力されております。その成果として、多数の観光客につながっており、市民、観光客の利便性向上を図り、またこの活動団体である山田地区に対して補助することで計上しております。という旨の答弁でありました。委員から玉名市の10アール当たりの賃借料はという質問に対しては、執行部から横島では10アール当たり2万円という標準小作料が決まっていたが、今回合併後1市3町を一本化し、先の農業委員会で決定した金額をあくまで標準的なものとして告示しています。という旨の答弁でありました。さらに委員から担い手規模拡大事業補助金についての質疑に対し、執行部から農地を集約するために事業として取り組んでいるのが助成

事業で、5年間農地の賃借契約した方々にそれぞれこの助成金を行なうこととしている。また、先ほどの小作料についてはあくまでも標準であり、お互いに農地の貸し借りをする場合にはこの金額が目安になるという旨の答弁でありました。また、委員から不在地主の土地改良費が明確でないと聞いているが、農家台帳の整備で改善できるのかとの質疑に対し、執行部から今回計上の予算は品目横断的経営安定対策がスタートし、個別経営体が4ヘクタール以上、集落営農で20ヘクタール以上が対象となっていますが、その面積を計算するに当たって、その基礎になるのが農家台帳だという位置づけで、台帳の中で地目ごとに把握をするものです。地目は田、畑、採草放牧地とありますが、今回品目横断的経営安定対策事業で対象となりますのが、普通畑だけです。畑の中にはその作物によって樹園地扱いがありまして、普通畑と樹園地に分かれるわけでありまして。農業委員会の台帳においては税の方から農家台帳を電算処理して、持ってきているので、田・畑の2つの分け方しかありません。この品目横断的経営安定対策事業の中には樹園地は含まれておらず、交付金を受領されるときに食い違いが生じる。これを把握するために農家台帳があるわけでありまして、土地改良費についての把握はできない旨の答弁でありました。ほかに災害査定の結果等についての質疑があります。議第176号付託分については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議第189号土地改良事業の計画の概要を定めることについてであります。市が土地改良事業を実施するときには土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業の計画の概要について議会の議決を経る必要があるためであります。委員から特に質疑はなく、議第189号については全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、その他では明辰川の進捗状況について、温泉の「あったか物語」、「玉名活性化ビジョン」、熊野岳の林道（遊歩道）の整備についての質疑があります。

以上で、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

議長（松田憲明君） 引き続き、建設委員長 中尾嘉男君。

[ 建設委員長 中尾嘉男君 登壇 ]

建設委員長（中尾嘉男君） 改めまして、おはようございます。今期、建設委員会に付託されました案件は議案3件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、最初に、議第176号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。8款土木費については、今回新幹線の新駅周辺整備に関係する予算補正が主なものでありまして、2,950万2,000円の増額で、街路事業、都市再生整備事業、住宅管理事業の増によるものであります。11款災害復旧費につきましては、今年の6月、7月の豪雨に伴う災害査定の結果を受けて、公共土木施設災害復旧

費790万8,000円の減であります。第2表地方債補正につきましては、まちづくり交付金事業が5億2,500万円から5億2,040万円に、公営住宅建設事業が1,510万円から1,930万円に、災害復旧費が1億1,920万円から9,800万円にそれぞれ限度額の変更をするものであります。委員から住宅に関連して一本松団地内に高齢者と子どもの触れ合い施設を補助事業としてつくとあるが、本来これは福祉課の事業になるのではないかの質疑があり、執行部より中身的にいわゆるソフト事業については高齢者の生きがい対策、あるいは子育て支援策ということで福祉的な概要が強くなるが、団地敷地内にそういう施設をつくるということで当然、補助事業も県の住宅課関係になるし、その事業もそちらを使う関係上ハード的には住宅課で取り込むということで、現在子育て支援課、高齢介護課と連携をしながら協議中との答弁がっております。さらに住宅に関連して大倉団地や一本松団地は老朽化が進んでいるが、建設の計画はいつごろからという質疑に対し、執行部より大倉団地については平成22年からの計画で約10年をかけてということで、新市建設計画に計上している。また一本松団地については時期的なものはまだ計上していないが、当然古いので現在は外壁改修工事などで対応しているとの答弁がっております。また水小屋住宅跡地のような公有財産の団地跡はほかにどこが残っているのか、そしてそこら辺はどういうふうな将来計画を組んでいるのかとの質疑に対し、執行部より水小屋住宅が住宅課の行政財産として、住宅がある間は管理していたが、団地の用途を廃止したあとは財政課の管財系の普通財産として管理をされている。市営住宅として、残っているものは現在はないとの答弁がっております。住宅に関連しては、ほかにもさまざまな意見が出されていましたが、議第176号中付託分につきましては全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第178号平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出それぞれ56万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億3,946万円とするものであります。主な内容は、歳出の建設事業費、委託料から工事請負費への組み替えによる増額で、歳入においてはその財源調整のためのものであります。委員から18年度分の農業集落排水事業については、相当な発注があっているようだが、その内容についてはとの説明要求があり、執行部より横島地区においては処理場建設について、基礎の部分、建築、機械、電気、管路工事を1工区から3工区まで、また天水地区においては尾田川左岸地区の管路工事を1工区から5工区まで工事の発注をやっているとの答弁がっております。また、この12月の議会において提案してありました処理場建設に係る工事請負契約の締結議案について、鴻池組九州支店と基礎土木工事の仮契約を結んでいたが、辞退届が出され、15日の本会議においてその議案の撤回がなされた件につきまして、その経緯について執行部より説明がっております。去る11月29日に名古屋市発注の下水道工事において競争入札妨害容疑で鴻池



組名古屋支店幹部2名の逮捕者が発生、これを受けて当玉名市において12月11日に鴻池組九州支店より正式に文書で契約辞退の届けがあり、直ちに市長、助役の方に報告し、受理したとの説明がありました。県における同社の工事請負契約で先に辞退があったから、玉名市もそれに沿ったのではなく、玉名市独自でもという判断で、あくまでも辞退届を受けたとのことであるとの説明がっております。また、委員から今後の入札のあり方について、具体的に説明ができる範囲内で何かしらの計画説明との要求があり、執行部より現在契約検査課と協議中であり、今後の方針はまだ決定しておらず、再入札をかけるかどうかすべてについて未定との説明がっております。さらにこのような工事はゼネコンのような大手企業でなければできないのか、地元の業者でできないのかとの声が委員より出されております。入札、契約につきましては、総務委員会の所管であります。今回のこの件を受けまして、当建設委員会としましては、地元業者でできない部分の工事は仕方ないが、地元でできる箇所については地元発注をとの委員会要望をしまして、議第178号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第179号平成18年度玉名市下水道事業会計補正予算(第2号)についてであります。収益的収入及び支出の補正につきましては、支出で1款下水道事業費50万9,000円の減額であります。次に、資本的収入及び支出の補正であります。収入につきましては公共下水道事業債750万円と国庫補助金1,000万円の増額であります。支出につきましては、施設建設費2,035万円と企業債償還金505万円の増額であります。次に企業債の補正につきましては、変更といたしまして公共下水道事業債5億1,660万円から5億2,410万円に限度額を変更するものであります。委員から特に質疑もなく、議第179号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、建設委員会に付託されました案件の報告を終わります。

議長(松田憲明君) 文教厚生委員長 作本幸男君。

[文教厚生委員長 作本幸男君 登壇]

文教厚生委員長(作本幸男君) おはようございます。文教厚生委員会に付託されました案件は、議案8件と陳情7件、継続審査となっております陳情3件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第176号平成18年度玉名市一般会計補正予算(第3号)中付託分であります。3款民生費は1,645万円の増額で、主なものは障害福祉費の障害者自立支援法に係るものと福祉バス購入によります社会福祉協議会への補助金520万9,000円の増が主なものであります。4款衛生費は人件費等の組み替えによる118万2,000円の増額、10款教育費は1,561万7,000円の増額で主なものは玉名

小学校、岱明中学校の特殊学級設置による増と要保護、準要保護、生徒就学援助費の増によるものであります。委員から福祉バス購入補助金について質疑があり、執行部よりこの福祉バスは28人乗りを1台購入するもので、週に1回地域を運行する旨の答弁がっております。また、委員からし尿処理場についての質疑があり、執行部より、今現在し尿の処理にどれくらいの規模の施設が必要であるのか調査しており、平成19年度にコンサルへの依頼をし、最終的にどういう形での処理場が理想的であるのか検討し、排水計画等を考えているところである旨の答弁がっております。また委員から博物館における田辺先生の肖像がある敷地について質疑があり、執行部より将来的なものもあり、事前に調査をした結果、県の装飾古墳館では初代館長の原口先生の肖像があり、土地については県と鹿央町で共同購入、肖像が建っている場所は鹿央町が購入した土地となっている。これは目立つ場所がいいということで場所を設定されたと同っている。山鹿市の博物館にも同じようであり、本市では天水総合支所に初代町長の肖像がある。最初は田辺先生の肖像をつくるための民間の任意の団体から建てさせてほしいと依頼があり、その後の維持管理について協議がなされ、維持管理ができないということで寄贈されている。よって現在は市の持ち物となっている旨の答弁がっております。また委員から、保育所費の委託料について質疑があり、執行部より、これは第二保育所の事業であり、重度障害児が2名いるための障害児保育事業、0歳児の乳児保育事業、国の事業である一時保育事業の3事業のことである旨の答弁がっております。委員から人間的な配置もあるだろうがこういった事業はできるだけ公立にも広げてほしい旨の要望もっております。議第176号中付託分については、後期高齢者医療広域連合会への負担金に対し、異議があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第177号平成18年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出にそれぞれ1億9,833万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億6,422万2,000円とするものであります。歳入の主なものは、1款支払基金交付金は1億5,481万9,000円の増額、2款国庫支出金は医療費負担金2,878万1,000円の増額、3款県支出金は老人医療費負担金719万5,000円の増額、4款繰入金は一般会計からの繰入金753万6,000円の増額であります。歳出の主なものは、2款医療諸費の医療給付費負担金1億9,799万円の増であります。委員から予算の積算について質疑があり、執行部より当初予算の積算については、1市3町の総保険の実績を出して3年間の平均ということで当初予算を見込んでいる。1人当たりの医療費の負担額が1割負担者は当初6万6,000円から今回は6万9,000円、3割負担者は当初4万5,000円だったが、今回は5万6,000円ということで1人当たりの医療費が増えたということである。来年度当初予算につ

いても過去3年間の実績と被保険者数の推移というものがあり、これは平成14年10月に制度改正があり、70歳が75歳に引き上げられ平成19年9月までは年間500人程度減少しているという状況であり、これらを踏まえて積算することになる旨の答弁がっております。議第177号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第180号玉名市天水老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の主な内容は、指定管理者の経営努力により利用料金の増収、また市にとっても利用者の増加及び会計事務の省力化等の利点を考慮し、この条例利用料金収受のための条項を加えるものであります。委員から社会福祉協議会が管理運営しているということだが、利用料金と使用料金の区別について質疑があり、執行部より憩の家の使用料については社会福祉協議会が代理で受領して市に納めることであり、利用料金というのは指定管理者に携わるものにかかわるものになると、利用料金ということで内容は同じであるが名称が変わってくる旨の答弁がっております。議第180号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第181号玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは障害者自立支援法の施行に伴い、条例の整備を図るもので主な内容としては、法改正による第2条第4号の医療費の定義を改め、同条第5号では文言を整備するものであります。委員から対象者の負担について質疑があり、執行部より以前は旧料金表というものがあつたが、10月からは1割負担となっている。今回の条例改正は負担の改正ではなく、未成年の児童福祉法、20歳以上の身体障害者福祉法とおのおの基準があつたのが、今回の自立支援法により対象が統一され、新しい基準が一本化されたための条例改正である旨の答弁がっております。議第181号については障害者自立支援法に関する条例であり、負担が増えるのは認められないと異議があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第182号玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは玉名市立天水中学校の改築移転に伴い、条例の整備を図るもので、内容としては別表中天水中学校の位置を改めるものであります。委員から特に質疑はなく、議第182号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第183号玉名市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についてであります。前号と同じく玉名市立天水中学校の改築移転に伴い、社会体育施設を学校施設へ変更し、あわせて玉名市横島グラウンドの使用の適正化を行なうための条例の整備を図るもので、内容としては第3条天水グラウンドの位置を改め、第6条に休場日、第7条に使用時間等の条を加え、別表を整備するものであります。委員から横島グラウ

ンドと天水グラウンドの使用時間を統一すべきではないかという質疑があり、執行部より天水グラウンドはテニスコート3面であるが、横島グラウンドは野球場、サッカー場、ソフトボール場とあり、高齢者においてはグラウンドゴルフが行なわれている。桃田運動公園でもグラウンドゴルフが行なわれており、横島グラウンドは桃田と同じ使用時間にしている旨の答弁がっております。議第183号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第184号玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例についてであります。前号と同じ、玉名市立天水中学校の改築移転に伴い、条例の整備を図るもので、内容としては第2条に天水中学校の照明施設を加えるものであります。委員から特に質疑はなく、議第184号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第185号熊本県後期高齢者医療広域連合の設置についてであります。内容としては高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務の一部を広域にわたり処理するため、規約を定め、熊本県後期高齢者医療広域連合を設けるものであります。委員から資格証明書の発行など老人に冷たい医療制度である旨の異議があり、採決の結果、議第185号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に当委員会に付託されました陳情についてであります。陳第9号医療病床の廃止・削減の中止を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。委員から医療改革法は6月の通常国会で既に成立しており、動き出している法律である旨の意見が出され、陳第9号については採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳第10号安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。委員から大幅増員とは人事、財源など考慮する部分が多いとの意見が出され、陳第10号については採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳第11号庶民増税に反対し、国民健康保険の充実を求める意見書の提出に関する陳情であります。委員から文言に関しては、解釈が分かれるが陳情の要旨には賛成であるとの意見も出されましたが、陳第11号については採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳第13号障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。委員から障害者に対して、利用料を徴収するのはおかしいとの意見も出されましたが、陳第13号については採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳第14号公的年金改善を求める意見書の提出に関する陳情についてであり

ます。委員から財源の問題、国の動向について意見が出されましたが、陳第14号については採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳第16号健やかな子どもたちを育てる環境に関する陳情についてであります。委員から教育委員会としても研究課題であろうし、三ッ川小学校だけの問題ではなく、市全体としての問題としてとらえるべき事項であるとの意見が出され、陳第16号については採決の結果、賛成多数で継続審査にすべきものと決しました。

次に、陳第17号障害者自立支援法の利用者負担軽減に関する陳情についてであります。陳情の要旨の中である利用者負担（サービス使用料）を1割から半分以下まで引き下げる旨の要望は既に本市において一部実施していることもあり、陳第17号については願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、継続審査になっておりました陳第1号乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情についてであります。委員から乳幼児を簡単に病気にさせない予防も日ごろから心がけていく必要もあるのではないかとの意見も出され、陳第1号につきましては採決の結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

陳第2号管理栄養士活動の推進に関する陳情についてであります。委員から継続をとの意見が出され、陳第2号につきましては採決の結果、賛成多数で継続審査にすべきものと決しました。

最後に陳第7号玉名市立小学校・中学校の学校図書館に指導員を配置することに関する陳情についてであります。委員からこの問題は教育委員会で検討していると思うが人事の問題もあり、調査、研究の必要性もあり、継続をとの意見が出され、陳第7号については採決の結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

議長（松田憲明君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時12分 開議

議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

日程第2 質疑・討論・採決

議長（松田憲明君） ただいままでの各委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

6番議員 前田正治君。

[ 6番 前田正治君 登壇 ]

6番(前田正治君) 日本共産党の前田正治です。私は今議会に提案してあります議案の中で、議第176号平成18年度玉名市一般会計補正予算、議第181号玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第185号熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について、以上3議案について反対をいたします。平成20年4月1日から後期高齢者75歳以上を国民健康保険や組合健保から脱退させて、後期高齢者だけの独立した保険制度が始まります。そのための広域連合設置の議案と広域連合負担金が一般会計に計上してあります。後期高齢者医療制度は、家族に扶養されている人を含めてすべての75歳以上の高齢者が保険料を年金から天引きで徴収されることとなります。介護保険料とあわせて引かれることによりまして、ますます年金受け取り額が少なくなって、高齢者の暮らしを圧迫します。また保険料を滞納すると国民健康保険と同じように短期保険証や資格証明書となります。従来は後期高齢者や障害者、被爆者などは、この短期保険証や資格証明書を発行してはならないとされてきました。医療保障なしでは生きていけないこのような弱者にとっても冷たい政治となります。社会保障制度の切り崩しと言わざるを得ません。私はこのような議案については反対をいたします。

次に、陳情第9号療養病床の廃止・削減の中止を求める意見書の提出、陳情第10号安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の大幅増員を求める意見書の提出、陳情第11号庶民増税に反対し、国民健康保険の充実を求める意見書の提出、陳情第12号労働法制の規制緩和策中止を求める意見書の提出、陳情第13号障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書の提出、陳情第14号公的年金改善を求める意見書の提出に関する陳情、陳情第15号核兵器廃絶「非核平和自治体宣言」を求める陳情、以上につきまして委員長報告は不採択であります。私はこの第9号から第15号までの陳情はすべて賛成いたします。特に陳第13号、これは障害者自立支援法によりまして、雇用契約を結んだ労働者から工場で働くための使用料を徴収するとんでもない法律であります。また工場で得る、工場で得る労賃より使用料が高くなる、そういう状況も発生しております。自立を支援するとはとても言いがたいものであります。よって、この陳第13号には大いに賛成するものであります。また陳第15号につきまして核兵器廃絶「非核平和自治体宣言」これは合併前の1市3町にもあったもので、これを制定することについて何ら問題ないものと考えます。多くの市民に賛同されるものと確信するものです。速やかに新玉名市で非核平和自治体宣言を制定することを求めるものです。また陳第16号健やかな子どもたちを育てる環境に関する陳情、陳第1号、2号、7号について継続ということではありますが、私は直ちに採択すべきだと思います。

以上で討論終わります。

議長（松田憲明君） 17番 江田計司君。

[ 17番 江田計司君 登壇 ]

17番（江田計司君） こんにちは、有明クラブの江田です。私は陳第15号核兵器廃絶「非核平和自治体宣言」を求める陳情について不採択の立場から討論を行ないます。国において1976年国会の両議院で核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませぬの非核三原則を決議し、現在も国是として堅持しつつあるところでございます。この決議を受け、旧1市3町それぞれの議会の主体性において非核平和宣言の決議がなされております。先ほどの総務委員長からの報告がありましたように決議は必要であるという意見が醸成されれば議会として取り上げ、陳情がどうこうでなく議会としての主体性のもとに決議することが大切なことであると私も考えているところでございます。以上のことから陳第15号の不採択を表明するものであります。

以上です。

議長（松田憲明君） 24番 田島八起君。

[ 24番 田島八起君 登壇 ]

24番（田島八起君） 私は議第185号熊本県後期高齢者医療広域連合の設置についての議案に対して反対の討論を行ないます。後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を対象に国保からの脱退とこれまでの老人医療事業を廃止して、新しく高齢者医療制度をつくるというものです。平成20年4月の発足を目指しています。事業主体は県内47市町村で構成する熊本県後期高齢者医療広域連合とするもので、発足を来年の2月と予定し、そのための条例制定が今議会に提案されています。しかし、私の一般質問でも明らかになったように、国民的には制度導入の必要性はほとんど論議がないままに、突然資料をいただいた程度で、しかも制度の根幹を成す保険料については平均保険料の金額が示されている程度で、その算出の根拠や国保を脱退して新制度に移行した場合、保険料の負担はどう変わるのかもわからず、示されている政府の試算を見ても甘すぎると思われるし、政府の性急なやり方にいささか怒りを覚えています。後期高齢者医療制度を運営する経費については制度としては、総額の費用の総枠のうち公費で5割、残りの5割のうち現役世代が4割、後期高齢者が1割の負担となっていますが、2年ごとの見直しで高齢者が増え、若人が少なくなればその減少率の2分の1の負担が高齢者に上乘せられ、若人の負担率を減らすことになっており、75歳以上の後期高齢者ばかりが加入者であることを考えると年齢的にも病気を持った会員がどんどん増え、若人が少なくなるのは目に見えているわけですから、その分の保険料を高齢者にそのまま負担させるなら介護保険料の負担の増加率よりもさらに高い増加負担率で保険料が推移するのは火を見るよりも明らかであり、保険料はどんどん上がる仕組みとなっています。しかも

少子高齢化を控えて老人医療事業が行き詰るということで、介護保険を導入し新たな負担を求めながら、まだ6年もたないうちにまた新たな制度の導入に走り、その間の総括も示されないままの導入については容認できないところであります。したがって政府の性急な制度の発足に反対をしております。

さらにあと一つ請願1号はJRの採用差別の問題で請願書を出しておったところですけれども、継続ということになりました。今回総務委員会で継続になったことについては私自身異論を挟みませんが、ただ、今後さらに慎重審査をされるということでありますので、この玉名市にも国鉄から当時採用されなかった国労の組合員の人たちも少なくとも5人程度おられます。19年たっておりますので、今玉名に住んでおる人ばかりではありませんけれども、身近にそういう働く人たちがいるということもですね、その点も十分踏まえてひとつ請願の趣旨が生かされるように審議をお願いしたいということも申し添えまして、私の討論を終わります。

議長（松田憲明君） 1番議員、萩原雄治君。

[ 1番 萩原雄治君 登壇 ]

1番（萩原雄治君） 皆さんおはようございます。有明クラブの萩原雄治です。私は議第176号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第3号）及び議第185号熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について賛成の討論を行ないます。まず議第185号熊本県後期高齢者医療広域連合の設置についてでございますが、少子高齢化の進展に伴い老人医療費の増大が見込まれ、それに対応するシステムが必要となることから、将来にわたり医療保険制度の持続的かつ安定的な運営を確保するため医療制度改革大綱に沿って、所要の措置を講ずることとし、関係の法律が改正され後期高齢者医療制度の運営について県下全市町村が加入・組織する広域連合の設立を設けることと規定されております。県下では7月に熊本県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会を発足し、平成20年4月1日の開始に向け準備が進められているところであります。県下の全市町村が12月の定例議会において規約の同文議決が提案され、19年2月1日から始まる熊本県後期高齢者医療広域連合設立に向け、認可申請の運びとなっているところでございます。もし一つの議会でも否決されれば広域連合が設立されず、法律違反となるばかりでなく、県下全市町村の後期高齢者の方々に多大な影響を及ぼす恐れもあります。国保の被保険者として残った場合、国保の医療費が高くなる可能性もあり、一方では後期高齢者医療支援金が交付されないにもかかわらず、国保の保険者として支援金を納付しなければならず、国保財政は運営が厳しくなるものであります。このようなことから見ましても議第185号は原案どおり可決すべきであると、また議第176号玉名市一般会計補正予算に計上してあります広域連合負担金もその必要性はあり、議第176号も原案どおり可決すべきであることを申し上げ、賛成討論といたします。



議長（松田憲明君） 4番議員、北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

4番（北本節代さん） 私は陳情第16号健やかな子どもたちを育てる環境に関する条例に関して、委員長報告は継続でありました。私は直ちに採択すべき立場から討論いたします。三ッ川小学校の問題は陳情のとおり障害を持つ子どもさんが学校全体で5名になり、そのうち3名の方が普通学級に在籍をされるとのこと。また現在複式ではなく、単式であっておりますが、その単式であっている全校生徒より5名子どもたちが増える中での複式学級となります。この複式学級は1年、2年、3年、4年、5年、6年とするのではなく、2年、3年と4年、5年の教育上プログラムに関しても大変困難と思われる複式になる予定です。しかも最大人数16名であるとのこと。以上のことから可決しなければならない問題は複数あります。また執行部の方へも1,500名あまりの署名をつけて請願も提出されております。玉名の子どもたちの健やかな環境を整える状況といたしまして、この不安定な状況を続けることなく採択すべきだと思います。また次の議会は3月にあり、入学を目前にして検討するには不十分な状況にあります。以上のことから直ちに採択をすべきものだと私は思います。

以上で、私の討論を終わります。

議長（松田憲明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第176号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第3号）については、異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第177号 平成18年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

議第178号 平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第179号 平成18年度玉名市下水道事業会計補正予算（第2号）

の予算議案3件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、原案どおり決定いたしました。

議第176号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第3号）については異議ありますので、起立によって採決いたします。

議第176号については、原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第176号については、原案

どおり決定いたしました。

議第181号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第180号 玉名市天水老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について

議第182号 玉名市立小中学校設置条例の一部改正する条例の制定について

議第183号 玉名市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について

議第184号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について

の各条例議案4件は各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第181号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第181号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第181号については、原案のとおり決定いたしました。

議第185号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第186号 有明広域行政事務組合の規約の一部変更について

議第187号 熊本縣市町村総合事務組合の規約の一部の変更について

議第188号 第1次玉名市総合計画基本構想の策定について

議第189号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて

議第191号 業務委託契約の変更について

の議案5件は、各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第185号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第185号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第185号については、原案のとおり決定いたしました。

次に請願について、請第3号JR不採用問題の早期全面解決を求める意見書の提出に関する請願についての委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

次に陳情について、陳第9号療養病床の廃止・削減の中止を求める意見書の提出に関する陳情についてから陳第16号健やかな子どもたちを育てる環境に関する陳情についてまでの、以上、陳情8件については、あとに譲り採決いたします。

陳第17号障害者自立支援法の利用者負担軽減に関する陳情については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

陳第9号療養病床の廃止・削減の中止を求める意見書の提出に関する陳情についての委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第9号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松田憲明君） 起立少数であります。よって、陳第9号については、不採択と決定いたしました。

陳第10号安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情についての委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第10号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松田憲明君） 起立少数であります。よって、陳第10号については、不採択と決定いたしました。

陳第11号庶民大增税に反対し、国民健康保険の充実を求める意見書の提出に関する陳情についての委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第11号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松田憲明君） 起立少数であります。よって、陳第11号については、不採択と決定いたしました。

陳第 1 2 号労働法制の規制緩和策中止を求める意見書の提出に関する陳情についての委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第 1 2 号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松田憲明君） 起立少数であります。よって、陳第 1 2 号については、不採択と決定いたしました。

陳第 1 3 号障害者自立支援法の働く場への適用中止を求める意見書の提出に関する陳情についての委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第 1 3 号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松田憲明君） 起立少数であります。よって、陳第 1 3 号については、不採択と決定いたしました。

陳第 1 4 号公的年金改善を求める意見書の提出に関する陳情についての委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第 1 4 号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松田憲明君） 起立少数であります。よって、陳第 1 4 号については、不採択と決定いたしました。

陳第 1 5 号核兵器廃絶「非核平和自治体宣言」を求める陳情についての委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第 1 5 号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松田憲明君） 起立少数であります。よって、陳第 1 5 号については、不採択と決定いたしました。

陳第 1 6 号健やかな子どもたちを育てる環境に関する陳情についての委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、陳第 1 6 号については、継続審査とすることに決定いたしました。

次に継続審査となっております陳情について、陳第 1 号乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情についての委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、陳第1号については、継続審査とすることに決定いたしました。

陳第2号管理栄養士活動の推進に関する陳情についての委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、陳第2号については、継続審査とすることに決定いたしました。

陳第7号玉名市立小学校・中学校の学校図書館に指導員を配置することに関する陳情についての委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、陳第7号については、継続審査とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告

議長（松田憲明君） 次に、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。

委員長の報告を求めます。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君。

[新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君 登壇]

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長（堀本 泉君） 御指名をいただきました堀本です。ちょっと長くなりますけれども、取り急ぎ報告をいたします。新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

去る11月22日に委員会を開催いたしまして、まず1番、新幹線新玉名駅、あくまでも仮称でございますが、駅舎デザイン素案について。2番、文化財調査の動向と今年度の作業予定について。3番、新幹線用地の状況と今後の推移について。以上3点につきまして、執行部より説明があり、質疑応答を行ないました。当日提示がありました項目ごとに御報告を申し上げます。

1番、新幹線新玉名駅（仮称）駅舎デザイン素案について。まず執行部より駅舎デザイン素案の策定の経緯についての説明がありました。平成17年度旧玉名市において市民の代表による検討会を4回開催し、その後新市になり、平成18年4月に駅舎イメージの意見交換会を経て、6月に鉄道運輸機構に市としての意見を提言したとのことであります。提言内容については新玉名駅は玉名市のみならず、熊本県県北の玄関口とな

る広域の駅で、駅舎関連施設全般のコンセプトとして「森」をイメージしたもの、また駅舎の設計に当たっては近代的な駅ではなく、この地方の歴史、文化に根ざし、やすらぎやぬくもり、あたたかみのある自然素材を生かした田舎のいわゆる田園の駅をイメージしたものであります。この度鉄道運輸機構において提言内容を盛り込み、検討し作成された駅舎デザイン素案が当委員会に示されました。鉄道運輸機構では、新幹線鹿児島ルートすべての駅の共通理念である「きらめく自然と豊かな歴史を未来につなげるおもてなしの駅」をベースに新玉名駅（仮称）の理念を自然・光・リズムとし、地域の特性を温泉のまち、花のまち、歴史のまち、音楽のまちととらえ、これらを重ね合わせたデザインであるとのことでありました。また機能とデザインとの対応を基本に据え、旅客動線と駅施設配置を考慮し、デザインの題材を森や樹木に求める案であります。1、落葉広葉樹をイメージしたアーチが重なったような外観デザイン。2、常緑針葉樹をイメージした三角形の連続のような外観デザイン。3、木立をイメージした木が連続し並んでいる状態を明るい感じのするような外観デザインとの説明でありました。また内側はユニバーサルデザインに配慮し、地域の素材を生かした落ち着いた雰囲気を出した案であります。最後に鉄道運輸機構としては木立をイメージした案をもとに今年度末までに構想を固めたいとのことでありました。

この説明に対し、委員からは玄関部分のインパクトが弱いし、建物と玄関がマッチしておらず、何か寂しいイメージがありもっとアピールすべきではないかとの意見や、全体的なインパクトがなく玉名がイメージできないとの意見が出されました。特筆すべき質疑応答は次のようなものであります。1、駅舎建設の予算については標準的な仕様で約20億円程度かかる。2番、駅舎の外観デザインは葎や木立、すだれをイメージしたもので開放感あふれる駅舎である。3番、鉄道運輸機構が検討した結果、進めているのは木立をイメージした素案であるが部分的な修正は可能である。4番、玉名のイメージとして眼鏡橋ふうに提案されているが丸みがありあたたかみを感じられる。さらに若干の手直しを加えれば、建物との関係において調和するのではないか。5番、当委員会として意見具申をしたいが、形や素材についての具申を実施してはどうか、などの意見が出ました。最終的には市民各位から意見をいただき、これまで検討がなされ、可とするも「森」のイメージということでコンセプトが固まっており、玄関についてはデザインを再度検討してほしい。については執行部から鉄道運輸機構に対し、内容を取りまとめの上、要望してほしいと総括をいたしました。

2番、文化財調査の動向と今後の作業予定について、新駅周辺の文化財調査の状況説明が執行部よりありました。用地取得の終わったところから順次試掘作業に着手し、現在未買収の9筆を除いた試掘調査をもとに、遺構の範囲や深さについて市の文化課で整理をしている。整理を進める文化財の状況を精査しているが、工事により埋蔵文化財

に直接影響を与えないところでは、文化財を現状保存するという基本理念から本調査の必要性があるかどうかについて県文化課と市文化課で協議中のため、その推移を注視したいとのことであります。その後、委員から協議結果が判明する時期や文化財の調査の進捗にかかわる質問があり、これに対し執行部より来年3月までに協議の結論が出るとの答弁がありました。また、本年度の調査は水路や水田面を掘削し、遺構に影響を及ぼす部分を優先的に実施し、その他の部分については協議結果が明らかになった後、平成19年度から迅速に対応するとのことであります。また掘削はするが遺構面に達しないような調整池の底を上げて対応する工法変更などで、今年度の文化財調査、工事、用地取得などの事業計画の内容に変更が生じることについての説明を受けております。

3、新幹線用地の状況と今後の推移について、執行部より新幹線路線のルート上の用地取得は鉄道運輸機構から委託を受けた熊本県によって進められているが、現在地権者251名の中で7名の方がいまだ契約ができていない旨の説明がありました。そのようなことで事業推進を図るため、去る10月31日に関係各位の御尽力により未契約者、鉄道運輸機構、熊本県それに市も同席し、地元公民館で推進に向けた話し合いが行なわれました。このように契約締結に向けた話し合いがなされる一方、鉄道運輸機構では平行して博多から新八代駅間の事業区間全域を対象とした土地収用手続きを始めなければならないとのことであります。具体的な事務手続の流れとしまして、未契約者を対象とした事業説明会を実施し、その後事業認定申請を行ない、19年3月に事業認定告示、6月に裁決申請、20年の2月ごろに明け渡し裁決となるとのことであります。鉄道運輸機構や熊本県では収用事務手続を進めながらも、かかる事態にはならぬように精いっぱい任意の交渉を継続し、地権者との合意形成に努める旨の説明がありました。そのほか排水計画に関連して下流域の水路や農業排水未整備地区、水門の整備状況や狭隘な箇所についての質疑や隣接する県道玉名立花線についての、文化財調査の進捗等についての質疑応答ももちろんありました。

以上をもちまして、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告とさせていただきます。なお、今後の委員会の開催等については、それぞれ進捗状況を見ながら慎重審査を期するため、引き続き調査する必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに全会一致をもって決定しました。

以上で、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告といたします。

議長（松田憲明君） 以上で新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

日程第4 質疑・討論・採決

議長（松田憲明君） ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 玉名バイパス建設促進特別委員長報告

議長（松田憲明君） 次に、玉名バイパス建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決をいたします。委員長の報告を求めます。

玉名バイパス建設促進特別委員長 小屋野幸隆君。

〔玉名バイパス建設促進特別委員長 小屋野幸隆君 登壇〕

玉名バイパス建設促進特別委員長（小屋野幸隆君） 長くなっておりますが、ちょっとだけ時間を貸していただきたいと思います。ただいまから、玉名バイパス建設促進特別委員会の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、初めに先進地であり玉名バイパスと類似点の多い、佐賀県の西九州道路唐津道路及び巖木バイパスの研修視察を行ないましたので御報告を申し上げます。11月16日、17日国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所の案内で、西九州唐津道路に係る、高架橋や埋蔵文化財調査現場などを視察をいたしまして、その後市としての協力体制の説明をいただきました。国交省初め佐賀県文化課、唐津市の協力をいただき、今後の玉名バイパス建設促進に大いに役立つ研修でございました。

それから11月27日、執行部の出席をいただき委員会を開催いたしましたところでございます。内容といたしましては、前回からの案件でございました玉名バイパス菊池川架橋の名称について、それから玉名バイパスの現在の状況について執行部より説明がございました。まず玉名バイパス菊池川架橋の名称についてでございます。前回、本委員会におきまして、名称につきましては地元代表者で構成されております玉名バイパス促進委員会で検討はどうかという提案をしたわけでございますが、その後の経過について



報告がございました。促進委員会の地元区長など10名の方々と会議をしたところ橋の名称は地区名を希望されており、起点の地区名である寺田、終点河崎地区の2つの名前をあわせて寺田河崎大橋との要望であるとの報告がございました。地元の希望ということでございましたので、今委員会におきまして全会一致で寺田河崎大橋を推薦したところでございます。

次に、玉名バイパスの現在の状況についてでございますが、寺田から立願寺地区まで平成19年12月までに供用開始の予定であるとのことございまして、残り立願寺から開田地区までの工区でございますが、平成19年2月末までに用地測量、建物調査それから土地の評価などの調査業務を完了し、用地の説明会に入る予定であるとのことございました。早期完成、早期開通を図るため、今後も引き続き審査をする必要がございますので、全会一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定をし、委員会を閉会をいたしましたところでございます。

以上で、御報告を終わります。

議長（松田憲明君） 以上で玉名バイパス建設促進特別委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

日程第6 質疑・討論・採決

議長（松田憲明君） ただいまの委員長の報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総務委員長から総務部企画財政部及び地域自治調整総室の所管に関する調査事項、産業経済委員長から産業経済部の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、文教厚生委員長から教育委員会、市民部及び福祉部の所管に関する調査事項、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する

事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について、それぞれ継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。さよう決定いたします。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

市長（島津勇典君） 今議会も最終日を迎えることができました。多くの大事な議案について慎重に御審議をいただき、またそれぞれ承認・可決の御決定をいただきましたことを改めて厚く御礼を申し上げます。この1年間議会の皆様方にはとりわけお世話さまになりました。このことも厚く御礼を申し上げたいと思います。年末でございますので、一応私自身この1年を振り返って改めて皆さんに感謝のごあいさつをさせていただきます。

平成18年を迎えまして4日の日に初めての名刺交換会を行ないました。旧市ではずっと行なわれてきたことでございますが、私自身は初めてのことでございました。これから18年度の市政が動き始め、その後作本団長以下消防団各位の御努力もあって、初めての合同出初式を盛大に執り行なうことができました。受けて、2月に入りまして懸案だったと私は承知をしておりますが、取り急ぎという感じもいたさないわけではありませんが、新幹線開業に伴う県市協定を結ばせていただきました。新年度を迎えるに当たって15名の職員削減と私にとっては初めての人事異動を行なわせていただき、実質的には初めて市政運営について大きな責任を持つことになったという自覚を深くした次第であります。あわせて4月5月体育協会を初めとして老人会、婦人会等々各種団体が旧市の枠を超えて新しい玉名市の組織としてスタートをしていただくことになり、一体化がそれぞれ進んできたと受け止めております。6月、7月に入りまして記録的な豪雨災害に見舞われました。市内でもたくさんな箇所でも豪雨の爪あとが残りました。今執行部では懸命にその復旧のための工事なり事務作業を進めているところでございます。

10月3日に合併1周年記念を盛大に執り行なわせていただき、歩み始めて1年の実感を深くしたわけであります。秋に看護大、崇城大との協力協定調印をさせていただいて、今後大学の持たれるノウハウ等を地域づくりに御協力をいただくという体制が整ったことを私は嬉しく思っております。暮れに立派な天水中学の落成式を行なうことができました。この年が終わろうとしておりますが、まさに多事多難であったなあというのが実感でございます。それにつけても議会各位の格別の御理解と御支援をいただきましたことを改めて感謝申し上げます。

新しい年、亥年でございますが、亥のように猪突猛進することなく皆様の御指導・御支援をいただきながら着実に一步一步歩み始めてまいりたいと思っております。どうぞ来る年が皆様方にとりまして健康で希望に満ちた年でありますように、そして私どもの玉名市にとりましても本当に新しい玉名市としての着実な歩みを重ねていくことができますように、ともどもにお祈りを申し上げながら私の年末のごあいさつにさせていただきます。1年間お世話さまになりました。ありがとうございました。

議長（松田憲明君） これにて本会議を閉じ、平成18年第5回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 0時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長           松 田 憲 明

玉名市議会議員           内 田 靖 信

玉名市議会議員           高 村 四 郎

玉名市議会会議録  
平成18年第5回定例会

発行人 玉名市議会議長 松田憲明

編集人 玉名市議会事務局長 松岡誠也

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010

~~~~~  
玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155